2022年度
専門職大学院法務研究科
講義概要（シラバス）

法政大学

科目一覧［発行日：2022/5/2］最新版のシラバスは、法政大学 Web シラバス（https://syllabus.hosei.ac.jp/）で確認してください。

基礎法学・隣接科目群_隣接【V9211】労働組合論Ⅰ ［中村　圭介］春学期前半/Spring(1st half) 1
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9213】協同組合概論Ⅰ ［伊丹　謙太郎］春学期前半/Spring(1st half) 2
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9215】ＮＰＯ論（現状と課題）Ⅰ ［柏木　宏］春学期前半/Spring(1st half) 3
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9212】労働組合論Ⅱ ［中村　圭介］春学期後半/Spring(2nd half) 5
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9214】協同組合概論Ⅱ ［伊丹　謙太郎］春学期後半/Spring(2nd half) 6
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9216】ＮＰＯ論（現状と課題）Ⅱ ［柏木　宏］春学期後半/Spring(2nd half) 7
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1111】憲法Ⅰ ［赤坂　正浩］春学期授業/Spring 8
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1121】憲法Ⅱ ［日野田　浩行］秋学期授業/Fall 10
基礎法学・隣接科目群_隣接【V9217】国際 NGO・NPO 論［小野　行雄］秋学期前半/Fall(1st half) 12
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1131、V1132】行政法Ⅰ ［交告　尚史］春学期授業/Spring 13
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1141、V1142】行政法［交告　尚史］春学期授業/Spring 14
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1151、V1152】行政法Ⅱ ［交告　尚史］秋学期授業/Fall 15
法律基本科目群（基礎科目）_公法系【V1161、V1162】行政法特論［交告　尚史］秋学期授業/Fall 16
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1171】憲法基礎演習［赤坂　正浩］春学期授業/Spring 17
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1211、V1212、V1213、V1214】憲法演習Ⅰ ［赤坂　正浩、日野田　浩行］春学期授業/Spring 18
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1221、V1222、V1223、V1224】憲法演習Ⅱ ［赤坂　正浩、日野田　浩行］秋学期授業/Fall 19
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1231、V1232】行政法演習Ⅰ ［交告　尚史］春学期授業/Spring 20
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1241、V1242】行政法演習Ⅱ ［交告　尚史］秋学期授業/Fall 21
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1251】公法演習［交告　尚史、日野田　浩行］春学期授業/Spring 22
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1311】憲法判例演習Ⅰ ［日野田　浩行］春学期授業/Spring 23
法律基本科目群（応用科目）_公法系【V1321】憲法判例演習Ⅱ ［日野田　浩行］秋学期授業/Fall 24
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1331】基礎ゼミⅠ ［遠山　純弘］春学期授業/Spring 25
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1341】基礎ゼミⅡ ［遠山　純弘］秋学期授業/Fall 26
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1411】民法Ⅰ ［遠山　純弘］春学期前半/Spring(1st half) 27
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1421】民法Ⅱ ［遠山　純弘］春学期後半/Spring(2nd half) 29
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1431】民法Ⅲ ［遠山　純弘］秋学期前半/Fall(1st half) 32
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1441】民法Ⅳ ［遠山　純弘］秋学期後半/Fall(2nd half) 34
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1451】民法Ⅴ ［羽生　香織］春学期授業/Spring 36
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1461】民法Ⅴ ［羽生　香織］春学期授業/Spring 37
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1511】民事基礎演習［廣尾　勝彰］秋学期授業/Fall 38
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1521、V1522、V1523、V1524】民法演習Ⅰ ［高須　順一、新堂　明子、大澤　彩］春学期授業/Spring 39
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1531、V1532、V1533、V1534】民法演習Ⅱ ［高須　順一、新堂　明子、川村　洋子］秋学期授業/Fall 41
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1541】民法演習Ⅲ ［野中　貴弘］春学期授業/Spring 43
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1542】民法演習Ⅲ ［野中　貴弘］秋学期授業/Fall 45
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1551、V1552】商法Ⅰ ［明田川　昌幸、笹久保　徹］春学期授業/Spring . . 47
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1561、V1562】商法［明田川　昌幸、笹久保　徹］春学期授業/Spring 48
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1571、V1572】商法Ⅱ ［明田川　昌幸、笹久保　徹］秋学期授業/Fall 50
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1581、V1582】商法特論［明田川　昌幸、笹久保　徹］秋学期授業/Fall . . . 51
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1611、V1612、V1613】商法演習Ⅰ ［明田川　昌幸、柴田　和史］春学期授業/Spring 53
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1621、V1622、V1623】商法演習Ⅱ ［明田川　昌幸、柴田　和史］秋学期授業/Fall 54
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1631】民事訴訟法Ⅰ ［萩澤　達彦］春学期授業/Spring 56
法律基本科目群（基礎科目）_民事系【V1641】民事訴訟法Ⅱ ［萩澤　達彦］秋学期授業/Fall 57
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1651、V1652、V1653、V1654】民事訴訟法演習Ⅰ ［鷹取　信哉、萩澤　達彦］春学期授業/Spring 58
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1661、V1662、V1663、V1664】民事訴訟法演習Ⅱ ［鷹取　信哉、萩澤　達彦］秋学期授業/Fall 59
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1671、V1672】民事法演習［高須　順一］秋学期授業/Fall 60

法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1681】民法判例演習Ⅰ［新堂　明子］春学期授業/Spring 61
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1691】民法判例演習Ⅱ［新堂　明子］秋学期授業/Fall 62
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1711】民事訴訟法判例演習Ⅰ［萩澤　達彦］春学期授業/Spring 63
法律基本科目群（応用科目）_民事系【V1721】民事訴訟法判例演習Ⅱ［高須　順一］秋学期授業/Fall 64
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1811】刑法Ⅰ［今井　猛嘉］春学期授業/Spring 65
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1821】刑法Ⅱ［佐藤　輝幸］秋学期前半/Fall(1st half) 66
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1831】刑法Ⅲ［佐藤　輝幸］秋学期後半/Fall(2nd half) 67
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1841】刑事基礎演習Ⅰ［野嶋　愼一郎］春学期授業/Spring 68
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1851】刑事基礎演習Ⅱ［水野　智幸］秋学期授業/Fall 69
法律基本科目群（基礎科目）_刑事系【V1861】刑事訴訟法Ⅰ［水野　智幸］春学期授業/Spring 70
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1871】刑事訴訟法Ⅱ［水野　智幸］秋学期授業/Fall 71
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1911、V1912、V1913、V1914】刑法演習Ⅰ［水野　智幸、佐藤　輝幸］春学期授業/Spring 72
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1921、V1922、V1923、V1924】刑法演習Ⅱ［今井　猛嘉、水野　智幸、佐藤　輝幸］秋学期授業/Fall 73
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1931、V1932、V1933、V1934】刑事訴訟法演習Ⅰ［安東　美和子、田中　開］春学期授業/Spring 74
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1941、V1942、V1943、V1944】刑事訴訟法演習Ⅱ［安東　美和子、田中　開］秋学期授業/Fall 75
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1951】刑事法演習［野嶋　愼一郎］秋学期授業/Fall 76
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1961】刑法判例演習Ⅰ［佐藤　輝幸］春学期授業/Spring 77
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1971】刑法判例演習Ⅱ［水野　智幸、野嶋　愼一郎］秋学期授業/Fall 78
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1981】刑事訴訟法判例演習Ⅰ［水野　智幸］春学期授業/Spring 79
法律基本科目群（応用科目）_刑事系【V1991】刑事訴訟法判例演習Ⅱ［野嶋　愼一郎］秋学期授業/Fall 80
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2111、V2112、V2113、V2114】民事訴訟実務の基礎［鷹取　信哉、派遣裁判官］春学期授業/Spring 81
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2121、V2122、V2123、V2124】刑事訴訟実務の基礎［野嶋　愼一郎、派遣検察官］春学期授業/Spring 82
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2131、V2132、V2133、V2134】法曹倫理［坂本　正幸］秋学期授業/Fall 83
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2141、V2142】ローヤリング（面接交渉）［坂本　正幸］春学期・秋学期/Spring・Fall 85
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2151、V2152】クリニック１［高須　順一、廣尾　勝彰］春学期・秋学期/Spring・Fall 86
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2161、V2162】クリニック２［坂本　正幸］春学期・秋学期/Spring・Fall 87
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2171 、V2172】クリニック３［野嶋　愼一郎］春学期・秋学期/Spring・Fall . . 88
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2181、V2182】クリニック４［鷹取　信哉］春学期・秋学期/Spring・Fall 89
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2191 、V2192】エクスターンシップ［高須　順一、交告　尚史］春学期・秋学期/Spring・Fall 90
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2211】英文契約文書作成［福士　文子］春学期授業/Spring 91
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2221】法情報調査［中網　栄美子］春学期集中/Intensive(Spring) 92
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2231】法律文書作成［小池　邦吉］秋学期授業/Fall 93
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2241】刑事事実認定の基礎［野嶋　愼一郎］春学期授業/Spring 94
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2251】要件事実演習［高須　順一］秋学期授業/Fall 95
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2261】現代法曹論［高須　順一］春学期前半/Spring(1st half) 96
実務基礎科目群_専門的技能教育【V2271】企業法務入門［高須　順一］春学期後半/Spring(2nd half) 97
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3111】英米法［岩田　太］秋学期授業/Fall 98
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3121】法哲学［大野　達司］秋学期授業/Fall 99
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3131】ドイツ法［日野田　浩行］春学期授業/Spring 100
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3151】法制史［中網　栄美子］秋学期授業/Fall 102
基礎法学・隣接科目群_基礎【V3161】立法学［長谷川　彰一］春学期授業/Spring 103
基礎法学・隣接科目群_隣接【V3171】行政学［西山　慶司］秋学期集中/Intensive(Fall) 104
基礎法学・隣接科目群_隣接【V3181】アメリカ政治論［中野　勝郎］春学期授業/Spring 105
展開・先端科目群_展開【V4111】現代的契約関係法［高須　順一］春学期授業/Spring 106
展開・先端科目群_展開【V4121】債権回収法［大中　有信］春学期授業/Spring 108
展開・先端科目群_展開【V4131】現代家族の法と手続［野嶋　愼一郎］秋学期授業/Fall 109
展開・先端科目群_展開【V4141】労働法Ⅰ［浜村　彰］春学期授業/Spring 110
展開・先端科目群_展開【V4151】労働法Ⅱ［浜村　彰］秋学期授業/Fall 111

展開・先端科目群_展開【V4161】労働法演習［泉澤　章］秋学期授業/Fall 112
展開・先端科目群_展開【V4171】刑事政策［水野　智幸、野嶋　愼一郎］春学期授業/Spring 113
展開・先端科目群_展開【V4181】経済法Ⅰ［石岡　克俊］春学期授業/Spring 114
展開・先端科目群_展開【V4191】経済法Ⅱ［石岡　克俊］秋学期授業/Fall 115
展開・先端科目群_展開【V4211】民事執行・保全法［萩澤　達彦］秋学期授業/Fall 117
展開・先端科目群_展開【V4221】経済法演習［若林　亜理砂］秋学期授業/Fall 118
展開・先端科目群_先端【V5111】税法［石井　亮］秋学期授業/Fall 119
展開・先端科目群_先端【V5121】地方自治法［三好　規正］春学期授業/Spring 120
展開・先端科目群_先端【V5131】知的財産法Ⅰ［武生　昌士］春学期授業/Spring 121
展開・先端科目群_先端【V5141】知的財産法Ⅱ［武生　昌士］秋学期授業/Fall 122
展開・先端科目群_先端【V5151】消費者法［桜井　健夫］春学期授業/Spring 123
展開・先端科目群_先端【V5161】環境法Ⅰ［筑紫　圭一］春学期授業/Spring 124
展開・先端科目群_先端【V5171】環境法Ⅱ［筑紫　圭一］秋学期授業/Fall 125
展開・先端科目群_先端【V5181】企業結合法Ⅰ［柴田　和史］春学期授業/Spring 126
展開・先端科目群_先端【V5191】企業結合法Ⅱ［柴田　和史］秋学期授業/Fall 128
展開・先端科目群_先端【V5211】現代人権論［日野田　浩行］秋学期授業/Fall 129
展開・先端科目群_先端【V5221】社会保障法［大原　利夫］秋学期授業/Fall 130
展開・先端科目群_先端【V5231】金融商品取引法Ⅰ［明田川　昌幸］春学期授業/Spring 131
展開・先端科目群_先端【V5241】金融商品取引法Ⅱ［明田川　昌幸］秋学期授業/Fall 132
展開・先端科目群_先端【V5251】倒産法Ⅰ［杉本　和士］春学期授業/Spring 133
展開・先端科目群_先端【V5261】倒産法Ⅱ［杉本　和士］秋学期授業/Fall 135
展開・先端科目群_先端【V5271】倒産法演習［髙田　千早］春学期授業/Spring 136
展開・先端科目群_先端【V5291】金融取引法［久保　淳一、野口　香織］秋学期授業/Fall 137
展開・先端科目群_先端【V5311】信託法［堂園　昇平］春学期授業/Spring 138
展開・先端科目群_先端【V5321】企業取引法Ⅰ［明田川　昌幸］春学期授業/Spring 139
展開・先端科目群_先端【V5331】企業取引法Ⅱ［明田川　昌幸］秋学期授業/Fall 140
展開・先端科目群_先端【V5351】経済刑法［今井　猛嘉］春学期授業/Spring 141
展開・先端科目群_先端【V5361】国際関係法（公法系分野）Ⅰ［森田　章夫］春学期授業/Spring 142
展開・先端科目群_先端【V5371】国際関係法（公法系分野）Ⅱ［森田　章夫］秋学期授業/Fall 143
展開・先端科目群_先端【V5381】国際関係法（私法系分野）Ⅰ［道垣内　正人］春学期授業/Spring 144
展開・先端科目群_先端【V5391】国際関係法（私法系分野）Ⅱ［上村　直子］秋学期授業/Fall 145
展開・先端科目群_先端【V5411】国際取引法［清水　幸明］春学期授業/Spring 147
展開・先端科目群_先端【V5421】法と心理学［高木　光太郎］秋学期授業/Fall 148

POL500Q1 － 001

労働組合論Ⅰ

中村　圭介

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年 (春学期前半/Spring(1st half))**
備考（履修条件等）：**連帯社会インスティテュート主催科目**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は労働組合論入門であり、連帯社会を構成する主要な柱の 1 つである労働組合の起源と基本的役割について学ぶ。

【到達目標】
労働組合はイギリスで 17 世紀の末から 18 世紀初めにかけて誕生したが、その存在が法的に認められるまでには長い年月を必要とした。この授業では、最初に、働く人々が団結しようとしたのはなぜか、法認されるまでに時間がかかったのはなぜかを歴史的に学ぶ。その上で、労働組合が職場でどのような役割を果たしているのか、社会の中でどのような役割を果たしているのか、また果たすべきなのかを学ぶ。この授業を履修することによって、労働組合についての基礎的な知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」に関連。

【授業の進め方と方法】
授業は講義形式で行う。一方的な講義にならないよう、随時、質問を挟みながら進める。授業形式については対面形式を予定しているが、コロナの感染状況によっては Zoo mによるオンライン授業を行うこともある。Zoom で授業を行う場合の、ID・パスコード等については、初回授業までに学習支援システム（Hoppii）に掲載する。
毎回、授業についてのリポート（何を学び、何が不明か）の提出を求める。次回の授業の最初に、リポートに基づいて前回授業の補足説明を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	営業の自由と団結	労働者が団結する自由がどのような経緯と論理で認められるようになったのかを、主として 18 世紀、19 世紀のイギリスの歴史を素材に論じる。
第 2 回	労働組合と法（1）	第二次世界大戦前の日本では労働組合は法律的には厳しい制約の下に置かれていた。そうした厳しい環境の下であっても労働組合は結成されたし、活動も行った。その歴史を論じる。
第 3 回	労働組合と法（2）	労働組合の結成と活動を事実上、否定した戦前の法的枠組みは、戦後制定された労働組合法によって大きく変えられた。どのような論理で労働組合を法認することになったのかを論じる。その上で労働組合の法認の意味と意義を論じる。
第 4 回	労働組合の諸類型	労働組合は組織原理の違いによって、職業別組合、産業別組合、一般組合という諸類型がある。他方、日本の労働組合の基本は、これらとは異なる企業別組合である。これらの違いを論じたあと、企業別組合の組織上、機能上の諸特徴を論じる。
第 5 回	労働組合の経済学（1）	ミクロ経済学で使われる概念を簡単に説明した後に、一般的なミクロ経済学は労働組合をどうとらえているのかを説明する。
第 6 回	労働組合の経済学（2）	「退出か発言か」という 2 つの選択行動から労働組合を論じる新しい理論、集団的発言メカニズムの理論を詳しく説明する。
第 7 回	労働組合の経済的機能	新しい理論にもとづく実証研究を詳細に紹介し、日本の企業別組合に対する新しい視角を紹介する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特に使用しない。

【参考書】
中村圭介、佐藤博樹、神谷拓平著『労働組合は本当に役に立っているのか』（総合労働研究所、1988 年）、仁田道夫、中村圭介、野川忍編著『労働組合の基礎－働く人の未来をつくる』（日本評論社、2021 年）。その他、授業中に関連文献を紹介する。

【成績評価の方法と基準】
平常点が 60 %、授業への貢献が 40 %。「授業への貢献」は、教員の質問に対する答え、自由な発想による教員への質問、特定のトピックに関わる議論への積極的な参加などによって測る。

【学生の意見等からの気づき】
板書するが、なるべく丁寧に、ゆっくりと書くこととする。

【その他の重要事項】
講義ノートをしっかり取る。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞労使関係論、人事管理論
＜研究テーマ＞労働組合、労使関係、人事管理、共助と連帯
＜主要研究業績＞
①『地域から変える』教育文化協会、2021 年
②『労働組合の基礎－働く人の未来をつくる』日本評論社、2021 年
③『壁を壊す－非正規を仲間に　新装版』教育文化協会、2018 年
④『地域を繋ぐ』教育文化協会、2010 年
⑤『成果主義の真実』東洋経済新報社、2006 年
⑥『衰退か再生か：労働組合活性化への道』（共編著）勁草書房、2005 年

【Outline (in English)】
This course is an introduction to trade unions and students learn the origin and basic roles of trade unions which constitute one of the main three pillars of solidarity-based society.

POL500Q1 － 002

協同組合概論Ⅰ

伊丹　謙太郎

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：1～**年 (春学期前半**/Spring(1st half))

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
協同組合という組織形態の特質，他の組織形態との違いを明らかにすることを目的とする。＜現代日本の協同組合の論点＞を毎回議論し、答えのない問いや課題に向き合う中で、それぞれが自分自身の協同組合観を養う。

【到達目標】
連帯社会インスティテュートのすべての学生の共通基盤としての知識を得ることにより，協同組合という組織形態の特質を他の企業形態との比較において説明することができる。また，世界と日本の協同組合の歴史や現状を比較することを通じて，現代日本の協同組合の普遍性と特異性を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」に関連。

【授業の進め方と方法】
・２コマｘ７回の授業となるため、各回前半部については講義形式において知識の習得と論点整理を行う。後半部は、各回で中心となったテーマについて、学生自身が主体的に参加し、ディスカッションを行う。
・最終授業で、これまでの講義内容のまとめや復習だけでなく、課題に対する講評や解説も行う。
※ COVID-19 の情勢次第で、Zoom 授業に移行することがあります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	日本における協同組合概観（前半）＋世界の協同組合運動（後半）	議論の前提となる協同組合の経済インパクト等を事業分野毎にレビューする
第 2 回	協同組合の哲学	レイドロー報告を中心に、協同組合理念の史的展開について議論する
第 3 回	社会経済と協同組合セクター	協同組合セクター論という視座について検討する
第 4 回	運動における参加	運動としての協同組合に不可欠な参加の意義を再考する
第 5 回	組織運営と事業活動	多様化する時代の下での組合員民主とガバナンスの可能性について議論する
第 6 回	協同のネットワーク構築と社会連帯	共助と公助を軸に、アソシエーションとしての協同組合の可能性を展望する
第 7 回	協同組合教育と次世代の協同組合	協同組合運動における教育の位置づけを再検討する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書を使用しない。

【参考書】
中川雄一郎／ JC 総研編『協同組合は「未来の創造者」になれるか』家の光協会、2014

【成績評価の方法と基準】
平常点 20 %，レポート課題 80 %。

【学生の意見等からの気づき】
協同組合に関わる概論として多様なトピックを取り扱わざるをえないことで、１回毎の情報量が多くなっている。各回コンパクトにまとめ、学生討議を十分に活かせるよう努める。

【学生が準備すべき機器他】
Zoom 受講に必要な機器・環境（PC およびネット接続）

【担当教員の専門分野等】
＜専攻＞
協同組合論、公共哲学
＜研究テーマ＞
協同組合思想、協同組合運動史、デジタル経済と協同主義、
非営利組織連携論、賀川豊彦研究

【Outline (in English)】
This course aims to understand the nature of co-operatives and the differences with other organizational forms; joint stock companies, mutuals and nonprofits. Students learn the characteristics and major types of Japan-style co-operatives through comparison with co-operatives in other countries.

POL500Q1 － 003

ＮＰＯ論（現状と課題）Ｉ

柏木　宏

単位数：2 単位　｜　受講年次：1～年 (春学期前半/Spring(1st half))

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
NPO（民間非営利組織）は、サービス活動の提供による社会・地域問題への対応と、社会変革に向けたアドボカシー活動の両輪によって成り立っている。これらの活動により、NPO は、市民セクターの形成・発展の中心的な役割を担うとともに、市民社会を構築するための重要なツールとして機能している。日本における NPO は、1998 年の NPO 法成立によって具体化、顕在化したといえるが、「NPO の先進国、アメリカ」では、1 世紀以上前から生成し、1960 年代以降、急速に発展している。本授業では、NPO に関する基本的な概念の整理、こうした日米における NPO の歴史的背景や意義、現状と課題などについて理解することを目的にする。

【到達目標】
上記の【授業の概要と目的】を踏まえ、日米を中心にした NPO に関する歴史や制度、社会的な役割、企業や行政との協働を含めた活動の携帯などについて基本的な知識を幅広く獲得することができる。また、日本だけでなく、アメリカをはじめとした世界全体におけるコロナ禍における現状や課題を含めた、NPO の今日的課題や意義について理解を深めることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
政治学専攻「NPO 論１」においては、ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」は特に強く関連、「DP2」「DP3」は強く関連している。
公共政策学専攻「NPO 論」においては、ディプロマポリシーのうち、公共政策学専攻公共マネジメントコースにおいては「DP3」に関連している。ディプロマポリシーのうち、公共政策学専攻市民社会ガバナンスコースにおいては「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP4」は特に強く関連している。
連帯社会インスティテュート「NPO 論（現状と課題）Ｉ」においては、ディプロマポリシーのうち、「DP1」に関連している。

【授業の進め方と方法】
・教員による講義
各回の講義の資料は、事前に学習支援システム（Hoppii）を通じて送付する。これを読み、講義内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習を行っていることを前提として、授業を進めていく。毎回の講義は、原則として 3 分の 2 程度を教員からのプレゼンテーションとする。残りの時間で質疑応答を含めた議論を行い、最後にまとめをする。
・学生の発表
講義への理解度を確認するとともに、不明瞭な点を明確にするため、期間中に講義のまとめ（ふりかえり）のセッションを 2 回実施する。また、授業に関連したテーマのレポートの作成を行う。作成に先立ち、アウトラインを作成し、授業で発表する。レポートは、レジュメに基づいて発表を行う。ふりかえり、アウトライン、レポートの発表の際には、教員・受講生からフィードバックを受ける。
・オフィス・アワー
講義の疑問点やふりかえり、レポートの作成に関する指導を受けることができる。
・授業の形式
授業は、Zoom を使用し、オンライン授業形式で行う予定。Zoom の ID・パスコード等については、初回授業までに学習支援システム（Hoppii）を通じて連絡する。授業開始前または後、新型コロナウイルスの感染状況が改善し、対面授業が可能となった場合は、対面授業に切り替える。その場合、事前通知を行い、2 週間後より対面授業に切り替える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	本授業の進め方や評価方法などについて説明するとともに、受講生の NPO に関する知識や関心を聞き、今後の授業に反映させる。
第 2 回	非営利と公益の概念整理	NPO にとって最も重要といえる「非営利」と「公益」というふたつの概念を整理、理解する。
第 3 回	ボランティア活動と NPO	ボランティア活動と NPO 活動の同質性と異質性、また関係性について検討、理解する。
第 4 回	NPO 法の成立とその後	阪神淡路大震災後のボランティア活動の広がりと、その影響もあり 1998 年に成立した NPO 法の背景と成立過程、法の概要を整理するとともに、同法の成立後の NPO の発展や税制優遇制度の導入など、同法に関連した重要な動きやコロナ禍に NPO が直面した課題などを概観する。
第 5 回	世界の NPO	ジョンズ・ホプキンス大学の調査をベースに、世界の NPO を概観する。
第 6 回	アメリカの NPO	世界最大の NPO セクターをもつアメリカで、NPO がどのように発展し、制度が築かれてきたのかについて考える。そのうえで、コロナ禍を含めたアメリカの NPO セクターの現状について最新のデータを用いて把握するとともに、課題についても検討する。
第 7 回	授業のふりかえり	第 2 回から 6 回までの授業で興味を持った点と分かりにくかった点を事前に提出させ、それらの内容を議論、検討し、授業内容の深化をはかる。
第 8 回	レポートのアウトラインの発表	最終回に発表を行うレポートのアウトラインを示し、フィードバックを受ける。
第 9 回	NPO のサービス活動	NPO のサービス活動とアドボカシー活動が、どのように関連して展開され、NPO のサービスの充実や社会課題に関する政策の形成に寄与しているのか、理論的に検討する。
第 10 回	NPO のアドボカシー活動	日本とアメリカにおける NPO のサービス活動とアドボカシー活動について、その 実態について事例を含め、検討、理解する。
第 11 回	NPO の協働に関する理論の検討	NPO と行政・企業の関係の理論的な枠組みを検討する。
第 12 回	NPO 協働に関する事例研究	日米において NPO と行政・企業の間で、どのように協働が展開されているのか、事例を含め、検討する。
第 13 回	授業のふりかえり	第 9 回から 12 回までの授業で興味を持った点と分かりにくかった点を事前に提出させ、それらの内容を議論、検討し、授業内容の深化をはかる。
第 14 回	レポートの発表	授業に関連したテーマで作成したレポートを発表し、教員と院生からのフィードバックを受けるとともに、NPO の社会的役割や現状、課題などについて、議論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・講義に関する学習
事前にウェブにアップされた授業資料を読み、授業内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習に加え、復習として、講義のメモや授業中の質問、回答、議論などについて、毎回、簡単に整理しておく。
・発表に関する学習
授業期間中に 2 回ふりかえりを提出する。さらに、レポートに関して、アウトラインとレポート（発表用レジュメと本文）を期限（オリエンテーションで提示）までに提出する。なお、これらの学習時間については、予習・復習が各回 30 分程度、ふりかえりの作成が 1 回につき 1 時間（2 回なので 2 時間）、レポートのアウトラインは 2 時間、レポートの作成（発表用レジュメと本文）は 10 時間程度を要する。

【テキスト（教科書）】
特定のテキストは定めない。授業中に配布する資料を用いて、授業を行う。

【参考書】
柏木宏編著『コロナ禍における日米の NPO』明石書店、2020 年。
その他、受講生の希望と必要に応じて、随時、紹介する。

【成績評価の方法と基準】
配分：平常点（授業中の議論への参加度など）50 %、「ふりかえり」とレポート 50 %。
レポートの評価基準：授業内容との関連性、学術性、創意工夫、表記、論旨。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
オンライン授業になる可能性がある。オンライン事業の場合は、必要な PC や Wi-Fi 設備などを用意したうえで、学習支援視システム利用できる環境の準備が必要。

【その他の重要事項】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
NPO 論、NPO マネジメント
＜研究テーマ＞
日米の NPO、社会運動
＜主要研究業績＞
・『アメリカの外国人労働者』明石書店、1991 年

・『企業経営と人権』解放出版社、1993 年
・『アメリカのなかの日本企業』日本評論社、1994 年
・『災害ボランティアと NPO』共編著、朝日新聞社、1995 年
・『ボランティア活動を考える』岩波書店、1996 年
・『NPO インターンシップの魅力』共編著、アルク、1998 年
・『アメリカの労働運動の挑戦』労働大学、1999 年
・『NPO マネジメントハンドブック』明石書店、2004 年
・『指定管理者制度と NPO』明石書店、2007 年
・『NPO と政治』明石書店、2008 年
・『創造都市経済と都市地域再生』共著、大阪公立大学共同出版会、2011 年
・『みんなで考える広域複合災害』共著、大阪公立大学共同出版会、2013 年
・『高齢者が動けば社会が変わる』共著、ミネルヴァ書房、2017 年
・『未来を切り拓く女性たちの NPO 活動』共著、明石書店、2019 年
・『コロナ禍における日米の NPO』編著、明石書店、2020 年

【Outline (in English)】
Nonprofit organizations (NPOs) have two primary roles; to deal with social and community problems by providing services and to advocate these problems to solve them. By these works, NPOs take a leading role in developing civil society. NPOs in Japan were recognized in 1998 through the law promoting nonprofit activities. In the US, NPOs started more than a century ago and have developed rapidly since the 1960s. This class analyzes their significance and examines the history and current situations in the US and Japan.

POL500Q1 － 111

労働組合論Ⅱ

中村　圭介

単位数：2 単位　｜　受講年次：1～年 (春学期後半/Spring(2nd half))

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業は労働組合論応用編である。日本の労働組合の行動原理と、現在直面する諸課題について学び、対策を自ら考えるようにする。

【到達目標】
現代日本の代表的企業で労働者がどのように働いているか、その特徴はなにかを明らかにし、そのことを通じて日本の企業別組合の行動原理を十分に理解する。それを踏まえて直面する諸課題にどう対応できるか、あるいはすべきかを学ぶ。これらの諸課題に対して自分なりの対応策を考案できるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」に関連、特に「DP2」に強く関連。

【授業の進め方と方法】
授業は講義を行ったうえで、討論を行うという形で進める。
授業形式は対面形式で行う予定である。なお、感染状況によっては Zoom によるオンライン形式で行うこともある。Zoom で行う場合は、授業開始以前に、学習支援システムで、ID、PC を通知する。毎回、授業についてのリポート（何を学び、何が不明か）の提出を求める。次回の授業の最初に、リポートに基づいて前回授業の補足説明を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	企業別組合の発見と存立基盤	戦後に成立した労働組合の多くは企業別組合であった。その特徴がどのように発見されたのかを学び、企業別組合の存立基盤を明らかにする。
第 2 回	能力主義と職能資格制度	日本の労働者、労働組合の行動規範としての「能力主義」をとりあげ、それが戦後、どのような形で定着していったかを論じ、その制度的表現ともいうべき職能資格制度について明らかにする。
第 3 回	仕事管理と作業組織	日本の労働者がいかに働いているかを仕事管理という視点から明らかにし、それが企業別組合の機能上、行動上の特徴といかに関係するかを論じる。
第 4 回	分離に基づく統合（1）	製造業における作業組織の編成原理を「分離に基づく統合」と規定し、その特徴と形成過程を論じる。
第 5 回	分離に基づく統合（2）	製造業における作業組織の特徴を、具体的事例を素材に、明らかにする。
第 6 回	ホワイトカラーの仕事管理	ホワイトカラーの仕事管理の仕組みと実態を具体的に明らかにする。
第 7 回	長時間労働と組合規制	日本社会が抱える大きな労働問題の 1 つである長時間労働の実態を明らかにし、それに労働組合がどう立ち向かうべきかを論じる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特に使用しない。

【参考書】
中村圭介『日本の職場と生産システム』（東京大学出版会、1996 年）、中村圭介、石田光男編著『ホワイトカラーの仕事と成果』（東洋経済新報社、2005 年）、中村圭介『壁を壊す－新装版』（教育文化協会、2018 年）、その他、授業で随時、関連文献を紹介する。

【成績評価の方法と基準】
平常点が 60 %、授業への貢献が 40 %。「授業への貢献」は討論への積極的参加の程度によって測る。

【学生の意見等からの気づき】
板書を行うが、丁寧に、かつゆっくりと書くこととする。

【その他の重要事項】
講義ノートをしっかり取る。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞　労使関係論、人事管理論
＜研究テーマ＞　労働組合、労使関係、人事管理、共助と連帯

＜主要研究業績＞
①『地域から変える』（教育文化協会、2021 年）
②『労働組合の基礎－働く人の未来をつくる』（共編著）（日本評論社、2021 年）
③『壁を壊す－非正規を仲間に　新装版』教育文化協会、2018 年
④『地域を繋ぐ』教育文化協会、2010 年
⑤『成果主義の真実』東洋経済新報社、2006 年
⑥『衰退か再生か：労働組合活性化への道』（共編著）勁草書房、2005 年

【Outline (in English)】
This is an advanced course of trade union theories and students learn behavioral principles of trade unions and issues that they currently cope with. Through the course,students are expected to be able to design the measures to cope with the issues.

POL500Q1 － 121

協同組合概論Ⅱ

伊丹　謙太郎

単位数：2 単位　｜　受講年次：1～年 (春学期後半/Spring(2nd half))

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本科目では、1980 年代以降の協同組合の主要先行研究の整理・確認を通して、多様な研究課題とアプローチの理解・習得を目的とする。

【到達目標】
1）研究計画にあたり先行研究に目配りできる能力を涵養する。
2）個々の課題や研究アプローチの意義を評価できる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」に関連、特に「DP2」に強く関連。

【授業の進め方と方法】
・本科目は 2 コマ x 7 回で開講される。各回前半は教員による先行研究の論点整理と課題やアプローチの評価、後半は学生参加による先行研究の到達点についての理解および今後必要とされる課題の共有に向けたディスカッションを行う。
・最終授業で、これまでの講義内容のまとめや復習だけでなく、課題に対する講評や解説も行う。
※ COVID-19 の情勢次第で、Zoom 授業に移行することがあります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	わが国における協同組合の法制度と政策運営	各協同組合の根拠法と戦後実施された協同組合政策を概観する
第 2 回	農業協同組合等における研究動向	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合に係る先行研究の整理
第 3 回	生活協同組合の研究動向	購買生協と流通・小売業に係る先行研究の整理
第 4 回	共済事業と保険の研究動向	共済事業・運動および保険研究等の先行研究の整理
第 5 回	協同組織金融の研究動向	信金・信組と労金の事業展開と国際評価等についての先行研究の整理
第 6 回	医療福祉系協同組合の研究動向	近年増加する医療および福祉系協同組合の先行研究の整理
第 7 回	協同労働の協同組合の研究動向	新しい協同組合運動としての協同労働の位置づけに係る先行研究の整理

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書を使用しない。

【参考書】
堀越芳昭／ JC 総研編『協同組合研究の成果と課題 1980-2012』家の光協会、2014

【成績評価の方法と基準】
平常点 20 %，レポート課題 80 %。

【学生の意見等からの気づき】
事業分野ごとの概説となるが、学生によって基礎的な知識の習熟にばらつきがあるので、この点により配慮する。また、昨年度あまり意見交換の時間をとれなかったので、学生討論の時間を十分に確保できるようにする。

【学生が準備すべき機器他】
Zoom 受講に必要な機器・環境（PC およびネット接続）

【担当教員の専門分野等】
＜専攻＞
協同組合論、公共哲学
＜研究テーマ＞
協同組合思想、協同組合運動史、デジタル経済と協同主義、
非営利組織連携論、賀川豊彦研究

【Outline (in English)】
Focusing on the trend and evaluation on the preceding research since 1980, students would have some understandings of issues and approaches on cooperative studies.

POL500Q1 － 131

ＮＰＯ論（現状と課題）Ⅱ

柏木　宏

単位数：2 単位　｜　受講年次：1～年 (春学期後半/Spring(2nd half))

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
NPO 論Ⅰを NPO に関する歴史や制度、現状と課題などの概論、入門編とすると、NPO 論Ⅱは NPO をどのように運営していくのかを示す、マネジメント編として位置づけることができる。したがって、NPO のマネジメントの基本である、ヒト、カネ、プランを中心に、具体的な手法を提示し、議論、NPO の運営能力の基本を獲得する。なお、以上の点について、コロナ禍において、NPO のマネジメントに生じた変化を含めた考察を行う。

【到達目標】
上記の【授業の概要と目的】を踏まえ、NPO マネジメントの基礎となる、ヒューマンリソース、資金、プランニングなどを中心に、マネジメント手法を理解することで、NPO の運営状況の分析や経営を担う基礎的な能力を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
政治学専攻「NPO 論２」においては、ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」は特に強く関連、「DP2」「DP3」は強く関連している。
公共政策学専攻「市民社会ガバナンス論」においては、ディプロマポリシーのうち、公共政策学公共マネジメントコースにおいては「DP1」「DP3」に関連している。ディプロマポリシーのうち、公共政策学政策研究（市民社会ガバナンス）コースにおいては「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP4」は特に強く関連している。
連帯社会インスティテュート「NPO 論（現状と課題）Ⅱ」においては、ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP3」に関連、特に「DP1」に強く関連している。

【授業の進め方と方法】
・教員による講義
各回の講義の資料は、事前に学習支援システム（Hoppii）を通じて送付する。これを読み、講義内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習を行っていることを前提として、授業を進めていく。毎回の講義は、原則として 3 分の 2 程度を教員からのプレゼンテーションとする。残りの時間で質疑応答を含めた議論を行い、最後にまとめをする。
・学生の発表
講義への理解度を確認するとともに、不明瞭な点を明確にするため、期間中に講義のまとめ（ふりかえり）のセッションを 2 回実施する。また、授業に関連したテーマのレポートの作成を行う。作成に先立ち、アウトラインを作成し、授業で発表する。レポートは、レジュメに基づいて発表を行う。ふりかえり、アウトライン、レポートの発表の際には、教員・受講生からフィードバックを受ける。
・オフィス・アワー
講義の疑問点やふりかえり、レポートの作成に関する指導を受けることができる。
・授業の形式
授業は、Zoom を使用し、オンライン授業形式で行う予定。Zoom の ID・パスコード等については、初回授業までに学習支援システム（Hoppii）を通じて連絡する。授業開始前または後、新型コロナウイルスの感染状況が改善し、対面授業が可能となった場合は、対面授業に切り替える。その場合、事前通知を行い、2 週間後より対面授業に切り替える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	本授業の進め方や評価方法などについて説明するとともに、受講生の NPO マネジメントの知識や関心を聞き、今後の授業に反映させる。
第 2 回	NPO マネジメントの特色	NPO のマネジメントが企業や行政のマネジメントとどう異なるかについて検討することを通じて、その特色を理解する。
第 3 回	ヒューマンリソースのマネジメント 1	NPO が活用するヒューマンリソースは、ボランティアとスタッフ、理事に大別できる。この三者がどのように連携することで、効果的な組織運営が可能になるか考える。
第 4 回	ヒューマンリソースのマネジメント 2	ボランティアとスタッフ、理事のそれぞれに対するマネジメントの手法について考える。
第 5 回	資金のマネジメント 1	NPO の事業の受益者の多くは、十分な支払い能力がない。このため、非営利の社会的企業は、ファンドレイジングが必要となる。ファンドレイジングをどのように行うか、考える。
第 6 回	資金のマネジメント 2	ファンドレイジングで獲得した資金も含め、適切な財務管理を行う必要がある。これらの意義や手法について検討する。
第 7 回	授業のふりかえり	第 2 回から 6 回までの授業で興味を持った点と分かりにくかった点を事前に提出させ、それらの内容を議論、検討し、授業内容の深化をはかる
第 8 回	レポートのアウトラインの発表	最終回に発表を行うレポートのアウトラインを示し、フィードバックを受ける。
第 9 回	プログラムプランニング	NPO の実態は、個々の事業、すなわちプログラムである。これをいかに企画立し、実施してくのかについて検討する。
第 10 回	戦略計画	変化の激しい現代において、NPO も内外の変化に対応していかなければ、継続、発展はできない。このため、組織の内外環境を分析し、優先順位をつけて運営を進めるための戦略計画について検討する。
第 11 回	NPO の設立	組織は、設立しなければ機能しない。営利であれば株式会社、非営利であれば NPO 法人や一般社団・財団など法人格の取得を行うことになる。ここでは、NPO 法人の設立について考える。
第 12 回	NPO の世代交代	NPO においても、設立から時間が経過すると、世代交代の問題が出てくる。営利企業との比較も含め、これらを進める手法を検討する。
第 13 回	授業のふりかえり	第 9 回から 12 回までの授業で興味を持った点と分かりにくかった点を事前に提出させ、それらの内容を議論、検討し、授業内容の深化をはかる。
第 14 回	レポートの発表	授業に関連したテーマで作成したレポートを発表し、教員と院生からのフィードバックを受けるとともに、NPO の運営方法や運営の現状、課題などについて、議論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・講義に関する学習
事前に学習支援システム（Hoppii）を通じて送付された授業資料を読み、授業内容のイメージをえるとともに、質問、意見などを考えておく。この予習に加え、復習として、講義のメモや授業中の質問、回答、議論などについて、毎回、簡単に整理しておく。
・講義以外に関する学習
授業期間中に 2 回ふりかえりを提出する。さらに、レポートに関して、アウトラインとレポート（発表用レジュメと本文）を期限（オリエンテーションで提示）までに提出する。なお、これらの学習時間については、予習・復習が各回 30 分程度、ふりかえりの作成が 1 回につき 1 時間（2 回なので 2 時間）、レポートのアウトラインは 2 時間、レポートの作成（発表用レジュメと本文）は 10 時間程度を要する。

【テキスト（教科書）】
柏木宏著『NPO マネジメントハンドブック』明石書店、2004 年。

【参考書】
柏木宏編著『コロナ禍における日米の NPO』明石書店、2020 年。
受講生の希望と必要に応じて、随時、紹介する。

【成績評価の方法と基準】
配分：平常点（授業中の議論への参加度など）50 %、「ふりかえり」とレポート 50 %。
レポートの評価基準：授業内容との関連性、学術性、創意工夫、表記、論旨。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
オンライン授業の場合は、必要な PC や Wi-Fi 設備などを用意したうえで、Zoom を利用できる環境の準備が求められる。

【その他の重要事項】
特になし。

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞
NPO 論、NPO マネジメント
＜研究テーマ＞
日米の NPO、社会運動
＜主要研究業績＞
・『アメリカの外国人労働者』明石書店、1991 年
・『企業経営と人権』解放出版社、1993 年
・『アメリカのなかの日本企業』日本評論社、1994 年
・『災害ボランティアと NPO』共編著、朝日新聞社、1995 年
・『ボランティア活動を考える』岩波書店、1996 年

・『NPO インターンシップの魅力』共編著、アルク、1998 年
・『アメリカの労働運動の挑戦』労働大学、1999 年
・『NPO マネジメントハンドブック』明石書店、2004 年
・『指定管理者制度と NPO』明石書店、2007 年
・『NPO と政治』明石書店、2008 年
・『創造都市経済と都市地域再生』共著、大阪公立大学共同出版会、2011 年
・『みんなで考える広域複合災害』共著、大阪公立大学共同出版会、2013 年
・『高齢者が動けば社会が変わる』共著、ミネルヴァ書房、2017 年
・『未来を切り拓く女性たちの NPO 活動』共著、明石書店、2019 年
・『コロナ禍における日米の NPO』編著、明石書店、2020 年

【Outline (in English)】
This class focuses on how to manage a nonprofit organization. By learning management of its human resources, financial resources and planning methods, students could obtain basic skills to manage a nonprofit organization.

LAW500A2

憲法Ⅰ

赤坂　正浩

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
憲法学のいわゆる人権論につき、以下の点について学ぶ。
①日本国憲法の編成と制定法の種類・相互関係、日本国憲法が前提とする立憲民主主義思想と人権理念の内容、憲法上の権利の分類、違憲審査制と権利の保護など、憲法上の個々の権利内容を学ぶための基本前提を確認する。
②憲法上の個々の権利規定の規範内容や、それに関連して現実に生じている問題、特に裁判を通じて争われるに至った主要な事例について基本的知識を得たうえで、「判例」や「学説」によって提示された解決の手法を理解し、知識の定着を図る。
③憲法上の権利の侵害を理由として提起された訴訟における事案分析の手法や論点の抽出、判決等において示された法的構成および事案への適用を、受講者自身がトレースすることで、憲法裁判における法的推論の技法の基礎を学ぶ。

【到達目標】
次の３点を到達目標とする。
①人権の理念と立憲主義思想の展開を基礎として、日本国憲法第三章に定められた「憲法上の権利」の原理ないし基本構造と体系を全体的に把握し、説明できるようになること。
②個々の憲法上の権利規定の規範内容を上記人権の基本原理との関連において説明できるようになること。そのうえで、それら諸規定に関連して現実に生じている主要な問題を摘示し、その問題解決のために提示されている判例・学説を説明できるようになること。
③特に重要な判例を素材として、憲法上の権利の侵害が争われている裁判における法的推論の技法ないし作法の基礎を実践できるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
講義形式に質疑応答を交え、双方向の授業で学生の理解を確認しながら、各回のテーマにつき、検討を進めていく。中間テストと期末テストについては、採点基準と解説を文書にし、答案と共に学生に送付し、フィードバックを図る。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	日本国憲法の編成、制定法の種類と相互関係、立憲民主主義の思想、基本的人権の理念、憲法上の権利の種類、違憲審査	第１回では、第２回以降におこなう個別の権利の検討の前提となる思想と制度を概観する。
第 2 回	精神的自由 ＜１＞：内心の自由（１）	思想・良心の自由につき、テキストにそって、謝罪広告事件判決等を手がかりに検討をおこなったのち、「君が代」の起立斉唱を拒否した教職員に対する処分が争われた事例の最高裁判決につき、解説をおこなう。
第 3 回	精神的自由 ＜２＞：内心の自由（２）	信教の自由のうち、政教分離原則を除く狭義の信教の自由につき、テキストにそって、とりわけ剣道受講拒否事件最高裁判決を手がかりに検討をおこなう。
第 4 回	精神的自由 ＜３＞：内心の自由（３）	津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料訴訟、および空知太神社訴訟を素材に、政教分離原則の意味と判断手法等について検討をおこなう。
第 5 回	精神的自由 ＜４＞：表現の自由（１）	表現の自由の意義や規範内容、および表現の自由の規制立法に対する司法審査のあり方について検討をおこなう。
第 6 回	精神的自由 ＜５＞：表現の自由（２）	税関検査訴訟、北方ジャーナル事件を素材に、事前抑制・検閲禁止の意義と表現行為について差止めが許される要件等について検討をおこなう。
第 7 回	経済的自由 ＜１＞	薬局距離制限判決の考察を中心に、職業選択の自由と、その規制の合憲性判断に際して語られる規制目的二分論について検討をおこなう。
第 8 回	経済的自由 ＜２＞	森林法違憲判決の考察を中心に、財産権保障の意義、財産権の制約、および損失補償につき検討をおこなう。

第 9 回	人身の自由	憲法３１条の法定手続保障の意義を中心に検討をおこなう。あわせて、３３条以下の刑事手続的諸権利に関する論点を確認する。
第 10 回	社会権＜１＞	堀木訴訟、および老齢加算廃止訴訟の考察を中心に、憲法２５条に定められた生存権の法的性格や、社会立法の合憲性判断基準、判断過程審査の手法について考察する。
第 11 回	社会権＜２＞	教育を受ける権利につき、旭川学力テスト訴訟判決の考察を中心に検討する。さらに、公務員の労働基本権の制限を中心に労働基本権の保障につき検討をおこなう。
第 12 回	幸福追求権	包括的人権規定といわれる憲法１３条の幸福追求権の具体的内容を、判例に即して検討する。
第 13 回	法の下の平等	尊属殺重罰規定違憲判決と非嫡出子相続分格差訴訟の考察を軸に、憲法１４条１項に定められた法の下の平等の意義と、各種の法分野における平等審査の手法につき検討をおこなう。
第 14 回	人権の享有主体と私人間効力	外国人の人権の問題を中心として、人権享有主体に関する学説・判例を学び、三菱樹脂事件判決の考察を通じて、私人間効力論の検討をおこなう。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１回：テキスト（芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第七版）』（岩波書店・2019 年）・以下同じ）第一章四・五、第五章一・二・三、第一八章二をあらかじめ読んでおくこと。
第２回：テキスト第八章一を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第３回：テキスト第八章二１・２を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第４回：テキスト第八章二３を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第５回：テキスト第九章一～三（ただし三の２は除く）を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第６回：テキスト第九章三２を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第７回：テキスト第一〇章一・二を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第８回：テキスト第一〇章三を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第９回：テキスト第一一章を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第１０回：テキスト第一三章一を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第１１回：テキスト第一三章二・三（および第八章三）を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第１２回：テキスト第七章一を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第１３回：テキスト第七章二１～６を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
第１４回：テキスト第五章四・第六章三を読み、Assignment sheet の指示に従い準備をしておくこと。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第七版）』（岩波書店・2019 年）

【参考書】
赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社・2011 年）
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ［第７版］』・『同Ⅱ［第７版］』（有斐閣・2019 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間テスト３０％
期末における評価
　定期試験７０％
感染症罹患等やむをえないと認められる事情によるもの以外の欠席については、上記基準に従い合計１００点となるところ、欠席１回につき、マイナス１点とします。

【学生の意見等からの気づき】
共通到達度確認試験にも留意した説明を心がけたい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to learn students the basic information about the Declaration of Rights of the Constitution of Japan.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have the basic knowledge about the constitutional rights.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ： Mid-term examination（30 ％）,Term-end examination（70 ％）.

LAW500A2

憲法Ⅱ

日野田　浩行

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本国憲法が定める国および地方の統治機構について、憲法の基本原理を根底にすえながら、具体的制度に関する学説・判例の理解を手がかりとして検討する。

【到達目標】
本授業は、憲法学のうち、いわゆる統治機構論を取り扱い、次の三つの到達目標を掲げる。
①憲法の基本原理を基礎として、統治機構に関する憲法規範と憲法制度の全体構造を概説的に説明できるようになること。
②統治機構に関する憲法および重要な憲法附属法令の諸規定と、制度に関連して現実に生じている主要な問題を摘示し、そうした問題解決のために学説や判例において提示されている具体的解釈論につき説明することができるようになること。
③特に重要な論点を提供する判例等を素材に、統治機構論の領域において憲法の原理論・解釈論を用いて議論し、みずからの見解を提示することができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
講義形式に質疑応答を交え、学生の理解度を確認しながら、各回のテーマにつき検討を進める。全体の節目で行う中間試験は、採点のほかコメントを付して返却するほか、定期試験についても、答案返却とともに行う定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことを通じて、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	国民主権の原理と象徴天皇制	日本国憲法が定める統治機構の全体構造を、法の支配の原理と国民主権の原理を基礎にすえて概観し、そのうえで、国民主権原理の意味内容を整理する。さらに、国民主権原理のもとにおける象徴天皇制について日本国憲法の定めているところを概説する。
第 2 回	日本国憲法における直接民主制と代表民主制	憲法改正手続の制度と意義につき国民主権原理との関連で検討し、その他の直接民主制的制度について概観する。また、国民と議会との関係における類型論や、憲法４３条１項にいう「代表」の観念をめぐる議論を整理し、日本国憲法の代表民主制について理解を深める。
第 3 回	参政権と選挙制度	選挙権・被選挙権の意義および法的性格につき概説した後、日本国憲法における代表民主制を具体的に作動させる選挙制度のあり方ないし原則につき、議員定数不均衡訴訟等の判例を利用して検討する。あわせて政党の憲法上の位置づけにも触れる。
第 4 回	日本国憲法における権力分立構造と議院内閣制	権力分立原理の意義を説明し、立法や条約、予算作成等にかかる政治部門の権能の配分を概観するとともに、日本国憲法における議院内閣制の意義を、解散権論争を整理しながら検討する。
第 5 回	国会の地位と権能	憲法４１条に定められた国会の地位、および立法権を中心とした国会の権能につき、学説の状況を整理する。
第 6 回	国会の組織と活動	日本国憲法における二院制の意義や制度内容、および国会の活動方式について概観する。
第 7 回	議院の権能と国会議員の地位	議院自律権の意義および国政調査権の性質・限界等を概観したうえで、国会議員の特権について概括的な説明を加えた後、国会議員の免責特権にかかる最判平成９年９月９日を検討する。
第 8 回	内閣と内閣総理大臣の地位・権能	憲法６５条により内閣に帰属する「行政権」の概念をめぐる学説の状況を整理したうえで、内閣の組織・権限、および内閣総理大臣の地位・権限につき、検討をおこなう。
第 9 回	財政と地方自治	財政に関わる憲法規範の検討をおこなうとともに、地方自治の「本旨」、地方公共団体の意味・種類・組織、地方公共団体の機関の権限など、憲法および地方自治法にもとづく地方自治の基本構造を検討する。
第 10 回	平和主義の原理	憲法９条に定められた戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認の意味を明らかにしたうえで、自衛隊や日米安保体制をめぐる具体的問題につき、長沼事件第一審判決や、砂川事件最高裁判決を素材に検討を行う。
第 11 回	司法権の概念・司法権の独立・裁判所の組織と権能	憲法７６条１項にいう「司法権」の概念や、裁判所法３条にいう「法律上の争訟」の要件との関係につき検討する。また、司法権独立の意義と内容につき検討し、裁判所の組織と権能、裁判の公開原則につき、概観を行う。
第 12 回	司法権の限界	司法権の限界につき、最高裁判所の判例を中心に検討を行う。
第 13 回	日本国憲法における違憲審査制	憲法保障の意義、裁判所による違憲審査制の比較憲法的考察をふまえて、憲法８１条に定められた司法審査制の意義・機能につき検討したうえで、違憲審査の主体と対象を確認する。
第 14 回	付随的違憲審査制下の憲法訴訟	付随的違憲審査制の下における憲法訴訟のあり方を、違憲審査の方法と結論の観点から概観する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１回：テキスト (芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』[岩波書店・2019 年]・以下同じ) 第一章、第三章をあらか読んでおくこと。
第２回：テキスト第一四章二 1・第一八章三を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
第３回：テキスト第一四章三 2、第七章二 7、第一四章一 3 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
第４回：テキスト第一四章一、第一五章三を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
第５回：テキスト第一四章二の 2・3、および同章四の 1 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
第６回：テキスト第一四章三の 1・4 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第７回：テキスト第一四章三の 3、および同章四の 2 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第８回：テキスト第一五章一・二を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第９回：テキスト第一七章を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第１０回：テキスト第四章を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第１１回：テキスト第一六章一 1～3、および同章二・三を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第１２回：テキスト第一六章一 4 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第１３回：テキスト第一八章二 1・2・4 およびを読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
第１４回：テキスト第一八章二 3・5 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備をしておくこと。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第七版』（岩波書店・2019 年）

【参考書】
◆渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法２統治・第７版』（有斐閣・2019 年）
◆長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ・第７版』（有斐閣・2019 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間試験 30 %
期末における評価
　定期試験 70 %

【学生の意見等からの気づき】
学習支援システムやメールを通じた質疑応答や中間試験返却時のコメント等を通じて、迅速できめ細やかな指導に勤めたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用 Gmail を用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。また、４月以降の状況によっては Web 会議システム（Zoom）を利用する可能性もあります。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course will examine themes on the frame of government of Japanese constitution, including separation of powers and judicial review of legislation.

【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have the basic knowledge about the frame of government of Japanese constitution, and to have the basic skills to analyze important legal cases on the frame of government.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:70%, mid-term examination:30%

ARSl500P2 － 131

国際 NGO・NPO 論

小野　行雄

単位数：2 単位　｜　受講年次：1～年（秋学期前半/Fall(1st half)）

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
＜政治＞＜経済＞と並ぶアクター＜市民社会＞として社会を構成することこそが、ＮＧＯ・ＮＰＯの本質である。
本科目では、講師が専門とする国際協力分野での活動を中心として、世界が直面する問題を理解し、ＮＧＯが活動する場と方法を学んだ上で、市民社会としてのＮＧＯの活動にも目を向ける。受講者は、組織としてのＮＧＯについて学ぶのと同時に、自らの市民としての役割についても考えることになる。

【到達目標】
1 世界の人々が直面しているグローバルな問題とそれらのつながりについて理解する
2 ＮＧＯ・ＮＰＯと市民社会に関する歴史と現状、人々のつながりを理解する
3 自ら世界に関わる市民性を涵養し、その方法論を身につける

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP4」関連している。

【授業の進め方と方法】
ディスカッションによる参加型グループワークを中心に進める。ネットを利用してケーススタディを行うのでパソコンまたはスマートフォンが必携。映像資料も多用する。毎回レポートを作成し、それをめぐる意見交換を行いながら先に進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ＮＧＯ・ＮＰＯの基礎	受講者のこれまでの経験と知識を整理しながらＮＧＯ・ＮＰＯの基礎を概観する
第 2 回	市民社会	市民社会論を概観し、市民社会そのもの、あるいはエージェントとしてのＮＧＯ・ＮＰＯの活動を学ぶ
第 3 回	開発の問題	近代化とグローバリゼーションについて検討し、開発をめぐる考え方を整理しながらＮＧＯ・ＮＰＯの役割を検討する
第 4 回	ＮＧＯの方法	ケーススタディとしていくつかのＮＧＯを取り上げながら、ＮＧＯの国際開発における方法論について学ぶ
第 5 回	ＮＧＯの歴史・日本のＮＧＯ	世界と日本のＮＧＯの歴史を学び、いくつかの日本のＮＧＯを取り上げて活動を検証する
第 6 回	世界のＮＧＯ	「先進国」および「途上国」のＮＧＯ、それに国際ＮＧＯの事例を取り上げて活動を検証する
第 7 回	ＮＧＯ・ＮＰＯの社会における役割	ＮＧＯ・ＮＰＯが社会に影響を与えた事例を検証し、社会における役割を検討する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
文献を読んでくることが必須となる。文献は毎回、印刷して渡すか、ネット上のアドレスを指定する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。

【参考書】
「激動するグローバル市民社会」重田康博 明石書店
「国際開発ハンドブック」友松篤信編著 明石書店
「脱「開発」の時代」イヴァンイリッチ他 晶文社

【成績評価の方法と基準】
平常点（討論への参加・各回のレポート）60 %
期末レポート 40 %

【学生の意見等からの気づき】
アンケートを実施していません

【学生が準備すべき機器他】
ネットに接続できるパソコンまたはスマートフォン

【担当教員の専門分野等】
＜専門領域＞ 国際社会開発・開発教育
＜研究テーマ＞ＮＧＯによるコミュニティ開発・参加型学習
＜主要研究業績＞「ＮＧＯ主義で行こう」藤原書店「21 世紀の人権（共著）」日本評論社

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】Civil Society (NGO) is an actor which constitutes society along with Politics (Government) and Economy(Enterprises). Students will understand the social issues and the role of civil society, as well as contemplate their own role in the society.
【到達目標（Learning Objectives）】
1 To understand the global issues of the world and their relations.
2 To undrstand the history and the present situation of the civil society and NGOs.
3 To cultivate the citizenship and acquire the methodology.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Prepare the class by skimming through the materials provided.
After the class, take time to write a relfection paper. Try relating what you learned in the class to your previous knowledge and experiences.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Active participation to the class and thoughtful refection is important.
Reflection report after every class 60% Term-end report 40%

LAW500A2

行政法Ⅰ

交告　尚史

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：2 **年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
行政法の全体を学ぶのに必要な基礎知識をひととおり身に付けること。

【到達目標】
行政法総論の知識（行政組織、行政法の法源、行政行為をはじめとする諸行為形式等）と行政救済法の知識（処分の概念、行政事件訴訟法に定められた行政訴訟の諸類型等）を関連付けて使いこなせるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
講義形式を基本とするが、レポートの提出等の方法により、基礎的な知識を習得しているかどうかの確認を行う。幾分詳し目のレジュメを用意するので、それを手がかりに教科書をよく読んで予習しておくこと。
レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	行政法学習の道しるべ	行政法を学習するうえで身に付けておくべき概念と思考法を学ぶ。
第 2 回	行政法の法源	法律、政令、省令など外部効果をもつ規範の形式を学ぶほか、行政の内部規範についても理解を深める。
第 3 回	行政行為の定義	行政法学習の要である行政行為概念の定義を学ぶ。
第 4 回	行政機関と行政庁	行政行為を行う権限を有する者としての行政庁概念を、国家行政組織法の機関概念と対照させて学ぶ。
第 5 回	行政行為の分類と効力	行政行為の伝統的な分類と、分類的思考の限界を学ぶ。合わせて、公定力をはじめとする行政行為の効力について省察する。
第 6 回	行政裁量１	行政裁量という概念が意味するところを理解し、行政事件訴訟法 30 条の規定を踏まえて、裁量権の行使がいかなる場合に違法と評価されるのかを学ぶ。
第 7 回	行政裁量２	裁判所による審査の方式を中心として、行政裁量を再論する。
第 8 回	行政上の強制執行と即時強制	私人が行政法上の義務を履行しない場合にそれを強制的に執行する手段と、義務を課することなく実力を行使して目的の実現を図る手段と対比しながら、それぞれの仕組みを学ぶ。
第 9 回	行政契約・行政指導・行政計画	行政行為以外の行為形式として、行政契約、行政指導および行政計画の３つを取り上げる。
第 10 回	行政手続	行政手続の意義を理解した後に、行政手続法の規律の全体を概観する。同法には、行政行為（処分）の手続に関して多くの規定が置かれているが、それだけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。
第 11 回	行政上の不服申立て	行政不服審査法の全体を、平成２６年改正を踏まえて、概観する。
第 12 回	行政訴訟１―訴訟類型と訴訟要件	行政事件訴訟法３条に列記された訴訟類型と４条の当事者訴訟を理解したうえで、取消訴訟の訴訟要件（処分性、原告適格および訴えの利益）について学ぶ。
第 13 回	行政訴訟２―義務付け訴訟と差止め訴訟	平成 16 年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟と差止め訴訟の仕組みを学ぶ。
第 14 回	国家賠償総説	国家賠償法１条の要件（公権力の行使、故意・過失、違法性など）と同法２条の要件 (公の営造物、設置・管理の瑕疵など）に関する主要な論点を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
レジュメを参考にして教科書の該当箇所を熟読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
塩野宏『行政法Ⅰ［第六版］、同『行政法Ⅱ［第六版］』（ともに有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。
宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣）。

【参考書】
塩野宏『行政法Ⅲ［第五版］』（有斐閣）。

【成績評価の方法と基準】
授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート 15 %、授業中の発言 5 %。
期末試験の評価： 80 %。

【学生の意見等からの気づき】
行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】
法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to acquire basic knowledge and the way of thinking of administrative law.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have basic knowledge and the way of thinking of administrative law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:80%, Report:15%, in class contribution:5%

LAW500A2

行政法

交告　尚史

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：2 **年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
行政法の全体を学ぶのに必要な基礎知識をひととおり身に付けること。

【到達目標】
行政法総論の知識（行政組織、行政法の法源、行政行為をはじめとする諸行為形式等）と行政救済法の知識（処分の概念、行政事件訴訟法に定められた行政訴訟の諸類型等）を関連付けて使いこなせるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
講義形式を基本とするが、レポートの提出等の方法により、基礎的な知識を習得しているかどうかの確認を行う。幾分詳し目のレジュメを用意するので、それを手がかりに教科書をよく読んで予習しておくこと。
レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	行政法学習の道しるべ	行政法を学習するうえで身に付けておくべき概念と思考法を学ぶ。
第 2 回	行政法の法源	法律、政令、省令など外部効果をもつ規範の形式を学ぶほか、行政の内部規範についても理解を深める。
第 3 回	行政行為の定義	行政法学習の要である行政行為概念の定義を学ぶ。
第 4 回	行政機関と行政庁	行政行為を行う権限を有する者としての行政庁概念を、国家行政組織法の機関概念と対照させて学ぶ。
第 5 回	行政行為の分類と効力	行政行為の伝統的な分類と、分類的思考の限界を学ぶ。合わせて、公定力をはじめとする行政行為の効力について省察する。
第 6 回	行政裁量１	行政裁量という概念が意味するところを理解し、行政事件訴訟法 30 条の規定を踏まえて、裁量権の行使がいかなる場合に違法と評価されるのかを学ぶ。
第 7 回	行政裁量２	裁判所による審査の方式を中心として、行政裁量を再論する。
第 8 回	行政上の強制執行と即時強制	私人が行政法上の義務を履行しない場合にそれを強制的に執行する手段と、義務を課することなく実力を行使して目的の実現を図る手段と対比しながら、それぞれの仕組みを学ぶ。
第 9 回	行政契約・行政指導・行政計画	行政行為以外の行為形式として、行政契約、行政指導および行政計画の３つを取り上げる。
第 10 回	行政手続	行政手続の意義を理解した後に、行政手続法の規律の全体を概観する。同法には、行政行為（処分）の手続に関して多くの規定が置かれているが、それだけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。
第 11 回	行政上の不服申立て	行政不服審査法の全体を、平成２６年改正を踏まえて、概観する。
第 12 回	行政訴訟１―訴訟類型と訴訟要件	行政事件訴訟法３条に列記された訴訟類型と４条の当事者訴訟を理解したうえで、取消訴訟の訴訟要件（処分性、原告適格および訴えの利益）について学ぶ。
第 13 回	行政訴訟２―義務付け訴訟と差止め訴訟	平成 16 年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟と差止め訴訟の仕組みを学ぶ。
第 14 回	国家賠償総説	国家賠償法１条の要件（公権力の行使、故意・過失、違法性など）と同法２条の要件 (公の営造物、設置・管理の瑕疵など）に関する主要な論点を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
レジュメを参考にして教科書の該当箇所を熟読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
塩野宏『行政法Ⅰ［第六版］、同『行政法Ⅱ［第六版］』（ともに有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。
宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣）。

【参考書】
塩野宏『行政法Ⅲ［第五版］』（有斐閣）。

【成績評価の方法と基準】
授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート 15 %、授業中の発言 5 %。
期末試験の評価： 80 %。

【学生の意見等からの気づき】
行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】
法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to acquire basic knowledge and the way of thinking of administrative law.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have basic knowledge and the way of thinking of administrative law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:80%, Report:15%, in class contribution:5%

LAW500A2

行政法Ⅱ

交告　尚史

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この講義では、行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みを、それぞれの関係に留意しながら学ぶ。

【到達目標】
行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みに関し、行政法演習Ⅰ・Ⅱにおける判例を素材とした学習に耐えられるだけの基礎知識を身に付けることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
基本的に講義形式で行うが、レポートの提出等の方法により、基礎知識の習得状況を確認する。
　レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	はじめに―行政行為と処分	行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法には「処分」という語が用いられている。この語と「行政行為」の概念を照らし合わせることで、行政法Ⅰの学習との橋渡しをする。
第 2 回	行政手続１―全体の概観・および聴聞の仕組み	行政手続法には、処分の手続に関する規定だけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。それらを概観するとともに、不利益処分における聴聞の手続を学ぶ。
第 3 回	行政手続２―審査基準と処分基準	行政手続法５条の審査基準および同法１２条の処分基準の設定と適用につき、どういう場合に違法の問題が生じるのか、判例を通して検討する。
第 4 回	行政手続３―理由の提示	行政手続法８条および同法１４条に基づく理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、判例に即して検討する。
第 5 回	行政上の不服申立て	行政不服審査法の全体を、平成２６年改正を踏まえて、概観する。
第 6 回	行政訴訟１―総説・訴訟類型	行政事件訴訟法３条に列記された訴訟類型および同法４条の当事者訴訟を理解する。
第 7 回	行政訴訟２―処分性	取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を探究する。
第 8 回	行政訴訟３―原告適格	主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を学ぶ。
第 9 回	行政訴訟４―申請型義務付け訴訟	平成１６年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟のうち、いわゆる２号義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。
第 10 回	行政訴訟５―非申請型義務付け訴訟	義務付け訴訟のもう一つのタイプである非申請型義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。
第 11 回	行政訴訟６―差止め訴訟	平成１６年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みを学ぶ。
第 12 回	国家賠償１―公権力責任	国家賠償法１条の要件（公権力の行使、公務員、職務、故意・過失、違法性、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。
第 13 回	国家賠償２―営造物責任	国家賠償法２条の要件（公の営造物、設置・管理の瑕疵、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。
第 14 回	損失補償	適法な公権力の行使により国民の財産権が侵害された場合にその損失を金銭で填補する仕組みについて学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
レジュメを参考にして教科書の該当箇所を精読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
塩野宏『行政法Ⅰ［第六版］』、同『行政法Ⅱ［第六版］』（ともに有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。
宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣）。

【参考書】
宇賀克也『行政法概説Ⅱ［第６版］』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート 15 %、授業中の発言 5 %。期末試験の評価： 80 %。

【学生の意見等からの気づき】
行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】
法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to understand how the three general administrative acts, that is, the Administrative Procedure Act, the Administrative Appeal Act and the Administrative Proceedings Act are connected with one another.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have basic knowledge about the administrative remedy in Japan.
【Learning activities outside of classroom】
　Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:80%, Report:15%, in class contribution:5%

LAW500A2

行政法特論

交告　尚史

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この講義では、行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みを、それぞれの関係に留意しながら学ぶ。

【到達目標】
行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みに関し、行政法演習Ⅰ・Ⅱにおける判例を素材とした学習に耐えられるだけの基礎知識を身に付けることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
基本的に講義形式で行うが、レポートの提出等の方法により、基礎知識の習得状況を確認する。
　レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	はじめに―行政行為と処分	行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法には「処分」という語が用いられている。この語と「行政行為」の概念を照らし合わせることで、行政法Ⅰの学習との橋渡しをする。
第 2 回	行政手続１―全体の概観・および聴聞の仕組み	行政手続法には、処分の手続に関する規定だけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。それらを概観するとともに、不利益処分における聴聞の手続を学ぶ。
第 3 回	行政手続２―審査基準と処分基準	行政手続法５条の審査基準および同法１２条の処分基準の設定と適用につき、どういう場合に違法の問題が生じるのか、判例を通して検討する。
第 4 回	行政手続３―理由の提示	行政手続法８条および同法１４条に基づく理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、判例に即して検討する。
第 5 回	行政上の不服申立て	行政不服審査法の全体を、平成２６年改正を踏まえて、概観する。
第 6 回	行政訴訟１―総説・訴訟類型	行政事件訴訟法３条に列記された訴訟類型および同法４条の当事者訴訟を理解する。
第 7 回	行政訴訟２―処分性	取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を探究する。
第 8 回	行政訴訟３―原告適格	主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を学ぶ。
第 9 回	行政訴訟４―申請型義務付け訴訟	平成１６年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟のうち、いわゆる２号義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。
第 10 回	行政訴訟５―非申請型義務付け訴訟	義務付け訴訟のもう一つのタイプである非申請型義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。
第 11 回	行政訴訟６―差止め訴訟	平成１６年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みを学ぶ。
第 12 回	国家賠償１―公権力責任	国家賠償法１条の要件（公権力の行使、公務員、職務、故意・過失、違法性、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。
第 13 回	国家賠償２―営造物責任	国家賠償法２条の要件（公の営造物、設置・管理の瑕疵、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。
第 14 回	損失補償	適法な公権力の行使により国民の財産権が侵害された場合にその損失を金銭で填補する仕組みについて学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
レジュメを参考にして教科書の該当箇所を精読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
塩野宏『行政法Ⅰ［第六版］』、同『行政法Ⅱ［第六版］』（ともに有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。
宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣）。

【参考書】
宇賀克也『行政法概説Ⅱ［第６版］』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート 15 %、授業中の発言 5 %。期末試験の評価： 80 %。

【学生の意見等からの気づき】
行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】
法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to understand how the three general administrative acts, that is, the Administrative Procedure Act, the Administrative Appeal Act and the Administrative Proceedings Act are connected with one another.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have basic knowledge about the administrative remedy in Japan.
【Learning activities outside of classroom】
　Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:80%, Report:15%, in class contribution:5%

LAW500A2

憲法基礎演習

赤坂　正浩

単位数：2 単位　｜　受講年次：1 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
憲法Ⅰの授業では、憲法上の権利全般が解説対象となるため、個々の権利に関する最高裁判例のうち、最も重要なものしか取り上げる時間的な余裕がない。しかし、2 年次に進級するために受験が義務づけられている、外部試験である共通到達度確認試験や、司法試験の短答式試験では、相当数の憲法判例について広い知識を有することが求められる。この演習では、憲法Ⅰの授業を補って、主要な憲法判例の事実の概要と最高裁判決の趣旨について、概略的な知識を獲得し、外部試験に備える準備の基礎を作ることができる。

【到達目標】
①各権利グループの主要な憲法判例について、事実の概要と憲法上の争点の内容を指摘できるようになる。
②これらの主要な憲法判例ごとに、憲法上の争点に関する最高裁法廷意見の見解を自分の言葉で説明できるようになる。
③それぞれの判例の特色によって、最高裁判例の傾向や変化、法廷意見と個別意見との対立、最高裁判決と下級審判決との対立、学説の反応といった点についても、必要に応じて説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
憲法上の権利に関する 7 つの主要なグループやテーマを取り上げ、それぞれ 1 回目の授業において 4～5 件の重要判例の事実の概要と最高裁判決の要旨を解説する。その上でそれぞれ 2 回目の授業の前半では、前回取り上げた判例の内容を受講者に口頭で説明してもらい、担当教員がそれについて口頭でコメントするという方法で、知識の確認とフィードバックを行う。7 つの権利グループごとの 2 回目の授業の後半では、さらに若干の主要判例を紹介する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	思想・良心の自由、信教の自由、政教分離原則（1）	目的手段審査について説明したのち、2 回にわたって、君が代起立斉唱訴訟、　南九州税理士会事件、愛媛玉串訴訟、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟、空知太神社訴訟の内容を解説する。
第 2 回	思想・良心の自由、信教の自由、政教分離原則（2）	前回に引き続き、思想・良心の自由、信教の自由、政教分離原則関係の判例を解説する。
第 3 回	政治的表現の自由（1）	2 回にわたって、猿払事件、堀越事件、吉祥寺ビラ配布事件、立川ビラ配布事件の内容を解説する。
第 4 回	政治的表現の自由（2）	前回に引き続き、政治的表現の自由に関する判例を解説する。
第 5 回	集会の自由、マス・メディアの自由（1）	2 回にわたって、泉佐野市民会館事件、広島市暴走族追放条例事件、公立図書館事件、NHK 受信料訴訟の内容を解説する。
第 6 回	集会の自由、マス・メディアの自由（2）	前回に引き続き、集会の自由、マスメディアの自由に関する判例を解説する。
第 7 回	経済的自由（1）	2 回にわたって、小売市場事件、薬局距離制限事件、西陣ネクタイ訴訟、森林法事件、証券取引法事件の内容を解説する。
第 8 回	経済的自由（2）	前回に引き続き、経済的自由に関する判例を解説する。
第 9 回	生存権（1）	2 回にわたって、朝日訴訟、堀木訴訟、総評サラリーマン税金訴訟、学生無年金訴訟の内容を解説する。
第 10 回	生存権（2）	前回に引き続き、生存権関係の判例を解説する。
第 11 回	法の下の平等（1）	2 回にわたって、国籍法違憲判決、非嫡出子相続分格差新旧決定、再婚禁止期間訴訟の内容を解説する。
第 12 回	法の下の平等（2）	前回解に引き続き、平等権関係の判例を解説する。
第 13 回	投票価値の平等（1）	衆議院の 1 票の較差に関する昭和 51 年 4 月 14 日判決、昭和 60 年 7 月 17 日判決、平成 23 年 3 月 23 日判決、平成 25 年 11 月 20 日判決の内容を解説する。
第 14 回	投票価値の平等（2）	前回に引き続き、投票価値の平等に関する判例を解説する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。1 回目の授業で取り上げた判例の内容を復習し、2 回目の授業で説明できるようにする。

【テキスト（教科書）】
○長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第 7 版）』（有斐閣、2019 年）

【参考書】
○芦部信喜／高橋和之補訂『憲法（第 7 版）』（岩波書店、2019 年）
○赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社、2011 年）

【成績評価の方法と基準】
授業内での質疑応答 30 %、学期末に提出してもらう判例を解説するレポート 70 %の比率で評価する。

【学生の意見等からの気づき】
前年度に引き続き、憲法Ⅰを補完する形で、主要な憲法判例を紹介検討する。

【学生が準備すべき機器他】

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course is a supplement to the Constitutional Law Ⅰ and an introduction to the advanced courses.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have the basic information about many constitutional litigations of the Supreme Court.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】Final grade will be decided based on the following process ： in class contribution（30 %）,term-end report（70 %）.

LAW500A2

憲法演習Ⅰ

赤坂　正浩、日野田　浩行

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
人権の理念を基礎において、「憲法上の権利」をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】
人権の基礎理論や「憲法上の権利」に関する判例・学説の基礎的・体系的知識を習得していることを前提として、人権の私人間効力論、法の下の平等、幸福追求権、および精神的自由権に関わる具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済を図るための説得力ある解釈論の展開を、具体的な論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、質疑応答を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習してくることが求められる。
中間テストや起案レポートについては、評価やコメントを行い、また定期試験についても、答案返却とともに行う定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことにより、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	人権規定の私人間効力	人権規定の私人間効力論の意味、無効力説・間接効力説・直接効力説の異同
第 2 回	法の下の平等	平等の意味、日本国憲法における平等原則、平等原則違反の合憲性審査基準
第 3 回	プライバシーの権利	憲法１３条の法的性格、幸福追求権の意義と内容、 プライバシーの権利の内容
第 4 回	思想・良心の自由	思想・良心の自由の保障の意味、思想・良心の自由に対する間接的制約とその合憲性判断
第 5 回	信教の自由	信教の自由の内容と限界
第 6 回	政教分離原則	政教分離原則の意味、政教分離原則違反の合憲性審査基準
第 7 回	学問の自由と大学の自治、教育の自由	学問の自由と大学の自治、教育の自由と教科書検定
第 8 回	表現の自由（1）	二重の基準、検閲禁止と事前抑制原則禁止の法理
第 9 回	表現の自由（2）	明確性の基準、憲法判断回避のルールと合憲限定解釈、違憲判断の方法
第 10 回	表現の自由（3）	性表現、名誉毀損的表現
第 11 回	表現の自由（4）	営利的言論、海外渡航の自由
第 12 回	表現の自由（5）	報道の自由、取材の自由とその制約
第 13 回	表現の自由（6）	集会・集団示威運動・ビラ配布の自由・結社の自由、「明白かつ現在の危険」の基準
第 14 回	表現の自由（7）	公務員の政治活動の自由、裁判官の政治活動の自由

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストのうち、毎回以下に記す部分を精読の後、後掲の参考書も参照しながら、配布する課題事例につき検討を行っておくこと。
第１回：後掲テキスト・芦部信喜 (高橋和之補訂)『憲法（第七版）』（以下「芦部憲法」という。）６章３、課題事例第１回
第２回：芦部憲法７章二、課題事例第２回
第３回：芦部憲法７章一、課題事例第３回
第４回：芦部憲法８章一、課題事例第４回
第５回：芦部憲法８章二１・２、課題事例第５回
第６回：芦部憲法８章二３、課題事例第６回
第７回：芦部憲法８章三・１３章二、課題事例第７回
第８回：芦部憲法９章一・三１・２、課題事例第８回
第９回：芦部憲法９章三３・１８章二３・５、課題事例第９回
第１０回：芦部憲法９章二２・三４、課題事例第１０回
第１１回：芦部憲法９章二３・１０章二２、課題事例第１１回
第１２回：芦部憲法９章二１、課題事例第１２回
第１３回：芦部憲法９章四１・２・３，三４、課題事例第１３回
第１４回：芦部憲法６章二２・１３章三４、課題事例第１４回
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（岩波書店・2019 年）
憲法演習Ⅰ・課題事例集（別配布）

【参考書】
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第７版）』（有斐閣・2019 年）
野中俊彦ほか『憲法Ⅰ・Ⅱ（第５版）』（有斐閣・2012 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業への積極的参加・発言状況 ４％
　起案レポート　６％
　中間テスト ３０％
期末における評価
　定期試験 ６０％

【学生の意見等からの気づき】
昨年度以上に、担当教員間で授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行っていきたい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court judgments.
【Learning objectives】
At the end of the course, students are expected to have the knowledge and skills to consider cases involving civil rights litigation.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ： 3 short reports（6 ％）,in class contribution（4 ％）,Mid-term examination（30 ％）,Term-end examination（60 ％）.

LAW500A2

憲法演習Ⅱ

赤坂　正浩、日野田　浩行

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
「憲法上の権利」のうち経済的自由・人身の自由・社会権および参政権、ならびに統治機構をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】
人権及び統治に関する基礎知識を前提として、経済的自由、人身の自由、社会権およ参政権、および統治機構に関わる具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済をはかるための説得力ある解釈論の展開を、具体的論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、質疑応答を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習してくることが求められる。
中間テストや起案レポートについては、評価やコメントを行い、また定期試験についても、答案返却とともに行う定期試験解説時に、レジュメ配布と解説を行うことにより、フィードバックに努める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	職業選択の自由	職業選択の自由の意義、規制の合憲性審査基準 ［準備学習］ 後掲・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（岩波書店，2019）[以下「芦部憲法」という。] １０章一 後掲「憲法演習Ⅱ・課題事例集」[以下「課題事例」という。] 第１回
第 2 回	財産権の保障	憲法２９条の保障の内容、財産権制限の合憲性審査基準 ［準備学習］ 芦部憲法１０章三　課題事例第２回
第 3 回	適正手続の保障	憲法３１条の意味、行政手続と適正手続の保障 ［準備学習］ 芦部憲法１１章　課題事例第３回
第 4 回	生存権の保障	憲法２５条の法的性格、生存権の権利性、生存権侵害の合憲性審査 ［準備学習］ 芦部憲法１３章一　課題事例第４回
第 5 回	選挙権	選挙権・被選挙権の法的性格、議員定数と法の下の平等 ［準備学習］ 芦部憲法１２章二、７章二７ 課題事例第５回
第 6 回	外国人と人権（1）	外国人の政治活動の自由・入国の自由 ［準備学習］ 芦部憲法５章四３ 課題事例第６回
第 7 回	外国人と人権（2）	外国人の選挙権・公務就任権・生存権 ［準備学習］ 芦部憲法５章四３ 課題事例第７回
第 8 回	法人・団体と人権	法人・団体と構成員の人権 ［準備学習］ 芦部５章四２ 課題事例第８回
第 9 回	刑事施設被収容者と人権	刑事施設被収容者の閲読の自由制限の合憲性審査基準、 ［準備学習］ 芦部憲法６章二３ 課題事例第９回
第 10 回	未成年者の人権	憲法と未成年者、未成年者の自由の保障と規制の根拠 ［準備学習］ 芦部憲法５章四８８頁 課題事例第１０回
第 11 回	国会議員の免責特権	国会議員の地位、免責特権の保障の趣旨と内容 [準備学習] 芦部憲法１４章三３ 課題事例第１１回
第 12 回	裁判の公開	裁判公開の趣旨、傍聴者のメモを採る自由 ［準備学習］ 芦部１６章二７ 課題事例第１２回
第 13 回	司法権の限界	司法の概念、法律上の争訟、自律権、統治行為、政党の処分と司法審査、宗教団体の内部紛争と司法審査 ［準備学習］ 芦部１６章一 課題事例第１３回
第 14 回	違憲審査の対象	国の私法行為と違憲審査 立法の不作為と違憲審査 [準備学習] 芦部１８章二４ 課題事例第１４回

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各授業回の「内容」欄の [準備学習] に記した下記テキストの該当部分を精読したうえで、予め配布する各回の事例問題につき、下記の参考書も参考にして検討を行っておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（岩波書店・2019 年）
憲法演習Ⅱ・課題事例集

【参考書】
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第６版]』（有斐閣・2013 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業への積極的参加・発言状況 ４％
　起案レポート　６％
　中間テスト ３０％
期末における評価
　定期試験 ６０％

【学生の意見等からの気づき】
昨年度以上に、担当教員間で授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行っていきたい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court judgments.
【Learning objectives】
At the end of the course, students are expected to have the knowledge and skills to consider cases involving civil rights litigation.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ： 3 short reports（6 ％）,in class contribution（4 ％）,Mid-term examination（30 ％）,Term-end examination（60 ％）.

LAW500A2

行政法演習Ⅰ

交告　尚史

単位数：2 単位　｜　受講年次：3 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この講義は、行政法の全体（総論と救済法）から重要なテーマをピックアップして、総論の学習事項と救済法の学習事項の関連に留意しながら学ぶことを目的とする。

【到達目標】
行政法全体の主要テーマに関する論点について、判例を素材として議論を深めることにより、これまで習得した基礎知識を実践的に活用できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
第 1 回と第 2 回は、教員による解説の比重が大きくなる。初回に報告の担当を決め、第 3 回から報告と討論の形で進める。
レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	通達の法的性質	テキストⅠ 55 事件。通達は国民を法的に拘束するものではないという基礎知識を確認したうえで、さらなる問題の広がりを学ぶ。
第 2 回	行政行為の附款	テキストⅠ 91 事件。小学校教員の期限付任用が問題になった事件を素材に、行政行為に条件（附款）を付けることの可否と限界を学ぶ。
第 3 回	違法性の承継	テキストⅠ 84 事件。違法性の承継とは、第一の行政行為の出訴期間が経過した後、その行政行為を受け継ぐ第二の行政行為を争う際に、第一の行政行為の違法を主張することができるかという問題である。この問題についての基本的な考え方を学ぶ。行政判例百選Ⅰの第５版における同一テーマの判例および解説と比較すること。
第 4 回	行政裁量１	テキストⅠ 76 事件。これは、外国人の在留期間更新許否処分について、法務大臣の広範な裁量を認めた判決で、マクリーン判決と呼ばれる。この判決で示された裁量統制のあり方を学ぶ。
第 5 回	行政裁量２	テキストⅠ 72 事件。これはタクシー運賃認可事件の判決である。裁量と不確定概念の関係が今回の第一のテーマであるが、裁量基準の効力と個別事情考慮義務との関係にも目を向ける。
第 6 回	審査基準	テキストⅠ 117 事件。行政手続法 5 条の審査基準に関する規定の背景になったと言われる個人タクシー事件判決を精読し、内部規範によって許認可の基準を設定することの意義を理解する。
第 7 回	理由の提示	テキストⅠ 121 事件。処分理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、旅券発給拒否事件判決に即して検討する。
第 8 回	処分性１	テキストⅡ 152 事件。行政計画の処分性について考える。土地区画整理事業の事業計画は、かつては処分性を否定されていた。本判決はそれを変更している。その要因を探究することにより、処分性の有無に関する判断の基本を身につける。
第 9 回	処分性２	テキストⅡ 160 事件。病院開設中止勧告の事件を取り上げて、性質的に行政指導に止まるとされた行為に処分性が認められたのは何故かを考える。
第 10 回	原告適格１	テキストⅡ 162 事件。主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を、「もんじゅ」訴訟判決を通して学ぶ。
第 11 回	原告適格２	テキストⅡ 192 事件。これは、いわゆる新潟空港訴訟の判決である。行政事件訴訟法 10 条 1 項の意味を学ぶ素材として収載されているが、関連法規によって構成される法体系という見地から原告適格の拡大を図った判決としても重要であり、そちらに重点を置いて取り組む。
第 12 回	訴えの利益	テキストⅡ 175 事件。処分基準の性質について理解を深め、訴えの利益との関係を考える。
第 13 回	義務付け訴訟	テキストⅡ 206 事件。平成 16 年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟について、その仕組みと問題点を学ぶ。
第 14 回	国家賠償	テキストⅡ 219。所得税更正処分の事件を素材として、国家賠償法 1 条の違法と抗告訴訟の違法との異同について学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、判例そのものを読み込んだより深い学習を求める。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣）

【参考書】
塩野宏『行政法Ⅰ［第六版]』、同『行政法［第六版]』（ともに有斐閣）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ［第７版]』、同『行政法概説Ⅱ［第７版]』（ともに有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　レポート 10 %、報告の内容 5 %、授業中の発言 5 %
期末における評価
　期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】
行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人の差が大きい。せっかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者それぞれが苦手な点を克服できるよう手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】
法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to acquire the skills to relate basic knowledge of the general administrative law with correspondent case theories.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have fully got the skills mentioned above.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:80%, Report:10%, Presentation:5%, in class contribution:5%

LAW500A2

行政法演習Ⅱ

交告　尚史

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この講義は、行政法演習Ⅰで取り上げることのできなかったテーマ、およびテーマ的には重なるものの行政法演習Ⅰでは取り上げることができなかった判例を拾い出して、行政法全体に対する理解をさらに深めることを目的とする。

【到達目標】
行政法の総論の知識と救済法の知識の融合を、行政法演習Ⅰよりもさらに高いレベルで実現することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
第１回と第２回は、教員による解説の比重が大きくなる。初回に報告の担当を決めて、第３回からは、報告と討論の形で進める。
レポートの課題は学習支援システムを通じて周知し、レポートの提出および返却は電子メールで行う。期末試験の結果については、解説会を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	行政権の濫用	テキストⅠ 29 事件。いわゆる個室付特殊浴場事件の判決を取り上げて、法の一般原則について学ぶ。
第 2 回	法律と条例	テキストⅠ 43 事件。自治体関係の事件の場合には、法律と条例の関係が問題になることが多い。その際に思考の出発点になるのが、この徳島市公安条例事件判決である。この判決で説かれている基本的な考え方を理解する。
第 3 回	行政行為の分類	テキストⅠ 64 事件。特許と許可の区別という伝統的な分類論の意味を確認し、その相対化を学ぶ。
第 4 回	行政裁量１	テキストⅠ 75 事件。いわゆる小田急訴訟判決を素材にして、判断過程の統制と呼ばれる裁量統制手法を学ぶ。
第 5 回	行政裁量２	テキストⅠ 81 事件。いわゆる剣道受講拒否事件判決を素材にして、学校の教育的裁量と信仰の自由の関係について考察する。憲法学の学習との関係に留意すること。
第 6 回	処分性	テキストⅡ 157 事件。取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を、労災就学援護費事件の判決を素材にして検討する。
第 7 回	原告適格１	テキストⅡ 165 事件。これは、第４回に学習した小田急訴訟の原告適格に関する判決である。都市計画事業認可の取消訴訟における第三者の原告につき、最高裁は平成 11 年判決では否定していたが、小田急訴訟判決では肯定した。判例変更の背景と理由付けを学ぶ。
第 8 回	原告適格２	テキストⅡ 171 事件。原告適格に関してもう一つ、競業者の原告適格が問題になった一般廃棄物処理業の事件を取り上げる。
第 9 回	訴えの利益	テキストⅡ 176 事件。これは、運転免許停止処分の取消しを求めて訴訟をしている間に免停の期間が経過した場合には訴えの利益は消滅するとした判決である。運転免許に関しては、ほかにもいろいろな事件があるので、総合的に検討する。
第 10 回	処分理由の差替え	テキストⅡ 189 事件。行政手続法に理由の提示の定めがあることを学んだが、これと関係する訴訟上の論点が処分理由の差替えである。その可否をめぐる考え方の違いを学ぶ。
第 11 回	違法判断の基準時	テキストⅡ 193 事件。違法判断の基準時とは、裁判所は、取消訴訟において処分の違法を判断するのに、処分時の法令・事実を基礎にするのか、それとも判決時のそれを基礎とするのかという問題である。その問題についての基本的な考え方を、農地買収事件に係る古い判例を素材にして学ぶ。
第 12 回	差止め訴訟	テキストⅡ 207 事件。平成 16 年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みと運用上の問題、およびその他の訴訟類型との関係を学ぶ。
第 13 回	確認訴訟	テキストⅡ 208 事件。平成 16 年の行政事件訴訟法改正で、同法 4 条に「公法上の法律関係に関する確認の訴え」が明示された。今回は、在外邦人が選挙権を行使する権利の確認を求めた事件の判決を素材にして、確認訴訟の利用上の問題点を学ぶ。
第 14 回	国家賠償	テキストⅡ 225 事件。水俣病関西訴訟判決を素材にして、規制権限の不行使と国家賠償責任の問題を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、判例そのものを読み込んだより深い学習を求める。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣）

【参考書】
塩野宏『行政法Ⅰ［第六版]』、同『行政法Ⅱ［第六版]』（ともに有斐閣）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ［第７版]』、同『行政法概説Ⅱ［第７版]』（ともに有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　レポート 10 %、報告の内容 5 %、授業中の発言 5 %
期末における評価
　期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】
行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人の差が大きい。せっかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者それぞれが苦手な点を克服できるよう手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】
法令と判例を検索するシステムの利用環境（PC 等）を整えておくこと。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to get a deeper understanding of how the general theories of administrative law are related with the problems of individual cases.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have fully got such an understanding.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination:80%, Report:10%, Presentation:5%, in class contribution:5%

LAW500A2

公法演習

交告　尚史、日野田　浩行

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国・公共団体と個人との間には、様々な形での紛争が生じている。かかる現実の紛争は、様々な法領域にわたる複合的な法問題を提起することとなり、こうした問題に適切な法的解決を見いだすためには、憲法、行政法を主とする法分野につき、実体・手続の両面から、また理論と実務の双方を視野に入れながら、総合的に考察する視点が必要となる場合も少なくない。「公法演習」では、こうした総合的視点が要求される公法の現代的課題に焦をめぐる具体的紛争事例につき、適切な法的解決のあり方を学ぶ。なお、授業の中でインターネットを用いる。

【到達目標】
「公法演習」においては、上記のとおり、国および個人との間の、いわばタテの法律関係において、現代社会の中で生ずる様々な紛争につき、「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」や「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」等で獲得した知識やスキルを応用して、各回のテーマの現代的課題を意識しながら、そこでとりあげる具体的事例につき適切に事案分析を行ったうえで、憲法上の論点と行政法上の論点を整理し、その相互の関連性や位置づけにも留意したうえで、適切な権利の実現・救済方法を説得力ある法的議論でもって提示できる能力を養うことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
上記到達目標を達成するため、本授業においては、憲法上の争点と行政法の争点の両方が問題となる具体的事例をとりあげ、それらの事例につき、憲法の教員と行政法の教員が交互に授業を担当しながら、各争点につき整理、検討を行っていく。受講生には、期末のレポート提出と１回または２回程度の報告が求められる。学生の報告については授業内で講評を行うと共に、学習支援システムの掲示板の利用や、メールでのやり取りでの質疑応答を通じて、学生の疑問点等についてはきめ細かなフィードバックに務める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	外国人の人権と入管法制	マクリーン事件最高裁判決で示された外国人の人権と在留制度の関係に関する基本的判断枠組みを確認したうえで、その後の国際人権法の展開もふまえた新たな議論状況を検討する。
第 2 回	裁量処分の司法審査の方式	マクリーン事件最高裁判決を行政法の観点から検討する。社会通念審査と呼ばれる裁量統制のあり方を学び、第３回のテーマで取り上げる剣道受講拒否訴訟で示された審査方式と比較する。
第 3 回	精神的自由と懲戒処分	君が代起立斉唱訴訟および剣道受講拒否訴訟を手がかりに、職務上・教育上の懲戒処分により精神的自由の制約が問題となる事例につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第 4 回	行訴法上の差止め訴訟と当事者訴訟	君が代起立斉唱訴訟を読み、起立斉唱の要求を拒む教員がどのような行為をどのような訴訟で争ったのかを確認し、それらの訴訟類型を使いこなすために知っておかなければならない事項を学ぶ。
第 5 回	精神的自由の公法的規制	徳島市公安条例事件最高裁判決および成田新法事件最高裁判決等を手がかりに、条例による精神的自由の規制や精神的自由の公法的規制における手続保障の問題につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第 6 回	法律と条例の関係	地方公共団体が地域の実情に見合った条例を制定しようと考えた場合に、常に念頭に置かなければならないのが憲法 94 条の「法律の範囲内で」という条件に反しないかどうかという問題である。徳島市公安条例事件最高裁判決を足掛かりにして行政法の観点からこの問題を検討する。
第 7 回	経済的自由の公法的規制	タクシー運賃の変更を巡る一連の判決や医薬品の郵便販売等を制限する薬事法施行規則の改正に係る最高裁判決を手がかりに、経済的自由の規制をめぐる救済のあり方につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第 8 回	事業者の経済的自由と行政庁の裁量権行使	タクシー運賃の変更を巡る一連の判決を素材として、事業者の経済的自由と行政庁の規制権限がぶつかり合う局面を観察し、行政法の立場から、行政手続のあり方および裁量権行使の合理性について検討する。
第 9 回	福祉受給権と司法審査	学生無年金訴訟、老齢加算廃止訴訟および児童扶養手当打切り事件等を手がかりに、福祉受給権に係る司法審査のあり方について、主として憲法論の観点から検討を行う。
第 10 回	生活保護制度の運用を巡る行政法上の論点	老齢加算廃止訴訟最高裁判決を用いて、生活保護基準の設定に係る裁量の広狭、生活保護基準を受給者の不利益に変更する場合の信頼保護等の問題、および司法審査のあり方について、行政法学の見地から学ぶ。
第 11 回	教育を受ける権利の実現	旭川学テ訴訟最高裁判決の基本的判断を確認したのち、障害のある生徒の教育を受ける権利に係る裁判例を手がかりに、教育を受ける権利の実現のあり方につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第 12 回	インクルーシブ社会における障害児童の学校選択	難病に罹患した児童が特別支援学校ではなく小学校への入学を希望した事件に係る下級審判決を素材にして、就学校決定の仕組みをインクルーシブ社会の観点から検討し、司法審査のあり方を行政法の観点から考察する。
第 13 回	国と地方の行政組織	ロッキード事件最高裁判決および沖縄代理署名訴訟を手がかりに、内閣総理大臣と行政各部との関係や国と地方の係争につき、主として憲法論の観点から検討を行う。
第 14 回	価値関係的判断と行政裁量	ロッキード事件は刑事事件であるが、丸紅ルートの第一審判決を読むと、傍論ながらも、航空会社が新機種導入に際して受ける事業計画変更認可の審査基準について、そこに登場する抽象的な概念を価値関係的概念と捉えたうえで、その適用と行政裁量との関係を緻密に考察していることが分かる。その部分を行政法の観点から考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
市川正人・曽和俊文・池田直樹『ケースメソッド公法［第３版］』（日本評論社）

【参考書】
長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ［第７版］』（有斐閣）
宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ［第７版］』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
期末レポート： 50 %、授業内報告： 50 %

【学生の意見等からの気づき】
各事例につき、憲法と行政法の教員が交互に授業を行う方式のため、教員間の連携には注意します。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用 Gmail を用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。また、４月以降の状況によっては Web 会議システム（Zoom）を利用する可能性もあります。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This course aims to enhance the development of students' skills to analyze and consider public law cases which need the knowledge about constitutional law and administrative law.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to properly analyze complex public law cases, and consider the way of legal solution about those cases.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant case from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentations :50%

LAW500A2

憲法判例演習Ⅰ

日野田　浩行

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
下記のテキストでとりあげられている具体的事例問題につき、「憲法演習Ⅰ」の課題事例での素材となっている基本的判例の説くところを応用して、事案分析および論理展開能力をさらに高めていきます。「憲法判例演習Ⅰ」では、主として精神的自由権が主なテーマとなる事例の研究、「憲法判例演習Ⅱ」は、それ以外の人権論の領域が主なテーマとなる事例、および司法権の概念が問題となる事例の研究を行います。

【到達目標】
「憲法判例演習Ⅰ・Ⅱ」では、２年次の「憲法演習Ⅰ」において獲得した憲法事例の事案分析能力および憲法上の議論の展開能力を定着させ、それをより発展的な事例へと応用することができる力を養うことにより、より高度の安定した事例考察能力を獲得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
基本的に、テキストでとりあげられている事例問題１つにつき２回の授業を費やします。１回目の授業で各事例問題のテーマにつき一定の検討を行ったうえで、２回目の授業にて、担当者の起案をたたき台にして、当該事例について参加者全員で議論していきます。各事例問題についての担当者の起案や、それに対する他の授業参加者の議論状況につき、教員としての立場からも（議論状況に過度に介入することを控えながらも）積極的なコメントを行うことを通じて、フィードバックに努めます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	取材の自由＜１＞	取材の自由の憲法上の位置づけとその限界について：当事者の主張と反論
第 2 回	取材の自由＜２＞	取材の自由の憲法上の位置づけとその限界について：第３者的立場からの検討と討論
第 3 回	思想・良心の自由＜１＞	思想・良心の自由の保障の意味について：当事者の主張と反論
第 4 回	思想・良心の自由＜２＞	思想・良心の自由の保障の意味について：第３者的立場からの検討と討論
第 5 回	政教分離原則＜１＞	文化財保護のための補助金支出の合憲性をめぐって：当事者の主張と反論
第 6 回	政教分離原則＜２＞	文化財保護のための補助金支出の合憲性をめぐって：第３者的立場からの検討と討論
第 7 回	性表現と青少年の保護＜１＞	青少年保護のための有害図書規制と表現の自由・知る自由：当事者の主張と反論
第 8 回	性表現と青少年の保護＜２＞	青少年保護のための有害図書規制と表現の自由・知る自由：第３者的立場からの検討と討論
第 9 回	集会の自由＜１＞	暴走続追放条例による規制と集会の自由について：当事者の主張と反論
第 10 回	集会の自由＜２＞	暴走続追放条例による規制と集会の自由について：第３者的立場からの検討と討論
第 11 回	ビラ配布の自由＜１＞	公務員法制における政治的行為の禁止、および集合住宅へのビラ配布に対して住居侵入罪を適用することの可否について：当事者の主張と反論
第 12 回	ビラ配布の自由＜２＞	公務員法制における政治的行為の禁止、および集合住宅へのビラ配布に対して住居侵入罪を適用することの可否について：第３者的立場からの検討と討論
第 13 回	学問の自由＜１＞	学問研究の自由とその規制のあり方をめぐって：当事者の主張と反論
第 14 回	学問の自由＜２＞	学問研究の自由とその規制のあり方をめぐって：第３者的立場からの検討と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１・２回：テキスト第１章
第３・４回：テキスト第２章
第５・６回：テキスト第５章
第７・８回：テキスト第８章
第９・１０回：テキスト第９章
第１１・１２回：テキスト第１０章
第１３・１４回：テキスト第１２章
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
小山剛ほか『判例から考える憲法』（法学書院・2014 年）

【参考書】
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣・2019 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　各授業回のうち、担当した起案・報告の評価 50 ％（２回程度担当）
期末における評価
　レポート　50 ％

【学生の意見等からの気づき】
少人数の場合、起案・報告担当が過度に負担にならなよう、配慮したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
レジュメの配布や連絡等につき、学習支援システムおよび法政大学専用 Gmail を用いますので、情報端末は用意しておいて下さい。また、４月以降の状況によっては Web 会議システム（Zoom）を利用する可能性もあります。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This seminar will develop the skills and abilities to analyze cases on issues of constitutional law and to argue for / or against constitutionality of governmental regulations in those cases in accordance with important decisions of the Supreme Ccourt.
Seminar Ⅰ　deals primarily with equal protection, religious freedom, freedom of speech and the right to peaceful assembly.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to properly analyze complex constitutional cases, and consider the way of legal solution about those cases.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2

憲法判例演習Ⅱ

日野田　浩行

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
下記のテキストでとりあげられている具体的事例問題につき、「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」の課題事例での素材となっている基本的判例の説くところを応用して、事案分析および論理展開能力をさらに高めてゆきます。「憲法判例演習Ⅱ」では、経済的自由、人身の自由、社会権、参政権、包括的基本権、法の下の平等、および司法権の限界に関する事例の研究を行います。なお、授業の中でインターネットを使用します。

【到達目標】
「憲法判例演習Ⅱ」では、２年次の「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」において獲得した憲法事例の事案分析能力および憲法上の議論の展開能力を定着させ、より発展的な事例において、特に判例の重要な判断枠組み等を用いて、それを事案との関係で応用する力を養うことにより、より高度の安定した事例考察能力を獲得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
基本的に、テキストでとりあげられている事例問題１つにつき２回の授業を費やします。１回目の授業で各事例問題のテーマにつき一定の検討を行ったうえで、２回目の授業にて、担当者の起案をたたき台にして、当該事例について参加者全員で議論していきます。各事例問題についての担当者の起案や、それに対する他の授業参加者の議論状況につき、教員としての立場からも（議論状況に過度に介入することを控えながらも）積極的なコメントを行うことを通じて、フィードバックに努めます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	プライバシー権＜１＞	性犯罪者の住所管理をめぐって：当事者の主張と反論
第 2 回	プライバシー権＜２＞	性犯罪者の住所管理をめぐって：第３者的検討と討論
第 3 回	職業選択の自由＜１＞	司法書士法の資格制をめぐって：当事者の主張と反論
第 4 回	職業選択の自由＜２＞	司法書士法の資格制をめぐって：第３者的検討と討論
第 5 回	財産権の保障とその制限＜１＞	著作権保護期間の短縮をめぐって：当事者の主張と反論
第 6 回	財産権の保障とその制限＜２＞	著作権保護期間の短縮をめぐって：第３者的検討と討論
第 7 回	令状主義と黙秘権＜１＞	税法上の質問検査権限と令状主義・黙秘権をめぐって：当事者の主張と反論
第 8 回	令状主義と黙秘権＜２＞	税法上の質問検査権限と令状主義・黙秘権をめぐって：第３者的検討と討論
第 9 回	婚外子と福祉受給権＜１＞	児童扶養手当法の立法委任をめぐって：当事者の主張と反論
第 10 回	婚外子と福祉受給権＜２＞	児童扶養手当法の立法委任をめぐって：第３者的検討と討論
第 11 回	選挙権＜１＞	成年被後見人の選挙権をめぐって：当事者の主張と反論
第 12 回	選挙権＜２＞	成年被後見人の選挙権をめぐって：第３者的検討と討論
第 13 回	裁判員の守秘義務と表現の自由＜１＞	裁判員の守秘義務をめぐって：当事者の主張と反論
第 14 回	裁判員の守秘義務と表現の自由＜２＞	裁判員の守秘義務をめぐって：第３者的検討と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１・２回：テキスト第７章
第３・４回：テキスト第１４章
第５・６回：テキスト第１５章
第７・８回：テキスト第４章
第９・１０回：テキスト第１６章
第１１・１２回：テキスト第２１章
第１３・１４回：テキスト第２２章
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
小山剛ほか『判例から考える憲法』（法学書院・2014 年）

【参考書】
長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第７版]』（有斐閣・2019 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　各授業回のうち、担当した起案の評価 50 ％（２回程度担当）
期末における評価
　レポート　50 ％

【学生の意見等からの気づき】
少人数の場合、起案・報告が過度の負担にならないよう、配慮したいと思います

【Outline (in English)】
【Course outline】
This seminar will develop the skills and abilities to analyze cases on issues of constitutional law and to argue for / or against constitutionality of governmental regulations in those cases in accordance with important decisions of the Supreme Ccourt.
Seminar Ⅱ deals primarily with the right to pursuit of happiness , economic freedom, social rights, and political rights..
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to properly analyze complex constitutional cases, and consider the way of legal solution about those cases.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant judgments of the Supreme Court. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2

基礎ゼミⅠ

遠山　純弘

単位数：**1 単位**　｜　受講年次：**1～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・法学未修者は、２年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が４年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを１年間で身に着けることが要求される。そこで、基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に着けることを目的する。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。
・基礎ゼミⅠでは、特に、上記①、②の理論面について理解してもらい、学生が法律的な考え方を身に着け、また、判例を読むことができるようにすることが目的である。さらに、起案することで、法律文章（起案）を書くことができるようになることも目的とする。
・なお、基礎ゼミⅠ、Ⅱで取り上げる内容は、民法Ⅰから民法Ⅴの授業でも前提とされる。とりわけ基礎ゼミⅠで取り上げる内容は、民法を受講する際の前提となる事柄ばかりである。そのため、基礎ゼミⅠ・Ⅱは、選択科目ではあるが、最低限聴講することを勧める。また、履修・聴講の有無を問わず、基礎ゼミⅠの最初の４回の授業（法的思考）については、法学未修者は必ず出席して聞いてほしい。

【到達目標】
・基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生が【授業の概要と目的】記載の①、②、③をすることができるようになることをその目標する。
・特に、基礎ゼミⅠでは、その前提として、①法律的な考え方を理解し、②教科書や判例の調べ方や読み方を知り、判例には「射程」があることを理解し、③法律的な文章の書き方を知り、これらについて問われた場合に、それについて理論的に説明することができるようになることを目標とする。
・基礎ゼミⅡでは、学生が実践を通して①、②、③のことを実際にできるようになることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
・授業は、上記【授業の概要と目的】記載のように、大きく３部構成になる。
・まず第１部は、法的な思考とは何かを知ることである。ここでは、配布したレジュメを用いて法的に思考するとはどういうことかについて学ぶ。また、双方向の講義形式で授業を進める。
・第２部は、判例の役割を知り、判例の読み方を知ることが中心となる。特に、前半は、判例集や文献の種類やその意義、読み方について学ぶ。ここでも双方向の講義形式で授業を進める。後半は、右の知識を前提に、判例の読み方について学ぶ。指定判例の事案、第一審判決、控訴審判決、上告理由、最高裁判決、関連判例・学説を理解し、それを授業において報告してもらい、それについて質疑応答を行う形式で授業を進める。
・第３部は、第１部および第２部で修得した知識をもとに、課題について起案をしてもらう。授業では、各自に行ってもらった起案をもとに、起案にあたって注意すべき点などの確認を行う。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	①ガイダンス ②法的思考① －三段論法	①授業内容の確認、今後の授業の進め方についての説明をする。 ②法的に考えるとは、どういうことか（法的三段論法）について学ぶ。
第 2 回	法的思考② －法源論①	法源の意義について学ぶ（条文、判例の役割を知る）。 [準備学習等] 前回の内容について復習し、理解してくる。
第 3 回	法的思考③ －法源論②	前回に引き続き法源の意義について学ぶ（学説の役割を知る）。 [準備学習等] 前回までの授業内容について復習し、理解してくる。
第 4 回	法的思考④ －要件効果論	要件効果論の意義について学ぶ。 [準備学習等] 前回までの授業内容について復習し、理解してくる。
第 5 回	判例の読み方 －理論編	裁判所の構造、各裁判所の判決の意義、判例集の意義、読み方について学ぶ。 [準備学習等] 指定した判例を準備してくる。
第 6 回	判例の読み方 －実践編	指定した判例を実際に読んでみる。 ［準備学習等］ 指定した判例を準備し、読んでくる。
第 7 回	起案解説	あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。 ［準備学習等］ 課題について検討をしてくる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各授業において、次回授業でやることを指示する。参加者は、それをきちんと予習して授業に臨んでほしい。
・また、基礎ゼミⅠ、Ⅱは、積み上げ式で学習が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくることが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・さらに、基礎ゼミⅠは、１年次の春学期の授業（特に、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅴ）と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解してくることが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅴで使用しているレジュメ・テキストを使用する。

【参考書】
・参考文献は、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
①起案（７０％）
②質疑応答（３０％）

【学生の意見等からの気づき】
・授業でまだ取り上げていない問題に関する判例を取り上げられても、内容が理解できないという意見がある。この点については、授業内で判例を理解するために必要な前提知識について事前に解説をするようにしている。また、基礎ゼミでは、判例で問題となっていることそのものを理解することが目的ではない。基礎ゼミでは、あくまで「判例を読む」とは、どういうことかを理解してもらうことが目的である。問題に対する内容の理解は、別途民法のそれぞれの授業に委ねることとなる。
・起案において、「模範解答」を配布してほしいとのリクエストがときどきある。もっとも、基礎ゼミの起案の趣旨は、司法試験を実際に受験する段階にある受験生が書く答案と同程度の答案を書けるようになることではなく、法律答案として、最低限触れなければならない点を理解しそれに触れる（たとえば、要件、条文、論点に関する判例等）ようにすることである。また、起案の解説では、解説資料を配布しており、その中で上記の起案の中で触れなければならない点や起案の書き方（文章の論理や表現など）については、説明している。そのため、「模範解答」を配布することは現時点では予定していない。
・授業の説明にもかかわらず、あくまで自分の考え方・やり方を貫こうとする学生がいる。もちろん、それが適切なものであれば、問題はないが、それが誤っていたり、おかしな場合には、授業を理解して、きちんと考え方・やり方を修正してもらいたい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In Basic Seminar Ⅰ-Ⅱ students learn about legal thinking, how to understanding judical precedents and how to writing (legal) sentences.
In Basic Seminar Ⅰ students especially learn about their rules.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2

基礎ゼミⅡ

遠山　純弘

単位数：**1 単位**　｜　受講年次：**1～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・法学未修者は、２年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学未修者は、法学部の学生が４年間の学修を通して身に着けた知識やスキルを１年間で身に着けることが要求される。そこで、基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身に着けることを目的する。
・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法律的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法律的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。
・基礎ゼミⅡでは、基礎ゼミⅠで修得したことを前提に、問題検討を通して、上記①、②、③ができるようになることをその目的とする。
・なお、基礎ゼミⅡを履修するためには、上記の理由から、基礎ゼミⅠを履修しているか、または、それと同程度の能力があることを前提とします。

【到達目標】
・基礎ゼミⅡでは、実践を通して、学生が、①法律的な考え方とは何かを理解し、問題を法的に考えることができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に判例を読むことができるようになること、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書く（起案する）ことができるようになることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
・下記「授業計画」記載のとおり、課題の検討を通して、論点および関連判例の整理をし、その後、判例の事案分析を通して、判例の持っている意味や射程について検討する。
・また、以上の議論をまとめる形で、授業外で課題に対して起案を行ってもらう。
・課題等の解説は、授業内において行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	①ガイダンス ②基礎ゼミⅠ内容の確認	秋学期の授業の進行についての確認をする。 つぎに、基礎ゼミⅠで修得した知識の確認をする。
第 2 回	第１回問題検討	課題（共有）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 ［準備学習等］ 指定された判例を読んで理解してくる。
第 3 回	第２回問題検討	課題（物権変動１）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 ［準備学習等］ 指定された判例を読んで理解してくる。
第 4 回	第１回起案解説	課題（物権変動２）についての起案について解説を行う。 ［準備学習等］ 課題についてそれぞれ再検討してくる。
第 5 回	第３回問題検討	課題（不法行為）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 ［準備学習等］ 指定された判例を読んで理解してくる。
第 6 回	第４回問題検討	課題（不当利得）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 ［準備学習等］ 指定された判例を読んで理解してくる。
第 7 回	第２回起案解説	課題（担保物権）についての起案について解説を行う。 ［準備学習等］ 課題についてそれぞれ再検討してくる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各授業において、次回授業の課題をかす。参加者は、その課題をきちんと予習して授業に臨んでもらいたい。
・また、基礎ゼミⅠ、Ⅱは、積み上げ式で学修が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくることが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。
・基礎ゼミⅡは、１年次の春学期、秋学期の民法の各授業と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解していることが必要となる。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・民法ⅠからⅤで使用したレジュメおよびテキストを用いる。

【参考書】
・参考文献で必要なものは、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
①起案（７０％）
②質疑応答（３０％）

【学生の意見等からの気づき】
・起案の機会をもっと増やしてほしいという意見がある。ただ、私が見る限り、起案ができない者の多くは、そもそも起案するために必要な知識を欠いている。そのため、単純に起案の機会を増やせば問題が解決するわけではないように思われる。起案の機会を増やしてほしい者については、状況を見ながら授業外で個別に対応する。
・授業の説明にもかかわらず、あくまで自分の考え方・やり方を貫こうとする学生がいる。もちろん、それが適切なものであれば、問題はないが、それが誤っていたり、おかしな場合には、授業を理解して、きちんと考え方・やり方を修正してもらいたい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In Basic Seminar Ⅰ-Ⅱ students learn about legal thinking, how to understanding judical precedents and how to writing (legal) sentences.
In Basic Seminar Ⅱ students especially learn about them through exsamining the problems.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Course outline".
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following report: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2

民法Ⅰ

遠山　純弘

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：1 **年（春学期前半**/Spring(1st half)）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅰ」および「民法Ⅱ」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法Ⅰ」では、「契約法」のうち、主として、「契約の締結」、「契約の有効性」、「時効」、とりわけ「消滅時効」について学ぶ。
・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。
・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰでは、主として、契約の締結方法、契約の有効要件、消滅時効について学ぶ。どのような場合に契約が成立か、また、どのような場合に契約が効力を生ずるか、どのような場合に債権が消滅時効にかかるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。
・授業は、教科書および配布するレジュメに従って進める。教科書において基本的な事項を確認したあと、レジュメで応用的な問題について解説する。
・授業内の課題（小テスト）および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	①ガイダンス ②民法の全体像	・私法の中での民法の位置づけについて、説明することができる。 ・日本の民法典がどのような編別になっているかを理解している。 ・私的自治の原則など私法（民法）の一般原理を挙げ、基本的な考え方を説明することができる。 ・信義誠実の原則（信義則）の考え方について、説明することができる。 ・権利濫用の法理について、具体例を挙げて説明することができる。
第 2 回	人・権利能力 ①自然人 ②法人	・権利能力の意義について、説明することができる。 ・権利能力の始期（胎児の法的地位を含む）について、説明することができる。 ・権利能力の終期（同時死亡の推定を含む）について、説明することができる。 ・住所の概念（内容・意義）について、説明することができる。 ・不在者の財産管理の制度の意義及びその概要を説明することができる。 ・失踪宣告の制度の意義及び必要性について、説明することができる。 ・法人とはどのような制度であり、法人に権利能力を認めるのはなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・法人にはどのような種類があり（社団法人・財団法人、営利法人・非営利法人）、それぞれどのような法律に従って法人の設立が認められるかについて、基本的な考え方を説明することができる。 ・法人の構成員が法人の債務についてどのような責任を負うかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・法人設立の目的が法人の権利義務についてどのような意義を有するかについて、その考え方と問題点の概要を説明することができる。 ・法人の代表機関が行った取引行為や不法行為が法人にどのような効果を及ぼすかを、具体例に即して説明することができる。
第 3 回	①契約の一般原則、種類 ②契約の締結 ③代理（有権代理）	・法律行為及び意思表示の意味を説明し、法律行為の種類を挙げることができる。 ・意思表示及び法律行為の解釈に関する考え方（意思主義・表示主義など）について、具体例に即して説明することができる。 ・慣習とは何か、慣習がどのような場合に効力を有するかについて、説明することができる。 ・意思表示の効力が発生する時点に関する到達主義と発信主義の違いについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。 ・代理権がどのような根拠に基づいて発生し、その範囲がどのようにして決まるか、また、どのような原因に基づいて消滅するかを説明することができる。 ・自己契約・双方代理とはどのような場合であるか、また、その代理行為の効果がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。 ・代理人が行った法律行為の効力が誰を基準として判断されるか、またその理由は何かを説明することができる。 ・代理権濫用とはどのような場合を指すか、また、代理権が濫用された場合に、それが代理行為の効力にどのような影響を及ぼすかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。 ・諾成契約の原則とその例外（要式契約、要物契約等）について、説明することができる。 ・契約の成立時期について、説明することができる。 ・約款とはどのような概念であるかを説明し、約款による契約の具体例を挙げることができる。 ・約款による契約における不当条項の規制に関する基本的考え方について、説明することができる。 ・消費者契約法の定める不当条項規制の仕組みについて、条文を参照しつつ説明することができる。

第 4 回	表見代理①	・表見代理とはどのような制度であり、また無権代理とどのような関係にあるかを、具体例に即して説明することができる。 ・表見代理にはどのような類型があり、本人は、それぞれどのような要件の下で、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、各類型の具体例を挙げて説明することができる。
第 5 回	①表見代理② ②無権代理	・代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。 ・無権代理行為の相手方が、無権代理人に対して、どのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。
第 6 回	無権代理と相続	・無権代理と相続をめぐる諸類型について、判例・学説の考え方を説明することができる。
第 7 回	契約の有効性① （行為能力）	・意思能力の意義及び意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力について、 説明することができる。 ・行為能力制度の趣旨（目的・必要性）について説明し、どのような類型があるかを示し、各類型の要件及び効果について、条文を参照して説明することができる。 ・行為能力制度における、相手方の保護を図るための制度について、条文を参照して説明することができる。
第 8 回	契約の有効性② （意思表示の瑕疵①）	・心裡留保の意義及び当事者間における意思表示の効力について、説明することができる。 ・通謀虚偽表示の意義及び当事者間における効力について、説明することができる。 ・通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体例を挙げて説明することができる。
第 9 回	契約の有効性③ （意思表示の瑕疵②）	・錯誤にはどのような種類があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・錯誤の要件及び効果について、説明することができる。 ・動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点を説明することができる。 ・詐欺・強迫の要件及び当事者間における効力について、説明することができる。 ・詐欺・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明することができる。 ・消費者契約法における意思表示に関する規定の趣旨について、説明することができる。 ・消費者契約法上の取消原因の概要について、条文を参照しながら説明することができる。
第 10 回	契約の有効性④ （契約の内容）	・強行法規・任意法規の意味について説明し、それぞれの具体例を挙げることができる。 ・公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について、具体例に即して説明することができる。
第 11 回	契約の有効性⑤ （条件・期限）	・条件と期限にはどのような違いがあるか、条件と期限にはどのような種類のものがあるかについて、説明することができる。 ・条件の成就及び不成就の効果について、説明することができる。 ・期限の利益にはどのような意味があるかについて、説明することができる。
第 12 回	契約の消滅（無効・取消し）	・無効と取消しの基本的な相違について、説明することができる。 ・無効・取消しにより法律行為の効果が認められない場合の基本的な法律関係（履行請求の可否や事実上履行がなされた場合の事後処理等）について、説明することができる。 ・無効行為の追認の意味について、具体例を挙げて説明することができる。 ・取り消しうる法律行為・意思表示について、誰が取り消すことができるか、いつま で取り消すことができるかについて、説明することができる。 ・取消しの基本的効果（制限行為能力者の返還義務に関する特則を含む）について、説明することができる。 ・取り消しうる法律行為・意思表示の追認及び法定追認の意義、要件及び効果について、説明することができる。
第 13 回	時効（総論）	・時効とはどのような制度であり、何のために認められているのかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・時効完成の効果（援用権の発生、援用権の趣旨、援用の効果、時効の効力）について、説明することができる。 ・時効が完成した場合に、その時効を援用することができるのは誰かについて、判例・学説の基本的な考え方と問題点を説明することができる。 ・時効の援用権者がその援用権を行使することができないのはどのような場合か、またその理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。 ・時効の完成猶予及び更新がどのような制度であるかを説明し、どのような場合に完成が猶予され、 更新が認められるかを、条文を参照しつつ説明することができる。
第 14 回	消滅時効	・期間の計算の基本的考え方（初日不算入の原則を含む）について、条文を参照しつ つ説明することができる。 ・消滅時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。 ・消滅時効の一般的な要件について、説明することができる。 ・同一の権利について短期と長期の期間制限が設けられている場合について、その趣旨、期間の性質（いわゆる除斥期間の概念を含む）及び起算点について、説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・上記「授業計画」記載の教科書の該当ページおよびレジュメを必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布したレジュメの該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・松久三四彦ほか『オリエンテーション民法（補訂版）』（有斐閣、２０２２年３月刊行予定）価格未定。
・なお、上記教科書の刊行が授業に間に合わない場合には、当面レジュメで授業を進める。

【参考書】
・参考文献として以下の文献を挙げておく。
①潮見佳男『民法（全）〔第２版〕』（有斐閣、２０１９年）５，０６０円。なお、上記授業計画における各回の準備学習の頁数は、この文献の頁数である。
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第８版］』（有斐閣、２０１８年）２，３７６円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・小テスト（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が４年間かけて修得すべきことを１年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、１年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、１年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、２年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。

・授業内容が難しいという意見も聞く。ただし、わたしが見る限り、こうした学生の中には予習が不十分な学生が多い。法学未修者コースの授業であるからといって、授業をゼロから行うわけではない。授業は、予習をしてきていることを前提に行うので、十分注意をしてほしい。また、以前授業で取り上げた内容を理解していないためにその後の授業内容が理解できない学生も多い。民法は、積み上げ式で授業が進むので、つまみ食い的に授業を理解しようとしても難しい。民法の授業は、積み上げ式で授業が進むということを常に心にとめて授業を受けてほしい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law Ⅰ-Ⅱ students learn about Contract Law.
In Civil Law Ⅰ students especially learn about Formation of Contract, Validity of Contract and Prescription.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2

民法Ⅱ

遠山　純弘

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（春学期後半**/Spring(2nd half)）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅰ」および「民法Ⅱ」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法Ⅱ」では、「契約法」のうち、主として、「債権の消滅原因」、「債務不履行や契約不適合給付における債権者・買主の救済手段」および「個別契約をめぐる諸問題」について学ぶ。
・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。
・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅱでは、主として、債権の消滅、債務不履行および契約不適合給付における債権者または買主の救済手段および個別契約における諸問題について学ぶ。どのような場合に債権が消滅し、また、債務不履行や契約不適合給付がなされた場合に債権者や買主にどのような救済手段があるのかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、そして、個別契約をめぐってどのような問題があり、それらを判例・学説がどのように考えているかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。
・授業は、教科書および配布するレジュメに従って進める。教科書において基本的な事項を確認したあと、レジュメで応用的な問題について解説する。
・授業内の課題（小テスト）および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	債権の消滅① （弁済・供託・代物弁済）	・債務者以外に債務の弁済をなすことができるのはどのような者であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・第三者が債務を弁済した場合に、事後の法律関係（求償権の発生の有無、求償権の範囲等）がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。 ・弁済を受領する権限を有しない者に対して弁済がなされた場合にどのような法律関係が生ずるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・弁済の充当とはどのような制度であるか、また、どのような順序で行われるかについて、条文を参照しながら説明することができる。 ・弁済の提供とはどのような制度であり、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを説明することができる。 ・供託とはどのような制度であり、供託によってどのような効果が生ずるかを説明することができる。 ・弁済による代位とはどのような制度であり、どのような場合に弁済による代位が認められるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・弁済による代位によって、代位者がどのような権利を行使することができるかを、求償債権と原債権の関係に留意しながら、具体例に即して説明することができる。 ・法定代位をなしうる者が複数存在する場合に、その相互関係がどうなるかを、条文を参照しながら、具体例に即して説明することができる。 ・代物弁済とはどのような制度であり、その効果が生ずるためにはどのような要件を備えている必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。
第 2 回	①債権の消滅② （相殺・更改・免除・混同） ②給付不能と危険負担	・相殺とはどのような制度であり、どのような機能を果たしているかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・民法で規定される相殺が認められるためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例に即して説明することができる。 ・差し押さえられた債権を受働債権として相殺をすることができるか、できるとすればその要件は何かについて、判例・学説の考え方と問題点の概要を、具体例に即して説明することができる。 ・更改とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・債務免除とはどのような制度であり、その効果を生ずるためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・混同による債務の消滅が生ずるのはどのような場合か、またその例外はどのような場合に認められるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 ・特定物債権及び種類債権の意義を説明し、それぞれ具体例を挙げることができる。 ・種類債権の特定とはどのような制度であり、特定が生ずる要件及び効果はどのようなものであるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・契約上の給付が不能である場合の法律関係について、不能がどの時点で生じたのかに留意しつつ、全体の概要を説明することができる。
第 3 回	①同時履行の抗弁権 ②履行の強制 ③債務不履行にもとづく損害賠償①（要件①）	・双務契約において同時履行の抗弁権がどのような場合に認められるか、また、同時履行の抗弁権が認められる場合の効果は何かについて、説明することができる。 ・双務契約において危険負担がどのような場合に問題となり、その場合に契約上の債権債務がどうなるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・債権にはどのような権能が認められるかについて、その概要を説明することができる。 ・債権の履行強制の意義と限界及び債権の履行強制の方法について、具体例を挙げて説明することができる。
第 4 回	債務不履行に基づく損害賠償②（要件②）	・債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結びつけられた効果と合わせて説明することができる。 ・債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、債務不履行の類型の相違に留意しつつ、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 ・債務不履行に基づく損害賠償請求と不法行為に基づく損害賠償請求の関係（安全配慮義務の位置づけを含む）について、説明することができる。
第 5 回	①債務不履行に基づく損害賠償③（効果） ②解除①（要件）	・金銭債務の不履行を理由とする損害賠償に関する特則について、説明することができる。 ・損害賠償の予定及び違約金に関する合意はどのような範囲で効力を有するかを説明することができる。 ・解除が何を目的とした制度であるかについて、説明することができる。 ・解除にはどのような種類のものがあるかについて、説明することができる。 ・債務不履行を理由とする解除が認められるための要件について、債務不履行の類型の相違を考慮しながら説明することができる。
第 6 回	解除②（効果）	・解除権が行使された場合の当事者間での効果について、説明することができる。 ・解除権の行使が第三者との関係でどのような意味を持つかについて、説明することができる。
第 7 回	契約不適合給付における買主の救済手段	・売買の目的の全部または一部が他人に属していた場合に、売主はどのような義務ないし責任を負い、また買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・目的物の数量が不足していた場合、あるいはその一部が契約締結時において滅失していた場合に、買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・売買の目的物の利用が他人の利用権等によって制限される場合、売買の目的物の利用のために必要な権利が存在していなかった場合に、それぞれ、買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・売買の目的物に瑕疵がある場合に、瑕疵担保責任の法的性質ついての考え方の対立を踏まえて、買主はどのような要件の下でどのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。 ・改正法における担保責任と債務不履行責任との関係を説明できる。 ・契約不適合給付における買主の救済手段について説明できる。
第 8 回	受領遅滞	・受領遅滞とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、弁済の提供の制度と関連づけながら説明することができる。

第 9 回	売買契約	・契約にはどのような種類のものがあるか（双務契約と片務契約、有償契約と無償契約等の意味）について、具体例を挙げて説明することができる。 ・契約自由の原則（締結の自由、方式の自由、内容の自由、相手方選択の自由）について説明することができる。 ・事情変更の原則の要件及び効果について、説明することができる。 ・契約締結過程における契約交渉当事者の義務が問題となる場面について、具体例を挙げて説明することができる。 ・売買とはどのような契約であり、どのような要件が備われば成立するかを説明することができる。 ・売買契約における手付とはどのような概念であり、どのような意義・機能を有するものであるかを説明することができる。 ・売買の予約とはどのような概念であり、どのような場合に用いられるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・売買契約の諸規定が有償契約に準用されるということの意味を理解している。
第 10 回	①消費貸借・使用貸借 ②賃貸借契約①	・金銭債権における元本債権と利息債権の違いについて、利息債権がどのような場合に発生するかを含めて説明することができる。 ・消費貸借とはどのような契約であり、どのような要件が備われば成立するか（消費貸借の予約や準消費貸借を含む）を説明することができる。 ・利息制限法の制限を超える利息を約した消費貸借契約の効力について、具体例に即して説明することができる。 ・使用貸借とはどのような契約であるかについて、賃貸借との違いに留意しながら、説明することができる。 ・賃貸借とはどのような契約であり、賃貸人と賃借人の間でどのような権利義務（賃貸人の修繕義務・費用償還義務等を含む）が生じるかを、説明することができる。 ・賃貸借の終了に関する民法の規律及び判例・学説の基本的な考え方について、説明することができる。 ・賃借権の譲渡や賃貸物の転貸がなされた場合の法律関係について、説明することができる。
第 11 回	賃貸借契約②	・賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合の法律関係について、説明することができる。 ・賃借権が第三者によって侵害された場合に、賃借人にどのような救済が認められるかについて、説明することができる。 ・賃貸借契約の締結に際して交付された敷金とはどのようなものであるか、また、その返還に関する権利義務関係がどうなるかについて、説明することができる。 ・借地借家法の適用範囲について理解している。 ・借地借家法における存続期間・更新に関する規律（定期借地権・定期建物賃貸借を含む）の概要について、条文を参照しながら説明することができる。 ・借地借家法における借地権及び建物賃借権の対抗力に関する規律の趣旨及び概要について、説明することができる。 ・以上の他、借地借家法における重要な規律（裁判所による土地の賃借権の譲渡・転貸の許可、建物買取請求権、賃料増減額請求権等）について、条文を参照しながら、説明することができる。
第 12 回	役務提供契約①（雇用・請負）	・雇用、請負、委任（準委任を含む）、寄託とはそれぞれどのような内容の契約であるかについて、相互の契約類型の違いに留意しながら、具体例をあげて説明することができる。 ・請負人がどのような義務ないし責任を負うかについて、売買における売主の場合と対比して、説明することができる。 ・建物建築請負契約において、完成した建物の所有権の帰属に関する判例の考え方とこれに関する学説の主要な見解について、具体的な効果の相違に留意しながら説明することができる。 ・請負において仕事の目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、説明することができる。
第 13 回	役務提供契約②（委任・寄託）	・委任において、受任者が負う主要な義務の内容について、その概要を説明することができる。 ・委任の終了原因について説明することができる（委任契約における任意解除権の規律、その制度趣旨及び判例の展開を含む）。 ・寄託において受寄者が寄託物の保管につき払うべき注意義務の内容について、説明することができる。
第 14 回	①贈与契約 ②その他の典型契約	・贈与とはどのような契約であり、どのような要件が備われば成立するか、どのような場合に契約を解除することができるかを説明することができる。 ・贈与契約に基づいて贈与者がどのような義務ないし責任を負うかを説明することができる。 ・組合とはどのようなものであり、どのようにして成立し、どのように終了するかについて理解している。 ・組合の財産に関する権利関係について、不動産の所有および債権の帰属を例に、説明することができる。 ・組合の債務を誰が、どの財産によって負担するかについて、説明することができる。 ・組合の業務執行及び対外的取引はどのように行うかについて、その概要を理解している。 ・和解とはどのような内容の契約かについて、説明することができる。 ・和解契約によって争うことができなくなる権利義務関係はどのようなものか、またどのような範囲かについて、具体例を挙げて説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・上記「授業計画」記載の教科書の該当ページおよびレジュメを必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布したレジュメの該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・松久三四彦ほか『オリエンテーション民法（補訂版）』（有斐閣、２０２２年３月刊行予定）価格未定。
・なお、上記教科書の刊行が授業に間に合わない場合には、当面レジュメで授業を進める。

【参考書】
・参考文献として以下の文献を挙げておく。
①潮見佳男『民法（全）〔第２版〕』（有斐閣、２０１９年）５，０６０円。なお、上記授業計画における各回の準備学習の頁数は、この文献の頁数である。
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第８版］』（有斐閣、２０１８年）２，５３０円
③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権［第８版］』（有斐閣、２０１８年）２，５３０円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・小テスト（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が４年間かけて修得すべきことを１年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、１年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、１年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、２年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。
・授業内容が難しいという意見も聞く。ただし、わたしが見る限り、こうした学生の中には予習が不十分な学生が多い。法学未修者コースの授業であるからといって、授業をゼロから行うわけではない。授業は、予習をしてきていることを前提に行うので、十分注意をしてほしい。また、以前授業で取り上げた内容を理解していないためにその後の授業内容が理解できない学生も多い。民法は、積み上げ式で授業が進むので、つまみ食い的に授業を理解しようとしても難しい。民法の授業は、積み上げ式で授業が進むということを常に心にとめて授業を受けてほしい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil Law.
In Civil Law Ⅰ-Ⅱ students learn about Contract law.
In Civil Law Ⅱ students especially learn about Termination of Obligations, Breach of Contract, Problems concerning individual Contracts.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2

民法Ⅲ

遠山　純弘

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期前半**/Fall(1st half)）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅲ」では、学生は、物権（担保物権を除く）、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。
・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。
・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅲでは、物権、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。所有権の帰属がどのように決められるか、所有権侵害がある場合に、どのような要件のもとで、どのような救済手段が与えられるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、および、事務管理・不当利得・不法行為に基づく請求権がどのような要件のもとで認められるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。
・授業内の課題（小テスト）および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	①契約法との関係 ②物権法の全体構造 ③債権と物権との違い ④用益物権	・民法は物をどのように定義し、どのように分類しているか（とくに不動産・動産の 区別）、その分類にどのような法的意味があるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・主物と従物とはどのような概念か、従物とされることの具体的効果は何かを、具体例を挙げて説明することができる。 ・元物とは何か、果実（天然果実・法定果実）とは何かを説明し、それぞれ具体例を 挙げることができる。 ・物権にはどのような種類があり、それぞれどのような内容の権利であるかを概括的 に説明することができる。 ・物権に共通する特徴を、債権の特徴と対比して説明することができる。 ・物権法定主義の意義と根拠について説明することができる。 ・物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・地上権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、土地賃借権と対比しながら説明することができる。 ・地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。 ・物権が消滅する原因を、具体例を挙げて説明することができる。

第 2 回	①所有権（概説） ②共同所有	・所有権とはどのような権利か、また、どのような制限に服するかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・袋地の所有者は、どのような場合にどのような要件の下で隣地通行権を有するかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げることができる。 ・共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有するかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・区分所有権とはどのような概念であるかを、一物一権主義との関係に留意しながら説明することができる。
第 3 回	所有権の取得 （承継取得、原始取得）	・物権の変動が生ずる種々の法律上の原因を、具体例を挙げて説明することができる。 ・物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することができる。 ・物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。 ・添付とはどのような概念であり、どのような類型があるか、添付によってどのような効果が生じるかについて、その概要を説明することができる。 ・不動産の付合とはどのような制度であるかについて、条文を参照しながら具体例を挙げて説明することができる。
第 4 回	①占有の意義 ②占有の取得 ③所有権に基づく請求権の相手方	・占有とはどのような概念であるかを理解し、どのような態様の占有があり、占有の 承継が生ずるのはどのような場合であるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。
第 5 回	①公示の原則 ②不動産物権変動と対抗要件①	・公示の原則とはどのような原則であるか、そのような原則を認める必要があるのはなぜかを説明することができる。 ・物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることが できるかを理解している（共同申請の原則と単独申請ができる例外）。 ・登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・仮登記とはどのような場合になされる登記であり、それがどのような効力を持つかについて、具体例を挙げて説明することができる。 ・民法 177 条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第 三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。
第 6 回	①不動産物権変動と対抗要件② ②動産物権変動と対抗要件	・民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 ・動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問 題となるかを具体例に即して説明することができる。
第 7 回	占有の効力①	・動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即 して説明することができる。 ・公信の原則とはどのような原則であるかを、無権利の法理や公示の原則との関係を踏まえて説明することができる。 ・不動産取引において、民法 94 条 2 項の適用や類推適用がどのような意味を持つかを、 公信の原則との関係に留意しながら、具体例に即して説明することができる。
第 8 回	占有の効力②	・取得時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。 ・取得時効の要件について概要を説明し、また、条文を参照しながらその要件の具体 的内容を説明することができる。 ・占有の侵害についてどのような態様があり、占有者はそれぞれどのような救済を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・所有者が無権原占有者に対して目的物の返還を求める場合に生ずる問題点の概要（果実収取権、費用償還請求権、本権と占有権との関係等）を、条文を参照しなが ら説明することができる。
第 9 回	一般不法行為① （要件①）	・不法行為制度の機能及び目的について説明することができる。 ・不法行為責任における過失責任、無過失責任、中間責任の考え方を、民法上及び特別法上の具体例を挙げて説明することができる。 ・民法 709 条がどのような要件を充たせば責任の成立を認めているのか、またどのような場合に責任の成立が否定されるのかについて、その全体の構造を示すことができる。 ・権利・利益侵害要件の持つ意味について、権利侵害と違法性の関係に関する判例・学説の展開を踏まえつつ、説明することができる。 ・過失とは何かについての基本的な考え方を説明することができる。 ・損害とは何か、損害にはどのような種類のものがあると考えられているかについて、基本的な考え方を説明することができる。 ・主要な事件類型（名誉・プライバシー侵害、公害・生活妨害、医療過誤、第三者による債権侵害、自動車事故、製造物による事故等）に即して、不法行為の要件・効果を説明することができる。
第 10 回	①一般不法行為②（要件②） ②特殊不法行為①	・因果関係についての基本的な考え方を説明することができる。 ・責任能力とはどのような概念であるかを、行為能力・意思能力と対比して説明することができる。 ・責任無能力者の不法行為について、監督義務者がどのような根拠に基づいてどのような責任を負うかを、説明することができる。 ・使用者責任において、使用者がなぜ被用者の行為について責任を負うのか、また、使用者責任の要件と効果（被用者への求償を含む）はどのようなものかについて、説明することができる。
第 11 回	特殊不法行為②	・工作物責任において、工作物の占有者や所有者がなぜ責任を負うのか、また、工作物責任の要件と効果はどのようなものかについて、説明することができる。 ・共同不法行為責任の意義、要件及び効果について、説明することができる。
第 12 回	不法行為の効果	・賠償されるべき損害の範囲及び額の算定についての基本的な考え方（過失相殺、損益相殺等を含む）を説明することができる。 ・損害賠償の方法についての基本的な考え方を説明することができる。 ・侵害行為の差止請求と不法行為に基づく損害賠償請求との関係について、説明することができる。 ・不法行為責任の成立が求められる場合に、損害賠償請求をすることができる者は誰かについて、説明することができる（被害者が死亡した場合、生存している場合、胎児の損害賠償請求の可否を含む）。 ・不法行為一般における損害賠償請求権の期間制限について、説明することができる。

第 13 回	①事務管理 ②不当利得①	・事務管理とはどのような制度であり、どのような要件が備われば事務管理の成立が認められるかを、説明することができる。 ・事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者と本人の間でどのような権利義務関係が生ずるかを、条文を参照して、委任との異同に留意しながら説明することができる。 ・不当利得がどのような制度であり、具体的にどのような場合に問題となるかについて、不当利得についての考え方の対立に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。 ・不当利得債務者はどのような要件の下で、またどのような範囲で利得の返還義務を負うかを、具体例に即して説明することができる。
第 14 回	不当利得②	・不法原因に基づく給付の返還請求が認められないという原則とその例外について、民法 90 条との関係に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。 ・いわゆる転用物訴権とはどのような制度であり、どのような場合に認められるかについて、考え方の対立と基本的な問題点を理解している。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・上記「授業計画」記載の各回における教科書の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布したレジュメの該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・遠山純弘『請求権から考える民法２』（信山社、２０２０年）３，１９０円
・なお、教科書の修正箇所については、学習支援システムを通じて連絡する。

【参考書】
①松久三四彦ほか『オリエンテーション民法〔補訂版〕』（有斐閣、２０２２年３月刊行予定）価格未定。
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第８版］』（有斐閣、２０１８年）２，５３０円
③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権［第８版］』（有斐閣、２０１８年）２，５３０円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下の通りである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・小テスト（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が４年間かけて修得すべきことを１年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、１年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、１年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、２年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。
・また、授業内容が難しいという意見も聞く。ただ、そうした学生の中には、民法Ⅰ・Ⅱおよび基礎ゼミⅠで取り上げた基礎知識を理解できていない者が多い。民法の授業は積み上げ方式であり、民法Ⅲ・民法Ⅳも、それ自体で完結した科目ではない。そのため、民法Ⅰ・Ⅱあるいは基礎ゼミの内容が理解できていない者は、夏休み中にしっかり復習をしておく必要がある。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law Ⅲ students learn about Property Law, Delict, Unjustified Enrichment and Negotiorum Gestio.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2

民法Ⅳ

遠山　純弘

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期後半**/Fall(2nd half)）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。
・「民法Ⅳ」では、学生は、金銭債権の担保手段（人的担保、物的担保）について学ぶ。
・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める予定である。
・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】
・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅳでは、金銭債権の担保手段について学ぶ。金銭債権を「担保」するとはどういうことか、また、金銭債権を確実に回収するためにどのような手段があるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。
・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。
・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加える形で行う。
・授業内の課題（小テスト）および定期試験のフィードバックは、授業内または定期試験解説期間において解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	①債権担保概論 ②債権者代位権	・責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのかについて、債権者平等の原則との関連にも留意しながら説明することができる。 ・債権者代位権とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、説明することができる。 ・債権者代位権の「転用」とはどのようなものであって、どのような場合に認められるべきであるかについて、いくつかの典型事例を挙げて説明することができる。
第 2 回	詐害行為取消権①（要件）	・詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質をめぐる議論の概要を含めて説明することができる。 ・詐害行為取消権の要件（詐害行為と詐害意思）について、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。

第 3 回	①詐害行為取消権② （効果） ②保証債務	・詐害行為取消権は誰を相手として行使すべきであり、その相手方に対する詐害行為取消権行使の効果が誰にどのような影響を及ぼすかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・保証とはどのようなものであり、どのような場合に保証債務が発生するかを説明することができる。 ・保証債務の附従性及び随伴性とはどのような性質を指すのかを、その具体的効果を含めて、説明することができる。 ・保証人の求償権がどのような場合に生じるか、及びその行使の手続等について、条文を参照しながら説明することができる。 ・連帯保証と単純保証の違いを説明することができる。
第 4 回	債権譲渡①	・債権の譲渡とはどのような制度であり、どのような場合に債権譲渡が行われるかを説明することができる。 ・債権の譲渡可能性（将来発生すべき債権の譲渡可能性・包括的な債権譲渡の可能性を含む）とその例外（譲渡禁止特約を含む）について、説明することができる。 ・指名債権譲渡の対抗要件の構造・仕組み（動産債権譲渡特例法上の対抗要件を含めて、民法上及び特例法上の対抗要件の競合や対抗要件の同時具備の場合に生ずる問題等を含む）について、説明することができる。
第 5 回	①債権譲渡② ②債務引受 ③契約上の地位の移転	・債務者が、債権の譲受人に対してどのような場合にどのような事由を主張することができるかについて具体例を挙げて説明することができる。 ・債務引受とはどのようなものであり、どのような類型があるか、また、それらがどのような場合に認められるのかについて、説明することができる。 ・契約上の地位の移転がどのような場合に認められるかを説明できる。
第 6 回	多数当事者の債権関係	・債権者が複数の場合及び債務者が複数の場合について、それぞれ、民法の規律の概要 (分割債権・分割債務の概念、不可分債権・不可分債務の概念、分割債権・分割債務の原則性) を説明することができる。 ・連帯債務（いわゆる不真正連帯債務を含む）とはどのようなものであり、どのような場合に認められるのかについて、説明することができる。 ・連帯債務者の１人について生じた事由（請求、弁済、更改、相殺、免除、混同、消滅時効等）が他の債務者にどのような影響を及ぼすかについて、条文を参照しながら、説明することができる。 ・連帯債務者間の求償権がどのような場合に生じるか、及び、その行使の手続等について、条文を参照しながら説明することができる。
第 7 回	①担保物権の全体構造 ②抵当権① （①設定・対抗要件） （②抵当権の効力①）	・担保物権とはどのような性質の担保であるかを、債権者平等原則や保証との関係に留意しながら説明することができる。 ・抵当権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・抵当権の実行とは何を意味するかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・抵当権の効力がどのような目的物（果実や目的不動産から分離された目的物等を含む）に及ぶかについて、具体例を挙げて説明することができる。
第 8 回	抵当権② （①抵当権の効力②） （②第三者取得者保護）	・抵当目的不動産の侵害（物理的侵害や、優先弁済権の実現を困難にする侵害行為） に対して、抵当権者がどのような救済手段を行使することができるかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。 ・抵当目的不動産が第三者に譲渡された場合に、第三取得者と抵当権者がどのような関係に立つかを、説明することができる。
第 9 回	抵当権③ （配当）	・抵当権によって担保される債権の範囲はどうなっているか、その範囲について制限が認められる理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。 ・抵当権の処分とはどのような行為を指すか、またその効果はどのようなものであるかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・共同抵当とはどのような制度であり、抵当権がどのように実行され、どのような効果を生ずるかについて、具体例を挙げて説明することができる。
第 10 回	抵当権④ （抵当権と利用権）	・抵当権の設定された不動産について、利用権が存在する場合に抵当権と利用権の関係がどうなるかを、説明することができる。 ・法定地上権とはどのような制度であり、どのような場合に法定地上権が成立するかを、具体例に即して説明することができる。
第 11 回	抵当権⑤ （物上代位①）	・抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合かについて、判例・学説の基本的な考え方を踏まえながら説明することができる。
第 12 回	抵当権⑥ （物上代位②） （抵当権の消滅）	・物上代位権を行使するためにどのような要件を備えている必要があるかについて、判例・学説の基本的な考え方を踏まえながら説明することができる。
第 13 回	①根抵当権 ②質権 ③譲渡担保①	・根抵当とはどのような制度であり、通常の抵当権と対比してどのような特徴を備えているかについて、その概要を説明することができる。 ・質権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・質権には、動産質権以外にどのような種類のものがあるかを、条文を参照しながら、具体例を挙げて説明することができる。 ・譲渡担保とはどのような制度であるかを、質権の場合と対比させながら、具体例を挙げて説明することができる。 ・譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するかを、具体例に即して説明することができる。
第 14 回	①譲渡担保② ②仮登記担保、所有権留保 ③留置権 ④先取特権	・いわゆる集合動産譲渡担保とはどのような制度であるか、一物一権主義との関係に留意しながら、説明することができる。 ・仮登記担保とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・所有権留保の意義と効力について、その概要を説明することができる。 ・留置権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ・留置権の成立要件とその効果について、具体例に即して説明することができる。 ・先取特権とはどのような性質の担保物権であるか、とくに、一般先取特権、特別先 取特権は、それぞれどのような性質・効力を有する担保物権であり、どのような種 類の先取特権があるかを、条文を参照しながら説明することができる。 ・先取特権における物上代位とはどのような制度かを、具体例に即して説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・上記「授業計画」記載の各回における教科書の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。予習では、教科書および配布したレジュメの該当部分を読み理解し、授業前にわからない部分を明確にしておくことが必要である。授業では、その不明な点について確認をし、また、授業でそれについて触れなかった場合には、授業外で質問し、理解する必要がある。
・本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・遠山純弘『請求権から考える民法３』（信山社、２０２０年）３，５２０円
・なお、教科書の修正箇所については、学習支援システムを通じて連絡する。

【参考書】

①松久三四彦ほか『オリエンテーション民法（補訂版）』（有斐閣、２０２２年３月刊行予定）価格未定。
②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第８版］』（有斐閣、２０１８年）２，５３０円

③窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ債権［第８版］』（有斐閣、２０１８年）２，５３０円
・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
成績評価の方法と基準は、以下のとおりである。
・定期試験（８０％）
＊事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第２次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。
・小テスト（１０％）
・質疑応答（１０％）

【学生の意見等からの気づき】
・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が４年間かけて修得すべきことを１年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、１年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、１年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、２年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。
・また、授業内容が難しいという意見も聞く。ただ、そうした学生の中には、民法Ⅰ・Ⅱおよび基礎ゼミⅠで取り上げた基礎知識を理解できていない者が多い。民法の授業は積み上げ方式であり、民法Ⅲ・民法Ⅳも、それ自体で完結した科目ではない。そのため、民法Ⅰ・Ⅱあるいは基礎ゼミの内容が理解できていない者は、夏休み中にしっかり復習をしておく必要がある。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Through Civil Law Ⅰ-Ⅴ, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law Ⅳ students learn about the Law of Debtors and Creditors.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to enable students to understand and explain each theme described in the "Class Plan" below.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%, little examination : 10%, in class contribution: 10%

LAW500A2

民法Ⅴ

羽生　香織

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
法学未修者を対象として、民法第４編「親族」（親族法）および第５編「相続」（相続法）を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例、主要学説を検討しつつ、知識と思考方法を習得することを目的とする。最近の家族法改正についても適宜触れる。授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

【到達目標】
親族法・相続法の全体構造および基礎概念を把握し、制度趣旨を正確に理解する。単に理論を覚えるだけでなく、具体的事例へのアプローチの方法をつかみ、法的議論を展開し、解決する能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は担当教員による基本事項の解説が中心となる。各分野ごとに制度の概要を解説し、実践的な解決方法を考えることができるようにする。解説に関わる部分は、学生への質問を活用する。学生の理解度に応じて、授業計画は変更されることがある。定期試験の講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第１回	家族法総論	この授業では日本家族法の制度的特徴、家事事件処理手続、戸籍について説明する。
第２回	婚姻	前回の内容について小テストを実施する。 この授業では、婚姻の成立、婚姻の効果について説明する。
第３回	離婚	前回の内容について小テストを実施する。 この授業では、離婚の成立、離婚の効果について説明する。
第４回	実親子	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、実親子法の構造と諸問題について説明する。
第５回	養親子、親権（１）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、養子法の構造と諸問題、親権の帰属と内容について説明する。
第６回	親権（２）、後見、扶養、婚姻外の男女関係	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、法定代理権、後見制度、扶養関係、準婚理論について説明する。
第７回	相続法の構造、相続人（１）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、相続法の基本的仕組みや原則について、相続の開始、および法定相続人について説明する。

第 8 回	相続人（2）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、相続の承認・放棄、相続人の不存在について説明する。
第 9 回	相続分	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、法定相続分、指定相続分、具体的相続分について説明する。
第 10 回	相続財産、遺産共有	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、相続の効果、相続の対象となる範囲について説明する。
第 11 回	遺産分割	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺産分割の方法と効果について説明する。
第 12 回	遺言（1）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺言の方式、遺言の効果について説明する。
第 13 回	遺言（2）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺贈、特定財産承継遺言、権利の承継と第三者との関係について説明する。
第 14 回	遺留分	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺言・遺留分制度の意義と機能について説明する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業内容を確実に消化するためには、教員の指示に従い課題をこなすほか、授業の予習・復習が必要とされる。事前にレジュメを配布する予定である。教科書の該当ページおよび関連する判例や資料を熟読すること。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
前田陽一ほか『民法６リーガルクエスト（第 6 版）』（有斐閣、2022 年）

【参考書】
潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂、2018 年）
窪田充見『家族法（第 4 版）』（有斐閣、2019 年）
水野紀子ほか編『民法判例百選Ⅲ（第 2 版）』（有斐閣、2018 年）
青竹美佳ほか『START UP 判例 30 ！ 民法 5 親族・相続』（有斐閣、2017 年）

【成績評価の方法と基準】
成績評価は、平常点（毎回の小テスト 25 %、授業内での参加度 10 %）、定期試験 65 %の割合でこれを行う。

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】The aim of this cours is to learn the basic matters of the family law(including the newly revised parts),with cases and problems.
【Learning Objectives】The goals of this cours are to acquire legal thinking skills. I expect you not only to memorize the theories, but also to apply them in specific cases.
【Learning activities outside of classroom】Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policy】Grading will be decided based on term-end examination(65%), and evely quize(25%), in class contribution(10%).

LAW500A2

民法Ⅴ

羽生　香織

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
法学未修者を対象として、民法第 4 編「親族」（親族法）および第 5 編「相続」（相続法）を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例、主要学説を検討しつつ、知識と思考方法を習得することを目的とする。最近の家族法改正についても適宜触れる。授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

【到達目標】
親族法・相続法の全体構造および基礎概念を把握し、制度趣旨を正確に理解する。単に理論を覚えるだけでなく、具体的事例へのアプローチの方法をつかみ、法的議論を展開し、解決する能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は担当教員による基本事項の解説が中心となる。各分野ごとに制度の概要を解説し、実践的な解決方法を考えることができるようにする。解説に関わる部分は、学生への質問を活用する。学生の理解度に応じて、授業計画は変更されることがある。定期試験の講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	家族法総論	この授業では日本家族法の制度的特徴、家事事件処理手続、戸籍について説明する。
第 2 回	婚姻	前回の内容について小テストを実施する。 この授業では、婚姻の成立、婚姻の効果について説明する。
第 3 回	離婚	前回の内容について小テストを実施する。 この授業では、離婚の成立、離婚の効果について説明する。
第 4 回	実親子	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、実親子法の構造と諸問題について説明する。
第 5 回	養親子、親権（1）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、養子法の構造と諸問題、親権の帰属と内容について説明する。
第 6 回	親権（2）、後見、扶養、婚姻外の男女関係	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、法定代理権、後見制度、扶養関係、準婚理論について説明する。
第 7 回	相続法の構造、相続人（1）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、相続法の基本的仕組みや原則について、相続の開始、および法定相続人について説明する。

第 8 回　相続人（2）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、相続の承認・放棄、相続人の不存在について説明する。
第 9 回　相続分	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、法定相続分、指定相続分、具体的相続分について説明する。
第 10 回　相続財産、遺産共有	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、相続の効果、相続の対象となる範囲について説明する。
第 11 回　遺産分割	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺産分割の方法と効果について説明する。
第 12 回　遺言（1）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺言の方式、遺言の効果について説明する。
第 13 回　遺言（2）	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺贈、特定財産承継遺言、権利の承継と第三者との関係について説明する。
第 14 回　遺留分	前回の授業内容について小テストを実施する。 この授業では、遺言・遺留分制度の意義と機能について説明する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業内容を確実に消化するためには、教員の指示に従い課題をこなすほか、授業の予習・復習が必要とされる。事前にレジュメを配布する予定である。教科書の該当ページおよび関連する判例や資料を熟読すること。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
前田陽一ほか『民法６リーガルクエスト（第 6 版）』（有斐閣、2022 年）

【参考書】
潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂、2018 年）
窪田充見『家族法（第 4 版）』（有斐閣、2019 年）
水野紀子ほか編『民法判例百選Ⅲ（第 2 版）』（有斐閣、2018 年）
青竹美佳ほか『START UP 判例 30 ！ 民法 5 親族・相続』（有斐閣、2017 年）

【成績評価の方法と基準】
成績評価は、平常点（毎回の小テスト 25 %、授業内での参加度 10 %）、定期試験 65 %の割合でこれを行う。

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】The aim of this cours is to learn the basic matters of the family law(including the newly revised parts),with cases and problems.
【Learning Objectives】The goals of this cours are to acquire legal thinking skills. I expect you not only to memorize the theories, but also to apply them in specific cases.
【Learning activities outside of classroom】Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policy】Grading will be decided based on term-end examination(65%), and evely quize(25%), in class contribution(10%).

LAW500A2

民事基礎演習

廣尾　勝彰

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業では、民事訴訟法、人事訴訟法、家事事件手続法、民事執行法、民事保全法、破産法、民事再生法が定める各種の民事手続について、主に六法を参照しながら、それぞれの基本的な仕組みを検討する。
本授業の目的は、民事訴訟法などの民事手続法が定める各種の民事手続の全体像を正しく理解した学生を育成することである。

【到達目標】
本授業の到達目標は、①民事訴訟法が定める第１審の訴訟手続、上訴と再審の手続、手形・小切手訴訟の手続、少額訴訟の手続、督促手続、②人事訴訟法が定める人事訴訟手続、③家事事件手続法が定める家事審判と家事調停の手続、④民事執行法が定める強制執行の手続、⑤民事保全法が定める仮差押・仮処分の手続、⑥破産法が定める破産と免責の手続、⑦民事再生法が定める通常の民事再生と個人再生の手続について、それぞれの基本的な仕組みを書面または口頭で正しく説明できるようになることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
本授業は主に六法を参照しながら演習形式で実施する。
なお、課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の概要・目的・方法、成績評価の方法・基準などについて説明する。
第 2 回	民事訴訟法が定める手続①	民事訴訟の第１審の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 3 回	民事訴訟法が定める手続②	上訴と再審の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 4 回	民事訴訟法が定める手続③	手形・小切手訴訟および少額訴訟の手続ないし督促手続の基本的な仕組みを検討する。
第 5 回	人事訴訟法が定める手続	人事訴訟の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 6 回	家事事件手続法が定める手続	家事審判と家事調停の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 7 回	民事執行法が定める手続①	不動産執行の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 8 回	民事執行法が定める手続②	債権執行の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 9 回	民事執行法が定める手続③	非金銭執行の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 10 回	民事保全法が定める手続	仮差押・仮処分の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 11 回	破産法が定める手続①	破産手続の基本的な仕組みを検討する。
第 12 回	破産法が定める手続②	免責手続の基本的な仕組みを検討する。
第 13 回	民事再生法が定める手続①	通常の民事再生の手続の基本的な仕組みを検討する。
第 14 回	民事再生法が定める手続②	個人再生の手続の基本的な仕組みを検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習としては、主に六法を参照しながら各回のテーマについてしっかりと予習する。
復習としては、受講した授業内容について簡単な「まとめ」を作成する。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特定のテキストは使用しない。

【参考書】
佐藤鉄男ほか著『民事手続法入門〔第５版〕』（有斐閣，2018）
川嶋四朗・笠井正俊編『はじめての民事手続法』（有斐閣，2020）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　４０％
期末における評価
　レポート　６０％

なお、成績評価の際は上記の到達目標を指標とします。

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, we will examine the basic mechanisms of each of the various civil procedures stipulated by the Civil Procedure Act, the Personal Status Litigation Act, the Domestic Relations Case Procedure Act, the Civil Execution Act, the Civil Provisional Remedies Act, the Bankruptcy Act, and the Civil Rehabilitation Act.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to explain correctly the basic mechanisms of each of various civil procedures stipulated by the Civil Procedure Act, etc.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be decided based on Q&A in each class(40%) and the term-end report (60%) .

LAW500A2

民法演習Ⅰ

高須　順一、新堂　明子、大澤　彩

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実に整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度および裁判例を検討する。

【到達目標】
民法演習Ⅰでは契約法および契約法と家族法が交錯する分野に関する諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。
すなわち、契約法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業においては、事前に学生に実際的な紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向的ないし多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。
また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確実なものとするため小テストやレポートを課す。
授業開始直後に、インターネット上のデータベースの見方、使い方を説明する。
中間試験、定期試験実施後、問題解説、答案返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	制限行為能力者制度	意思能力の意義及び意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力について、説明することができる。／行為能力制度の趣旨（目的・必要性）について説明し、どのような類型があるかを示し、各類型の要件及び効果について、条文を参照して説明することができる。／行為能力制度における、相手方の保護を図るための制度について、条文を参照して 説明することができる。
第 2 回	公序良俗違反の法律行為の効力	公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について、具体例に即して説明することができる。
第 3 回	代理関係、無権代理と相続	代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。／代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。／代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。／無権代理行為の相手方が、無権代理人に対して、どのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／無権代理人の本人相続／本人の無権代理人相続／双方相続

第 4 回	表見代理	表見代理とはどのような制度であり、また無権代理とどのような関係にあるかを、具体例に即して説明することができる。／表見代理にはどのような類型があり、本人は、それぞれ、どのような要件の下で、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、各類型の具体例を挙げて説明すること ができる。
第 5 回	通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫	通謀虚偽表示の意義及び当事者間における効力について、説明することができる。／通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤にはどのような種類があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤の要件及び効果について、説明することができる。／動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点を説明すること ができる。／詐欺・強迫の要件及び当事者間における効力について、説明することができる。／詐欺・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明することができる。
第 6 回	消滅時効	時効とはどのような制度であり、何のために認められているのかを、具体例を挙げ て説明することができる。／時効完成の効果（援用権の発生、援用権の趣旨、援用の効果、時効の効力）について、説明することができる。／時効が完成した場合に、その時効を援用することができるのは誰かについて、判 例・学説の基本的な考え方と問題点を説明することができる。／時効の援用権者がその援用権を行使することができないのはどのような場合か、またその理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。／時効の完成猶予及び更新がどのような制度であるかを説明し、どのような場合に完成猶予、更新が認められるかを、条文を参照しつつ説明することができる。／消滅時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。／消滅時効の一般的な要件について、説明することができる。
第 7 回	中間試験解説	中間試験解説により、とくに民法総則についての知識の定着を図り、理解を深める。
第 8 回	債務不履行による損害賠償	債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結びつけられた効果と合わせて説明することができる。／債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、債務不履行の類型の相違に留意しつつ、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。
第 9 回	弁済の提供と受領遅滞、危険負担	弁済の提供とはどのような制度であり、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを説明することができる。／受領遅滞とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、弁済の提供の制度と関連づけながら説明することができる。／双務契約において危険負担がどのような場合に問題となり、その場合に契約上の債権債務がどうなるかについて、具体例を挙げて説明することができる。
第 10 回	解除	解除が何を目的とした制度であるかについて、説明することができる。／債務不履行を理由とする解除が認められるための要件について、債務不履行の類型の相違を考慮しながら説明することができる。／解除権が行使された場合の当事者間での効果について、説明することができる。／解除権の行使が第三者との関係でどのような意味を持つかについて、説明することができる。
第 11 回	詐害行為取消権	責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのかについて、債権者平等の原則との関連にも留意しながら説明することができる。／詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質をめぐる議論の概要を含めて説明することができる。／詐害行為取消権の要件（詐害行為と詐害意思）について、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。／詐害行為取消権は誰を相手として行使すべきであり、その相手方に対する詐害行為取消権行使の効果が誰にどのような影響を及ぼすかを、具体例を挙げて説明することができる。
第 12 回	債権譲渡	債権の譲渡とはどのような制度であり、どのような場合に債権譲渡が行われるかを説明することができる。／債権の譲渡可能性（将来発生すべき債権の譲渡可能性・包括的な債権譲渡の可能性を含む）とその例外（譲渡禁止特約を含む）について、説明することができる。／債権譲渡の対抗要件の構造・仕組みについて、説明することができる。
第 13 回	売買、契約不適合責任	売主がどのような義務ないし責任を負うかについて、説明することができる（債権法改正の内容を説明することができる）。／売買において目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、説明することができる。
第 14 回	賃貸借	賃貸借とはどのような契約であり、賃貸人と賃借人の間でどのような権利義務（賃貸人の修繕義務・費用償還義務等を含む）が生じるかを、説明することができる。／賃貸借の終了に関する民法の規律及び判例・学説の基本的な考え方について、説明することができる。／賃借権の譲渡や賃貸物の転貸がなされた場合の法律関係について、説明することができる。／賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合の法律関係について、説明することができる。／賃借権が第三者によって侵害された場合に、賃借人にどのような救済が認められるかについて、説明することができる。／賃貸借契約の締結に際して交付された敷金とはどのようなものであるか、また、その返還に関する権利義務関係がどうなるかについて、説明することができる。／借地借家法における借地権及び建物賃借権の対抗力に関する規律の趣旨及び概要について、説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

債権法改正に応じて、授業中に適宜指示する。

【参考書】

民法演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
中田裕康『債権総論』、『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
内田　貴『民法Ⅲ［第 4 版］債権総論・担保物権』
家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
債権法改正につき、筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）
相続法改正につき、堂薗幹一郎＝野口宜大編著『一問一答・新しい相続法〔第 2 版〕』（商事法務、2020 年）
『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ［第 8 版］』（有斐閣、2018 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
授業態度、質疑応答 １０％
中間試験　１０％
期末における評価
定期試験 ８０％

【学生の意見等からの気づき】

事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made legal memos. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Mid-term examination: 10%, term-end examination: 80%, and in-class contribution: 10%

LAW500A2

民法演習Ⅱ

高須　順一、新堂　明子、川村　洋子

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2 年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法の分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実に整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度及び裁判例を検討する。

【到達目標】
民法演習Ⅱでは物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法の基礎的な諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。
すなわち、物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業においては、事前に学生に実際的な紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向的ないし多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。
また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確実なものとするため小テストやレポートを課す。
中間試験、定期試験実施後、問題解説、答案返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	物権的請求権	物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済 手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／債権的請求権と物権的請求権の行使
第 2 回	占有（権）	占有（権）の要件を説明することができる。／占有（権）の効力を説明することができる。
第 3 回	不動産の二重譲渡と対抗問題（1）	物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の 考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。／民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法 177 条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に 即して説明することができる。
第 4 回	不動産の二重譲渡と対抗問題（2）	民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法 177 条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に 即して説明することができる。
第 5 回	登記請求権	物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることができるかを理解している（共同申請の原則と単独申請ができる例外）。／登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。

第 6 回	取消しと登記、解除と登記	民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契 約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。
第 7 回	取得時効と登記	民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本 的な考え方の対立と問題点を説明することができる。
第 8 回	相続と登記	相続と登記／共同相続と登記／相続放棄と登記／遺産分割と登記／遺贈と登記／相続させる旨の遺言と登記
第 9 回	中間試験解説	中間試験解説により、とくに物権法についての知識の定着を図り、理解を深める。
第 10 回	動産の即時取得（192 条）	動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。／動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのよ うなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即して説明することができる。
第 11 回	共同所有	同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げることができる。／共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有 するかを、条文を参照しながら説明することができる。
第 12 回	抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位	抵当権の効力がどのような目的物（果実や目的不動産から分離された目的物等を含む）に及ぶかについて、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権によって担保される債権の範囲はどうなっているか、その範囲について制限が認められる理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合か、また物上代位権を行使するためにどのような要件を備えている必要があるかについて、判例・学説の基 本的な考え方を踏まえながら説明することができる。
第 13 回	抵当権に基づく明渡請求等	抵当目的不動産の侵害（物理的侵害や、優先弁済権の実現を困難にする侵害行為）に対して、抵当権者がどのような救済手段を行使することができるかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。
第 14 回	譲渡担保	譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するかを、具体例に即して説明することができる。／いわゆる集合動産譲渡担保とはどのような制度であるか、一物一権主義との関係に留意しながら、説明することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
講義中に適宜指示する。

【参考書】
民法演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
中田裕康『債権総論』、『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
内田　貴『民法Ⅲ［第 4 版］債権総論・担保物権』
家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
債権法改正につき、筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）
相続法改正につき、堂薗幹一郎＝野口宜大編著『一問一答・新しい相続法〔第 2 版〕』（商事法務、2020 年）
『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ［第 8 版］』（有斐閣、2018 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
授業態度、質疑応答 １０％
中間試験　１０％
期末における評価
定期試験 ８０％

【学生の意見等からの気づき】
事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made legal memos. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Mid-term examination: 10%, term-end examination: 80%, and in-class contribution: 10%

LAW500A2

民法演習Ⅲ

野中　貴弘

単位数：2 単位　｜　受講年次：3 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
債権各論の中から事務管理・不当利得・不法行為という法定債権における諸問題を学習する。これにあたり、委任・代理制度、解除効果論、債務不履行による損害賠償制度など、法定債権のそれぞれと密接に関連する契約法上の諸制度もとりあげることで横断的理解を試みる。
毎回の授業において与えられた事例問題につき、事案を整理し、当事者であれば何を求め、それに対し法律はどういった制度を用意しているのかを探し出すとともに、当該制度の要件に照らして事例を検討することで何が問題となるのかを発見し、それについて判例・学説を踏まえて説得的な論理を展開できるようになることを目的とする。

【到達目標】
法定債権に関する事例問題を検討するにあたり、討論や対話を通して、具体的事案の解決にあたっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。より具体的には、法定債権の各制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できるようになることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、事前に指定した事例問題について学生が事前に事案を整理し、関連判例の調査・分析をしてきたことを前提に、双方向ないし多方向の議論を行いつつ進める。問題の発見能力や未知の問題について自ら一定の解決策を提示する力の修得には、一方的な講義を聴くだけでは不十分だからである。なお、論理的思考方法を習得するうえで特に重要であると考えられる事例については、レポートを課すことがある。提出された課題等に対しては、添削・返却をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	事務管理	テキスト 41 問／事務管理の成立要件を説明することができる。／事務管理の他人性および事務管理意思という要件における判例・通説の理解を説明することができる。／事務管理行為時に費用請求意思が不要であることを契約の場合と比較しながら説明することができる。／ 700 条ただし書と 702 条 3 項の関係について説明することができる。／事務管理が成立しても事務管理者に当然に代理権が生じるわけではないことを判例を踏まえて説明することができる。
第 2 回	不当利得：給付利得	テキスト 42 問／ 703 条の典型的適用場面がどのような場面であるのか説明することができる。／目的物の性状に関する錯誤があった場合の民法における処理につき論理を追って説明することができる。／給付利得については、民法改正により、703 条・704 条ではなく、121 条の 2 により規律され、相手方の原状を回復する義務が課せられていることを説明できる。／双務契約の双方の債務が履行済みであった場合における双方の原状回復義務は同時履行となること、また利息や果実・使用利益の返還についても 545 条 2 項や 3 項と比較しながら論じることができる。／買主のもとで受領物が滅失した場合のリスク配分につき、通説的見解を条文に則して理解し、具体的な買主の義務を説明することができる。／また、買主が負う価値賠償義務の内容についても近時の議論を理解して説明することができる。
第 3 回	不当利得：侵害利得	テキスト 43 問／ 193 条と 194 条につき、その適用場面と適用結果を説明することができる。／侵害利得による返還請求権と物権的請求権との関係を整理して説明することができる。／不当利得返還請求の相手方が、対価を負担してその物を取得した後にその物を転売した場合において、返還義務の範囲をどのように考えるか、複数の考え方が成り立ちうることを理解したうえで、自らの立場を論理的に展開できる。／不当利得者が、受領物の売却に際し、自己の才覚等により客観的価値を超える利得を手にしたとき、利得の吐き出しをさせるべきか否かにつき、法定債権の各制度の役割を理解しつつ論じることができる。
第 4 回	不当利得：転用物訴権	テキスト 44 問／契約関係の相対性から転用物訴権が例外であることを説明することができる。／転用物訴権をめぐる判例の変遷を説明することができる。／転用物訴権が不当利得のどの要件のもとで議論されるものかを説明することができる。／限定肯定説（判例・多数説か）と一口にいっても、法律上の原因（対価性）の有無に関する判断をめぐって様々に結論が分かれうることを理解し、説明することができる。
第 5 回	不法行為の成立要件：過失・因果関係	テキスト 46 問／一般の不法行為（709 条）の成立要件を条文から抽出し、それぞれの要件についての判例・通説による理解を説明することができる。／その中でも、過失については、結果回避義務違反とされることを踏まえ、具体的事例の中で具体的に義務違反を指摘することができる。／因果関係および損害についても、判例・学説の理解を自ら説明することができる。／医療事故において問われる医療水準につき、判例の立場を説明することができる。
第 6 回	不法行為の成立要件：権利侵害	テキスト 45 問／建物取得者が当該取得建物に多数の瑕疵を発見した場合において、建物の設計者・施工者・工事監督者に対し、修補費用相当額の損害賠償請求をする場合の問題点を指摘することができる。／この場合における被侵害権利・法益をどのように捉えるべきか説明することができる。／この場合に不法行為による損害賠償請求を認めることが、契約法におけるリスク配分と評価矛盾しないかという観点から分析し、その妥当性を検討することができる。／より具体的には、契約法では、売主あるいは請負人の追完権が指摘されるところ、不法行為による損害賠償の場合にこれをどう処遇すべきかという問題を認識し、自らの理解を説明することができる。
第 7 回	不法行為責任の効果：人身侵害	テキスト 47 問／賠償されるべき損害について、差額説と損害事実説とが実際にどのような事例において差が生じるか説明し、判例の立場を説明することができる。／被害者が死亡した場合の損害賠償請求権についての判例の理解を説明することができる。／逸失利益の実務的取扱いを簡単に説明することができる。／後遺障害による逸失利益の定期金賠償を認める最高裁判決の論理を説明することができる。／近親者固有の慰謝料請求に関する判例の理解を説明することができる。
第 8 回	過失相殺	テキスト 49 問／過失相殺能力、被害者側の過失論、被害者の素因についての判例の立場を説明することができる。／被害者側の過失論では、幼児飛び出し事例と夫婦自動車同乗事例とで、全く異なる機能を果たすことを説明することができる。／被害者の身体的素因について判例がどのような場合にこれを斟酌するのか、その理由とともに具体的に説明することができる。／債務不履行において債権者が損害を拡大させた事例における最高裁平成 21 年判決が、過失相殺でははく、416 条の問題として処理した意味を説明することができる。

第 9 回	名誉棄損・プライバシー侵害	テキスト 50 問／名誉毀損とプライバシー侵害とでは、社会的評価の低下の要否や真実性が免責要件とされるかという点において差が生じることを説明することができる。／名誉毀損がなされたケースにおいて、判例が違法性ないし過失を否定する要件を説明することができる。／事実の摘示と意見ないし論評の表明とを区別する判例の基準を説明することができる。／以上の判例理論を前提に、事例における具体的事実を整理・分析し、結論づけることができる。／差止請求に関する判例の立場を説明することができる。
第 10 回	責任能力と監督義務者責任	テキスト 51 問／監督義務者責任につき、714 条 1 項ただし書の監督義務と 709 条で想定される行為義務との関係につき、あり得る考え方を整理したうえで、近時の判例の考え方を説明することができる。／責任能力ある未成年者の親権者も、709 条に基づいて責任を負いうることを理解し、この場合における親権者の監督義務をいかに解すべきか、判例を踏まえて自身の考えを説明することができる。／より具体的には、親権者はどこまでの監督義務を負うのか、様々な具体的事例を前提に論じることができる。
第 11 回	使用者責任	テキスト 52 問／被用者に責任能力がない場合に使用者責任が否定されて良いかという問題につき、理論面と具体的事例での帰結との双方から検討して、あるべき法理論を示すことができる。／「事業の執行について」という事業執行性の要件につき、判例の一般的基準をおさえるとともに、取引的不法行為だけでなく、事実的不法行為における判断をすることができる。／被害者に賠償した後の求償や逆求償における判例の立場を論理的に説明することができる。
第 12 回	工作物責任	テキスト 53 問／ 717 条の基本的構造を説明することができる。／工作物の「瑕疵」についての客観説と結果回避義務違反説とが、どのような事例においていかなる差が生じるのか、説明することができる。／そのうえで、事例問題において適宜場合わけをしながら、瑕疵の有無を具体的に論じることができる。／ 709 条責任を負う者もいる場合に 717 条の瑕疵の有無にどのような影響を及ぼすか、自らの理解を説明することができる。／所有権移転登記を未だ済ませていない前所有者が 717 条責任を負いうるか、負う場合にはどのような論理によって負うことが正当化されるかを説明することができる。／札幌ドーム事件における工作物責任の有無につき、自らの見解を説得的に述べることができる。
第 13 回	共同不法行為：関連共同性	テキスト 54 問／競合的不法行為とは区別される、共同不法行為責任の存在意義を説明することができる。／換言すれば、どのような場合に共同不法行為が成立すると理解すれば、709 条とは別に 719 条を設けた目的が達成されるのか検討し、説明することができる。／ 719 条の 1 項と 2 項との違いを説明することができる。／一定の関連性を有する複数の不法行為につき、関連性の強弱により減責を決する下級審裁判例について、その是非を論じることができる。
第 14 回	共同不法行為：過失相殺	テキスト 55 問／交通事故と医療過誤とが異時的に競合（時間的に連鎖）した場合における過失相殺のあり方を論じることができる。／共同不法行為の過失相殺に入る前に、最終的に生じた損害を交通事故の加害者に帰責することの是非を検討することができる。／共同不法行為における過失相殺にあたっては、①性質を異にする不法行為の異時的競合事例と、②同種の不法行為が場所と時間を同じくして競合した事例とで、過失相殺のあり方が異なりうることを説明することができる。／そのうえで、②において絶対的過失割合により過失相殺をすることが果たして妥当であるのか、判例を内在的かつ批判的に検討することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

毎回の事例問題について、必ず事前に検討をし、テキストの解説および参考判例まで目を通してくる必要がある。なお、自らの理解度を判断するために、事例問題に対する自らの解答案を文章化することも有益であり、推奨する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也『Law Practice 民法Ⅱ【債権編】〔第４版〕』（商事法務・2018 年）

【参考書】

橋本佳幸ほか『LEGAL QUEST 民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為〔第２版〕』（有斐閣・2020 年）
潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得〔第３版〕』（新世社・2017 年）
潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅱ 不法行為法〔第４版〕』（新世社・2021 年）
窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権〔第 8 版〕』（有斐閣・2018 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価
　①授業での質疑応答の内容 １０％
　②レポート課題　２０％
期末における評価
　定期試験 ７０％

【学生の意見等からの気づき】

事例を正確に理解するため、時系列や関係図を板書することとする。また、各回の授業の最後には、その回のテーマにおいて修得しておくべき基礎知識や思考手順、思考方法などをまとめる時間を設けることにより、授業で扱った発展的議論が基礎知識とどのような関係にあるのかを整理し、記憶への定着を図りたい。

【Outline (in English)】

The purpose of this seminar is to discover what is the problem in cases including various problems related to Japanese benevolent intervention in another's affairs, unjust enrichment and tort law, and then to discuss logically based on judgments and theories. Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Your study time will be more than four hours for a class. Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination:70%, Mid-term report:20%, and in-class contribution:10%.

LAW500A2

民法演習Ⅲ

野中　貴弘

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
債権各論の中から事務管理・不当利得・不法行為という法定債権における諸問題を学習する。これにあたり、委任・代理制度、解除効果論、債務不履行による損害賠償制度など、法定債権のそれぞれと密接に関連する契約法上の諸制度もとりあげることで横断的理解を試みる。
毎回の授業において与えられた事例問題につき、事案を整理し、当事者であれば何を求め、それに対し法律はどういった制度を用意しているのかを探し出すとともに、当該制度の要件に照らして事例を検討することで何が問題となるのかを発見し、それについて判例・学説を踏まえて説得的な論理を展開できるようになることを目的とする。

【到達目標】
法定債権に関する事例問題を検討するにあたり、討論や対話を通して、具体的事案の解決にあたっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。より具体的には、法定債権の各制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できるようになることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、事前に指定した事例問題について学生が事前に事案を整理し、関連判例の調査・分析をしてきたことを前提に、双方向ないし多方向の議論を行いつつ進める。問題の発見能力や未知の問題について自ら一定の解決策を提示する力の修得には、一方的な講義を聴くだけでは不十分だからである。なお、論理的思考方法を習得するうえで特に重要であると考えられる事例については、レポートを課すことがある。提出された課題等に対しては、添削・返却をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	事務管理	テキスト 41 問／事務管理の成立要件を説明することができる。／事務管理の他人性および事務管理意思という要件における判例・通説の理解を説明することができる。／事務管理行為時に費用請求意思が不要であることを契約の場合と比較しながら説明することができる。／ 700 条ただし書と 702 条 3 項の関係について説明することができる。／事務管理が成立しても事務管理者に当然に代理権が生じるわけではないことを判例を踏まえて説明することができる。
第 2 回	不当利得：給付利得	テキスト 42 問／ 703 条の典型的適用場面がどのような場面であるのか説明することができる。／目的物の性状に関する錯誤があった場合の民法における処理につき論理を追って説明することができる。／給付利得については、民法改正により、703 条・704 条ではなく、121 条の 2 により規律され、相手方の原状を回復する義務が課せられていることを説明できる。／双務契約の双方の債務が履行済みであった場合における双方の原状回復義務は同時履行となること、また利息や果実・使用利益の返還についても 545 条 2 項や 3 項と比較しながら論じることができる。／買主のもとで受領物が滅失した場合のリスク配分につき、通説的見解を条文に則して理解し、具体的な買主の義務を説明することができる。／また、買主が負う価値賠償義務の内容についても近時の議論を理解して説明することができる。
第 3 回	不当利得：侵害利得	テキスト 43 問／ 193 条と 194 条につき、その適用場面と適用結果を説明することができる。／侵害利得による返還請求権と物権的請求権との関係を整理して説明することができる。／不当利得返還請求の相手方が、対価を負担してその物を取得した後にその物を転売した場合において、返還義務の範囲をどのように考えるか、複数の考え方が成り立ちうることを理解したうえで、自らの立場を論理的に展開できる。／不当利得者が、受領物の売却に際し、自己の才覚等により客観的価値を超える利得を手にしたとき、利得の吐き出しをさせるべきか否かにつき、法定債権の各制度の役割を理解しつつ論じることができる。
第 4 回	不当利得：転用物訴権	テキスト 44 問／契約関係の相対性から転用物訴権が例外であることを説明することができる。／転用物訴権をめぐる判例の変遷を説明することができる。／転用物訴権が不当利得のどの要件のもとで議論されるものかを説明することができる。／限定肯定説（判例・多数説か）と一口にいっても、法律上の原因（対価性）の有無に関する判断をめぐって様々に結論が分かれうることを理解し、説明することができる。
第 5 回	不法行為の成立要件：過失・因果関係	テキスト 46 問／一般の不法行為（709 条）の成立要件を条文から抽出し、それぞれの要件についての判例・通説による理解を説明することができる。／その中でも、過失については、結果回避義務違反とされることを踏まえ、具体的事例の中で具体的に義務違反を指摘することができる。／因果関係および損害についても、判例・学説の理解を自ら説明することができる。／医療事故において問われる医療水準につき、判例の立場を説明することができる。
第 6 回	不法行為の成立要件：権利侵害	テキスト 45 問／建物取得者が当該取得建物に多数の瑕疵を発見した場合において、建物の設計者・施工者・工事監督者に対し、修補費用相当額の損害賠償請求をする場合の問題点を指摘することができる。／この場合における被侵害権利・法益をどのように捉えるべきか説明することができる。／この場合に不法行為による損害賠償請求を認めることが、契約法におけるリスク配分と評価矛盾しないかという観点から分析し、その妥当性を検討することができる。／より具体的には、契約法では、売主あるいは請負人の追完権が指摘されるところ、不法行為による損害賠償の場合にこれをどう処遇すべきかという問題を認識し、自らの理解を説明することができる。
第 7 回	不法行為責任の効果：人身侵害	テキスト 47 問／賠償されるべき損害について、差額説と損害事実説とが実際にどのような事例において差が生じるか説明し、判例の立場を説明することができる。／被害者が死亡した場合の損害賠償請求権についての判例の理解を説明することができる。／逸失利益の実務的取扱いを簡単に説明することができる。／後遺障害による逸失利益の定期金賠償を認める最高裁判決の論理を説明することができる。／近親者固有の慰謝料請求に関する判例の理解を説明することができる。
第 8 回	過失相殺	テキスト 49 問／過失相殺能力、被害者側の過失論、被害者の素因についての判例の立場を説明することができる。／被害者側の過失論では、幼児飛び出し事例と夫婦自動車同乗事例とで、全く異なる機能を果たすことを説明することができる。／被害者の身体的素因について判例がどのような場合にこれを斟酌するのか、その理由とともに具体的に説明することができる。／債務不履行において債権者が損害を拡大させた事例における最高裁平成 21 年判決が、過失相殺でははく、416 条の問題として処理した意味を説明することができる。

第 9 回	名誉棄損・プライバシー侵害	テキスト 50 問／名誉毀損とプライバシー侵害とでは、社会的評価の低下の要否や真実性が免責要件とされるかという点において差が生じることを説明することができる。／名誉毀損がなされたケースにおいて、判例が違法性ないし過失を否定する要件を説明することができる。／事実の摘示と意見ないし論評の表明とを区別する判例の基準を説明することができる。／以上の判例理論を前提に、事例における具体的事実を整理・分析し、結論づけることができる。／差止請求に関する判例の立場を説明することができる。
第 10 回	責任能力と監督義務者責任	テキスト 51 問／監督義務者責任につき、714 条 1 項ただし書の監督義務と 709 条で想定される行為義務との関係につき、あり得る考え方を整理したうえで、近時の判例の考え方を説明することができる。／責任能力ある未成年者の親権者も、709 条に基づいて責任を負いうることを理解し、この場合における親権者の監督義務をいかに解すべきか、判例を踏まえて自身の考えを説明することができる。／より具体的には、親権者はどこまでの監督義務を負うのか、様々な具体的事例を前提に論じることができる。
第 11 回	使用者責任	テキスト 52 問／被用者に責任能力がない場合に使用者責任が否定されて良いかという問題につき、理論面と具体的事例での帰結との双方から検討して、あるべき法理論を示すことができる。／「事業の執行について」という事業執行性の要件につき、判例の一般的基準をおさえるとともに、取引的不法行為だけでなく、事実的不法行為における判断をすることができる。／被害者に賠償した後の求償や逆求償における判例の立場を論理的に説明することができる。
第 12 回	工作物責任	テキスト 53 問／ 717 条の基本的構造を説明することができる。／工作物の「瑕疵」についての客観説と結果回避義務違反説とが、どのような事例においていかなる差が生じるのか、説明することができる。／そのうえで、事例問題において適宜場合わけをしながら、瑕疵の有無を具体的に論じることができる。／ 709 条責任を負う者もいる場合に 717 条の瑕疵の有無にどのような影響を及ぼすか、自らの理解を説明することができる。／所有権移転登記を未だ済ませていない前所有者が 717 条責任を負いうるか、負う場合にはどのような論理によって負うことが正当化されるかを説明することができる。／札幌ドーム事件における工作物責任の有無につき、自らの見解を説得的に述べることができる。
第 13 回	共同不法行為：関連共同性	テキスト 54 問／競合的不法行為とは区別される、共同不法行為責任の存在意義を説明することができる。／換言すれば、どのような場合に共同不法行為が成立すると理解すれば、709 条とは別に 719 条を設けた目的が達成されるのか検討し、説明することができる。／ 719 条の 1 項と 2 項との違いを説明することができる。／一定の関連性を有する複数の不法行為につき、関連性の強弱により減責を決する下級審裁判例について、その是非を論じることができる。
第 14 回	共同不法行為：過失相殺	テキスト 55 問／交通事故と医療過誤とが異時的に競合（時間的に連鎖）した場合における過失相殺のあり方を論じることができる。／共同不法行為の過失相殺に入る前に、最終的に生じた損害を交通事故の加害者に帰責することの是非を検討することができる。／共同不法行為における過失相殺にあたっては、①性質を異にする不法行為の異時的競合事例と、②同種の不法行為が場所と時間を同じくして競合した事例とで、過失相殺のあり方が異なりうることを説明することができる。／そのうえで、②において絶対的過失割合により過失相殺をすることが果たして妥当であるのか、判例を内在的かつ批判的に検討することができる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

毎回の事例問題について、必ず事前に検討をし、テキストの解説および参考判例まで目を通してくる必要がある。なお、自らの理解度を判断するために、事例問題に対する自らの解答案を文章化することも有益であり、推奨する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也『Law Practice 民法Ⅱ【債権編】〔第４版〕』（商事法務・2018 年）

【参考書】

橋本佳幸ほか『LEGAL QUEST 民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為〔第２版〕』（有斐閣・2020 年）
潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得〔第３版〕』（新世社・2017 年）
潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅱ 不法行為法〔第４版〕』（新世社・2021 年）
窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権〔第 8 版〕』（有斐閣・2018 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価
　①授業での質疑応答の内容 １０％
　②レポート課題　２０％
期末における評価
　定期試験 ７０％

【学生の意見等からの気づき】

事例を正確に理解するため、時系列や関係図を板書することとする。また、各回の授業の最後には、その回のテーマにおいて修得しておくべき基礎知識や思考手順、思考方法などをまとめる時間を設けることにより、授業で扱った発展的議論が基礎知識とどのような関係にあるのかを整理し、記憶への定着を図りたい。

【Outline (in English)】

The purpose of this seminar is to discover what is the problem in cases including various problems related to Japanese benevolent intervention in another's affairs, unjust enrichment and tort law, and then to discuss logically based on judgments and theories. Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Your study time will be more than four hours for a class. Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination:70%, Mid-term report:20%, and in-class contribution:10%.

LAW500A2

商法Ⅰ

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
商法Ⅰでは、学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。

【到達目標】
学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
テキストと参考書や六法を素材に、商法の全体像を概説した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデーターベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	商法概説 会社法総論	商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法の概説 会社の種類・特徴 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 5-17 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 1 頁～17 頁。
第 2 回	株式会社法の基礎	株式会社の特徴・キーワード ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 18-25 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 18 頁～27 頁。
第 3 回	株式会社の機関	株式会社の機関についての総説 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 131-138 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 145 頁～147 頁。
第 4 回	株主総会１	株主総会についての総説とその招集手続 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 138-151 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 148 頁～162 頁。
第 5 回	株主総会２	株主総会の議事・決議 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 151-166 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 162 頁～182 頁。
第 6 回	株主総会３	株主総会決議の瑕疵 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 166-172 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 182 頁～190 頁。
第 7 回	取締役	取締役の資格・員数・任期・選任・終任 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 173-185 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 191 頁～204 頁。
第 8 回	取締役会	取締役会の権限と運営 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 185-192 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 204 頁～212 頁。
第 9 回	代表取締役	代表取締役の地位と代表権 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 192-196 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 212 頁～222 頁。
第 10 回	監査役 会計監査人 会計参与 監査役会 指名委員会等設置会社 監査等委員会設置会社 非取締役会設置会社	監査役・会計監査人・会計参与の資格・任期・選任・終任・権限・報酬等 監査役会の権限・運営等 指名委員会等設置会社における取締役と取締役会、三つの委員会の構成と運営、執行役 監査等委員会設置会社の概要 非取締役会設置会社における株主総会と取締役 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 196-221 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 281 頁～324 頁。
第 11 回	役員等の義務 利益相反取引	善管注意義務と忠実義務、取締役・執行役と会社の利益相反取引 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 222-229 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 223 頁～232 頁、236 頁～241 頁。
第 12 回	競業取引 報酬規制	取締役・執行役の競業取引 取締役・執行役の報酬規制 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 229-238 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 233 頁～235 頁、241 頁～250 頁。
第 13 回	役員等の会社に対する責任	役員等の任務懈怠責任、経営判断原則、監視義務違反等 責任の免除・軽減・消滅、株主代表訴訟等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 238-258 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 251 頁～271 頁。
第 14 回	役員等の第三者に対する責任	直接損害・間接損害、名目的取締役・登記簿上の取締役の責任等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 258-266 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 262 頁～280 頁。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。
・笹久保クラス
予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・明田川クラス
伊藤靖史ほか『会社法 第 5 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣（2021 年）。
・笹久保クラス
柴田和史『会社法詳解〔第 3 版〕』（商事法務、2021）。

【参考書】
・明田川クラス
会社法判例百選〔第４版〕。
・笹久保クラス
柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』（日本経済新聞出版社、2021）、『会社法判例百選〔第 4 版〕』（別冊ジュリスト 254 号）（有斐閣、2021）、『商法判例百選』（別冊ジュリスト 243 号）（有斐閣、2019）。

【成績評価の方法と基準】
・明田川クラス　期末試験 100 %。
・笹久保クラス　期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】
・明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

・笹久保クラス
　プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

【Outline (in English)】
Students will study on general principle of commercial law. Students will study on theory and important cases of shareholder meeting and responsibilities of directors.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Term-end examination 100%.

LAW500A2

商法

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　商法では、学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。

【到達目標】
　学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
　テキストと参考書や六法を素材に、商法の全体像を概説した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデーターベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	商法概説 会社法総論	商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法の概説 会社の種類・特徴 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 5-17 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 1 頁～17 頁。
第 2 回	株式会社法の基礎	株式会社の特徴・キーワード ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 18-25 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 18 頁～27 頁。
第 3 回	株式会社の機関	株式会社の機関についての総説 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 131-138 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 145 頁～147 頁。
第 4 回	株主総会１	株主総会についての総説とその招集手続 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 138-151 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 148 頁～162 頁。
第 5 回	株主総会２	株主総会の議事・決議 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 151-166 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 162 頁～182 頁。
第 6 回	株主総会３	株主総会決議の瑕疵 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 166-172 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 182 頁～190 頁。
第 7 回	取締役	取締役の資格・員数・任期・選任・終任 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 173-185 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 191 頁～204 頁。

第 8 回	取締役会	取締役会の権限と運営 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 185-192 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 204 頁～212 頁。
第 9 回	代表取締役	代表取締役の地位と代表権 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 192-196 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 212 頁～222 頁。
第 10 回	監査役 会計監査人 会計参与 監査役会 指名委員会等設置会社 監査等委員会設置会社 非取締役会設置会社	監査役・会計監査人・会計参与の資格・任期・選任・終任・権限・報酬等 監査役会の権限・運営等 指名委員会等設置会社における取締役と取締役会、三つの委員会の構成と運営、執行役 監査等委員会設置会社の概要 非取締役会設置会社における株主総会と取締役 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 196-221 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 281 頁～324 頁。
第 11 回	役員等の義務 利益相反取引	善管注意義務と忠実義務、取締役・執行役と会社の利益相反取引 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 222-229 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 223 頁～232 頁、236 頁～241 頁。
第 12 回	競業取引 報酬規制	取締役・執行役の競業取引 取締役・執行役の報酬規制 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 229-238 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 233 頁～235 頁、241 頁～250 頁。
第 13 回	役員等の会社に対する責任	役員等の任務懈怠責任、経営判断原則、監視義務違反等 責任の免除・軽減・消滅、株主代表訴訟等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 238-258 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 251 頁～271 頁。
第 14 回	役員等の第三者に対する責任	直接損害・間接損害、名目的取締役・登記簿上の取締役の責任等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 258-266 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 262 頁～280 頁。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・明田川クラス
　授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

・笹久保クラス
　予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

・明田川クラス
　伊藤靖史ほか『会社法 第 5 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣（2021 年）。

・笹久保クラス
　柴田和史『会社法詳解〔第 3 版〕』（商事法務、2021）。

【参考書】

・明田川クラス
　会社法判例百選〔第 4 版〕。

・笹久保クラス
　柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』（日本経済新聞出版社、2021）、『会社法判例百選〔第 4 版〕』（別冊ジュリスト 254 号）（有斐閣、2021）、『商法判例百選』（別冊ジュリスト 243 号）（有斐閣、2019）。

【成績評価の方法と基準】

・明田川クラス　期末試験 100 %。
・笹久保クラス　期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】

・明田川クラス
　理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

・笹久保クラス
　プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

【Outline (in English)】

Students will study on general principle of commercial law. Students will study on theory and important cases of shareholder meeting and responsibilities of directors.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Term-end examination 100%.

LAW500A2

商法Ⅱ

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
商法Ⅱでは学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても概略を解説する。

【到達目標】
学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
テキストと参考書や六法を素材に、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデーターベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	株式会社の設立１	設立の意義、発起人、定款の作成、株主の確定 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 26-34 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 28 頁～38 頁。
第 2 回	株式会社の設立２	出資の履行、役員等の選任、変態設立事項等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 35-42 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 38 頁～43 頁。
第 3 回	株式会社の設立３	募集設立の手続、設立登記、設立中の法律関係 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 42-47 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 43 頁～49 頁。
第 4 回	株式会社の設立４	発起人の権限等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 47-56 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 49 頁～51 頁。
第 5 回	株式会社の設立５	会社の不成立、会社設立の無効、会社の設立に関する責任等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 56-62 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 51 頁～53 頁。
第 6 回	株式１	株主の権利・義務・責任 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 63-78 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 131 頁～144 頁。
第 7 回	株式２	種類株式 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 78-87 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 54 頁～74 頁。
第 8 回	株式３	株主平等原則、株式の評価、株式の譲渡制限 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 87-101 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 74 頁～92 頁。
第 9 回	株式４	株式の譲渡と権利行使 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 101-113 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 92 頁～100 頁。
第 10 回	株式５	株式振替制度、株式の併合・分割、単元株制度 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 113-130 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 100 頁～101 頁、113 頁～130 頁。
第 11 回	株式会社の計算 1	剰余金の配当と資本制度等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 267-301 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 58 頁～59 頁、325 頁～342 頁。
第 12 回	株式会社の計算 2	自己株式等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 302-317 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 101 頁～113 頁、342 頁～359 頁。
第 13 回	資金調達	募集株式の発行、新株予約権、社債 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 318-372 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 360 頁～420 頁。
第 14 回	組織再編・事業譲渡等 商法総則・商行為法、手形法・小切手法	合併、会社分割、株式交換、株式移転等、事業譲渡等、敵対的買収 商法総則・商行為法、手形法・小切手法についての概説 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 373-485 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 421 頁～514 頁。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。
・笹久保クラス
予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・明田川クラス
伊藤靖史ほか『会社法 第 5 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣（2021 年）。
・笹久保クラス
柴田和史『会社法詳解〔第 3 版〕』（商事法務、2021）。

【参考書】
・明田川クラス
会社法判例百選〔第４版〕。
・笹久保クラス
柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』（日本経済新聞出版社、2021）、『会社法判例百選〔第 4 版〕』（別冊ジュリスト 254 号）（有斐閣、2021）、『商法判例百選』（別冊ジュリスト 243 号）（有斐閣、2019）、『手形小切手判例百選〔第 7 版〕』（別冊ジュリスト 222 号）（有斐閣、2014）。

【成績評価の方法と基準】
・明田川クラス　期末試験 100 %。
・笹久保クラス　期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】
・明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
・笹久保クラス
プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

【Outline (in English)】
Students will study on theory and important cases of founding corporation, shares, debentures, dividend, reorganization and commercial law.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Term-end examination 100%.

LAW500A2

商法特論

明田川　昌幸、笹久保　徹

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2 年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
商法特論では学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても概略を解説する。

【到達目標】
学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
テキストと参考書や六法を素材に、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデーターベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。各授業回の内容は、授業の進度等に応じて、若干前後にずれることがある。定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	株式会社の設立１	設立の意義、発起人、定款の作成、株主の確定 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 26-34 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 28 頁～38 頁。
第 2 回	株式会社の設立２	出資の履行、役員等の選任、変態設立事項等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 35-42 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 38 頁～43 頁。
第 3 回	株式会社の設立３	募集設立の手続、設立登記、設立中の法律関係 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 42-47 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 43 頁～49 頁。
第 4 回	株式会社の設立４	発起人の権限等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 47-56 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 49 頁～51 頁。
第 5 回	株式会社の設立５	会社の不成立、会社設立の無効、会社の設立に関する責任等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 56-62 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 51 頁～53 頁。
第 6 回	株式１	株主の権利・義務・責任 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 63-78 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 131 頁～144 頁。
第 7 回	株式２	種類株式 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 78-87 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 54 頁～74 頁。

第 8 回	株式３	株主平等原則、株式の評価、株式の譲渡制限 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 87-101 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 74 頁～92 頁。
第 9 回	株式４	株式の譲渡と権利行使 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 101-113 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 92 頁～100 頁。
第 10 回	株式５	株式振替制度、株式の併合・分割、単元株制度 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 113-130 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 100 頁～101 頁、113 頁～130 頁。
第 11 回	株式会社の計算 1	剰余金の配当と資本制度等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 267-301 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 58 頁～59 頁、325 頁～342 頁。
第 12 回	株式会社の計算 2	自己株式等 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 302-317 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 101 頁～113 頁、342 頁～359 頁。
第 13 回	資金調達	募集株式の発行、新株予約権、社債 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 318-372 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 360 頁～420 頁。
第 14 回	組織再編・事業譲渡等 商法総則・商行為法、手形法・小切手法	合併、会社分割、株式交換、株式移転等、事業譲渡等、敵対的買収 商法総則・商行為法、手形法・小切手法についての概説 ［準備学習等］ 明田川クラス → テキスト 373-485 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 3 版 421 頁～514 頁。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・明田川クラス
　授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。
・笹久保クラス
　予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・明田川クラス
　伊藤靖史ほか『会社法 第 5 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣（2021 年）。
・笹久保クラス
　柴田和史『会社法詳解〔第 3 版〕』（商事法務、2021）。

【参考書】
・明田川クラス
　会社法判例百選〔第４版〕。
・笹久保クラス
　柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第 2 版〕』（日本経済新聞出版社、2021）、『会社法判例百選〔第 4 版〕』（別冊ジュリスト 254 号）（有斐閣、2021）、『商法判例百選』（別冊ジュリスト 243 号）（有斐閣、2019）、『手形小切手判例百選〔第 7 版〕』（別冊ジュリスト 222 号）（有斐閣、2014）。

【成績評価の方法と基準】
・明田川クラス　期末試験 100 %。
・笹久保クラス　期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】
・明田川クラス
　理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
・笹久保クラス
　プリントの配布や図解が好評であったため、引き続き行う。

【Outline (in English)】
Students will study on theory and important cases of founding corporation, shares, debentures, dividend, reorganization and commercial law.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Term-end examination 100%.

LAW500A2

商法演習Ⅰ

明田川　昌幸、柴田　和史

単位数：2 単位　｜　受講年次：3 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論を行っているなかでの議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】
商法演習Ⅰでは、学生がひととおり商法および会社法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法および商行為法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを目指すものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	株主総会①	株主総会および株主総会の権限・招集手続・決議方法の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 145 頁～167 頁
第 2 回	株主総会②	株主による議決権行使方法・株主提案権の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 167 頁～179 頁
第 3 回	株主総会③	株主総会における取締役等の説明義務および株主総会の議長・議事録等の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 179 頁～182 頁
第 4 回	株主総会④	株主総会の決議の瑕疵の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 182 頁～190 頁
第 5 回	取締役①	取締役の地位・権限の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 191 頁～204 頁
第 6 回	取締役②	取締役会および代表取締役その他の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 204 頁～222 頁
第 7 回	取締役③	取締役の義務の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 223 頁～232 頁
第 8 回	取締役④	取締役の利益相反取引・報酬その他の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 233 頁～250 頁
第 9 回	取締役⑤	取締役の会社に対する責任の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 251 頁～261 頁
第 10 回	取締役⑥	株主代表訴訟の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 261 頁～271 頁
第 11 回	取締役⑦	取締役の第三者に対する責任および法人格否認の法理の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 272 頁～280 頁、21 頁～27 頁
第 12 回	監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社	監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 281 頁～324 頁
第 13 回	発起設立	発起設立の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 18 頁～53 頁
第 14 回	商行為	商行為総則・仲立・問屋の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 123 頁～197 頁

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等（会社法判例百選に掲載されているものでよい）を予習してくることが必要である。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
柴田和史『会社法詳解〔第３版〕』（商事法務、2021 年）、
近藤光男『商法総則・商行為法〔第８版〕』（有斐閣）。

【参考書】
会社法判例百選〔第４版〕、
商法総則商行為判例百選〔第５版〕
柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第２版〕』（日経 BP、2021 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間テスト 20 %
期末における評価
　期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】
説明が早口になることが、たまにあるようなので、十分に注意したい。

【その他の重要事項】
このシラバスを執筆している時点で、柴田和史著『教養としての会社法』の校正作業が進行中であり、2022 年 4 月頃に刊行予定である。会社法が苦手という学生は、この本を読むことをお薦めする。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, Students will study on theory and important cases of shareholder meeting, responsibilities of directors. And students will study on commercial law.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to (1) able to obtain advanced knowledge about the corporation law, (2) able to explain clauses and systems of the corporation law, (3) able to understand the relationship between the corporation law and our society.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ：
Term-end examination:80%, Mid-term examination:20%.

LAW500A2

商法演習Ⅱ

明田川　昌幸、柴田　和史

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論に入ってからの議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】
商法演習Ⅱでは、学生がひととおり商法、会社法、および、手形小切手法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法、商法総則、および、手形小切手法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを目指すものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	募集設立等	募集設立等の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 28 頁～53 頁
第 2 回	株式・種類株式	株式・種類株式の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 54 頁～77 頁
第 3 回	株式の譲渡ほか	株式の譲渡の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 77 頁～101 頁
第 4 回	自己株式ほか	自己株式ほかの意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 101 頁～130 頁
第 5 回	新株発行	新株発行の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 360 頁～384 頁

第 6 回	新株予約権・社債	新株予約権の意義と法構造の解説と問題点および社債の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 385 頁～401 頁、教科書 402 頁～420 頁
第 7 回	計算・配当①	計算・配当の意義と法構造の解説と問題点（計算書類の作成・監査を中心として） ［準備学習等］ 教科書 325 頁～342 頁
第 8 回	計算・配当②	計算・配当の意義と法構造の解説と問題点（配当関係を中心として） ［準備学習等］ 教科書 342 頁～358 頁
第 9 回	組織再編	吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転・新設分割・吸収分割の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 421 頁～505 頁
第 10 回	株主総会・取締役・監査役・株主等の総括	株主総会・取締役会・取締役・監査役・会計参与・会計監査人・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社・株主等の総括 ［準備学習等］ 教科書 145 頁～324 頁
第 11 回	解散・清算・持分会社	解散・清算および持分会社の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 506 頁～526 頁
第 12 回	商法総則	商法総則の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 1 頁～119 頁
第 13 回	手形法①	約束手形の振出の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 25 頁～42 頁、201 頁～248 頁
第 14 回	手形法②	約束手形の裏書の意義と法構造の解説と問題点 ［準備学習等］ 教科書 60 頁～125 頁

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等（会社法判例百選、商法総則商行為判例百選、手形小切手判例百選に掲載されているものでよい）を予習してくることが必要である。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
柴田和史『会社法詳解〔第３版〕』（商事法務、2021 年）、
近藤光男『商法総則・商行為法〔第８版〕』、
関俊彦『金融手形小切手法〔新版〕』。

【参考書】
会社法判例百選〔第４版〕、
商法総則商行為判例百選〔第５版〕、
手形小切手判例百選〔第６版〕
柴田和史『日経文庫ビジュアル　図でわかる会社法〔第２版〕』（2021 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間テスト 20 ％
期末における評価
　期末試験 80 ％

【学生の意見等からの気づき】
説明が早口になることがたまにあるようなので、十分に注意したい。

【その他の重要事項】
このシラバスを執筆している時点で、柴田和史著『教養としての会社法』の校正作業が進行中であり、2022 年 4 月に刊行する予定である。会社法が苦手な学生にこの本を読むことをお薦めする。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, Students will study on theory and important cases of share, stock-option, debenture, dividend, mergers, share-exchange. And students will study on general principle of commercial law and negotiable instruments.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to (1) able to obtain advanced knowledge about the corporation law, (2) able to explain clauses and systems of the corporation law, (3) able to understand the relationship between the corporation law and our society.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ：
Term-end examination:80%, Mid-term examination:20%.

LAW500A2

民事訴訟法Ⅰ

萩澤　達彦

単位数：2 単位　｜　受講年次：1 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義の目的は民事訴訟法の手続の流れを理解することである。

六法のうちのひとつである民事訴訟法の重要性はここで説明する必要はないであろう。しかし，民事訴訟法はあまり人気のある科目ではない。それは民事訴訟法が退屈で分かりにくいからである。民事訴訟法学習の難しさというのは，なかなか全体像がつかめず，全体の中でどのような位置を占めているかがわからないまま勉強せざるをえないことにある。その上，1 年生の段階では民事訴訟法の前提となっている民法や商法の講義もまだ全部終わっていない。こういう科目は本を読んで自習するのはなかなか困難である。講義では高度な内容を楽しく勉強できるようにしたい。前期の半期だけでは，なかなか民事訴訟法の全体像をつかむのは難しいが，せっかくかなりの時間をとって講義を受けるのであるから，それに費やした時間を無駄にしないように必ず復習して欲しい。

【到達目標】

民事訴訟法の手続きの流れとそれを裏付ける理論を理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は事前に配付した資料を中心に進められる。該当箇所の教科書を事前に読んでおくことが求められる。配布資料は判例などが素材となっており，参考資料の判例教材は授業内では扱わない。

定期試験の答案は添削して返却すると共に，定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・民事訴訟の理想と目的	講義のガイダンス。民事訴訟の目的・裁判所などについて学ぶ。【コアカリキュラム 1-4】教科書の目次を眺めておく。
第 2 回	民事訴訟の理念と構造	民事訴訟の理念と構造，民事訴訟の諸領域について学ぶ。【コアカリキュラム 1-1 ～ 1-4】
第 3 回	裁判所	民事裁判権の限界，裁判所の管轄と移送について学ぶ。【コアカリキュラム 2-1-1 ～ 2-1-3】
第 4 回	当時者の意義とその確定・当事者能力・訴訟能力・当事者適格	当事者とその確定方法，当事者能力と訴訟能力，当事者適格について学ぶ。【コアカリキュラム 2-2-1 ～ 2-2-3】
第 5 回	訴訟上の代理	訴訟上の代理について学ぶ。【コアカリキュラム 2-2-4】
第 6 回	訴えと請求（訴訟物）	訴訟物の意義について学ぶ。【コアカリキュラム 3-4-1】
第 7 回	訴状の記載事項・請求の特定	請求の趣旨及び請求の原因の概念，訴えの類型ごとの請求の特定方法について学ぶ。【コアカリキュラム 3-3-1】
第 8 回	訴え提起の効果	二重起訴の禁止を中心に訴え提起の効果について学ぶ。【コアカリキュラム 3-3-2】
第 9 回	訴えの利益一般・確認の利益	確認の利益を中心に訴えの利益について学ぶ。【コアカリキュラム 3-2-2(1)(3)】
第 10 回	給付の訴えの利益・形成の訴えの利益・請求の客観的併合	給付の訴えの利益・形成の訴えの利益・請求の客観的併合について学ぶ。【コアカリキュラム 3-2-2(2)(4)，6-1-1】
第 11 回	処分権主義	処分権主義について学ぶ。【コアカリキュラム 3-4-2，5-2-1】
第 12 回	弁論主義	弁論主義について学ぶ。【コアカリキュラム 4-3-1 ～ 4-3-3，4-3-11，5-2-3】
第 13 回	訴訟の準備，争点整理，当事者の欠席	訴訟の準備と進め方について学ぶ。【コアカリキュラム 4-2-1，4-2-5】
第 14 回	まとめ	判例の事案と判示とを関連して理解することの重要性について学ぶ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布された資料の設問の解答を，配付資料の解説や教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

長谷部由起子『民事訴訟法　第 3 版』（岩波書店，2020 年）

【参考書】

伊藤眞『民事訴訟法〔第 7 版〕』（有斐閣，2020 年）
高橋宏志=高田 裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選［第５版］』（有斐閣，2015 年）
小林秀之編『判例講義　民事訴訟法』（弘文堂，2019 年）

【成績評価の方法と基準】

期末試験における評価
　定期試験　　100 %

【学生の意見等からの気づき】

なるべく具体例をあげて議論しやすい講義を目指す。

【Outline (in English)】
【Course outline】
It is not necessary to explain the importance of the civil procedure. However, the Code of Civil Procedure is not a very popular subject. That is because the civil procedure laws are tedious and difficult to understand. The difficulty of learning the civil procedure law is that it is hard to grasp the whole picture and it is necessary to learn without understanding the position occupied in the whole. Moreover, at the stage of the first grade, the lectures of the civil law and the commercial law which are the premise of the civil procedure are still not completed at all. It is rather difficult for such subjects to self-study by reading books. In the lecture, I want to be able to study sophisticated content happily.
【Learning Objectives】
The goal of this course is to provide students with the same level of understanding of civil procedure law as those who have already studied law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2

民事訴訟法Ⅱ

萩澤　達彦

単位数：2 単位　｜　受講年次：1 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この講義の目的は民事訴訟法の手続の流れを理解することである。
前期の「民事訴訟法Ⅰ」でやり残した，民事訴訟法の後半部分を講義する。講義では高度な内容を楽しく勉強できるようにしたい。前期の講義内容を忘れてしまわないように，夏期休暇中に前期の内容をしっかり復習しておいて欲しい。

【到達目標】
民事訴訟法の手続きの流れとそれを裏付ける理論を理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
講義は事前に配付した資料を中心に進められる。該当箇所の教科書を事前に読んでおくことが求められる。配布資料は判例などが素材となっており，参考資料の判例教材は授業内では扱わない。
定期試験答案は添削して返却する共に，定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	民事訴訟の流れの復習	映像教材で，民事訴訟の流れを復習する。
第 2 回	口頭弁論の諸原則	口頭弁論の諸原則について学ぶ。【コアカリキュラム 4-2-1】
第 3 回	当事者の訴訟行為	当事者が訴訟の審理においてする訴訟行為について学ぶ。【コアカリキュラム 4-2-2】
第 4 回	口頭弁論の進行――裁判所の訴訟指揮	職権進行主義，責問権，弁論の併合・分離，釈明権，適時提出主義について学ぶ。【コアカリキュラム 4-1-1, 4-2-4，4-3-1，4-2-3】
第 5 回	送達	送達について学ぶ。【コアカリキュラム 4-1-3】
第 6 回	自由心証主義	自由心証主義について学ぶ。【コアカリキュラム 4-3-11】
第 7 回	事実認定と証明	証明度，証明責任，証明責任の転換について学ぶ。【コアカリキュラム 4-3-12】
第 8 回	証拠調べ手続き	証拠法総論，人証の取調べ，物証の取調べ【コアカリキュラム 4-3-4 ～ 4-3-10】
第 9 回	既判力の意義・作用 既判力の時的限界	既判力の意義とその作用について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】 既判力の時的限界について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】
第 10 回	既判力の客観的範囲 既判力の主観的範囲	既判力の客観的範囲について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】 既判力の主観的範囲について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】
第 11 回	当事者の意思による訴訟終了	請求の放棄・認諾，訴えの取下げ，訴訟上の和解など当事者の意思により訴訟を終了する制度について学ぶ。【コアカリキュラム 5-2-1，5-2-2，5-2-3，5-2-4】
第 12 回	訴えの変更・反訴・共同訴訟	訴えの変更・反訴・共同訴訟について学ぶ。【コアカリキュラム 6-1-1，6-1-2，6-2-1-1 ～ 6-2-1-4】
第 13 回	独立当事者参加・補助参加・訴訟承継	独立当事者参加・補助参加・訴訟承継について学ぶ。【コアカリキュラム 6-2-2，6-2-4，6-2-6】
第 14 回	上訴・再審	上訴・再審の総論について学ぶ。【コアカリキュラム 7-1 ～ 7-6】

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布された資料の設問の解答を，配付資料の解説や教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
長谷部由起子『民事訴訟法　第 3 版』（岩波書店，2020 年，3,400 円＋税）
ISBN 9784000248907

【参考書】
伊藤眞『民事訴訟法〔第 7 版〕』（有斐閣，2020 年）
高橋宏志=高田 裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選［第５版］』（有斐閣，2015 年）
小林秀之編『判例講義　民事訴訟法』（弘文堂，2019 年）

【成績評価の方法と基準】
期末試験における評価
　定期試験　　100 %

【学生の意見等からの気づき】
授業レジュメに補助レジュメ、パワーポイントなど、なるべく学生がいろいろな資料を参照しやすいようにしたいと考えている。

【Outline (in English)】
【Course outline】
It is not necessary to explain the importance of the civil procedure. However, the Code of Civil Procedure is not a very popular subject. That is because the civil procedure laws are tedious and difficult to understand. The difficulty of learning the civil procedure law is that it is hard to grasp the whole picture and it is necessary to learn without understanding the position occupied in the whole. Moreover, at the stage of the first grade, the lectures of the civil law and the commercial law which are the premise of the civil procedure are still not completed at all. It is rather difficult for such subjects to self-study by reading books. In the lecture, I want to be able to study sophisticated content happily.
【Learning Objectives】
The goal of this course is to provide students with the same level of understanding of civil procedure law as those who have already studied law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2

民事訴訟法演習Ⅰ

鷹取　信哉、萩澤　達彦

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業では、民事訴訟法の重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①重複起訴の禁止と相殺の抗弁、②当事者の確定・変更、③集団訴訟、④訴えの利益、⑤処分権主義、⑥弁論主義・自白、⑦立証活動、⑧訴訟上の和解、⑨一部請求の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。
なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にする。

【到達目標】
授業を通じて、「訴訟要件」、「審判の対象と資料」、「審理の過程」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。
テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。
受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。
定期試験の答案は返却し，定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	重複起訴の禁止と相殺の抗弁（萩澤）	重複起訴の禁止の原則の制度趣旨、重複起訴の禁止の原則と訴えの利益との関係 [準備学習等] テキスト UNIT １の熟読と設問（Q１）解答
第 2 回	当事者の確定・変更（鷹取）	当事者の確定の基準、当事者を誤ったときの措置 [準備学習等] テキスト UNIT ３の熟読と設問（Q１・２）解答
第 3 回	重複起訴の禁止と相殺の抗弁（つづき）（萩澤）	重複起訴の禁止の原則と相殺の抗弁との関係 [準備学習等] テキスト UNIT １の熟読と設問（Q２）解答
第 4 回	訴えの利益（鷹取）	訴えの利益、確認の利益 [準備学習等] テキスト UNIT ５の熟読と設問（Q１）解答
第 5 回	集団訴訟（萩澤）	当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当 [準備学習等] テキスト UNIT ４の熟読と設問（Q１・２）解答
第 6 回	訴えの利益（つづき）（鷹取）	訴訟要件の利益の審理と判断 [準備学習等] テキスト UNIT ５の熟読と設問（Q２）解答
第 7 回	処分権主義（萩澤）	処分権主義、債務不存在確認訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT ７の熟読と設問（Q１）解答
第 8 回	弁論主義・自白（鷹取）	弁論主義、自白の成立要件、権利自白 [準備学習等] テキスト UNIT ９の熟読と設問（Q１）解答
第 9 回	処分権主義（つづき）（萩澤）	引換給付判決、不利益変更禁止の原則 [準備学習等] テキスト UNIT ７の熟読と設問（Q２）解答
第 10 回	弁論主義・自白（つづき）（鷹取）	自白の撤回要件、間接事実の自白 [準備学習等] テキスト UNIT ９の熟読と設問（Q２～４）解答
第 11 回	立証活動（萩澤）	立証手段、文書提出命令 [準備学習等] テキスト UNIT13 の熟読と設問（Q１・２）解答
第 12 回	訴訟上の和解（鷹取）	訴訟上の和解、訴訟上の和解に関する訴訟代理人の権限、訴訟上の和解における手続的規律 [準備学習等] UNIT15 の熟読と設問（Q １～３）解答
第 13 回	立証活動（つづき）（萩澤）	証言拒絶権、損害額の認定 [準備学習等] テキスト UNIT13 の熟読と設問（Q３）解答
第 14 回	一部請求（鷹取）	一部請求の意義、既判力の範囲 [準備学習等] テキスト UNIT16 の熟読と設問（Q１～３）解答

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
三木浩一・山本和彦『ロースクール民事訴訟法　第５版』有斐閣

【参考書】
高橋宏志他編『民事訴訟法判例百選（第５版）』有斐閣
高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第２版補訂版）』有斐閣
民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの
三木浩一他著『民事訴訟法　第３版（ＬＥＧＡＬ　ＱＵＥＳＴ）』有斐閣
長谷部由起子『民事訴訟法　第３版』岩波書店

【成績評価の方法と基準】
期末試験 １００％

【学生の意見等からの気づき】
民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.
【Learning Objectives】
The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2

民事訴訟法演習Ⅱ

鷹取　信哉、萩澤　達彦

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業では、民事訴訟法の重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①判決効の客観的範囲と上訴の利益、②既判力の時的限界、③判決効の主観的範囲、④複数請求訴訟と控訴、⑤相続関係訴訟、⑥補助参加と同時審判申出訴訟、⑦独立当事者参加、⑧訴訟承継の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。
なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にする。

【到達目標】
授業を通じて、「判決および訴訟の終了」、「多数当事者訴訟」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。
テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。
受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。
定期試験の答案は返却し，定期試験解説期間においてフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	既判力の時的限界（鷹取）	既判力の時的限界、上訴の利益、付帯控訴 ［準備学習等］ テキスト UNIT18 の熟読と設問（Q１・２）解答
第 2 回	判決効の客観的範囲と上訴の利益（萩澤）	既判力の客観的範囲 ［準備学習等］ テキスト UNIT17 の熟読と設問（Q１・２）解答
第 3 回	相続関係訴訟（鷹取）	固有要的共同訴訟 ［準備学習等］ テキスト UNIT30 の熟読と設問（Q１・２）解答
第 4 回	判決効の客観的範囲と上訴の利益（つづき）（萩澤）	上訴の利益 ［準備学習等］ テキスト UNIT17 の熟読と設問（Q３）解答
第 5 回	相続関係訴訟（つづき）（鷹取）	限定承認と判決効 ［準備学習等］ テキスト UNIT30 の熟読と設問（Q３）解答
第 6 回	判決効の主観的範囲（萩澤）	既判力の主観的範囲、反射効 ［準備学習等］ テキスト UNIT19 の熟読と設問（Q１）解答
第 7 回	補助参加と同時審判申出訴訟（鷹取）	補助参加 ［準備学習等］ テキスト UNIT22 の熟読と設問（Q１）解答
第 8 回	判決効の主観的範囲（つづき）（萩澤）	口頭弁論終結後の承継人 ［準備学習等］ テキスト UNIT19 の熟読と設問（Q２）解答
第 9 回	補助参加と同時審判申出訴訟（つづき）（鷹取）	同時審判申出訴訟 ［準備学習等］ テキスト UNIT22 の熟読と設問（Q２）解答
第 10 回	複数請求訴訟と控訴（萩澤）	訴えの変更、反訴、控訴 ［準備学習等］ テキスト UNIT21 の熟読と設問（Q１～３）解答
第 11 回	独立当事者参加（鷹取）	独立当事者参加 ［準備学習等］ テキスト UNIT23 の熟読と設問（Q１）解答
第 12 回	訴訟承継（萩澤）	訴訟承継主義、訴訟承継の要件 ［準備学習等］ テキスト UNIT24 の熟読と設問（Q１・２）解答
第 13 回	独立当事者参加（つづき）（鷹取）	債権者代位訴訟 ［準備学習等］ テキスト UNIT23 の熟読と設問（Q２・３）解答
第 14 回	訴訟承継（つづき）（萩澤）	訴訟承継の手続 ［準備学習等］ テキスト UNIT24 の熟読と設問（Q３・４）解答

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む必要がある。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
三木浩一・山本和彦編『ロースクール民事訴訟法　第５版』有斐閣

【参考書】
高橋宏志他編『民事訴訟法判例百選（第５版）』有斐閣
高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第２版補訂版）』有斐閣
民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの
三木浩一他著『民事訴訟法第３版（ＬＥＧＡＬ　ＱＵＥＳＴ）』有斐閣
長谷部由起子『民事訴訟法　第３版』岩波書店

【成績評価の方法と基準】
期末試験 １００％
試験範囲は、秋学期に講義をした内容となるが、春学期の内容の理解が前提となる。

【学生の意見等からの気づき】
民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.
【Learning Objectives】
The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2

民事法演習

高須　順一

単位数：2 単位　｜　受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民事紛争の解決の要諦を一定の紛争類型ごとに学習することができる。３年秋学期の授業であることを考慮し、民事法の総まとめ的な学習となる。したがって、強制執行手続や民事保全手続についても学習することができる。すでに、民法債権法および相続法の改正が実現し施行となるので、この改正法の内容に基づいた授業となる。

民事紛争の解決には断片的な知識でだけでは不十分であり、実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識の理解が必要不可欠である。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が必要となる。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようになることを授業の目的とする。

【到達目標】

民事紛争の解決に必要となる実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識が理解できるようにする。また、最新の法改正にも対応できるようにする。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が身に付くようにする。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】

上記の到達目達成のための重要な要素は討論である。よって、私と学生及び学生同士の討論を授業の最も大きな柱とする。討論を通じて、民事法に関する基礎的知識の理解及び紛争解決能力の修得を実現させたい。予め出題する設例に関して、双方向授業及び多方向授業方式で検討を行う。

なお、課題等に対するフィードバックは、中間試験に関しては試験終了後、ただちにこれを行い、定期試験に関しては定期試験解説期間にフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	法律行為の基本問題（実体法編）	契約の解釈、94 条 2 項類推法理、動機の錯誤の規律 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 2 回	法律行為の基本問題（手続法編）	権利能力なき社団を例として、当事者能力と当事者適格の検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 3 回	代理の基本問題（実体法編）	利益相反行為及び代理人の権限濫用行為の検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 4 回	代理の基本問題（手続法編）	書証の成立に関する二段の推定の法理、民法 110 条の類推適用 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 5 回	時効の基本問題（実体法編プラス手続法編）	改正債権法下の消滅時効制度の検討、配当要求と時効障害 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 6 回	不動産取引の諸問題（実体法編）	二重譲渡と対抗の法理、相続関係と不動産登記 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 7 回	所有権をめぐる法律改正の検討（実体法編）	2021 年改正民法の内容検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 8 回	中間試験と解説	この段階までの授業内容の理解状況を確認するための試験を行い、解説する。
第 9 回	動産取引の諸問題（履行障害法・売買編）	改正債権法下での売買契約に関する履行障害法の規律の検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 10 回	動産取引の諸問題（履行障害法・請負編）	改正債権法下での請負契約に関する履行障害法の規律の検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 11 回	不動産担保の重要問題（実体法プラス手続法）	抵当権に基づく物上代位請求および妨害排除請求権の行使としての明渡請求に関する判例法理の検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 12 回	債権回収法の重要問題（実体法プラス手続法）	改正債権法下における債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の実務 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 13 回	債権譲渡及び保証の重要問題（実体法）	譲渡制限特約、将来債権譲渡の規律の検討及び賃借保証、保証意思宣明公正証書の規律の検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討
第 14 回	定型約款の規律	定型約款の定義、みなし合意の規律とみなし合意からの除外の検討 ［準備学習等］ 事前配布問題及びレジュメの検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に配布された問題については、必ず検討して授業に臨む必要がある。また、事前配布レジュメについても目を通す必要がある。なお、自らの理解度を判断するために、問題に対する解答案を文章化することも有要であり、推奨する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

今年度は、昨年度に引き続き特定のテキストを使用せず、事前配布レジュメあるいは事前配布例題を使用する。また、改正債権法関係の資料等を適宜、提供する。

【参考書】

民法、民事訴訟法の基本的教科書（改正債権法に関する記述のあるもの）を随時、参照する必要がある。

【成績評価の方法と基準】

① 事例全般にかかわる横断的な知識が正確か否か
② 明確かつ妥当な方針を構築しうるか否か
③ 見解を異にする他の学生に対する反論及び説得を十分に行えるか否か
等を評定の基準とする。知識の正確性もさることながら、紛争を解決するための諸能力の有無をより重視したいと考えている。
授業期間中における評価（平常点）
　確認試験 ３０％
期末における評価
　定期試験 ７０％

【学生の意見等からの気づき】

民事紛争の実態について、できるだけ現実的に理解してもらうように心がけて授業を行いたい。また、民法の改正に対する関心が高いので、改正法の要諦を理解してもらえるように工夫したい。

【学生が準備すべき機器他】

特にない。

【その他の重要事項】
30 年以上の弁護士経験に基づき、教室事例にとどまることのない現実性ある紛争事例を提示するので、事案解決のためにどのように法を解釈し、適用したら良いのかをしっかりと検討してほしい。
また、2020 年 4 月から施行されている改正債権法に関しては、法制審議会民法（債権関係）部会の幹事として直接に関与したので、改正にいたる背景や経緯なども解説する予定である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
I learn a key point of the solution to civil affair disputes every constant dispute type. It becomes the learning that it is like the total summary of the Civil Act in consideration of being the class of the first semester for three years. Therefore, I take it up about a forcible execution procedure and the civil affair maintenance procedure. The revision of the civil law credit method and the law of inheritance is already realized, and the enforcement approaches. Therefore it becomes the class based on the contents of this revised law. It is by fragmentary knowledge and is inadequate for the solution to civil affair dispute, and understanding of the general legal knowledge including substantive law, a code of procedure is essential. With that in mind, ability such as the ability to build the decision about the orientation, the persuasive power to others, a relationship of mutual trust is necessary. It is aimed at acquirement of such general civil affair dispute solution ability.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to understand the general legal knowledge including substantive law, a code of procedure, and acquirement of the general civil affair dispute solution ability.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
Experiment/Practice(one-credit)
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on the normal point in class (30%), and regular examination (70%).

LAW500A2

民法判例演習Ⅰ

新堂　明子

単位数：**1 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅰにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅰにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。
レポートの返却およびそれに関する質疑応答を通じてフィードバックをする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅰにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。
なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習Ⅰの復習も兼ねて、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。
レポート課題の解説、返却、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	代理関係、無権代理と相続	最判昭和 37・8・10 民集 16 巻 8 号 1700 頁（百選Ⅰ 38）／最判平成 23・10・18 民集 65 巻 7 号 2899 頁（百選Ⅰ 37）
第 2 回	表見代理	最判昭和 39・5・23 民集 18 巻 4 号 621 頁（百選Ⅰ 27）／最判昭 62・7・7 民集 41 巻 5 号 1133 頁（百選Ⅰ 34）
第 3 回	通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫	最判平成 18・2・23 民集 60 巻 2 号 546 頁（百選Ⅰ 22）／最判平成 28・1・12 民集 70 巻 1 号 1 頁（百選Ⅰ 24）
第 4 回	債務不履行による損害賠償	大判大正 15・5・22 民集 5 巻 386 頁（富喜丸事件判決）
第 5 回	解除	最判昭和 35・11・29 民集 14 巻 13 号 2869 頁（百選Ⅰ 56）
第 6 回	債権譲渡	最判平成 13・11・22 民集 55 巻 6 号 1056 頁（百選Ⅰ 100）
第 7 回	売買、契約不適合責任	最判昭和 36・12・15 民集 15 巻 11 号 2852 頁（百選Ⅱ 51）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、（１）原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、（２）第１審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
債権法改正に応じて、授業中に適宜指示する。

【参考書】
民法演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
中田裕康『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
内田　貴『民法Ⅲ［第 4 版］債権総論・担保物権』
家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
債権法改正につき、筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）

相続法改正につき、堂薗幹一郎＝野口宜大編著『一問一答・新しい相続法〔第 2 版〕』（商事法務、2020 年）
『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ［第 8 版］』（有斐閣、2018 年）

【成績評価の方法と基準】
準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50 %）
授業中の質疑応答（30 %）
ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの取組み状況（20 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made reports. Your required study time is at least one hour for each class meeting.
【Grading Criteria/Policy】
Reports: 50%, in-class contribution 30%, and Quizzes on TKC: 20%

LAW500A2

民法判例演習Ⅱ

新堂　明子

単位数：**1 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】
物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。
なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習Ⅰの復習も兼ねて、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。
レポート課題の解説、返却、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	185 条・186 条	最判平成 8・11・12 民集 50 巻 10 号 2591 頁（百選Ⅰ 67）／最判平成 7・12・15 民集 49 巻 10 号 3088 頁
第 2 回	不動産の二重譲渡と対抗問題（1）	大判明治 41・12・15 民録 14 輯 1301 頁（百選Ⅰ 54）／大判明治 41・12・15 民録 14 輯 1276 頁
第 3 回	不動産の二重譲渡と対抗問題（2）	最判平成 18・1・17 民集 60 巻 1 号 27 頁（百選Ⅰ 60）／最判平成 8・10・29 民集 50 巻 9 号 2506 頁（百選Ⅰ 63）
第 4 回	取消しと登記、解除と登記	大判昭和 17・9・30 民集 21 巻 911 頁（百選Ⅰ 55）／最判昭和 35・11・29 民集 14 巻 13 号 2869 頁（百選Ⅰ 56）
第 5 回	取得時効と登記	最判昭和 46・11・5 民集 25 巻 8 号 1087 頁（百選Ⅰ 57）（対所有権）／最判平成 24・3・16 民集 66 巻 5 号 2321 頁（百選Ⅰ 58）（対抵当権）
第 6 回	即時取得	最判平成 12・6・27 民集 54 巻 5 号 1737 頁（百選Ⅰ 69）
第 7 回	抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位	最判平成元・10・27 民集 43 巻 9 号 1070 頁（百選Ⅰ 87）／最判平成 10・1・30 民集 52 巻 1 号 1 頁（百選Ⅰ 88）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、（1）原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、（2）第１審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業中に適宜指示する。

【参考書】
民法演習Ⅰ＆Ⅱに共通（第何版かは省略）
佐久間毅『民法の基礎１、２』
潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
中田裕康『契約法』
松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
内田　貴『民法Ⅲ［第 4 版］債権総論・担保物権』

家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
債権法改正につき、筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）
相続法改正につき、堂薗幹一郎＝野口宜大編著『一問一答・新しい相続法〔第 2 版〕』（商事法務、2020 年）
『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ［第 8 版］』（有斐閣、2018 年）

【成績評価の方法と基準】
準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50 %）
授業中の質疑応答（30 %）
ＴＫＣ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの取組み状況（20 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【Outline (in English)】
【Course outline】 and 【Learning Objectives】
This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of contract and apply them to the actual examples and problems.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text and made reports. Your required study time is at least one hour for each class meeting.
【Grading Criteria/Policy】
Reports: 50%, in-class contribution 30%, and Quizzes on TKC: 20%

LAW500A2

民事訴訟法判例演習Ⅰ

萩澤　達彦

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
司法試験や民事訴訟の実務では，判例を調査し，事実関係，争点，結論，理由，判断の射程を正しく把握する能力が不可欠である。そこで，本授業では，重要判例の分析を通じて，判例の読み方を習得するとともに，法的思考力を深化させることを目的とする。さらに，レポート課題の提出を通じて，法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】
１年次の民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，２年次の民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを通じて身に付けた基礎的学力を前提に，具体的な判例を通じて，事案の背景・概要を把握し，どのような問題が発生し，これを解決するために，どのような理由をもとに，どのような結論が導かれたか，その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて，発展的な問題を議論することで，現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。
更に，レポート課題の提出を通じて，法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく，その内容を互いに議論することで，民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
教材の事前に指定された範囲の，判例と開設を精読しておく。判例ばかりではなく，解説を理解しておくことが必要になる。
授業では，学生にたいする質問をし，その解答を踏まえて議論をし，これを通じて理解を深める。
課題提出物や定期試験答案は添削して返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	民事訴訟の対象	法律上の争訟，訴訟と非訟
第 2 回	裁判所	管轄，移送，国際裁判管轄
第 3 回	当事者の確定と当事者能力	氏名冒用訴訟，死者を当事者とする訴訟，民法上の組合
第 4 回	当事者適格	法定訴訟担当，任意的訴訟担当
第 5 回	法人の内部紛争	職務代行者と法人の代表者
第 6 回	訴訟能力・法人の代表，訴訟代理	意思能力，代表権と表見法理
第 7 回	訴えの利益	給付の訴えの利益，確認の利益，形成の訴えの利益
第 8 回	処分権主義	訴訟物論争，境界確定訴訟，債務不存在確認訴訟
第 9 回	重複起訴	重複訴訟の禁止，債務不存在確認請求と手形訴訟，相殺の抗弁
第 10 回	期日・期間・送達等	郵便に付する送達，補充送達の効力
第 11 回	訴訟行為	訴訟行為と私法法規，訴訟上の和解，意思表示の瑕疵
第 12 回	弁論主義	弁論主義，主要事実と間接事実
第 13 回	当事者の主張の要否と釈明	当事者からの主張の要否，権利抗弁，釈明権，釈明義務，法的観点指摘義務
第 14 回	自白の拘束力	自白の拘束力，間接事実の自白，権利自白，自白の撤回

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回ごとに指定された判例を読み，基本書等で予習をする。
課題が与えられたときは，その課題に対するレポートを作成する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
高橋宏志=高田裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選　第 5 版』（有斐閣）

【参考書】
伊藤眞『民事訴訟法〔第 7 版〕』（有斐閣，2020 年）
小林秀之編『判例講義　民事訴訟法』（弘文堂，2019 年）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）（第２版補訂版）』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

演習での発言	２０％
演習で行う起案の評価	２０％
期末試験での評価	６０％

【学生の意見等からの気づき】
より双方向の講義を目指す。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In the practice of judicial exams and civil lawsuits, the ability to investigate cases and correctly grasp factual relations, issues, conclusions, reasons, and range of judgment is essential. Therefore, in this lesson, through the analysis of important cases, we aim to acquire how to read judicial precedents and deepen legal thinking ability. Furthermore, through submission of report tasks, we aim to acquire the basic demonstration ability as a lawyer.
【Learning Objectives】
The goal of this course is for students to have an understanding of the Code of Civil Procedure at the level of passing the bar exam.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2

民事訴訟法判例演習Ⅱ

高須　順一

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民事訴訟の実務では，判例を調査し，事実関係，争点，結論，理由，判断の射程を正しく把握する能力が不可欠である。そこで，本授業では，重要判例の分析を通じて，判例の読み方を習得するとともに，法的思考力を深化させることを目的とする。さらに，定期試験に代わるレポート課題の提出を通じて，法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】
１年次の民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，２年次の民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを通じて身に付けた基礎的学力を前提に，具体的な判例を通じて，事案の背景・概要を把握し，どのような問題が発生し，これを解決するために，どのような理由をもとに，どのような結論が導かれたか，その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて，発展的な問題を議論することで，現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。
また，レポート課題の提出を通じて，法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく，その内容を互いに議論することで，民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業内では毎回テキストに掲載された判例と解説について口頭で議論（質疑応答など）をしながら理解を深めてもらう。
授業外では適宜与えられた課題について書面（レポート）を作成し，提出してもらう。
　課題提出物や定期試験答案は添削して返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	民事訴訟の 10 の手続と 5 つのルール	民事訴訟手を俯瞰した説明
第 2 回	訴訟要件に関する判例の検討	当事者能力、当事者適格、訴えの利益、重複訴訟の禁止等
第 3 回	弁論手続に関する判例の検討	弁論主義の３つのテーゼ
第 4 回	証拠調べに関する判例の検討	証拠調べの手続、証明責任
第 5 回	申立事項と判決事項に関する判例の検討	申立事項と判決事項，引換給付判決
第 6 回	既判力の時的限界に関する判例の検討	既判力，既判力の時的限界，標準時後の事情変更
第 7 回	既判力の客観的範囲に関する判例の検討	訴訟物と既判力，相殺の抗弁と別訴
第 8 回	既判力の主観的範囲に関する判例の検討	口頭弁論終結後の承継人，法人格否認の法理
第 9 回	通常共同訴訟と同時審判の申出訴訟に関する判例の検討	通常共同訴訟と訴訟人独立の原則，主観的予備的併合
第 10 回	必要的共同訴訟に関する判例の検討	固有必要的共同訴訟，共同相続関係訴訟，類似必要的共同訴訟
第 11 回	補助参加の利益に関する判例の検討	補助参加の利益，補助参加人に対する判決の効力
第 12 回	参加的効力と訴訟告知に関する判例の検討	参加的効力，訴訟告知，告知の効力
第 13 回	独立当事者参加に関する判例の検討	独立当事者参加，敗訴者の一人の上訴
第 14 回	訴訟承継と第三者の訴訟引き込みに関する判例の検討	訴訟承継の可否，引受訴訟人の範囲

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習としては，参考書も読みながらテキストに掲載された判例のうち指定されたものについて（解説も含めて）しっかりと予習する。
復習も怠らないようにする。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
高橋宏志=高田裕成=畑瑞穂『民事訴訟法判例百選〔第５版〕』（有斐閣，2015）

【参考書】
伊藤眞『民事訴訟法〔第 7 版〕』（有斐閣，2020 年）

小林秀之編『判例講義　民事訴訟法』（弘文堂，2019 年）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）（第２版補訂版）』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業中の発言、質疑応答の回数および内容の評価（３０％）
定期試験に代わるレポート課題の内容（７０％）

【学生の意見等からの気づき】
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In the practice of civil litigation, it is essential to investigate judicial precedents and to have the ability to correctly grasp factual relations, issues, conclusions, reasons, and range of judgment.
Therefore, in this lesson, through the analysis of important cases, we aim to acquire how to read judicial precedents and deepen our legal thinking ability.
Furthermore, through the submission of report tasks, we aim to acquire the basic demonstration ability as a lawyer.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to improvement of the ability for solutions to the problem by learning a precedent, understanding the range of the precedent.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on the normal points in class (30%), and the report problems as a substitute for the regular examination (70%).

LAW500A2

刑法Ⅰ

今井　猛嘉

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法総論、すなわち、犯罪の成立要件と、犯罪に対する効果である刑罰について、講義する。法的概念としての犯罪及び刑罰につき、判例を踏まえ、具体的に理解することを目的とする。

【到達目標】
犯罪の一般的成立要件、すなわち、構成要件該当性、違法性、責任について、判例及び学説を踏まえ、具体的に理解できること。
刑罰については、刑罰を科す根拠を責任論との関係において理解し、具体的な刑罰の種別を理解すること。
刑罰論については、法改正の動向も理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
・講義予定に従って講義をする。学生には、多くの質問が投げかけられ、予習の度合い、理解の度合いが確認される。その上で、次の講義について、指示がなされる。
・定期試験解説期間にフィードバックを行う。
・リアクションペーパー等における良いコメントは授業内で紹介し、さらなる議論に活かす。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	罪刑法定主義	刑法の基本原理である罪刑法定主義の意義、判例における罪刑法定主義の現れ方を学ぶ
第 2 回	犯罪の成立要件	行為、構成要件該当性、違法性、責任の意義を学ぶ。 また、単独犯と共犯の相違についても概観を得る。
第 3 回	構成要件該当性１	行為、作為と不作為の違いについて学ぶ
第 4 回	構成要件該当性２	因果関係論を、判例を用いて学ぶ
第 5 回	構成要件該当性３	因果関係論の現れ方を、不作為犯と共犯の関係を意識して、継続して学ぶ
第 6 回	違法性１	刑法における違法性の意義、及び、正当業務行為について学ぶ
第 7 回	違法性２	緊急避難避難に関係する諸問題を判例を用いて理解する
第 8 回	違法性３	正当防衛に関係する諸問題を判例を用いて理解する（その第 1 回目）。
第 9 回	違法性４	正当防衛に関係する諸問題を判例を用いて理解する（その第 2 回目）。
第 10 回	責任１	刑法における責任の意義、及び、責任主義、責任能力について、判例を用いて具体的に理解する
第 11 回	責任２	違法性の意識、及び、その可能性について、判例を用いて理解する
第 12 回	責任３	錯誤論について、判例を用いて理解する。その際、未遂論についても、学習する。
第 13 回	共犯論１	共犯の処罰根拠と、これに係わる諸事例を、判例を用いて理解する
第 14 回	共犯論２	共犯と身分について、判例を用いて理解する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
シラバスにそって、関連する判例を予習する。
教科書ないし学説は、判例と、その前提となる条文の解釈を理解するための補助手段に過ぎない。
条文 → 判例 → 学説の順に、予習、復習に努めること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
『判例刑法総論』（最新版）（有斐閣）

【参考書】
西田典之『刑法総論』（弘文堂）
山口厚『刑法総論第２版』（有斐閣）
今井・小林・島田・橋爪『刑法総論』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
質疑応答　20 %
期末試験　80 %

【学生の意見等からの気づき】
条文 → 判例 → 学説の順に勉強せず、この逆順を採ることで、理解困難に陥っている学生が散見される。
法律学は、あくまで具体的事例を解釈する道具に過ぎないので、理論倒れにならずに予習、復習を続けてほしい。

【Outline (in English)】
This course lectures the principle of the criminal law with precedents and related academic opinions.
Learning Objectives of this course.
Acquiring the basic understanding of the general part of the criminal law.
Learning activities outside of classroom of this course.
Reading the materials assigned for the respective lecture.
After the lecture, reviewing the discussion in the class.
Grading Criteria /Policies
Contribution to the respective lecture accounts for 30 % of the grade.
The result of the term-end exam accounts for 70 % of the grade.
Attendance is compulsory.

LAW500A2

刑法Ⅱ

佐藤　輝幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期前半**/Fall(1st half)）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法典第 2 編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪を中心に，それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】
刑法各論のうち、財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪の主たる犯罪について，基本的な判例を理解し，それを前提に解釈論を展開することができる。
また，刑法各論に特徴的な，保護法益を基礎に，精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業の前半で既修事項について復習の確認及び応用的問題の検討を行った後，新規学修事項の講義を行う。
いずれに対しても，授業支援システムにあらかじめ授業の概要と質問事項をアップしておき，授業中に指名して回答を求める。
確認テストは定期試験までに時間を設け，定期試験は定期試験解説週間で，それぞれ講評を行う。
なお，感染状況により，大学または研究科全体の判断よりも早くオンライン授業に移行する可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス。個人的法益に対する罪概論。生命・身体に対する罪 1	授業の進め方，予習の方法，基本書の選び方等の説明。個人的法益に対する罪概論。生命・身体に対する罪概論。
第 2 回	生命・身体に対する罪 2	殺人罪。
第 3 回	生命・身体に対する罪 3	暴行罪，傷害罪。
第 4 回	生命・身体に対する罪 4	過失致死傷罪，堕胎罪。
第 5 回	生命・身体に対する罪 5	遺棄罪。
第 6 回	自由に対する罪 1	自由に対する罪総論，逮捕・監禁罪。
第 7 回	自由に対する罪 2	略取・誘拐罪。
第 8 回	自由に対する罪 3	強姦罪，強制わいせつ罪。
第 9 回	住居に対する罪	住居侵入罪。
第 10 回	人格に対する罪 1	名誉毀損罪・侮辱罪。
第 11 回	人格に対する罪 2	公共の利害に関する特例。秘密漏示罪。
第 12 回	信用及び業務に対する罪	信用毀損罪，業務妨害罪。
第 13 回	国家的法益に対する罪 1	国家的法益に対する罪総論。
第 14 回	国家的法益に対する罪 2。確認テスト	公務執行妨害罪。信用及び業務に対する罪までの範囲についての確認テスト。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
該当範囲について，各自の基本書を一読した上で，事前に指定された質問事項について考えておくこと。
また，授業開始まで（夏期休業など）に，刑法総論の復習及び刑法各論の入門書（例えば，井田良『入門刑法学各論』（第 2 版，有斐閣，2018）など）を読んでおくことを強く薦める。
質問事項の検討には，毎回 3～4 時間程度の時間がかかることを想定している。それに加えて，試験前に全体の復習を兼ねて，15 時間程度の試験勉強を行うことは，知識の定着を図るために有益であろう。

【テキスト（教科書）】
西田典之ほか編『判例刑法各論』（第 7 版，有斐閣，2018），
末永秀夫ほか『犯罪事実記載の実務』（7 訂版、実務法令、2018）及び，
六法（小型のものでよい）は，毎回持参すること。

【参考書】
基本書類については，以下のものを参考に，各自で自由に選択してよい（初回のガイダンスで説明する）。
井田良『講義刑法学・各論』（有斐閣，2016）
西田典之『刑法各論』（第 7 版，弘文堂，2018）
松原芳博『刑法各論』（第 2 版，日本評論社，2021）
山口厚『刑法各論』（第 2 版，有斐閣，2010）
今井猛嘉ほか『リーガルクエスト刑法各論』（第 2 版，有斐閣，2013）

【成績評価の方法と基準】
授業での発言 20 %，確認テスト 30 %，期末試験 50 %。

【学生の意見等からの気づき】
議論している論点がどの要件に関するものなのか，伝わっていないことがあるようである。レジュメ等に修正を加えていくが，受講生の側でも，どの要件の議論をしているのか，常に意識するようにして欲しい。

【Outline (in English)】
We study about offenses against personal interests except property and offenses against national interests.
Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 50%、mid-term examination: 30%、in class contribution: 20%.

LAW500A2

刑法Ⅲ

佐藤　輝幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期後半**/Fall(2nd half)）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法典第 2 編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯及び社会的法益にする罪について、それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】
刑法各論のうち、財産犯及び社会的法益に対する罪の主たる犯罪について，基本的な判例を理解し，解釈論を展開することができる。
また，刑法各論に特徴的な，保護法益を基礎に，精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
授業の前半で既修事項について復習の確認及び応用的問題の検討を行った後，新規学修事項の講義を行う。
いずれに対しても，授業支援システムにあらかじめ授業の概要と質問事項をアップしておき，授業中に指名して回答を求める。
定期試験は定期試験解説週間で講評を行う。
なお，感染状況により，大学または研究科全体の判断よりも早くオンライン授業に移行する可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	財産に対する罪 1	財産犯総論
第 2 回	財産に対する罪 2	窃盗罪。
第 3 回	財産に対する罪 3	強盗罪・恐喝罪。
第 4 回	財産に対する罪 4	事後強盗罪、昏酔強盗罪、強盗致死傷罪。
第 5 回	財産に対する罪 5	詐欺罪。
第 6 回	財産に対する罪 6	電子計算機使用詐欺罪。
第 7 回	財産に対する罪 7	横領罪。
第 8 回	財産に対する罪 8	背任罪。
第 9 回	財産に対する罪 9	毀棄罪。
第 10 回	財産に対する罪 10	盗品等関与罪。
第 11 回	社会的法益に対する罪概論。公共危険犯 1	社会的法益に対する罪概論。公共危険犯概論。
第 12 回	公共危険犯 2	放火罪。
第 13 回	偽造罪 1	偽造罪概論。
第 14 回	偽造罪 2	文書偽造罪。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
該当範囲について，各自の基本書を一読した上で，事前に指定された質問事項について考えておくこと。
また，授業開始まで（夏期休業など）に，刑法総論の復習及び刑法各論の入門書（例えば，井田良『入門刑法学各論』（第 2 版，有斐閣，2018）など）を読んでおくことを強く薦める。
質問事項の検討には，毎回 3～4 時間程度の時間がかかることを想定している。それに加えて，試験前に全体の復習を兼ねて，15 時間程度の試験勉強を行うことは，知識の定着を図るために有益であろう。

【テキスト（教科書）】
西田典之ほか編『判例刑法各論』（第 7 版，有斐閣，2018），
末永秀夫ほか『犯罪事実記載の実務』（7 訂版、実務法令、2018）及び，
六法（小型のものでよい）は，毎回持参すること。

【参考書】
基本書類については，以下のものを参考に，各自で自由に選択してよい（初回のガイダンスで説明する）。
井田良『講義刑法学・各論』（有斐閣，2016）
西田典之『刑法各論』（第 7 版，弘文堂，2018）
松原芳博『刑法各論』（第 2 版，日本評論社，2021）
山口厚『刑法各論』（第 2 版，有斐閣，2010）
今井猛嘉ほか『リーガルクエスト刑法各論』（第 2 版，有斐閣，2013）

【成績評価の方法と基準】
授業での発言 30 %，期末試験 70 %。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【Outline (in English)】
We study about offenses against property and offenses against public order.

Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 70%, in class contribution: 30%.

LAW500A2

刑事基礎演習Ⅰ

野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
初学者に対し、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念を体得させることを目的とする。刑法総論・各論は「どのような場合に犯罪が成立するか」を考察するのであり、「構成要件該当性 → 違法性 → 責任」という体系的な思考をする。刑事訴訟法は「捜査や刑事裁判がどのように行われるのか」という手続面を考察するものである。
本講義では、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念をできるだけ平易に解説し、理解してもらうつもりである。

【到達目標】
法律的な問題の解決とは、①法律的な問題点の抽出、②適切な規範を定立、③規範の当てはめ、④一定の解決、結論を導く、という思考・表現をすることである。
この過程で最も大切なのは適切な規範を定立することであり、法律、判例、学説などについて基本的な理解、知識がなければ定立することができない。基本的な理解、知識が欠落していれば規範を定立することができず、問題解決には至らない。また、それがあいまいであれば、不十分な解決しかできない。
本講義の到達目標は、①刑法、刑事訴訟法について基本的な知識、理解をすること、②問題解決の前提となる適切な規範を定立すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
事前に、レジュメ・検討課題等を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）してくることを前提とする。
授業は、双方向の対話形式で進行する。
課題については、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評を加える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	今後の進め方
	構成要件該当性（1）	不作為、因果関係
第 2 回	構成要件該当性（2）	故意、過失
		錯誤論
第 3 回	違法性	正当防衛
		緊急避難
第 4 回	責任	責任能力（原因において自由な行為）
	未遂	実行の着手
		中止犯、不能犯
第 5 回	共犯（1）	共同正犯、共謀共同正犯、狭義の共犯
		間接正犯
第 6 回	共犯（2）	共犯と身分
		共犯と錯誤
		承継的共犯
第 7 回	個人的法益に対する罪	殺人、遺棄、傷害
	（1）財産犯以外	監禁、名誉毀損
第 8 回	個人的法益に対する罪	窃盗、強盗、恐喝、詐欺
	（2）財産犯	横領、背任
第 9 回	社会的・国家的法益に対する罪	放火
		偽造
		賄賂
第 10 回	捜査（1）	任意捜査と強制捜査
		職務質問、任意同行
第 11 回	捜査（2）	逮捕・勾留
		捜索・差押え
		自白
第 12 回	公訴提起	訴因と公訴事実
		訴因の明示・特定
第 13 回	公判	訴因変更
		公判準備と証拠開示
第 14 回	証拠	証拠の関連性
		伝聞法則、伝聞例外
		違法収集証拠

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に、レジュメ・検討課題を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）してくること。本授業の準備・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定はしない

【参考書】
大塚裕史他「基本刑法Ⅰ」（日本評論社）
大塚裕史他「基本刑法Ⅱ」（日本評論社）
池田修他「刑事訴訟法講義」（東京大学出版会）

【成績評価の方法と基準】
授業中における評価（平常点）
　授業での質疑応答　２０％
　課題の評価　４０％
期末における評価
　レポート　４０％

【学生の意見等からの気づき】
教師と受講生の双方向の議論により、受講生の理解をより深めたいと考えている。
疑問に思う点、分からない点は、気後れせず、遠慮せず、何でも質問してほしい。

【Outline (in English)】
For an abecedarian, I tell the basics of the Criminal Law and Criminal Procedure Code. There is the aim by ① case analysis, ② model, ③ solution. Of these, it is the most important that theses do a model. When we solve a problem, what is the appropriate model? The student puts on a model in the body through a problem. Before class, it is necessary for the student to prepare for the lesson about a problem. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 40%, 3 reports 40%)

LAW500A2

刑事基礎演習Ⅱ

水野　智幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事法全体の流れと問題点を理解し、刑事法の検討方法・刑事事件に対するアプローチの基本を学ぶ

【到達目標】
刑法や刑事訴訟法の学習が、実際の刑事事件の流れの中で、どのように位置付けられるかを知り、検察官、弁護人、裁判官がどのような規定に基づき、どのような判断要素の下に、どのような活動をするかを把握する。その上で、裁判傍聴や日頃のニュースを見聞きする中で、刑事法に関する問題意識を高め、教授や他の学生と議論し、自らの意見を適切に発表できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
基本的な事項を講義するほか、配布した設例に基づき、接見や法廷活動の実演を積極的に取り入れ、法律家がどのような活動をするかを体験できるようにします。
法廷傍聴の報告、プレゼンの準備、刑事実体法のトピックの検討なども組み込みます。提出された課題等に対しては、授業内で解答、解説します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス 身柄拘束制度の概観	本科目の概要と注意点を示す。 身柄拘束に関する制度と、検察官、弁護人、裁判官の活動
第 2 回	捜査機関・裁判官の活動（逮捕段階）	設例につき、警察から事件送致を受けた検察官の活動と、勾留請求を受けた裁判官の判断要素
第 3 回	弁護人の活動（逮捕段階）	設例につき、初回接見の模擬活動のほか、被疑者の権利保護のための弁護人の活動
第 4 回	検察官の活動（起訴不起訴の決定まで）	設例につき、検察官の捜査に関する活動と起訴不起訴の判断要素
第 5 回	弁護人の活動（起訴不起訴の決定まで）	設例につき、被疑者の権利保護及び不起訴をめざす弁護人の活動
第 6 回	公判における、証拠の請求・意見・採否決定・証拠調べの概観	設例につき、証拠調べに関する全体像と証拠等関係カードの読み方
第 7 回	公判手続（人定質問～書証の取調べまで）	設例につき、公判手続の前半段階の概要と実演
第 8 回	公判手続（証人尋問、被告人質問、弁論）	設例につき、公判手続の公判段階の概要と実演
第 9 回	裁判員裁判の特例（公判前整理手続を含む）	通常の裁判と異なる点の確認。公判前整理手続の概要と証拠開示制度
第 10 回	犯罪被害者保護制度	犯罪被害者保護制度の概観と問題点
第 11 回	少年法の特例	成人の刑事事件と異なる少年法の特殊性
第 12 回	刑事事件に関連する諸科学 法廷傍聴を踏まえた質疑応答	精神医学や供述心理学の概要 法廷傍聴で見聞きした問題点についての質疑応答
第 13 回	プレゼン１	自ら選んだ刑事法に関する問題につき発表する
第 14 回	プレゼン２	自ら選んだ刑事法に関する問題につき発表する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予め与えられた課題があるときは、各自が持っている刑法や刑事訴訟法の教科書を読み、問題点を把握しておく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各人が持っている刑法、刑事訴訟法の教科書

【参考書】
佐伯仁志他「刑法判例百選Ⅰ総論［第 8 版］（有斐閣・2020 年）
佐伯仁志他「刑法判例百選Ⅱ各論［第 7 版］（有斐閣・2020 年）
井上正仁他「刑事訴訟法判例百選［第 10 版］（有斐閣・2017 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価

・質疑応答における貢献度　70 %
・プレゼンの充実度　30 %

【学生の意見等からの気づき】
授業の大枠は決まっていますが、細かい部分は学生からの意見や要望を踏まえて、決めていくこともできます。
遠慮なく意見を言ってもらった上で、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【その他の重要事項】
裁判官として 24 年、弁護士として 5 年の実務経験を有しており、それに基づき刑事司法実務がどのように運用されているかということを前提に授業を進めます。

【Outline (in English)】
This course introduces the current and problems of criminal cases. At the end of the course, students should be able to understand methods of fundamental approach to criminal cases. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on in-class contribution(70%),the quality of the presentation(30%).

LAW500A2

刑事訴訟法Ⅰ

水野　智幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事訴訟法の全体像をつかみ、刑事事件において生起する諸問題がどのような問題であるかを理解する。

【到達目標】
刑事訴訟法の全体的な流れを把握し、刑事訴訟法の基本的な問題点の知識を習得し、捜査・公訴の提起・証拠という 3 本柱の諸問題点を理解できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
テキストの該当部分を読んでくる予習を前提に、質疑応答を行うソクラテスメソッド方式で行います。恥ずかしがらずに、どんどん発言して下さい。
課題等へのフィードバックは、定期試験解説などで具体的に行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	刑事手続の全体像 刑事手続の登場人物	刑事手続の基本的ストーリー 被疑者・被告人 プロフェッショナル
第 2 回	捜査総論 捜査の端緒	捜査の意義 強制捜査と任意捜査 任意捜査の限界 捜査の端緒
第 3 回	証拠の発見・収集	物の押収 検証 供述証拠の収集
第 4 回	犯人の発見・確保 捜査の終結	身体の拘束 全件送致主義
第 5 回	被疑者の防御と弁護人	被疑者の防御 接見交通権 弁護人の活動
第 6 回	公訴の提起	公訴提起の基本原則 公訴提起の手続 訴因の明示・特定
第 7 回	訴因変更 公判基本編	訴因変更の可否・要否 公判手続の基本原則 第 1 審公判手続の進行
第 8 回	公判応用編	公判前整理手続 裁判員制度 弁論の分離・併合
第 9 回	証拠法総論	証明と認定 証拠能力と証明力 厳格な証明と自由な証明
第 10 回	証拠の関連性 違法収集証拠排除法則	証拠の分類 証拠能力と証明力 事実認定
第 11 回	自白法則	自白法則の根拠 不任意自白と派生的証拠 自白法則と違法収集証拠排除法則の関係
第 12 回	伝聞法則	伝聞法則の根拠 伝聞証拠性の判断
第 13 回	伝聞法則の例外	伝聞例外の検討の視点 各伝聞例外規定
第 14 回	裁判 上訴と救済手続 犯罪被害者と刑事手続	補強法則 一事不再理効 上訴、救済制度の概要 犯罪被害者への配慮

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
教科書はとても分かりやすく記載されているので、一通り読んで予習して下さい。
授業後、分かりにくかった部分は、繰り返し教科書を読んで復習しましょう。
随時、参考書の判例百選を参照すると、理解が深まります。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ（手続理解編）』（日本評論社・2020 年）
吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅱ（論点理解編）』（日本評論社・2021 年）

【参考書】
井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選（第 10 版）』（有斐閣・2017 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（質疑応答における貢献度）20 %
期末における評価（定期試験）80 %

【学生の意見等からの気づき】
受講生にとっては初めて刑事訴訟法を学ぶ機会になるので、基本的な概念を分かりやすく説明していきたいと思います。
学生からの意見や要望に応じて、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【その他の重要事項】
裁判官として 24 年、弁護士として 5 年の経験を活かし、実際の刑事司法に即した授業を行います。

【Outline (in English)】
This course introduces criminal procedure law and what problem is occur in criminal cases. At the end of course, students are expected understand criminal procedure law as a whole. Before/after each class meeting. students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decide based on in-class contribution(20%) and term-end examination(80%).

LAW500A2

刑事訴訟法Ⅱ

水野　智幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事訴訟法Ⅰで学んだ刑事手続の流れを基本にして、刑事訴訟法の典型的な問題点を取り上げ、質疑応答を行い、また基本的設例につき小レポートを作成することにより、刑事訴訟法全体の理解を深め、分析する手法を学ぶことを目的とします。

【到達目標】
刑事訴訟法の全分野に及ぶ基本的な問題点につき、判例・学説に基づいて分析、表現することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
基本的な設問につき、自分で骨子を考えた上で質疑応答を行う。提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	任意捜査と強制捜査	両者の区別の基準と、その当てはめの方法を学ぶ
第 2 回	職務質問、所持品検査、任意捜査の限界	これら任意処分の限界の基準とその当てはめを学ぶ
第 3 回	逮捕・勾留	身柄拘束に伴う諸問題を学ぶ
第 4 回	令状による捜索・差押え	令状主義による規制とその限界を学ぶ
第 5 回	無令状捜索・差押え	令状主義の例外とその範囲を学ぶ
第 6 回	取調べと接見交通	捜査機関による取調べの限界と、弁護人による援助の範囲を学ぶ
第 7 回	捜査におけるその他の問題	おとり捜査などを学ぶ
第 8 回	公訴提起	公訴提起に伴う諸問題を学ぶ
第 9 回	訴因変更	訴因変更の要否、可否などを学ぶ
第 10 回	自白・類似事実証拠排除	これら証拠能力に関わる問題を学ぶ
第 11 回	伝聞と非伝聞	区別の基準、当てはめを学ぶ
第 12 回	伝聞例外	実況見分調書、自己矛盾供述など典型的な伝聞例外を学ぶ
第 13 回	違法収集証拠排除	その根拠と適用基準を学ぶ
第 14 回	公判におけるその他の問題	択一的認定などを学ぶ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
刑事訴訟法Ⅰでの学習結果を見直すこと。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各自が有する刑事訴訟法のテキスト

【参考書】
『刑事訴訟法判例百選（第 10 版）』（有斐閣・2017 年）
『事例演習刑事訴訟法（第 3 版）』（古江頼隆）（有斐閣、2021 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間における評価（質疑応答の貢献度）60 %
期末における評価（レポートの充実度）40 %

【学生の意見等からの気づき】
初学者に対する、基本的で分かりやすい説明を心掛けます。
学生からの希望、意見を踏まえて授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【その他の重要事項】
裁判官として 24 年、弁護士として５年の実務経験を活かし、実際の刑事司法実務を踏まえた授業を行います。

【Outline (in English)】
After the lesson of criminal procedure law 1, this advanced course covers and deepens the understanding of the procedures and the way of analyzing. At the end of the course. students should be able to analyze of the the criminal procedure. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on in-class contribution(60%) and term-end report(40%).

LAW500A2

刑法演習Ⅰ

水野　智幸、佐藤　輝幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法総論の重要な問題点についての知識を確実なものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】
刑法総論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法総論のより深い理解を得ることを目的とし、事例問題に対応できる実力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
教材の簡単な事例から出発し、基本事項の確認と関連判例を中心とした課題についての質疑応答を行うことにより刑法総論の理解を深める。
定期試験解説期間にフィードバックを行う。
なお各クラスごとに担当者が定められている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	共犯の諸問題（1）	共謀共同正犯、間接正犯など
第 2 回	共犯の諸問題（2）	承継的共同正犯、共犯関係からの離脱など
第 3 回	共犯の諸問題（3）	教唆幇助，その他の共犯の問題など
第 4 回	不作為犯論	作為義務、不作為の因果関係など
第 5 回	正当防衛（1）	正当防衛状況など
第 6 回	正当防衛（2）	相当性など
第 7 回	故意（1）	故意の種類､故意と過失の区別など
第 8 回	故意（2）	錯誤論など
第 9 回	因果関係	因果関係の判断基準など
第 10 回	未遂犯（1）	実行の着手など
第 11 回	未遂犯（2）	不能犯、中止犯など
第 12 回	責任論・原因において自由な行為	責任論の基礎、責任能力、原因において自由な行為など
第 13 回	過失犯	過失犯の認定基準など
第 14 回	罪数論、まとめ	罪数論の基礎、第 1 回～第 13 回までの学習の理解度を確認する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学期開始前に知識確認用の択一問題を配付するので、事前に検討しておくこと（授業期間中に確認試験を行う）。
予定にしたがって十分に予習をし、事前に配布された課題に回答できるようにして出席する。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
井田良他『刑法演習サブノート 210 問』（弘文堂，2020）
西田典之他『判例刑法総論』（有斐閣、2018）
各自の有する刑法総論のテキスト
六法

【参考書】
特になし

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価
　知識確認テスト 10%、質疑応答 20%
期末における評価
　期末試験　70 %

【学生の意見等からの気づき】
できるだけ分かりやすく説明していきます。積極的な発言を求めます。
学生の意見や希望を踏まえて、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【Outline (in English)】
This advanced course covers and deepens important general doctrines of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned doctrines.
Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.

Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 70%、quiz: 10%、in class contribution: 20%.

LAW500A2

刑法演習Ⅱ

今井　猛嘉、水野　智幸、佐藤　輝幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法各論の重要な問題点についての知識を確実なものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】
刑法各論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法各論のより深い理解を得ることを目的とし、事例問題に対応できる実力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
教材の簡単な事例から出発し、基本事項の確認と関連判例を中心とした課題についての質疑応答を行うことにより刑法各論の理解を深める。
定期試験解説期間にフィードバックを行う。
なお各クラスごとに担当者が定められている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	財産犯（1）	窃盗罪など
第 2 回	財産犯（2）	強盗罪・恐喝罪など
第 3 回	財産犯（3）	詐欺罪の基礎など
第 4 回	財産犯（4）	特殊な詐欺罪
第 5 回	財産犯（5）	横領罪、背任罪など
第 6 回	財産犯（6）	その他の財産犯、財産犯相互の関係など
第 7 回	生命・身体に対する罪	同意殺人罪、遺棄罪など
第 8 回	自由に対する罪	逮捕監禁罪、略取誘拐罪､住居侵入罪など
第 9 回	その他の個人的法益に対する罪	業務妨害罪、名誉毀損罪
第 10 回	社会的法益に関する罪（1）	文書偽造罪など
第 11 回	社会的法益に関する罪（2）	放火罪など
第 12 回	国家的法益に関する罪（1）	賄賂罪など
第 13 回	国家的法益に関する罪（2）	司法作用に関する罪、公務執行妨害罪など
第 14 回	総合問題	各罪相互の関係、複雑な事例の分析など

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学期開始前に知識確認用の択一問題を配付するので、事前に検討しておくこと（授業期間中に確認試験を行う）。
予定にしたがって十分に予習をし、事前に配布された課題に回答できるようにして出席する。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
井田良他『刑法演習サブノート 210 問』（弘文堂，2020）
西田典之他『判例刑法各論』（有斐閣、2018）
各自の有する刑法各論のテキスト
六法

【参考書】
特になし

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価
　知識確認テスト 10%、質疑応答 20%
期末における評価
　期末試験 70%

【学生の意見等からの気づき】
見解の対立点を研ぎほぐすような進行を図るつもりです。
学生からの意見や要望を踏まえて、授業を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【Outline (in English)】
This advanced course covers and deepens important problems of special part of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned areas.
Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 70%、quiz: 10%、in class contribution: 20%.

LAW500A2

刑事訴訟法演習Ⅰ

安東　美和子、田中　開

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業範囲は、捜査を中心とした起訴前の手続。各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探求した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明できる法的分析能力を体得し、法律実務家に必要な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】
設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が、当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実にどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力、事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか（以下「検討事項」という。）について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行っておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。
さらに、授業で取り扱ったテーマに関連するレポート作成の課題を課す。提出された課題に対して、添削評価の上返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	捜査の基本原則 逮捕・勾留 (1)	強制処分法定主義、任意捜査の原則、令状主義 逮捕・勾留の要件、逮捕前置主義、事件単位の原則
第 2 回	逮捕・勾留 (2)	一罪一勾留の原則、再逮捕・再勾留，別件逮捕・勾留と余罪の取調べ(1)
第 3 回	逮捕・勾留 (3)	別件逮捕・勾留と余罪の取調べ(2)
第 4 回	令状による捜索・差押え (1)	物的証拠の収集手段、令状主義の趣旨、捜索差押状発付の手続と要件、捜索差押状の記載、捜索差押状の執行
第 5 回	令状による捜索・差押え (2)	捜索・差押えの範囲、コンピュータ・記録媒体等の差押え、捜索差押えの際の写真撮影
第 6 回	逮捕に伴う無令状の捜索・差押え	趣旨、逮捕に伴う捜索・差押えの要件、被逮捕者の身体・所持品の捜索・差押え
第 7 回	体液等の強制的な取得 強制捜査と任意捜査(1)	身体を対象とした強制処分の種類、体液、嚥下物等の強制的な取得 強制捜査と任意捜査の区別の基準・根拠、任意捜査の限界
第 8 回	職務質問	職務質問と捜査、職務質問のための停止、，自動車検問
第 9 回	任意同行と取調べ	任意同行の限界、任意同行に引き続く取調べの限度
第 10 回	所持品検査	所持品検査
第 11 回	強制捜査と任意捜査(2)	写真撮影、ビデオ撮影・録画、荷物のＸ線検査、ＧＰＳ捜査等
第 12 回	強制捜査と任意捜査(3)	会話・通信の傍受の法的性質、電話の通話内容の傍受等
第 13 回	おとり捜査	おとり捜査の問題点・許否
第 14 回	身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通	弁護人の援助を受ける権利と接見交通権、接見指定の要件

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習として、①事前に読んでおくよう指示される「刑事訴訟法（有斐閣アルマ）」の該当か所、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、各回毎に配付されるレジュメ、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し，討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと
授業後は、授業内容を復習するほか、課題として課される③指示された内容のレポートを作成すること。
本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
１　田中開ほか『刑事訴訟法〔第 6 版〕』（有斐閣アルマ）
２　井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法』〔第 5 版〕（有斐閣）

【参考書】
１　酒巻匡ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）（必要な部分は配付するので購入する必要はない。）
２　池田修ほか『刑事訴訟法講義〔第 6 版〕』（東京大学出版会）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業における質疑応答・発表内容　10 %
　レポート　20 %
授業期間終了後における評価
　定期試験　70 %

【学生の意見等からの気づき】
効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline (in English)】
[Course Outline]
Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal investigation.
[Learning Objectives]
By the end of the course, students are expected to be able to acquire the skill of analyzing both statute and case law, and applying the law in criminal procedure.
[Learning activities outside of classroom]
Students will be expected to have read the indicated judicial precedents and relevant chapters from textbooks before class meeting. Afterwards, students should review the course content thoroughly and sometimes will be expected to complete short reports of the required assignments. Before/after each class meeting. students will be expected to spend four hours in total to understand the course content.
[Grading Criteria/Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the followings:
Term-end examination: 70%, Short reports: 20%, in class contribution: 10%

LAW500A2

刑事訴訟法演習Ⅱ

安東　美和子、田中　開

単位数：2 単位　｜　受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業範囲は、公訴、公判、証拠等起訴後の手続。刑事訴訟法演習Ⅰと同様に、各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探求した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明できる法的分析能力を体得し、法律実務家に必要な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】
設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が，当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実にどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力，事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか（以下「検討事項」という。）について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行っておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。
さらに、授業で取り扱ったテーマに関連するレポート作成の課題を課す。提出された課題に対して、添削評価の上返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	公訴の提起	公訴提起の諸原則、検察官の訴追裁量権、公訴提起の要件、予断排除の原則
第 2 回	訴因の意義・機能 訴因の変更 (1)	訴因の意義・機能、訴因の明示・特定 訴因変更の意義・要否
第 3 回	訴因の変更 (2)	訴因変更の要否・可否
第 4 回	訴因の変更 (3)	訴因変更の要否・可否のほか、訴因変更に関連するその他の問題
第 5 回	被告人、黙秘権 弁護人	被告人の訴訟能力、被告人の地位、黙秘権の意義、範囲 弁護人の選任、国選弁護
第 6 回	挙証責任と推定 証拠の関連性	挙証責任と推定 関連性の意義、被告人の前科・類似行為の立証
第 7 回	自白法則 (1)	自白法則、自白の証拠能力、約束による自白、偽計による自白、違法手続で獲得された自白
第 8 回	自白法則 (2)	自白の証拠能力、派生証拠、自白の証明力・補強法則
第 9 回	伝聞法則 (1)	伝聞法則の趣旨、伝聞の意義・伝聞と非伝聞
第 10 回	伝聞法則 (2)	伝聞の意義・伝聞と非伝聞、伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書
第 11 回	伝聞法則 (3)	伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書
第 12 回	違法収集証拠の排除法則	違法収集証拠排除の根拠、証拠排除の基準、違法な手続と証拠との関係、違法性の承継・毒樹の果実論
第 13 回	公判の準備	公判の準備、公判前整理手続
第 14 回	公判の裁判	概括的認定・択一的認定、裁判の効力

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習として、①事前に読んでおくよう指示される「刑事訴訟法講義」の該当箇所、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、各回毎に配付されるレジュメ、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し，討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと
授業後は、授業内容を復習するほか、課題として課される③指示された内容のレポートを作成すること。
本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
1　池田修ほか『刑事訴訟法講義〔第 6 版〕』（東京大学出版会）
2　井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法』〔第 5 版〕（有斐閣）

【参考書】
酒巻匡ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）（必要な部分は配付するので購入する必要はない。）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）	
授業における質疑応答・発表内容	10 %
レポート	20 %
授業期間終了後における評価	
定期試験	70 %

【学生の意見等からの気づき】
効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline (in English)】
{Course of outline}
Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal prosecution and trial.
[Learning Objectives]
By the end of the course, students are expected to be able to acquire the skill of analyzing both statute and case law, and applying the law in criminal procedure.
[Learning activities outside of classroom]
Students will be expected to have read the indicated judicial precedents and relevant chapters from textbooks before class meeting. Afterwards, students should review the course content thoroughly and sometimes will be expected to complete short reports of the required assignments. Before/after each class meeting. students will be expected to spend four hours in total to understand the course content.
[Grading Criteria/Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the followings:
Term-end examination: 70%, Short reports: 20%, in class contribution: 10%

LAW500A2

刑事法演習

野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
既に体得した刑法、刑訴法の理論、知識を前提として、具体的な事例問題（司法試験問題あるいは同レベルの問題）について、問題点の抽出、規範の定立と当てはめ、一定の結論を導くことを目的とする。
法律実務家の仕事は、目の前にある法律問題をいかに解決するかである。本講座では、理論と実務の架橋となるように、既に体得した理論、知識を、具体的な事例問題でどのように利用し、問題を解決していくのか、を学習する。

【到達目標】
基礎的な知識が欠落していれば規範を定立することはできないし、基礎的な知識があいまいであれば説得的な表現はできない。
本講義では、具体的な事例問題の検討、表現を通じて、①問題点の抽出、規範の定立と当てはめについて自分なりの説得的な表現方法を身に付けること、②自分の欠点（基礎的な知識の欠落、不十分）を把握しそれを補充すること、を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
事前に、課題を出題するので、期限までに起案を提出してもらう。
講義前に、評価した起案を返却し、講義用レジュメを配布する。
講義では、表現方法の確立という観点から、双方向の対話形式で、講義を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	構成要件該当性（1）	不作為犯、因果関係
第 2 回	構成要件該当性（2）	故意・過失 錯誤論
第 3 回	違法性	正当防衛、緊急避難 正当行為
第 4 回	未遂	実行の着手時期 不能犯、未遂犯
第 5 回	共犯（1）	共同正犯、共謀共同正犯、狭義の共犯
第 6 回	共犯（2）	共犯と身分 共犯と錯誤 承継的共犯
第 7 回	個人的法益に対する罪（1）財産罪以外	殺人、遺棄、傷害 監禁、名誉毀損
第 8 回	個人的法益に対する罪（2）財産罪	窃盗、強盗、恐喝 横領、背任、詐欺
第 9 回	社会的・国家的法益に対する罪	放火 偽造 賄賂
第 10 回	捜査（1）	任意捜査と強制捜査 捜索・差押え
第 11 回	捜査（2）	逮捕、勾留 自白の証拠能力
第 12 回	公訴提起	訴因と公訴事実 訴因の特定・明示
第 13 回	公判	訴因変更
第 14 回	証拠	証拠の関連性 伝聞法則・伝聞例外 違法収集証拠

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に、課題を出題するので、期限までにレポートを提出すること。
講義後に、自分の弱点（基本的知識不足、表現力不足）を把握して、それを補充、復習すること。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
島田聡一郎他「事例から刑法を考える」（有斐閣）
古江頼隆「事例演習刑事訴訟法」（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】
授業中における評価（平常点）
授業での質疑応答　２０％
課題の評価　４０％
期末における評価
レポート　４０％

【学生の意見等からの気づき】
参考となる判例・文献を配布して、受講生の理解を深めたいと考えている。

【Outline (in English)】
This lecture is put into effect targeted for the student studying a basis of Criminal law and Criminal Procedure Code. Work of the lawyer is to solve a legal question in the very front. The purpose of this lecture is a theory and a bridge of the business. I submit a problem beforehand and have a student draft it. Submission of the drafting is required. By the class, I evaluate drafting and argue about the solution to problem. Evaluation (1questions and answers20%, 2 evaluation of problems40%, 3 reports 40%)

LAW500A2

刑法判例演習Ⅰ

佐藤　輝幸

単位数：2 単位　｜　受講年次：3 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法の重要判例のポイントを、判例を素材とした事例や設問に即して検討する。重要論点については質疑応答を通じて知識を確認し、判例理論の射程についての理解をより確実なものにする。最初の数回は、基礎的な知識の確認にあてるが、その後は事例演習形式の授業である。

【到達目標】
これまでに学習してきた刑法の基本的な理解を確実にし、複数の論点が含まれる事例に即して論述に生かす能力を備える。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
あらかじめ提供する事例形式の教材を事前に検討したうえで授業に臨んでもらい、基礎的な知識の確認と処理の仕方について、ディスカッションを通じて、レベルアップの向上をめざす。なお，以下の授業計画は予定であり､受講者のレベルや要望に応じて変更することがある。
実践演習の答案については，授業内で検討素材として議論したのち，個別にコメントして返却する。期末試験についてもコメントして返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	犯罪論の知識を論述につなげるための予備知識	ウォーミングアップ、共犯論概説
第 2 回	犯罪論の知識を論述につなげるための予備知識	罪数処理
第 3 回	第１回設問	共同正犯の基本成立要件
第 4 回	第２回設問	共犯関係の解消
第 5 回	第３回設問	共謀の射程と財産犯序
第 6 回	第４回設問	窃盗罪における不法領得の意思
第 7 回	第５回設問	事後強盗罪
第 8 回	実践演習	事前に課題を解いたものを検討し、基本的論点の所在を確認したうえで、担当教員が解説をする。
第 9 回	第６回設問	不能犯, だまされたふり作戦
第 10 回	第７回設問	実行の着手, 早すぎた構成要件実現
第 11 回	第８回設問	不作為犯
第 12 回	第９回設問	不作為と共犯
第 13 回	第１０回設問	正当防衛
第 14 回	第１１回設問	因果関係

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
教材の事例を自分で考えた上で、解説を読み、自分の理解と答案への反映のさせ方を考えて授業に出席する。また、実践演習に関しては、事前に解答を作成して提出する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
法学教室の連載「刑法事例の歩き方」（2019～2021）を利用する予定であるが、参加学生のレベルや要望をも考慮して、適宜、適切な教材を選択する。
その他の教材も適宜配付する予定である。
六法を毎回持参すること。

【参考書】
各自の刑法総論・各論の教科書・判例集。

【成績評価の方法と基準】
質疑応答 20%、実践演習 30 %、定期試験 50 %

【学生の意見等からの気づき】
担当者変更のため特になし。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用する。

【Outline (in English)】
In this course,the case method is used to provide practical experience in analysis and decision making in the solution of problems including important general doctrines of substantive criminal law.Regarding important issues, you will acquire deep knowledge of supreme court decisions through questioning and answering and get more clear understanding of the range of these decisions(ratio decidendi) . The first few lectures will be used to confirm the basic knowledge to effectuate case method lectures thereafter following.
Before each class meeting, students will be expected to have think the questions and read the commentary from the text. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 50%、mid-term practice : 30%、in class contribution: 20%.

LAW500A2

刑法判例演習Ⅱ

水野　智幸、野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑法各論の分野の重要判例のポイントを、判例を素材とした事例や設問をもとに解説する。重要論点については質疑応答を通じて知識を確認し、判例理論の射程についての理解をより確実なものにします。最初の数回は、基礎的な知識の確認にあてますが、その後は事例演習形式の授業です。

【到達目標】
これまでに学習してきた刑法の総論・各論の基本的な理解を確実にして、これを論述に生かす能力が備わる。過去の経験から、各論の知識が不足していると感じることが多いので、各論に重点を置く。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
あらかじめ提供する事例に対する解説を読んで授業に臨んでもらい、基礎的な知識の確認と処理の仕方について、ディスカッションを通じて、レベルアップの向上をめざします。設問を出発点に学生に応答してもらい、また、ときには学生間の議論を通じ、これに講評をくわえながら、理解の深化をめざします。オンライン型の授業となる可能性があるが、その場合でも、ホワイトボードを活用して授業を行うので、対面型とかわらない授業になります。課題に対するフィードバックは、その都度、授業内で行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	必要な知識の確認	刑法各論の基本的論点の概観 1
第 2 回	必要な知識の確認	刑法各論の基本的論点の概観 2
第 3 回	第１回設問	窃盗罪・横領罪
第 4 回	第２回設問	詐欺罪・電子計算機使用詐欺罪
第 5 回	第３回設問	強盗罪とその拡張・加重類型
第 6 回	第４回設問	盗品等関与罪
第 7 回	理解度チェック	授業では課題を解いたものを検討し、基本的論点の所在を確認したうえで、担当教員が解説をする。
第 8 回	第５回設問	同意殺人罪と錯誤・共犯
第 9 回	第６回設問	傷害罪と同意
第 10 回	第７回設問	住居侵入罪、放火罪
第 11 回	第８回設問	名誉毀損罪
第 12 回	第９回設問	偽造罪
第 13 回	第１０回設問	公務執行妨害罪と業務妨害罪
第 14 回	第１１回設問	賄賂罪

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
設問に対する解答を求めることがあります。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各自が使用する刑法各論の基本書

【参考書】
井田良ほか「刑法事例演習教材（第 3 版）」（有斐閣、2020 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（質疑応答における貢献度） 50%
期末における評価（レポートの充実度） 50%

【学生の意見等からの気づき】
議論することで身につくこともありますから、積極的に質問してください。進行についても、学生の希望に応じて、比較的手薄になりがちな分野を取り上げることもできますので、遠慮なく申し出て下さい。

【学生が準備すべき機器他】
授業時に指示します。

【その他の重要事項】
野嶋も水野も刑事事件に関して豊富な実務経験を有しています。その経験を踏まえて実践的な授業を行うつもりです。

【Outline (in English)】
In this course,the case method is used to provide practical experience in analysis and decision making in the solution of problems including special part of substantive criminal law such as homicide,injury,theft,robbery,forgery.Regarding important issues, you will acquire deep knowledge of supreme court decisions through questioning and answering and get more clear understanding of the range of these decisions(ratio decidendi) . The first few lectures will be used to confirm the basic knowledge to effectuate case method lectures thereafter following. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on in-class contribution(50%) and term-end report(50%).

LAW500A2

刑事訴訟法判例演習Ⅰ

水野　智幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
最近の重要な判例を分析することにより、判例法理の適切な当てはめや，論理的な法的論述のできる能力を身につける。

【到達目標】
履修済みの刑事手続法及び基本判例の理解を基に，最新の重要判例に現れた対立点とその議論状況を分析することにより、実務的な法的問題に直面した際の問題解決能力など、法律実務家として必要とされる能力を進化させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
教員が配布する最新の重要判例の事実関係と判旨を読み、これに対する賛否の議論状況をまとめた上で、それに基づき、当該問題点と派生する問題点などについて質疑応答を行う。提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	訴因変更を命じ又は積極的に促す義務の存否	最判平 30・3・19 刑集 72・1・1 の要旨とこれをめぐる議論
第 2 回	取調べ録音・録画媒体の証拠としての取扱い	東京高判平 30・8・3 判時 2369・3 の要旨とこれをめぐる議論
第 3 回	ＧＰＳ捜査の法的性質	最判平 29・3・15 刑集 71・3・13 の概要とこれをめぐる議論
第 4 回	過失注意義務違反の択一的認定	東京高判平 28・8・25 判タ 1440・174 の概要とこれをめぐる議論
第 5 回	公判前整理手続で明示された主張内容を更に具体化する被告人質問等を制限することの可否	最決平 27・5・25 刑集 69・4・636 の概要とこれをめぐる議論
第 6 回	被害者らが被害状況などを再現した結果を記録した書面の証拠能力	最決平 27・2・2 判時 2257・109 の概要とこれをめぐる議論
第 7 回	勾留要件の判断に対する審査の方法	最決平 26・11・17 判時 2245・124、最決平 26・10・22 裁時 1638・2 の概要とこれをめぐる議論
第 8 回	裁量保釈の判断に対する抗告審の審査方法	最決平 26・11・18 刑集 68・9・1020、最決平 27・4・15 判時 2260・129 の概要とこれをめぐる議論
第 9 回	包括一罪を構成する一連の暴行による傷害と訴因の特定	最決平 26・3・17 刑集 68・3・368 の概要とこれをめぐる議論
第 10 回	公判前整理手続終了時に確認されなかった争点の項目に明示的に掲げられなかった主張上の対立点と争点顕在化の措置	最決平 26・4・22 刑集 68・4・730 の概要とこれをめぐる議論
第 11 回	自白の任意性と派生証拠の証拠能力	東京高判平 26・7・23 判時 2201・141 の概要とこれをめぐる議論
第 12 回	裁判員裁判における量刑と控訴審におけるその審査	最判平 26・7・24 刑集 68・6・925 の概要とこれをめぐる議論
第 13 回	死刑の選択が問題となる事案の量刑評議・判断の在り方	最決平 27・2・3 刑集 69・1・1、最決同年月日刑集 69・1・99 の概要とこれをめぐる議論
第 14 回	訴訟法上の事実に関する新証拠の刑訴法 435 条 6 号該当性	札幌高決平 28・10・26 判タ 1436・133 の概要とこれをめぐる議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
履修済みの刑事訴訟法及び基本判例の学習結果をよく見直しておくこと。
授業後の復習はさらに効果的です。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
各自が使っている刑事訴訟法のテキスト

【参考書】
井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選』［第 10 版］（有斐閣・2017）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法［第 3 版］』（有斐閣・2021）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答時の貢献度　60 %
期末における評価
　レポートの充実度　40 %

【学生の意見等からの気づき】
疑問があればとことん答えます。
学生の意見や要望を踏まえて、授業内容を改善していきます。

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを使用できる環境を整えておいて下さい。

【その他の重要事項】
裁判官として 24 年、弁護士として 5 年の経験を有しており、現実の刑事司法実務に即した授業を行います。

【Outline (in English)】
This advanced course covers recent important court precedents. At the end of the course, students are expected to deepens abilities of application the judicial logics. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on in-class contribution(60%)and term-end report(40%).

LAW500A2

刑事訴訟法判例演習Ⅱ

野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
事前に、長文の事例形式の課題（捜査１問、公判１問）を出題する。各自が、授業前の提出期限までに、レポートを作成・提出する。授業では、レポートを踏まえた討論を行い、事案分析能力、法的思考力、法的論証能力等法律実務家に必要な能力を涵養する。なお、課題に含まれる問題点が何かは，あえてシラバスに明示しない。

【到達目標】
事例形式の課題の分析検討は，まずその課題に含まれる法的問題が何かを的確に把握すること（問題把握）から出発する。その上で，当該問題の解決に適切な法の規定，法原理・原則，関連する判例等（以下「法規範」という。）を的確に探知し，設例中の事実の中から法規範の当てはめにおいて意味のある具体的事実は何かを分析してこれを抽出した上（事案分析），法規範の正しい理解の下，これを上記抽出した事実に当てはめ（法的思考），いかに当該事案の合理的な解決を導くか（事案解決）を検討し，最終的にこの結論を導く法的論理過程を説得力をもって論証する（法的論証）。この授業では，法律実務家に必要とされる，これら作業を的確に行える実務能力（問題把握能力，事案分析能力，法的思考力，事案解決能力，法的論証能力等）の基本を身に付けることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」に関連

【授業の進め方と方法】
実務的な法的問題を含んだ事例形式の課題（捜査１問、公判１問）について，事前に作成・提出したレポートを基に，当該事例の法的問題は何か，その問題を解決するために必要な法規範は何か，設例中の事実の中で法規範の当てはめに際して意味のある具体的事実は何か，その事実に法規範を当てはめることにより当該事案の合理的解決をいかに導くか，その解決に至るまでの法的論理過程をいかに説得力をもって表現・論証するかを議論する。双方向で質疑応答する形式で進める。
課題については、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	課題１の検討	課題１（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 2 回	課題２の検討	課題２（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 3 回	課題３の検討	課題３（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 4 回	課題４の検討	課題４（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 5 回	課題５の検討	課題５（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 6 回	課題６の検討	課題６（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 7 回	課題７の検討	課題７（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 8 回	課題８の検討	課題８（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 9 回	課題９の検討	課題９（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 10 回	課題１０の検討	課題１０（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 11 回	課題１１の検討	課題１１（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 12 回	課題１２の検討	課題１２（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 13 回	課題１３の検討	課題１３（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。
第 14 回	課題１４の検討	課題１４（問題点はシラバスには明示しない。）について，問題点が何かを各自検討・発表後，討論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
刑事手続法及び関係する判例に関する基本的知識を備えていることを前提とする。各課題に含まれる法律的な問題点を十分に理解した上で、他人に口頭で説明し、文章で表現できることを目的とする。
課題についてレポートを作成提出（提出期限厳守）した上で，授業における討論に備えること。なお、提出されたレポートは添削する。
自分が作成したレポート内容と添削結果及び授業における討論を踏まえて復習を十分行い，さらに理解を深めること。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
各自が使っている刑事訴訟法のテキスト

【参考書】
「ロースクール演習　刑事訴訟法」（亀井源太郎著、法学書院）
「刑事訴訟法演習」（峰ひろみ著、法学書院）

【成績評価の方法と基準】
授業中における評価（平常点）
　授業での質疑応答　２０％
　課題の評価　　４０％
期末における評価
　レポート　４０％（提出期限を徒過したものは評価の対象としない。）

【学生の意見等からの気づき】
なるべく分かりやすい授業を心掛けたい。
講義では、課題に関して双方向での議論をすることにより、受講生が理解を深めてもらうようにしたい。

【履修の要件】
本科目は，刑事手続法及び判例について基本的知識を備えていることを前提としているので，刑事訴訟法演習Ⅰ及びⅡの単位をいずれも取得済みであることを履修の要件とする。

【Outline (in English)】
I make questions for the issue of example beforehand. The attendance student submits a report. I evaluate the report. By the class, I argue about the problem together. There is the goal by ① case analysis, ② law example, ③ conclusion. The attendance student checks documents, a trial example beforehand, and it is necessary to examine a problem. Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 40%, 3 reports 40%).

LAW500A2

民事訴訟実務の基礎

鷹取　信哉、派遣裁判官

単位数：2 単位　｜　受講年次：3 年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：必修

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
紛争の解決のためにはどのような請求をすればよいのか（訴訟物）、それを基礎づけるのに必要な事実は何か（要件事実）、その事実の存否はいかにして確定されるのか（事実認定）を、紛争類型別に取り上げながら順次学んでいく。また、訴状・答弁書・準備書面の作成、証拠の申出などの訴訟活動の基礎を修得する。さらに、民事保全及び民事執行の基礎的知識を習得する。

【到達目標】
民事訴訟の基本構造の中核となる要件事実の考え方と事実認定の基礎を理解し、あわせて第一審手続の学習を通じて、手続全体の流れを理解する。
その上で、実務上重要な売買、貸金等の要件事実を習得するとともに、訴状・答弁書・準備書面の作成、証拠の申出などを通じて、民事訴訟手続の理解を深める。
民事保全及び民事執行についても、具体的な事例を通じて、基本的な知識を習得し、その機能、手続の概要を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【授業の進め方と方法】
裁判官と弁護士のオムニバス方式で授業を進める。
授業では、実際に考え、書くことの重要性から、課題を通じて、多角的・双方向的な授業を行う。提出された課題等については、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	第１審手続の概説（鷹取）	民事訴訟における第１審手続の概略を学習する ［準備学習等］ 『第４版民事訴訟第１審手続の解説―事件記録に基づいて―』の検討
第 2 回	要件事実総論（派遣裁判官）	要件事実の基本的な考え方や概念を理解する ［準備学習等］ テキスト p.1～p.35 の予習
第 3 回	訴状の作成と主張・立証過程（鷹取）	適切な情報収集の重要性を理解し、訴状の作成の基礎を学習する ［準備学習等］ 事前課題の検討
第 4 回	売買の要件事実（派遣裁判官）	売買の要件事実を理解する ［準備学習等］ テキスト p.1～p.35 の予習
第 5 回	答弁書・準備書面の作成と主張・立証過程（鷹取）	被告の攻撃防御方法としての答弁書の作成や準備書面の作成について、立証過程と関連させつつ検討する ［準備学習等］ 事前課題の検討
第 6 回	貸金請求の要件事実（派遣裁判官）	貸金請求の要件事実を理解する ［準備学習等］ テキスト p.36～p.52 の予習
第 7 回	争点整理手手続（鷹取）	具体的な事例を通じて争点整理手続の実際を理解する ［準備学習等］ 事前課題の検討
第 8 回	所有権に基づく明渡請求訴訟の要件事実（派遣裁判官）	所有権に基づく明渡請求訴訟の要件事実を理解する ［準備学習等］ テキスト p.53～p.84 の予習
第 9 回	訴訟上の和解（鷹取）	訴訟上の和解をめぐる実務上の諸問題を理解する ［準備学習等］ 事前課題の検討
第 10 回	不動産登記手続請求訴訟の要件事実（派遣裁判官）	不動産登記手続請求訴訟の要件事実を理解する ［準備学習等］ テキスト p.85～p.119 の予習
第 11 回	事実認定論（鷹取）	民事事実認定教材を用いて事実認定の基本的な考え方を理解する ［準備学習等］ 記録教材貸金請求事件の予習
第 12 回	賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟の要件事実（派遣裁判官）	賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟の要件事実を理解する ［準備学習等］ テキスト p.120～p.131 の予習
第 13 回	民事保全・民事執行（鷹取）	仮差押え、金銭執行を中心に、民事保全及び民事執行の意義、機能、基本的な枠組み等を理解する ［準備学習等］ 事前課題の検討
第 14 回	動産引渡請求訴訟の要件事実（派遣裁判官）	動産引渡請求訴訟の重要事実を理解する ［準備学習等］ テキスト p.132～p.140 の予習

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業を受ける前に『新問題研究要件事実』の該当箇所をよく読んで予習をする。事前に課題が与えられたときは、その解答を用意して授業に臨む。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
司法研修所編『新問題研究要件事実 付ー民法 (債権関係) 改正に伴う追補』（法曹会、2020）
その他、各回毎に指示する。

【参考書】
司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実』（法曹会、2015）
司法研修所監修『第４版民事訴訟第１審手続の解説―事件記録に基づいて―』（法曹会、2020）
司法研修所編『民事事実認定教材－貸金請求事件－』（司法協会、2003）

【成績評価の方法と基準】
期末試験と演習時の質疑・討論により評定する。
期末における評価
　期末試験　７０％
授業期間中における評価（平常点）
　演習時の質疑・討論　３０％

【学生の意見等からの気づき】
民事訴訟を具体的事件を素材として、要件事実と事実認定を中心に身近なものとして理解させていく。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【その他の重要事項】
裁判官と弁護士とで交互に授業を担当する予定であるが、来校いただく裁判官の方のご都合もあるので、日程及び授業内容について変更される場合がある。

【Outline (in English)】
In this course, students will learn of statutes and rules that govern civil action litigation in district courts. Subsequently students will learn what the object of the claim should be, and what is the fact that based on, and how the fact is determined to exist, while picking up some types of disputes. Students will also acquire the basis of litigation activities such as preparation of a complaint, the way of writing answers, and documents stating offer of evidence.
Before/after each class meeting, students will expected to spend two hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following.
Term-end examinetion:70%，in class contribution:30%

LAW500A2

刑事訴訟実務の基礎

野嶋　愼一郎、派遣検察官

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
実際の事件記録を基に作成された事件記録教材又はその内容をまとめた資料（以下「事件記録教材等」という。）に基づき，刑事手続の主要な段階，すなわち，勾留請求，終局処分，公判準備，証拠調べ，論告・弁論，判決等の各段階において，法曹三者が行う活動の在り方を検討したレポート及びそれらの局面で作成すべき書面を起案し，さらには交互尋問を実践する。これらの学習を通じて，刑事訴訟実務の実践において法曹に不可欠な事案分析力，事実認定力，手続遂行力，尋問技術等の基礎を学ぶ。

【到達目標】
事件記録教材等の事案の問題点等を的確に把握した上で，刑事手続の主要な各段階において法曹が行う活動の在り方を検討したレポート作成や当該段階で作成すべき書面の起案により事案分析力，事実認定力，手続遂行力等の基礎を，交互尋問の実践により尋問技術等の基礎を身に付けることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【授業の進め方と方法】
授業では，学生が提出したレポート及び起案を踏まえ，質疑応答形式でその内容を検討していく。交互尋問の実践においては，学生が，証人尋問及び被告人質問における主尋問及び反対尋問を主体的に実践することが主であるが，終了後その内容について教員が質問・コメントし，必要に応じて討論により，よりよい交互尋問の在り方等を検討する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	事件記録の読み方（捜査）	参考事件記録教材を用い，現実の刑事事件記録の構成，編綴順序，各書類の内容等について理解し，事件記録から実際に行われた手続を読み解く。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づき，参考事件記録から分かる，捜査段階において実際に行われた手続の内容に関するレポートを作成・提出する。
第 2 回	事件記録の読み方（公判）	参考事件記録教材を用い，現実の刑事事件記録の構成，編綴順序，各書類の内容等について理解し，事件記録から実際に行われた手続を読み解く。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づき，参考事件記録から分かる，公判段階において実際に行われた手続の内容に関するレポートを作成・提出する。
第 3 回	勾留請求の要否，被疑者段階における弁護活動の在り方の検討	事件記録教材等に基づき，勾留請求の要否及び被疑者段階における弁護活動の在り方について学習する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づくレポートの作成・提出
第 4 回	終局処分の在り方の検討	事件記録教材等に基づき，検察官の終局処分の在り方について検討する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づく起訴状（又は不起訴裁定書）及び当該終局処分とした理由についてのレポートの作成・提出
第 5 回	公判準備の在り方，保釈の許否等の検討	事件記録教材等に基づき，検察官請求証拠の選別，弁護人の証拠意見の在り方，保釈の許否を検討する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づくレポートの作成・提出
第 6 回	冒頭陳述内容・公判立証方針策定の検討	事件記録教材等に基づき，冒頭陳述の内容及び検察官・弁護人の公判での立証方針の策定を検討する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づく冒頭陳述要旨及び立証方針検討のレポートの作成・提出
第 7 回	証人尋問・被告人質問の検討	事件記録教材等に基づき，証人尋問・被告人質問をどのように行うかの要点を検討する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づくレポートの作成・提出
第 8 回	論告・弁論の内容検討	事件記録教材等に基づき，論告要旨・弁論要旨で論ずべき内容について検討する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づく論告及び弁論の要点レポートの作成・提出
第 9 回	判決内容の検討	事件記録教材等に基づき，判決内容を検討する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づく判決の要点レポートの作成・提出
第 10 回	交互尋問の準備	第 11 回以降に行う，交互尋問の手順の説明，準備及び尋問に当たっての注意点，尋問のポイントは何かを議論する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づく尋問事項の検討，異議の検討レポートの作成・提出
第 11 回	交互尋問の実践(1)	交互尋問の実践第１回 各自，法曹三者のいずれかの役割を担当して，主尋問，反対尋問，補充尋問と異議の裁定等実践する（以下「「交互尋問の実践」という。)。証人尋問（検察官請求）を主として行う。
第 12 回	交互尋問の実践(2)	交互尋問の実践第２回 第１回に引き続き，証人尋問（検察官又は弁護人請求）を主に交互尋問の実践を行う。
第 13 回	交互尋問の実践(3)	交互尋問の実践第３回 被告人質問を主に交互尋問の実践を行う。
第 14 回	交互尋問に基づく判決内容の検討	交互尋問の結果に基づき，判決内容を検討する。 ［準備学習等］ 事前の指示に基づく判決の要点レポートの作成・提出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に配付する事件記録教材等をよく読み，指示されたレポート及び起案を作成・提出すること
検討する課題に応じて，刑法及び刑事訴訟法の知識の復習を必要に応じて行うこと
本授業の準備学習・復習時間はそれぞれ３時間・１時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
事件記録教材等（学生全員にコピーを配付）

【参考書】
法曹会『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－』（平成２１年版）
法曹会『刑事判決書起案の手引』（平成１９年版）
法曹会『検察講義案』（平成２７年版）
日弁連『刑事弁護実務』（平成２９年版）

【成績評価の方法と基準】
起案・レポート　30 %
授業中の質疑応答　10 %
交互尋問　30 %
定期試験　30 %
※本授業は，事件記録教材等に基づく起案・レポートの作成及び交互尋問の実践という刑事訴訟実務に直結した授業期間中における学習内容が主要なものとして位置付けられるため，刑事法及び刑事訴訟実務の知識を問う定期試験の比率を相対的に低くし，30 %としたものである。

【学生の意見等からの気づき】
実際の刑事訴訟実務の実情を分かりやすく説明していきたい。

【その他の重要事項】
刑事訴訟実務について豊富な経験のある実務家教員により，実務に即した指導を行う。交互尋問の実践においては，具体的事案における当該尋問の立証趣旨を踏まえた指導を行う。
事前に必要な能力としては，刑事法全般に関する知識を身に付けていることが前提となるので，２年次配置の刑事訴訟法演習ＩＩ，刑法演習ＩＩの内容はすべてマスターしていることが要求される。

【注意事項】
レポート及び起案の作成においては，学生間の合議及び過年度配付資料の参照を禁止する。この禁止事項違反の事実が認定できた場合は，今年度の単位取得を認めない。

【Outline (in English)】
In this course, students learn practical act and advocacy technique in criminal procedure from investigation to trial by use of mock case materials. The aim of this course are 1. case analysis power, 2. power of recognition of fact, 3. questioning technology.

In this course the students must think what is the figure which should have the judicial officer. The student must draft the document which a judicial officer (judge, prosecutor, lawyer) makes, in the criminal case. Evaluation (１ evaluations of 1 drafting30%, 2 questions and answers10%, 3 cross examination 30%, 4 regular examinations 30%)

LAW500A2

法曹倫理

坂本　正幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
裁判官，検察官，弁護士に職務上要求される倫理を勉強する。司法を運営するのは，法曹であり，法曹の行動が市民からみて納得のいく行動をとることが，司法の手続・結論が納得される。司法が期待されることに繋がる，信頼される法曹になることを目的とする。

【到達目標】
弁護士職務基本規程を中心とした弁護士の倫理の規程の条文と解釈を理解する。特に弁護士としての依頼者に対する誠実義務と，弁護士に求められる公正さ（公益的性格）が対立するようにみえるときに，具体的な行動のあり方を具体的事例を通じて，自ら考えたうえで理解する。
また、弁護士としてどのようなケースには慎重になるべきか、なども体得できるようにしたい。
裁判官及び検察官として，公務員としての公平さ，適正な手続と論理的な結論を導き出すために必要な態度・心構えを理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」に関連

【授業の進め方と方法】
弁護士職務基本規程のテキストや担当者作成の事例を予習とした内容を授業までに勉強し各自が考えたうえで，授業においては質疑応答方式で，具体的事例の中で弁護士として求められる行動・対処を理解できるようにする。
また、時事問題を取り上げることもある。時事問題については、直近に事件として報道された弁護士の不祥事などを対象とする。
元裁判官及び元検察官から過去の経験を講義してもらい，それぞれの役職に必要な職務上の倫理を理解する。
課題については、講義時間内に講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	法曹倫理を何故学ぶのか？ 弁護士の社会的役割	授業計画・テキスト・成績評価基準の説明。大学院において法曹倫理を学ぶ必要性について理解する。
第 2 回	受任と辞任 事件処理の倫理	受任義務の有無と法律事務独占との相克。 弁護士業務における自由と独立の意義と，依頼者の決定権。 辞任の可否と方法。 ［準備学習等］ テキスト P25～P57(P27～P29 参照判例①②を除く)
第 3 回	利益相反１	弁護士職務基本規程第 27 条，同第 28 条の弁護士としての職務を行ない得ない事件の規律の理由。 利益相反になる相談，依頼の対処の仕方 ［準備学習等］ テキスト P59～P68，P75(考察)～P79
第 4 回	利益相反２ 複数当事者 共同事務所における利益相反	利益相反事件の内，特に複数当事者間との間における職務を行ない得ない事件の範囲と理由。 複数当事者を巡る弁護士の職務。 共同事務所における利益相反事件の取扱いと注意点。 ［準備学習等］ テキスト P69 設問７～ｐ 79，P385～P401
第 5 回	守秘義務	弁護士に守秘義務が課せられる理由。依頼者の秘密と相手方・第三者の秘密とでは違いがあるか。 守秘義務を負う範囲と内容。 守秘義務が解除される場合。 ［準備学習等］ テキスト P93～P127

第 6 回	誠実義務と真実義務１	民事事件の弁護士及び当事者に真実義務はあるか。 守秘義務・誠実義務と真実義務が対立した場合の対処の仕方。 ［準備学習等］ テキスト P138～P145，P151～P158
第 7 回	誠実義務と真実義務２	不当な事件と判断される場合の受任の適否と対処 受任中に不当な事件と判断された場合の対処と辞任。証人との事前打合せの際の注意点 ［準備学習等］ テキスト P27～P29(参照判例①②)，P130～P137，P146～P158
第 8 回	相談，助言，調査	適切あるいは不当な助言，依頼者のｾｶﾝﾄﾞｵﾋﾟﾆｵﾝ権 自力救済に対する弁護士の抑止義務 不当な調査，不当な交渉 相手方本人との交渉について ［準備学習等］ テキスト P159～P180，P227～P236
第 9 回	刑事弁護１	弁護人の誠実義務 真実義務の有無 身代わり犯に対する弁護の方法 ［準備学習等］ テキスト P238～P259
第 10 回	刑事弁護２	国選弁護人の辞任の可否と方法 共犯の共同受任の適否と対処 ［準備学習等］ テキスト P260～P294
第 11 回	法律事務の独占と競争	非弁護士が法律事務を禁止される理由 弁護士法第 72 条の要件 弁護士が法律業務を独占することは市民の役に立っているか (弁護士人口，事務所配置など) 他の士業との協働の是非 非弁護士との提携の禁止 ［準備学習等］ テキスト P325～P355
第 12 回	裁判官，検察官の倫理 1	元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい，職務上必要な倫理を理解してもらう。 裁判官倫理は裁判官出身者 検察官倫理は検察官出身者 担当教員によるまとめを行う ［準備学習等］ テキスト P441～P512，P545～P561
第 13 回	裁判官，検察官の倫理 2	元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい，職務上必要な倫理を理解してもらう。 裁判官倫理は裁判官出身者 検察官倫理は検察官出身者 担当教員によるまとめを行う ［準備学習等］ テキスト P441～P512，P545～P561
第 14 回	弁護士の綱紀、懲戒制度 非弁と広告	懲戒事由と懲戒の種類 懲戒の手続と歴史背景 授業全体のまとめ ［準備学習等］ テキストｐ７～２２ ｐ５１６～５４４

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予定表において指示する。
なお、時事的な問題がある場合は適宜指示するので検討し議論することとしたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
１　森脇康友編「法曹の倫理」第３版　名古屋大学出版会
２　日弁連「解説『弁護士職務基本規程　第 3 版』」（なお、本書は改訂作業に入っているために入手困難であり、第 4 版がでた場合はそちらを使用するので、講義開始時点に改めて指示する）

【参考書】
必要に応じて資料を配布する。
「自由と正義」の懲戒欄を適宜調査してほしい。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
質疑応答３０％
レポート２０％
期末における評価
定期試験５０％
授業に特段の理由なく 5 回以上欠席することあるいは度重なる遅刻をする場合は単位を与えない。

【学生の意見等からの気づき】
事案により判断が異なりうることは当然ではあるが可能な限り共通の理解を得るようにケーススタディをさらに取り上げたい）
また、危機察知能力を醸成したいので、時事問題をもっと取り上げることも必要であると考えるので、報道なども多く紹介していきたい。

【その他の重要事項】
ネットなどで弁護士や裁判官、検察官の不祥事が報じられた場合には、その事件を知っておくことを求めます。発生原因などを考察することにより予防ができるようになるので、普段からアンテナを張っておくことが重要。

【Outline (in English)】
Course outline
The aim of this course it to help students acquire　Professional basics
Learning objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
Problem finding ability and crisis management
Learning activities outside of classroom
Before each class meeting, students will be expected researching Lawyer news　and Read the text
Your required study time is at least one hour for each class meeting.
Grading
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term end examination:60
Short reports:10
In class contribution:30
I hope your Participation in active discussions
Study the ethics required by the judges, prosecutors, lawyers on duty.It is the legal profession that manages the judiciary, and it is convinced that the actions of the judiciary take actions convincing from the perspective of the citizen, the judicial procedures and conclusions.It aims to become a trusted legal professional, leading to expectation of law.

LAW500A2

ローヤリング（面接交渉）

坂本　正幸

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期・秋学期**/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
弁護士の基本的技法としてクライアント・相手方との関係論を、①面接、②交渉、③ＡＤＲという３つの基軸から取り扱う。いずれにおいても、知識としての事実や法情報収集の技法の習得に留まることなく、法律家らしく振る舞うということが、クライアントや相手方にどのような意味と影響を与えるものであり、そのプロセスにおいて、法律家として如何なる点に留意すべきかを、各種ケースを素材としてロールプレイなどを通じて体験的に身につけていく。また、法専門家として必要なプレゼンテーションの手法についても学習する。

【到達目標】
弁護士とクライアントの関係の諸相の中で、両者の関わり合いから、弁護士の役割をどこに見出し、どのように事案に取り組んでいくかということを考え、そのマインドとスキルを身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【授業の進め方と方法】
各分野毎に最初に担当者による概説的な説明を行い、それぞれの意見などを述べてもらう。
その後具体的ケースによる学生同士、あるいは外部の模擬相談者を依頼してのロールプレイとその振り返りを行うことで授業を進めていく。
積極的に発言し、ロールプレイに参加することを求める。
課題については、講義時間に講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	弁護士・クライアント関係論	ローヤリングの基本としての「自分を知る」ことの意味とクライアント関係論のあり方を考える
第 2 回	面接論１	リーガル・カウンセリングの基礎理論 カウンセリングとは何か 「リーガル」という場合に他の専門職のカウンセリングとどう異なるのか
第 3 回	面接論２	リーガル・カウンセリングの技法（面談の導入） カウンセリングと行うものと受けるものとの関係を考えること どのような関係構築が必要か 関係構築の技術
第 4 回	面接論３	面談初期のスキル練習ロールプレイ 模擬事例を使い、実際にカウンセリングの技法を学ぶ
第 5 回	面接論４	いわゆる「難しい依頼者・相談者」についての対応を考える。 また、アンガーマネジメントについても知識を得ておきたい。
第 6 回	面接論５	弁護士による助言と収束 いかなる助言が求められているか 助言をしても有効な解決にならない場合にどう対応するか
第 7 回	面接論６	面談の終了・面談に伴う諸問題 ロールプレイ
第 8 回	交渉論１	交渉とはなにか 様々な交渉術の書籍が出版されているが、どのような場面で使われることを前提としているのか
第 9 回	交渉論２	交渉の技術 交渉にあたって必要な知識等 行動経済学など
第 10 回	交渉論３	交渉の技術 ゲーム理論 行動経済学と法的交渉
第 11 回	交渉論４	戦略論 戦術論 孫子やクラウゼビッツという古典、その後の戦術論の発展から何を学ぶか
第 12 回	交渉論５	ロールプレイ 交渉を実際に行ってみる
第 13 回	調停１	調停の技法について検討する。 弁護士業務では家事調停など調停を活用することが多いので、利用者、設営者双方の考え方を知っておきたい。
第 14 回	調停２	ロールプレイ 事例をもとにして、当事者及び調停委員役として実際に進行について体験する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布資料やロールプレイの事例について、事前検討を行ったり、関連文献を読んでもらってくる宿題を課すことがある。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。
なお、調停や交渉に関しては特に家事事件を前提として進行することがあるので、基本的な家族法については知識を整理しておくことを求める（離婚など）。

【テキスト（教科書）】
レジュメを配布するとともに、参考にすべき文献を指示する。
範囲が広く内容も多岐にわたるため、特定の教科書を指定することはしない。

【参考書】
小林秀之編『交渉の作法　法交渉学入門』（弘文堂,2012）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
講義中の質疑応答への積極的な参加　４０％
法律相談等のロールプレイにおける工夫　２０％
期末における評価
レポート ４０％

【学生の意見等からの気づき】
さらにロールプレイを増やし、積極的に全受講生が参加できるようにする。
受講生同士での討論を充実させ、アクティブに進めたい。

【Outline (in English)】
Course outline
The aim of this course it to help students acquire　Acting as a lawyer
Learning objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
Relationship with the client　and Correspondence with the other party
Learning activities outside of classroom
Before each class meeting, students will be expected Understanding the Civil Code
Your required study time is at least one hour for each class meeting.
Grading
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term end examination:0
Short reports:30
In class contribution:70
I want your Participation in active discussions
As a basic technique of lawyers deal with clients / counterparts with counterparties from the three key points of (1) interview, (2) negotiation, and (3) ADR.In any case, what does meaning and influence to clients and counterparts by acting like a lawyer without staying in facts as knowledge and techniques for gathering legal information, and in the process, lawI learn experientially through role plays etc. various cases as material as to what point should be kept in mind as a home.Also learn about the method of presentation necessary as a legal expert.

LAW500A2

クリニック１

高須　順一、廣尾　勝彰

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期・秋学期**/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
企業経営においてコンプライアンスの重要性が叫ばれて久しい。しかし、その内容は多岐に渡っており、また、その実践には数々の困難が付きまとっている。このような状況のなかで、コンプライアンスを実践、定着させていくためには法律家の多大な努力が必要となる。コンプライアンスの基本を学習することにより、将来、法律家として企業法務にかかわる場合の心構え、さらには企業と法律家の関わりのあり方などについて理解できるようにする。

【到達目標】
単なる一般的理解にとどまることなく、コンプライアンスを担う法律実務家として、いかにコンプライアンスを実践するかという意識を持つことができ、そして、そのための実践の手法を理解することができる点を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【授業の進め方と方法】
クリニック授業であるので、可能な限り具体的な事例、実例を検討したい。なお、授業方法は、私が資料を配布して説明する形式と、受講生が予め指定されたテーマについて事前準備してきて発表する形式とを併用する予定である。
学生が行った発表に関しては、その場で講評し、フィードバックする。
なお、本年度は２名の教員が共同担当となり、コンプライアンスの実態的側面と手続的側面を分担解説する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第１回	この授業の内容と狙い（ガイダンス）及びコンプライアンス総論１	この授業の全体的な概要の説明及びコンプライアンスの意義 【事前準備】 特にない。
第２回	コンプライアンス総論２	コンプライアンスの具体的内容、ＣＳＲ、ＥＭＧ投資等についての説明 ［事前準備］ 資料を配布する
第３回	コンプライアンスと民事訴訟	コンプライアンスを学ぶ上で重要となる民事手続法の概要 ［事前準備］ 資料を配布する
第４回	企業倫理綱領とコンプライアンス・マニュアル	日本経団連の企業倫理綱領や企業のコンプライアンス・マニュアルの検討 ［事前準備］ 資料を配布する
第５回	コンプライアンスとガバナンス（企業統治）	ガバナンス（企業統治）との関係をめぐる議論 ［事前準備］ 資料を配布する
第６回	役員の法的責任１	役員の損害賠償責任に関する訴訟手続及び株主代表訴訟 ［事前準備］ 資料を配布する
第７回	役員の法的責任２	野村證券事件判決の検討 ［事前準備］ 事前に割り振られた判決の検討（個別発表）
第８回	役員の法的責任３	野村證券事件判決後の裁判例の検討 ［事前準備］ 事前に割り振られた判決の検討（個別発表）
第９回	労働事件に対する対応１	仮処分手続の概要と従業員たる地位保全の仮処分の検討 ［事前準備］ 資料を配布する
第10回	労働事件に対する対応２	労働審判制度等の検討 ［事前準備］ 資料を配布する
第11回	個人情報の保護１	個人情報保護法制の基本的構造の理解 ［事前準備］ 資料を配布する
第12回	個人情報の保護２	個人情報保護法の重要条文の検討 ［事前準備］ 事前に与えられた課題の検討（個別発表）
第13回	問題事例の検討	生命保険金の不払いの事例及び企業の株主偽装問題をめぐる事例の検討 ［事前準備］ 資料を配布する
第14回	企業内弁護士のあり方	企業内弁護士の実情に関する検討 ［事前準備］ 資料を配布する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
個別発表を求められたテーマについては、発表レジュメ等を作成してもらうが、それ以外の授業では配付した資料等の検討となる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特定のテキストは使用しない。その都度、必要な資料を配付するなどする。

【参考書】
経営法友会・企業法務入門テキスト編集委員会編著『企業法務入門テキストーありのままの法務』商事法務、2016 年

【成績評価の方法と基準】
法律家としてコンプライアンスあるいは企業法務に関与することの重要性および困難性を、どこまで現実のものとして理解しうるかを成績評価の基準にしたいと考えている。
なお、評価は平常点に基づき行うことになるが、以下の割合による。

個別発表のために提出するレジュメ等の内容	５０パーセント
個別発表時の説明および質疑応答の内容	２０パーセント
毎回の授業時の発言	３０パーセント

【学生の意見等からの気づき】
アンケート対象授業ではないので、特記すべきことはないが、実務家教員としてリアリティーのある授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【その他の重要事項】
高須は弁護士として企業法務関連を取り扱って 30 年以上の実務経験を有している。その間にコンプライアンスが問題となる事象に度々、接しており、その際の経験を基にして具体的な問題を取り上げる予定である。とりわけ、第１３回授業の問題事例の検討では、高須が実際に経験した事例を取り扱う。

【Outline (in English)】
【Course outline】

It is a long time since and importance of the compliance is demanded in corporate management. However, the content is introduced to many divergences, and the practice is haunted by many difficulties again. In such a situation, I practice compliance, and the great effort of the lawyer is necessary to fix it. I want to have, besides, be conscious of mental attitude when it will affect company legal affairs as a lawyer in the future about a company and the way of the relation of the lawyer by learning basics of the compliance.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to fixation of the consciousness to practice compliance and understanding of the technique of the practice of the compliance.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on contents such as the resume (50%), contents of explanation at the time of the individual announcement and questions and answers(20%), and remarks at the time of the class of every time (30%).

LAW500A2

クリニック２

坂本　正幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期・秋学期**/Spring・Fall)
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
弁護士が対応する法律関係は多岐に及ぶ。また、その仕事も訴訟に限らず契約交渉、書面作成など多様である。
本講義では、弁護士が行う業務を追体験し、そこから実体法、手続法の理解の深化を目指すものである。

【到達目標】
弁護士にとっての日常は、クライアントにとっては、人生にとって多くは１回限りの非日常の出来事である。
日常的に起こりうる法律問題として本クリニックでは交通事故を中心に取り上げ、法的な理解を深めることを目的とする。
特に損害賠償法を中心として、民法と民事訴訟法の総合的な理解を目指す。
具体的には事実の重要性、法的な判断の重要性を理解した上で、条文を使いこなせることを目標とする。
適切な対応とともに、必要な書面の作成、証拠の評価の基礎の体得も目指す。
なお、刑法の過失概念の復習などもかねて行う予定である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【授業の進め方と方法】
各分野毎に具体的ケースを取り上げて、事案の特徴や問題点を検討していき、フリーディスカッションを重視して進めていく。
ディスカッションでは、基本的な法律知識を確認するとともに、具体的立体的に法規がどのように運用されるか、を特に重視する。
積極的に発言し議論に参加することを求める。
課題については講義時間に講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	リーガル・クリニックの基本的な考え方と取組姿勢 及び法律相談の準備等	何故臨床的な体験が必要かを、具体的ケースを使って考えてもらい、科目の特徴と取組姿勢の基本的理解を目指す
第 2 回	事実の整理	主要事実、間接事実等の区別をしたうえで理論的に考えなければならない。 まずは当事者からどのように聞き取りをし、事実を明確にするかをテーマとする。
第 3 回	不法行為法の基礎１	すでに一定の知識があることを前提としているので、交渉や訴訟になることを前提として、法的な構造の具体化を目指す。
第 4 回	不法行為法の基礎２	訴訟での主張立証を考えた上で、どのように法解釈をすべきかを深めることを目的とする。
第 5 回	証拠収集１	どのような証拠が必要か、という視点から、事実と証拠との結びつきを理解していく。
第 6 回	証拠の収集２	具体的にどのように証拠を収集するか、を検討する。
第 7 回	保険	交通事故において保険の果たす役割は大きい。 そこで基本的な保険についての知識を整理していく。
第 8 回	過失相殺１	債務不履行においても問題となる過失相殺であるが、交通事故でもっとも大きな問題となる。 ここでは過失相殺の基本的な考え方を復習する。
第 9 回	過失相殺２	具体的な事案を通じて過失相殺の実務的な使われ方を学ぶ。
第 10 回	特殊な事故類型	従前は自転車が加害者となる事案はあまり問題となたなかったが、近時自動車が加害者となり歩行者が被害者となる事案が増えている。 そこで、このような従前あまり話題とならなかった事案を検討する（自転車に限定する者ではない）。

第 11 回	後遺症１	後遺症の基本的な考え方 計算方法等について検討する。
第 12 回	後遺症２	後遺症の計算等の続きと、訴訟で主張できなかった後遺症等の扱いについて検討する。
第 13 回	損害論１	損害論の基本的な内容を検討する。 また、特殊な損害についても検討する。
第 14 回	損害論２ まとめ	13 回に続き、損害論を検討するとともに、紛争解決の手段としての交渉、訴訟についても検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
民法の基本的な事項については予習しておくこと。
特に不法行為を中心として扱うため、当該分野の教科書を読んでおくことは必須である。
クリニック内では活発内意見交換を求めるので、基本的な知識は持っておいてもらいたい。
また必要に応じて配布される事前配布資料を読んで事案の概要を把握しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
必要な資料や文献をその都度配布する。
また、必要な判例を指示するので、その際は各自準備しておくこと。
テキストとして必携とはしないが、参考書に掲示した書籍は有益であるので持っていると便利である。
基本的に判例を検討していく比率が高い。

【参考書】
各自所有している民法の教科書を十分読んでおくこと。
「交通事故判例百選」【第 5 版】（有斐閣、2017 年）
「例題解説交通損害賠償法」（法曹会、2006 年）

【成績評価の方法と基準】
質疑応答　３０％
討論　　３０％
レポート　４０％

【学生の意見等からの気づき】
広く弁護士業務を追体験することとしていたが、今年度は弁護士業務でも比較的多い事件である交通事故をテーマとして実務で必要な知識や技術を学ぶ方向とした。

【Outline (in English)】
Course outline
The aim of this course it to help students acquire　Traffic accident legal issues
Learning objectives
By the end of the course, students should be able to do the followings:
A:Case analysis
B:Legal thinking ability
Learning activities outside of classroom
Before each class meeting, students will be expected
Your required study time is at least one hour for each class meeting.
Studying of Tort law　and Negligence theory
Grading
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term end examination:0
Short reports:20
In class contribution:80
I want your Participation in active discussions
Legal relationships that lawyers respond vary widely.The work is not limited to litigation, but it is diverse, such as contract negotiation, writing preparation.
This lecture aims to deepen the understanding of the substantive law and the procedural law from the after-work experience of the lawyer.

LAW500A2

クリニック３

野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期・秋学期**/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事弁護の実務につき、当職が手掛けた事件等を題材として授業する。受講生が刑事実務の実際につき、基本的な知識と理解を得ることを目的とする。

【到達目標】
受講生が、刑事弁護実務、刑事裁判における刑事法運用の実際について基本的な知識を得るとともに、理解を深め、実際に実務についたときに役立つ基本的なスキルを身につけることが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【授業の進め方と方法】
具体的な題材をもとに、刑事弁護活動の内容等について、受講生への質問もなされ、活発な応答が期待される。また、各授業の際に、次回までの課題を出題するので、受講生は予習・復習を十分に行うことが必要である。提出された課題については、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評する。なお、期末レポート課題では、無罪事件に関する最終弁論要旨を起案させる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	刑事弁護の基礎	被疑者・被告人の諸権利、 弁護人の地位・役割
第 2 回	被疑者の刑事弁護 (1) 接見の留意点	初回接見の重要性 黙秘権等権利、刑事手続等の教示、事件に関するアドバイス
第 3 回	被疑者の刑事弁護 (2) 模擬接見	模擬初回接見の実施
第 4 回	被疑者の刑事弁護 (3) 逮捕勾留対応	逮捕・勾留等に対する対応
第 5 回	被疑者の刑事弁護 (4) 違法捜査対応	違法捜査（別件逮捕勾留、余罪取調べ等）に対する対応
第 6 回	被疑者の刑事弁護 (5) その他	接見禁止、接見指定等への対応 弁護人の調査準備活動 被害者との示談
第 7 回	保釈	具体例をもとに保釈の可否について考究する
第 8 回	第１審の弁護活動 (1) 公判前整理	公判前整理手続の概略 弁護人の証拠開示請求
第 9 回	模擬法律相談	模擬法律相談の実施 内容証明郵便の起案
第 10 回	第１審の弁護活動 (2) 冒頭手続・証拠意見	冒頭手続における注意 証拠能力と証拠意見
第 11 回	模擬示談交渉	模擬示談交渉の実施
第 12 回	第１審の弁護活動 (3) 自白の任意性、信用性の弾劾 (4) 第三者供述の信用性の弾劾	自白の任意性・信用性、被害者、目撃者等の信用性の弾劾について、具体例をもとに考究する
第 13 回	第１審の弁護活動 (5) 弁護側の立証	弁護側の証拠請求 アリバイ、正当防衛、違法収集証拠、責任能力
第 14 回	第１審の弁護活動 (6) 最終弁論 (7) 裁判員裁判	情状事件、否認事件における最終弁論 裁判員裁判の手続の流れと弁護活動 （冒頭陳述、弁論のやり方）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
講義予定にしたがって、十分に予習をし、講義の後は復習を尽くすこと。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
事前に配布ないし指示する

【参考書】
刑事弁護実務（日本弁護士連合会）
類型別　刑事弁護の実務（新日本法規）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
質疑応答　　２０％
課題の評価　３０％

期末における評価
　レポート　　５０％

【学生の意見等からの気づき】
講師が実際に取り扱った刑事事件等の具体的事例をもとに考察してもらい、刑事弁護活動、事実認定などのおもしろさを体感してもらえるように心掛けたい。

【その他の重要事項】
　第２回と第３回は，刑事事件に関連して，クリニック４と共同授業を行う。受講生は，模擬接見を体験する。
　第９回，第１０回及び第１１回は，クリニック４と共同して民事事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第８回は，クリニック４の受講生において、模擬法律相談を行い、クリニック３の受講生に対して内容証明郵便を送ってくる。第９回では、クリニック３の受講生において、それに対する模擬法律相談を行い、反論の内容証明郵便を作成、送付する。第１０回では，改めて相談者の意向を聴取して示談交渉の準備を整え，第１１回で，クリニック４の受講生と模擬示談交渉を行う（共同授業）。

【Outline (in English)】
This lecture is learned about defense activity of actual criminal case. I refer to trouble talk of the criminal case I experienced.
The aim of this lecture is to put on the basis which are the analysis power and interrogation technology etc.
In the case of each class, I make questions for a problem until the next time. It is necessary for the attendance student to perform preparations for lessons, a review enough.
Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 problem evaluations 30%, 3 reports 50%)

LAW500A2

クリニック４

鷹取　信哉

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期・秋学期**/Spring・Fall)
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　弁護の実務では，訴訟手続はもとより，契約書作成などの予防法的業務においても，良質な情報を迅速に収集することが不可欠である。本授業では，具体的な事例を通じて，情報収集のための実践的な技法を学ぶとともに，それぞれの手段が抱える問題点に触れることで，生きた弁護活動の在り方を学ぶ。

【到達目標】
　示談交渉，民事訴訟，保全・執行等における代表的な事例を通じて，民事弁護実務における情報収集制度を学習し，その具体的な活用方法を学ぶ。不動産登記制度，商業登記制度等の仕組みを学習することで，民法，商法等の理解を深化させるとともに，民事訴訟法第４編証拠の具体的な活用法を学び，手薄になりがちな証拠の理解を補う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【授業の進め方と方法】
　講義形式と演習形式をとり混ぜて行い，活発に質疑応答，議論を行なう形で進める。
　事前に提出した課題の解答（レポート）について，授業中に講評する。
　学生が体験する模擬法律相談と模擬示談交渉についても，講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	民事弁護における情報収取の意義，判例調査	授業計画と授業の進め方，判例の意義，判例調査の方法，判例の読み方
第 2 回	刑事事件における接見と法律相談	初回接見の重要性，黙秘権等の説明，刑事手続等の教示，事件に関するアドバイス
第 3 回	模擬接見	模擬初回接見の実施
第 4 回	契約書の作成と法令調査	契約書作成の実務，継続的取引，企業活動における契約書の意義，法令調査の方法，商業登記制度
第 5 回	弁護士会照会と調査嘱託	弁護士会照会制度，照会申出の方式と照会事項，被照会者の報告義務，目的外使用の禁止，調査嘱託の申立て
第 6 回	当事者照会制度	当事者照会制度の意義，訴え提起前の証拠収集処分，照会の対象事項と方式，照会に対する回答義務
第 7 回	法律相談（依頼者からの情報取得）	法律相談の進め方，依頼者等からの事情聴取，内容証明郵便の書き方
第 8 回	模擬法律相談	模擬法律相談の実施，内容証明郵便の起案
第 9 回	文書提出命令の申立てと文書送付嘱託の申出	文書提出義務，文書提出命令の手続，文書送付嘱託の申出
第 10 回	証人尋問，模擬示談交渉の事前準備	陳述書，証人尋問，当事者尋問，尋問技術，証人汚染と弁護士倫理，模擬示談交渉の事前準備の実施
第 11 回	模擬示談交渉	模擬示談交渉の実施
第 12 回	書証	書証と準文書，形式的証拠力，書証の読み方，証拠説明書の役割
第 13 回	不動産登記制度	民事保全手続の流れ，不動産登記の種類，登記申請手続，登記事項証明書，附属書類の閲覧
第 14 回	鑑定，財産開示手続	鑑定の手続，一物五価，評価証明，路線価，ブルーマップ，不動産鑑定評価基準，財産開示手続

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
　事前に課された課題を検討し，その内容をレポートとして提出する。
　本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
　授業前に適宜資料を配布する。

【参考書】
　編集代表門口正人『民事証拠法大系第１巻～第５巻』（青林書院）
　その他授業中に参考になる文献を適宜紹介し，又は配布する予定である。

【成績評価の方法と基準】
評価は平常点に基づいて行う。

課題に対するレポート　　６０％
授業時の発言内容　　４０％

【学生の意見等からの気づき】
実務の運用を紹介し，できるだけ生の弁護士業務の実際を知ることができるように配慮したい。

【その他の重要事項】
第２回と第３回は，刑事事件に関連して，クリニック３と共同授業を行う。受講生は，模擬接見を体験する。
第８回，第１０回及び第１１回は，クリニック３と共同して民事事件に関する同一カリキュラムに取り組む。第８回は，受講生の一人が相談者となり，他の受講生が模擬法律相談を行う。これをもとにクリニック３の受講生に内容証明郵便を送る。
その後，クリニック３の受講生から反論の内容証明郵便が届くので，第１０回では，改めて相談者の意向を聴取して示談交渉の準備を整え，第１１回で，クリニック３の受講生と模擬示談交渉を行う（共同授業）。

【Outline (in English)】
In legal practice, it is imperative that high quality information is gathered quickly for not only judicial proceedings but also preventive legal affairs such as preparation of contracts. In this course, students will learn practical techniques for information gathering through concrete cases and how to advance allegations and evidence.
At the end of the course, students are expected to gather good information quickly.
Before/after each class meeting, students will expected to spend two hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following.
Short report:60%，in class contribution:40%

LAW500A2

エクスターンシップ

高須　順一、交告　尚史

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～（春学期は 3）年（春学期・秋学期**/Spring・Fall）
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
エクスターンシップは、単なる見学ではなく、それまで学んできた法的知識が実際にどのような形で使われていくかを観察し、あるいは法律家の活動のあり方を学ぶことを通じて、法律家らしく考えるための場としての意義がある。したがって、実務での体験を通じて制度の運用の実際や事実を見る眼を養い、あるいは、事実認定や法適用のあり方について検討する習慣を身につけることができるようになることを目標とする。
エクスターンシップ先としては、①法律事務所及び法テラス、②企業法務部、③各種行政機関（霞ヶ関インターンシップ）などを想定している。

【到達目標】
エクスターンシップ先は、法律事務所や企業法務部、さらには行政機関などである。そこでの実務を体験・理解することを通じて法律家らしく考えることの意味を具体的に明らかにできるようになることを基本的目標としている。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ４」に関連

【授業の進め方と方法】
各派遣先と学生の協議により日程等を調整しつつ行う。
派遣先において与えられた課題については、その場で指導担当弁護士からフィードバックしていただくことになる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第１回	ガイダンス	１．院生の実務への主体的参加を促すため、事前に受講の可否について説明会などを実施して意向を確認し、派遣先を決定する（別途派遣先が選定する場合もある）。その上で、院生に対し、エクスターンシップ先の確定、エクスターンシップ先での注意事項、特に院生の法令遵守及び守秘義務並びに、研修すべき重要事項を説明する。また、参加院生から法令遵守及び守秘義務についての誓約書を徴する。 ２．協力法律事務所としては、「法政大学法曹会」（法政大学卒業の法曹による組織）の協力を得て、そのメンバーである法律事務所を中心に行う。これらの事務所と担当教員により、法律相談への同席、各種起案や調査、裁判所・行政機関・顧問先企業等への同行、事務所での弁護士の活動の観察、法令遵守及び守秘義務の点についての指導、その他留意事項について協議調整して実施する。

第 2 回　実習心得	院生は、受身的な研修に留まらないように、①研修期間を通じた観察事項、②関与した事件に関する事項、③法律家の活動のあり方に関する事項、などに関するレポート（実習報告書）を、終了後、エクスターンシップ先及び担当教員に提出する。
第 3 回 ～第 13 回	派遣先での実習（７０時間以上） エクスターンシップ先での研修期間と時期は、派遣先の意向によっても異なるが、概ね春休み期間あるいは夏休み期間に行う。具体的な派遣先・実施時期・実施期間（７０時間以上）については、別途その都度事前ガイダンスを行う。
第 14 回　経験報告	実習報告書を提出させ、担当教員とのディスカッション等を行う

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
派遣先の指示に対応すること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特になし

【参考書】
特になし

【成績評価の方法と基準】
　エクスターンシップ先からの報告・院生から提出された報告書及び事後の経験交流会での報告をもとに、担当教員が評価する。
授業期間中における評価（平常点）
　研修参加の状況 ４０％
期末における評価
　レポート（実習報告書）及びディスカッション等での報告 ６０％

【学生の意見等からの気づき】
　派遣先の選定に際には、学生の希望を可能な限り考慮したい。

【学生が準備すべき機器他】
　特には想定していない。

【その他の重要事項】
　私は、現在、法政大学法曹会の事務局長兼副会長の職にある。そこで、法政大学法曹会の多くの会員と交流があるので、その関係を生かし、エクスターンシップ派遣先となる法律事務所を開拓していく予定である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
As a place to seem to be a lawyer through observing the essence turn ship not a simple visit whether the legal knowledge that learned is used in really what kind of form till then or learning the way of the activity of the lawyer, and to think is important. Therefore, I feed eyes watching a fact and a fact of the use of the system through an experience by the business or aim for letting you wear a custom to examine the way of a finding and the law application. A lot of, ① law office and law terrace, ② company legal affairs part, ③ administrations are planned for an essence turn ship point.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to think like a lawyer through experiencing business, and understanding.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on the situation of the training participation (40%), and reported in a report and the discussion (60%).

LAW500A2

英文契約文書作成

福士　文子

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業は、国際的な商取引を行う企業の企業内弁護士・法務担当者や、当該企業から依頼を受けた外部法律事務所の弁護士を目指す学生に有用なものと考える。そのような職種には英文契約文書の読解能力・作成能力はもちろん、問題の回避および解決能力が求められる。受講者は、本授業を通じて、基本的な種類の英文契約文書に触れ、読解能力および作成能力を習得するだけでなく、契約上の立場のみならず文化や価値観が異なる当事者間に将来発生し得る紛争（これは単純な解釈の相違から法廷での争いまでを含めて意味する）の回避策及び実際に紛争が発生した場合の解決策を、依頼人の利益（interest）のために模索し、契約文書という「装置」を用いて提案する能力（法的な問題解決能力）を習得することを目標とする。

【到達目標】
① 英文契約文書の読解能力・作成能力を習得する
② 問題に対する法的な解決能力を習得する

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ３」と「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
授業形式は、講義および演習の組み合わせを予定している。３つの基本的な種類の契約書を取り上げ、講義ではサンプル契約書（一部インターネットから取得の予定）等を用いて基本的・典型的な内容の理解を深め、英文契約文書の読解能力を身につける。演習では、まずは与えられたシナリオにおいて最適と考えられる内容の検討・ディスカッションを行うことで問題解決能力を培い、そのうえでサンプル契約書を用いて実際に文書作成（ドラフティング）を行うことで、英文契約文書の作成能力を身につける。さらに、演習後の課題を通じて実務上役立つドラフティングスキルを磨いていく。提出された課題は、次の授業内で講評する。
授業は日本語で行うが、科目の性質上、英文の読解能力・作成能力は一定程度必要となる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	英文契約文書の学習への誘い	授業のねらい、進め方について理解するとともに、英文契約文書の作成実務の面白さや難しさに触れる。
第 2 回	Non-Disclosure Agreement	Non-Disclosure Agreement（秘密保持契約（NDA））のサンプルを用いて、英文契約文書の基本的構造を学習するとともに、NDA 特有の構造や内容についても学習する。
第 3 回	NDA 演習①（基礎編）	NDA 雛形を用いて、与えられたシナリオに合わせた NDA のドラフティングを実践する。（双方向開示型・一方向開示型）
第 4 回	NDA 演習②（応用編）	サンプル条項を用いて、与えられたシナリオに合わせた NDA に含まれる条項のドラフティングを実践する。（三者間 NDA）
第 5 回	Service Agreement	Service Agreement（業務委託契約）のサンプルを用いて、Service Agreement 特有の構造や内容について学習する。
第 6 回	Service Agreement 演習①（受託者）	サンプル Service Agreement を受託者の視点で検討し、修正案を作成する。
第 7 回	Service Agreement 演習②（委託者）	受託者より提示された修正案を委託者の視点で検討し、最終合意に向けた修正案を作成する。
第 8 回	Term & Termination（講義・演習）	Term（契約期間）及び Termination（解約）条項の内容及びその重要性を学習する。そのうえで、Termination Notice（解約通知）を作成する。
第 9 回	General Provisions	サンプル Service Agreement に含まれる General Provisions（一般条項）の内容について学習する。
第 10 回	Amendment 演習	Amendment（変更覚書）を作成する。

第 11 回	Basic Purchase Agreement	Basic Purchase Agreement（取引基本契約）のサンプルを用いて、Basic Purchase Agreement 特有の構造や内容について学習する。
第 12 回	Basic Purchase Agreement 演習①（買主）	サンプル Basic Purchase Agreement を用いて、与えられたシナリオに合わせた Basic Purchase Agreement に含まれる条項のドラフティングを、買主の立場で実践する。
第 13 回	Basic Purchase Agreement 演習②（売主）	Basic Purchase Agreement に含まれる条項のドラフティングを、売主の立場で実践する。
第 14 回	総括	これまでの学習を振り返る。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
演習の前には関連する講義内容を復習する。また、各演習後に提示されるドラフティング課題を、次の授業時までにメール（MS Word ファイル添付）にて提出する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用せず、主に担当者が用意する資料やサンプル契約書をもとに授業を行う。

【参考書】
理解の強化のために参考書も適宜併用してもらいたいが、特に指定はない。英文契約文書をテーマとした参考書は複数出版されているため、各自合ったものを選んでもらいたい。

【成績評価の方法と基準】
質疑応答　30 %
課題　30 %
期末レポート　40 %

【学生の意見等からの気づき】
ドラフティングの実践の機会をより多く設け、さらなるスキルアップを目指してもらう。また、教科書や参考書には載っていないような、実務現場で役立つ情報をより多く発信していく。

【学生が準備すべき機器他】
演習には PC（Microsoft Word インストール済み）を持参すること。

【Outline (in English)】
Course Outline: This class is suited for students interested in becoming in-house counsel of global enterprises that engage in international commercial transactions, as well as outside lawyers retained by such enterprises. For such professions, reading comprehension and drafting skills in relation to commercial contracts written in English are, of course, necessary, but problem prevention and solving skills are also equally crucial. Through this class, students will be introduced to the basic types of commercial contracts in English and learn to interpret and draft them. Through reading and drafting such contracts, students are expected to develop the ability to generate ideas for protecting the interests of one's client and to propose contractual language that will be effective in preventing disputes (from simple interpretive discrepancies to legal actions) before they arise, and resolving disputes that actually arise, between contractual parties with opposing interests as well as differences in cultures and values.
Learning Objectives: By the end of this course, students are expected to have acquired the basic skills to: (i) read and draft the basic types of commercial contracts in English; and (ii) propose solutions to problems through contract language.
Learning Activities Outside of Classroom: Before each exercise class, students will be expected to have reviewed the previous lecture. In addition, students will be expected to complete a drafting assignment, which will be given after each exercise class. The drafting assignment are expected to be submitted prior to the next class by e-mail. The expected time for preparation and review/assignment for each class is one hour, respectively.
Grading Criteria: Grading will be decided based on Class Participation (30 %), Assignments (30 %) and Final Report (40 %).

LAW500A2

法情報調査

中網　栄美子

単位数：**1 単位**　｜　受講年次：**1〜2 年（春学期集中**/Intensive(Spring))
備考（履修条件等）：**必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
「法情報調査」とは、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義・読み方等、法律を学ぶ上で必要な専門的技能を学ぶ科目である。
法科大学院で最初に必須となる技能であり、法曹実務を行う上でも基本となる技能であるため、初年度・集中授業の形で実施し、確実に習得する。

【到達目標】
法曹としての最も基礎的な専門的技能を学ぶことを目的とする。
この授業を通じて、
・法情報調査（リーガル・リサーチ）の専門的技能を修得する
・法情報調査の技能を活用し、法文書作成やプレゼンテーションの能力を高める
・法情報調査の技能を応用し、法や法制度の変化に自ら対応できる能力を高める
ことができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は講義と演習を組み合わせて行う。
いずれの回にもノートＰＣ・インターネットを利用しての課題解決型・検索実習が含まれる（授業時にノートＰＣを持参すること）。
多様な資料・データベースを駆使して、“効率的な”リサーチができるよう訓練する。各自がリサーチ結果をまとめ、発表（ショートプレゼンテーション）を行う。
※ 2022 年は対面授業を予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況により教室での授業が難しい場合は、ZOOM を利用してのリアルタイム型オンライン授業を実施する。
※授業の初めに、前回の授業で提出された課題からいくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	情報検索の確認	適切で効率的なリサーチのために各資料の種類や特徴、所在、リサーチの手法や手順などについて学ぶ。 〔準備学修等〕 ガイダンスで指示 予習課題あり。
第 2 回	法令調査１（法令集とリーガル・データベースほか）	法令の基礎知識（法令の種類・効力）を確認し、法令集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。 〔準備学修等〕 ガイダンスで指示
第 3 回	判例調査１（裁判所の仕組みと判例の読み方）	判例の基礎知識（判例の役割・裁判の仕組み）を確認し、判例集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。 〔準備学修等〕 ガイダンスで指示
第 4 回	判例調査２（判例や判例評釈の調べ方）	判例や判例評釈の調べ方、さらには審決・裁決等の調べ方について学ぶ。 〔準備学修等〕 ガイダンスで指示
第 5 回	法令調査２（法令沿革ほか）	法体系・立法過程・立法情報などを確認するとともに、条約や条例、通達・告示等の調べ方についても学ぶ。 〔準備学修等〕 第４回授業時に指示 （法令・判例に関する課題あり）
第 6 回	法文献調査１（行政情報及び企業情報の調査ほか）	行政機関が発する法情報（白書・統計、審議会・研究会情報等）をはじめ法律関連文献の調べ方について学ぶ。 ［準備学習等］ 第４回授業時に指示

第 7 回	法文献調査２（先端法学の視点から）	生活関連法・知的財産法・情報公開・公文書管理などの文献（データベース）の調べ方について学ぶ。 ［準備学習等］ 第４回授業時に指示

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
法情報調査における資料（紙媒体・電子媒体）は利用してこそ価値あるものである。「知っている」だけでは実務に生かせない。確実に「使いこなせる」ように、かつ、必要な情報更新を自分で行えるように、反復の学習が求められる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
必要に応じてレジュメ等の資料を配布する。

【参考書】
『リーガル・リサーチ（第５版）』（日本評論社、2016 年）
『法情報の調べ方入門：法の森のみちしるべ（補訂版 2 刷）』（日本図書館協会、2019 年）。
そのほか、必要に応じて授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
質疑応答 １５％
ショート・プレゼンテーション１５％（第６回・第７回授業時）
中間レポート（第４回授業時出題・第５回授業時提出）　２０％
期末レポート（第７回授業時出題）　５０％

【学生の意見等からの気づき】
「特になし」（前年度のアンケート結果なし）

【学生が準備すべき機器他】
授業時にノート PC 持参のこと。

【その他の重要事項】
予習課題・中間レポート・期末レポート作成には PC による基本的な文書作成技能（WORD・EXCEL など）が必要となる。
※授業は２日間の集中授業として実施する（第１日目：１限～４限／第２日目：１～３限）。１日でも欠席した場合、単位取得は不可となるので要注意。

【Outline (in English)】
[Course outline]
Legal Research is a subject to learn the practical skills necessary for studying the law. It includes the skills of searching, organizing and analyzing laws, ordinances, theories, etc.. It also includes the method of reading judicial precedents.
Legal Research is essential for law school students and then of course for legal professionals. So students should learn the subject firmly at the very beginning of their first year.
[Learning objectives]
The goals of this course are to
[1] acquire the professional skills in legal research
[2] develop the basic skills for creating legal documents, and
[3] improve applied ability to the changes of the law and the judicial system.
[Learning activities outside of classroom]
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content one-credit）.
[Grading Criteria /Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the following
[1] Term-end examination: 50%,
[2] Short reports & Presentations: 35%, and
[3] In-class contribution: 20%.

LAW500A2

法律文書作成

小池　邦吉

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
弁護士の立場から作成する法律文書について，簡単な事例を前提に，講義時間内に実際に起案してもらうことにより，実務において必要とされる法的思考の実践能力を確かめ、そこから理論を振り返ります。
「実践と、そから理論を振り返る」ことが目的です。

【到達目標】
これまでに学んだ法律の知識や理解を具体的事案に当てはめ，典型的な法律文書について，基礎的な内容の起案ができるようにします。
その際，いわゆる要件事実を意識しつつも，それのみにとらわれず，法律要件や法律効果を意識した起案ができるようにします。
以上を通じて，事実を前提とした法の当てはめの能力を身につけ，実践的な法的思考ができるようにします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【授業の進め方と方法】
簡単なモデル事案を前提に，講義時間内に，テスト形式で，訴状・答弁書等の法律文書を起案してもらい（その際、原則として何を考えて起案をしたのか、起案の理由も記載してもらいます。），翌週にその起案内容をについて講義することを基本とします。
起案時は，参考文献等の持ち込みは自由とする予定です。
講義時には，質問もしますので，指名されなくても学生諸君から積極的に回答を述べていただきたいと思います。
また，モデル事案の内容に合わせて，不動産の登記簿謄本等，実務で利用される基礎資料をお配りし，その資料の見方，使い方等の簡単な解説もします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	訴状の起案	法律文書の起案について簡単な全般的解説をし，その上で訴状の起案等をしてもらいます。
第 2 回	上記の解説	起案した訴状に関して，実体法・手続法を含めた解説等をします。
第 3 回	答弁書の起案	答弁書の起案等をしてもらいます。事案としては，会社法がらみの事案を予定しています。
第 4 回	上記の解説	起案した答弁書に関する実体法・手続き法の解説等をします。
第 5 回	民事保全の概括的な解説	翌週に、民事保全の起案をしてもらいますが，その前に，１回分の講義時間を使って，民事保全について，必要な範囲で概括的な解説を行います。
第 6 回	民事保全の起案	民事保全申立書の起案等をしてもらいます。
第 7 回	上記の解説	起案した民事保全申立書の実体法の解説等をします。必要に応じて民事保全法についても解説します。
第 8 回	内容証明郵便の起案	内容証明郵便の起案等をしてもらいます。
第 9 回	上記の解説	起案した内容証明郵便に関する実体法等の解説等をします。
第 10 回	公正証書案の起案	公正証書の案についての起案等をしてもらいます。
第 11 回	上記の解説	起案した公正証書の案に関する実体法及び公正証書についての解説等をします。
第 12 回	和解条項案の起案	和解条項の案についての起案等をしてもらいます。事案としては、会社法がらみの事案を予定しています。
第 13 回	上記の解説	起案した和解条項の案に関する実体法・手続き法についての解説等をします。
第 14 回	契約書についての解説	売買契約書を例にして，契約書についての考え方等の解説をします。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
起案を行う授業前の予習としては、当該文書に関する手続法の基本書の該当部分を読みます。ただし、内容証明郵便の起案及び公正証書の案の起案の前は、法的に内容証明郵便が問題となってくる場面、法的に公正証書が問題となってくる場面を、条文を検索したり、基本書の索引から検索したりして、確認をします。
起案を行った後解説の授業の前は、起案で問題となった実体法上の部分について、法律要件・法律効果を基本書で確かめた上で、問題となった事案と照らし合わせながらどのような当てはめが可能だったのかを、改めて考えます。
解説の授業後は、レジュメを参考にしながら、該当部分の基本書を再度よく読み、授業内容が基本書の内容とどの様に関係してくるのかを、よく復習します。
以上を通じて、基本書レベルでの法律用家・法律効果の重要性を確認していきます。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用せず，レジュメ等の資料を配布します。

【参考書】
特にありません。
起案すべき法律文書については、資料として見本をお配りします。

【成績評価の方法と基準】
平常点で評価します。
その際に参考とするのは、６回の授業内起案と授業での質疑応答で、起案を９０％、質疑応答を１０％の割合で評価します。
各起案は，Ａ（優），Ｂ（良），Ｃ（可），Ｄ（不可）で採点します。
なお、起案日に授業を欠席した場合は、Ｄ評価とします。

【学生の意見等からの気づき】
基本的には，前年の法律文書作成の講義を敷衍しますが，これまでの様子からして，民事保全については学生の知識不足がありそうなので，民事保全の起案をする前に，１回の講義時間を使って，概括的な民事保全の解説を行うこととします。

【学生が準備すべき機器他】
起案日は，大学が用意している答案用紙をご用意ください。
起案日にお配りした資料は，翌週の授業に必ず持参してください。

【その他の重要事項】
新型コロナウイルスにより、リモート授業となった場合は、授業計画を変更することもあります。その場合は、授業支援システムにてお知らせ致します。

【Outline (in English)】
Course outline
Regarding legal documents created from the standpoint of a lawyer, by having them actually draft a legal document within the lecture time on the premise of a simple case, confirm the practical ability of legal thinking required in practice, and look back on the theory from there.
The purpose is to "practice and look back on theory".
Learning Objectives
Apply the knowledge and understanding of the law that you have learned so far to specific cases so that you can draft the basic contents of typical legal documents.
At that time, while being aware of the so-called requirement facts, we will be able to make drafts that are not limited to that, but are also aware of legal requirements and legal effects.
Through the above, you will acquire the ability to apply fact-based laws and be able to think practically.
Learning activities outside of classroom
As a pre-class preparation for drafting, read the relevant part of the basic document of the Procedure Law concerning the document. However, before drafting the content certification mail and the draft of the notarial act, search the text to find out where the content certification mail is legally a problem and when the notarial act is legally a problem. Or search from the index of the basic book to check.
After making the draft, before the commentary class, how to check the legal requirements and legal effects of the substantive law part that became a problem in the draft in the basic book, and then compare it with the problematic case. I will reconsider whether the fitting was possible.
After the commentary lesson, while referring to the resume, read the basic book of the relevant part again and review how the lesson content is related to the content of the basic book.
Through the above, we will confirm the importance of legal homes and legal effects at the basic book level.
The standard preparatory study and review time for this class is 2 hours each.
Grading Criteria /Policy
Evaluate at normal points.
At that time, we will refer to 6 in-class drafts and questions and answers in class, and evaluate the drafts at a rate of 90% and the questions and answers at a rate of 10%.
Each draft is scored by A (excellent), B (good), C (possible), D (impossible).
If you are absent from class on the drafting day, you will be given a D rating.

LAW500A2

刑事事実認定の基礎

野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事事件、民事事件を問わず、裁判の審理において最も重要なのは事実認定である。犯罪行為は、動機、計画（共謀）・準備、実行行為、結果、因果関係について、証拠に基づいて事実認定をする必要がある。証拠から事実が認定できるか否かによって、有罪無罪の分かれ目となる。
本講義では、法律の解釈に加え、刑事事件における事実認定がどのようになされるのかを体得してもらうことを目的とする。

【到達目標】
近時の司法試験でも、問題文の中に事実が記載され、それをもとに事実認定をさせる問題が出題されている。
本講義では、刑事事件で問題となる典型的な事実認定について、事案の分析力、証拠の評価（証拠能力、証拠価値）、事実認定の手法を体得することが達成目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【授業の進め方と方法】
事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。授業では、課題について、いかなる証拠に基づき、いかなる事実が認定できるのか、それによってどのような結論が導き出せるのか、を双方向で質疑応答する形式で進める。
なお、課題、レポートについては、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	故意の認定 (1)	殺意の認定 殺人か傷害致死か 情況証拠の評価
第 2 回	故意の認定 (2)	薬物事犯における薬物所持の故意の認定
第 3 回	過失の認定	自動車運転者の過失か被害者の過失（自爆行為）か 民事事件との相違（過失割合）
第 4 回	因果関係の認定	保護責任者遺棄と遺棄致死の区別
第 5 回	実行行為の認定 (1)	事件性の争い 傷害罪か被害者の自傷行為か 被害者供述の信用性
第 6 回	実行行為の認定 (2)	被害者宛の刑事告訴取下げ要求の手紙（脅迫、強要、証人威迫の区別）
第 7 回	実行行為の認定 (3)	結婚詐欺 寸借詐欺 経済事犯（取引行為と詐欺の区別）
第 8 回	実行行為の認定 (4)	家庭内暴力、折檻と傷害の成否
第 9 回	違法性阻却事由、責任能力	喧嘩における傷害（正当防衛・過剰防衛か） 盗癖等の責任能力の有無
第 10 回	共謀共同正犯	事前共謀、現場共謀 情況証拠の評価 共犯者の役割による量刑
第 11 回	自白の任意性、信用性	自白に陥るメカニズム 自白の任意性、信用性に関する事実認定
第 12 回	第三者供述の信用性	被害者・目撃者等の第三者供述の信用性に関する事実認定 犯人識別供述の信用性に関する事実認定
第 13 回	アリバイ	アリバイに関する事実認定 弁護人の主張時期、立証活動
第 14 回	情状事件 裁判員裁判	情状事実の事実認定、量刑に与える影響 裁判員裁判における事実認定

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。なお、事業期間中、５回程度レポートを提出させて、成績評価の対象とする。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定はしない。

【参考書】
日弁連「刑事弁護実務」

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　５０％
　レポート　５０％

【学生の意見等からの気づき】
講師が取り扱った実際の刑事事件等を題材として、刑事事実認定の基礎となる証拠の構造、各証拠の位置付けなどをきちんと理解した上で、各証拠の評価を検討させるようにしたい。

【Outline (in English)】
The most important one is recognition of fact in a trial. It is a guilty innocent turning point in a criminal case. The aim of this lecture is learning about recognition of fact.
I give a problem beforehand. The student reads a basic book, precedent, and it is necessary to think about an answer about legal problems.
Evaluation (1 questions and answers 50%，2 reports 50%)

LAW500A2

要件事実演習

高須　順一

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
いわゆる要件事実の基本的な考え方を学ぶ。具体的な民事訴訟の事案において、訴訟物が何であるか・攻撃防御方法としての主張・立証責任が当事者のいずれにあるか等の分析検討を行う。

【到達目標】
具体的な紛争事例において、要件事実を中心とする論理的な分析思考能力の基本を習得すること。実体法及び民事訴訟の構造について理解を深めること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ１」と「ＤＰ２」と「ＤＰ３」に関連

【授業の進め方と方法】
教員の指示に従い、テキストや随時配布する教材を事前に予習し検討すること。
授業は、学生の事前準備を前提として、双方向で進める。
毎回の課題や中間テストに対するフィードバックは、その都度、行う。また、定期試験に関するフィードバックは学習支援システムを通じて行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・要件事実総論１	民事訴訟の基本原則、要件事実の基本的考え方
第 2 回	要件事実総論２	実例に基づく要件事実の基本的考え方の学習
第 3 回	売買代金請求訴訟	売買代金請求訴訟の要件事実
第 4 回	賃貸借終了に基づく建物明渡請求訴訟	賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟の要件事実
第 5 回	消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟	消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟の要件事実
第 6 回	保証債務履行請求訴訟	保証債務履行請求訴訟の要件事実
第 7 回	所有権に基づく不動産明渡訴訟	所有権に基づく不動産明渡訴訟の要件事実
第 8 回	登記請求訴訟	登記請求訴訟の要件事実
第 9 回	判決規範による要件事実	抵当権に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実
第 10 回	事例問題研究１	事例問題による検討１（売買契約の契約不適合に関する訴訟）
第 11 回	事例問題研究２	事例問題による検討２（請負契約の事例）
第 12 回	事例問題研究３	事例問題による検討３（建物明渡訴訟・転貸借の事例）
第 13 回	事例問題研究４	事例問題による検討４（詐害行為取消訴訟の事例）
第 14 回	総復習	要件事実学習のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
教員の指示に従い、事前にテキストや配布資料を予習し、調査・検討して授業に臨むこと。場合によっては、上記検討のため課題を出すこともある。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
司法研修所編『新問題研究要件事実　付ー民法（債権関係）改正に伴う追補ー』（法曹会）

【参考書】
司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実』（法曹会）
村田＝山野目『要件事実論３０講< 第４版> 』（弘文堂）
高須順一＝木納俊和＝大中有信『事案分析要件事実ー主張整理の基礎』（弘文堂）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業態度、授業での質疑応答（３０％）
期末における評価
　定期試験 ７０％

【学生の意見等からの気づき】
課題について起案する機会を適宜、設けて行きたい。

【その他の重要事項】
３０年にわたる弁護士経験の中で多くの民事訴訟事件を扱っている。また、要件事実や民事訴訟実務に関する著書を現職の判事、弁護士らと共著で執筆してきている。これらの経験を生かして授業を行いたいと考えている。

【Outline (in English)】
【Course outline】
this seminar's aim is to learn the material facts of civil law, exploring the vital points of civil cases.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to the basic acquisition of requirements facts and understand the structure of substantive law and civil action.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on class manner, questions and answers (30%), and Regular examination (70%).

LAW500A2

現代法曹論

高須　順一

単位数：**1 単位**　｜　受講年次：**1～年 (春学期前半**/Spring(1st half))
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
　社会の変化に伴い、法曹の役割も大きく変わろうとしている。法科大学院で学ぶ院生として、現代の法曹に求められる使命と職責を理解することを目的とする。とりわけ未修者コースの新入生は、将来、自らが担う法曹の具体的なイメージを持てるようになることを考えている。そのために、実際に法曹として活動している弁護士等にゲストスピーカーとして講義の一部を担当してもらう予定である。

【到達目標】
　すでに弁護士として活動している現職の弁護士等の講義を聴き、質疑応答をすることにより、現代社会において法曹として活動することの意義を理解できるようにする。特に現代社会における法曹の役割が多様化していることを理解する。そして、ゲストスピーカーの人柄に触れることにより、法曹として求められる資質を学びとることを目標とする。
　この授業を通して、法曹のイメージを具体化させ、そして、自らも法曹として生きたいというモチベーションを高めることも重要な目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
　何人かのゲストスピーカーをお呼びして、その方の専門分野に関する具体的な講義をお願いする予定である。また、特定の対象分野に偏ることのないように、民事、刑事、公設事務所、インハウス等、様々な事柄を取り上げて行きたい。
　なお、テーマにもよるが、具体的な冤罪事件の記録の事前検討や、実際の法律相談を意識したローヤリング（疑似体験）等も試みる。さらにはゲストスピーカーの講義のあと、振り返り、まとめを行い、受講生から当日の授業の理解度を確認する簡単なレポートを提出してもらうこともある。
　これらに対するフィードバックは、その都度あるいは次回の授業の開始時及び最終回（第７回）の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	現代的弁護士論	担当教員による総論的な説明
第 2 回	公設事務所の役割と職務内容	公設事務所所長経験者による講義及びローヤリングの後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第 3 回	インハウス・ローヤーの職務内容	インハウス・ローヤーとして活動中の弁護士による講義及びローヤリングの後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第 4 回	訴訟のＩＴ化	現在、進行中の裁判手続のＩＴ化に関する議論の解説や疑似体験の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第 5 回	刑事弁護士の現状	刑事弁護士人として活動する弁護士による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。なお冤罪事件の記録を事前に検討する。

第６回	弁護士業務の国際化	国際的な業務を行なっている弁護士による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第７回	多様化する弁護士業務	担当教員による、取りまとめ的な講義

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前学習や復習はあくまで本人が授業を有効に活用するために行えば足りる。事前課題の提出等は予定していない。むしろ、授業時間中にいかに集中して、講師の講義内容から、いかに多くのことを学び取るかが重要となる。
他者の話からどれだけ自身のモチベーションを高めることができるかが問われる授業である。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
テキストは特に使用しない。必要な資料は、その都度、配付する。

【参考書】
必要があれば、授業の際に指摘する。

【成績評価の方法と基準】
平常点評価の授業である。ローヤリング等の授業時の態度や講師の話から何を学んだかを判定するための簡単なレポートの内容などに基づく成績評価することを考えている。
以下の割合に基づき評価する。
授業態度、授業での質疑応答　４０パーセント
レポートの内容　　６０パーセント

【学生の意見等からの気づき】
多くの受講生に参加いただいている。現代の多様化した法曹の役割りについて、関心が高いことに改めて気付かされた。ゲストスピーカーの選定について、さらに工夫して行きたい。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【その他の重要事項】
私は公益財団法人日弁連法務研究財団の常務理事をしており、その関係で、現代社会における法曹の使命と役割について研究する機会を有している。その研究成果をもとに、この授業を企画したものである。
なお、私が弁護士として活動する中で培った人間関係をもとにゲストスピーカーをお願いしている。ゲストスピーカーは、それぞれ法曹として多忙な方々であり、日程調整が困難である。そこで、ゲストスピーカーの都合を優先させ、各回の授業の順番を入れ替えることもある。また、場合によっては、日程の変更を行うことがあるので、予め了承して欲しい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
With a social change, the role of the lawyer is going to turn big. It is intended to have a student learning in a law school understand the mission and responsibilities demanded from a modern lawyer. I think about having the first-grader who entered it have the concrete image of the lawyer whom own will carry in the future among other things. Therefore I am going to have the lawyers who are acting as a lawyer be really in charge of a part of the lecture as a guest speaker.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to understand the role of the judicial officer in modern society diversifying, understanding the nature found as a judicial officer, and improvement of the motivation to become a judicial officer.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on class manner, questions and answers (40%), and report problem (60%).

LAW500A2

企業法務入門

高須　順一

単位数：**1 単位**　｜　受講年次：**2～年 (春学期後半**/Spring(2nd half))
備考（履修条件等）：**選択必修**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
法律家に関する一定のイメージを持っている学生を念頭に、新たな法律家の職務の一つである企業法務に関して、全般的な理解を得ることを目的とする授業である。既習者コースに入学した新入生に受講してもらいたい授業である。多様な企業法務について、具体的な内容を理解することができるようになることを目的とするが、それにとどまらず、法曹の職務は、社会のあり方と密接に関わっていることを理解していく。

【到達目標】
現代の企業活動において、法律家が大きな役割を担っていることを学習する。まずは、企業法務の具体的な内容と、その重要性を学ぶことになる。その上で、法曹の仕事は、伝統的な訴訟遂行にとどまるものではなく、社会のあらゆる活動に関与するものであることを具体的に理解できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
何人かのゲストスピーカーをお呼びして、その方の専門分野に関する具体的な講義をお願いする予定である。ゲストスピーカーとしては、企業法務を担当する弁護士や、インハウスローヤーが中心となるが、テーマに応じて、企業法務担当者や経済の専門家にも参加いただく予定である。
なお、テーマによるが単なる講演にとどまることなく、模擬株主総会の実施やＱ＆Ａ方式の授業実施などを行い。さらには、ゲストスピーカーの講義のあと、振り返り、まとめを行い、受講生から当日の授業の理解度を確認する簡単なレポートを提出してもらうこともある。これらに対するフィードバックは、その都度、次回の授業の開始時及び最終回（第７回）の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第１回	企業法務とは	担当教員による企業法務に関する総論的な説明
第２回	契約審査とコンプライアンス	ゲストスピーカーによるコンプラインに関する講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第３回	株主総会運営	ゲストスピーカーによる株主総会運営に関する講義及び模擬株主総会を疑似体験する。その後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第４回	グローバル化対応	企業がグローバル化にどのように対応しているかに関するゲストスピーカーの講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第５回	企業法務の心得	長年、企業法務に関与しているゲストスピーカーによるＱ＆Ａ方式での授業の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。

第 6 回	企業法務における新たな試み	近時の企業法務をめぐる新しい課題についてゲストスピーカーによる講義及び意見交換の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。
第 7 回	弁護士の使命と企業法務	担当教員による取りまとめ的な講義

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前学習や復習はあくまで本人が授業を有効に活用するために行えば足りる。事前課題の提出等は予定していない。授業時間中にゲストスピーカーから多くのことを学んで欲しい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。必要に応じて資料を各回の授業で配付する。

【参考書】
一般的な参考書として以下の書籍が参考になる。
経営法友会企業法務入門テキスト編集委員会編著『企業法務入門テキストーありのままの法務』（商事法務、2016 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点評価の授業である。講師の話から何を学んだかを判定するための簡単なレポートを講師の話の終了後、授業時間終了時までに提出してもらうことを考えている。
以下の割合に基づき評価する。
レポートの内容　　６０パーセント
授業時の質問・発言　４０パーセント

【学生の意見等からの気づき】
ゲストスピーカーの話が具体的な内容であるほど関心が高いことに気付かされた。本年度は、さらに、より具体的な話をしていただく予定である。

【学生が準備すべき機器他】
特にない。

【その他の重要事項】
私は弁護士として、上場企業等の法律顧問をしており、企業法務に関して多年におよぶ実務経験を有している。この経験をもとに授業を実施して行きたい。
なお、私が弁護士として活動する中で培った人間関係をもとにゲストスピーカーをお願いしている。ゲストスピーカーは、それぞれ法曹として、あるいは企業法務担当者等として、多忙な方々であり、日程調整が困難である。そこで、ゲストスピーカーの都合を優先させ、各回の授業の順番を入れ替えることもある。また、場合によっては、日程の変更を行うことがあるので、予め了承して欲しい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
It is the class for the purpose of getting a general understanding of the company's legal affairs that are one of the duties of the lawyer who is new in mind in students having the constant image about the lawyer. It is a class to want the second-grader who entered it newly to take lectures. About a variety of company legal affairs, it is intended to have you understand concrete content, but the duties of the judicial officer want you to understand the social way and a thing concerned with closely without remaining in it.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to understand the concrete contents and importance of company legal affairs, and the work of the judicial officer is the understanding of the thing of every domain of the society.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content
【Grading Criteria /Policies】
Grading will be decided based on class manner, questions and answers (40%), and Report problem (60%).

LAW500A2

英米法

岩田　太

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
英米法では，英米法の特徴である陪審制度，判例法主義，連邦制度などについて解説し，その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします．可能であれば実際の判例（英語）やビデオ教材（英語）などの利用をしつつ，可能な限りアメリカ法の実像に迫りたいと思います．各トピックについては，事前に教材（日本語中心）を準備し，それを読んだことを前提に議論を進めたいと考えています．
・正式な授業の予定を含め連絡事項などは、基本的に学習支援システム上などに掲載し、ダウンロード可能な状態にするので、随時参照してください．

【到達目標】
英米法の特徴である陪審制度，判例法主義，連邦制度などについて正確に理解し，その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします．さらにそのような学習を通じ，日本法及び日本社会を批判的な視点から見つめ直し，相対化できることが最終目標です．

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
英米法においては，ビデオや実際の判例を利用しつつ，英米法の特徴である陪審制度，判例法主義，連邦制度などについて解説し，その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします．報告，提出された課題等に対して、授業内で講評します．

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	下記すべて予定（詳細は初回授業）．以下の予定はあくまでも目安であり，進捗状況によって変更の可能性があります． 1　序	オリエンテーション 外国法を学ぶ意義、その際に必要な姿勢などについて概略する （1）英米法とは何か；（2）なぜ英米法を学ぶのか：比較法，外国法研究の意義；（3）英米法の特徴；
第 2 回	1．序:	ビデオ：合衆国の裁判＆解説
第 3 回	1．序：	（3）英米法の特徴；（4）イギリス法とアメリカ法；（5）一応の目標
第 4 回	2．陪審制度	英米法の最大の特徴の１つである陪審制度について、実際の陪審の評議を映したビデオ教材などを利用しつつ、その制度的特徴および社会的な意義を学ぶ （1）陪審制度の起源および歴史； （2）陪審の制度的枠組み
第 5 回	2．陪審制度	陪審制度：ビデオ：陪審評議の内実（英語）＆解説
第 6 回	2．陪審制度	（3）陪審制の長所・短所；（4）陪審制度から見える英米法の特徴
第 7 回	3．判例法主義	英米における法の基本的形式である判例法について、合衆国最高裁判所の判例に実際にあたりながら、判例法主義のあり様を学ぶ （1）第１次的法源としての判例法； （2）先例拘束性の原理
第 8 回	3．判例法主義	合衆国最高裁判所の判例に実際にあたる
第 9 回	3．判例法主義	（3）先例拘束性の原理の変容：（4）帰納的思考方法
第 10 回	4．私人による法の実現	英米法に特徴的な考え方として、一般市民にとって法を使いやすくしておくことによって、法の利用を促進し、そこから法の目的を実現していこうという発想がみられる。そのような考え方の意義を学ぶ 問題およびビデオ（エリン・ブロコビッチなど）（1）法へのアクセスの拡大：私人による法の実現
第 11 回	4．私人による法の実現	（2）損害賠償の多様性：　懲罰的賠償を中心に；（3）日本法への示唆

第 12 回	アメリカ法の形成：　合衆国憲法を中心に	（1）植民地時代・独立革命；アメリカ法の形成：　合衆国憲法を中心に （1）植民地時代・独立革命；（2）合衆国憲法の成立：　連合国家から連邦制へ；
第 13 回	5．アメリカ法の形成：　合衆国憲法を中心に	（3）違憲立法審査権の成立,（判例：1-3, 7-10 事件）
第 14 回	6．法律家の役割	：ビデオ：合衆国における伝統的な法学教育のあり方 （1）法曹一元：法曹の養成；法律家の役割 （2）裁判官；（3）検察官；（4）弁護士

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
可能な限りアメリカ法の実像に迫るため，事前の教材を入手し準備をした上で，授業に臨んで下さい．授業中にランダムに発言を求めます．本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業開始前にテキストが刊行された場合にはそれを利用する予定です．
『基礎から学べるアメリカ法』（弘文堂，近刊）．

【参考書】
購入不要（図書館などでご参照下さい）
田中英夫『英米法総論　上下』（東大出版会）
樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
伊藤正巳，木下毅，『アメリカ法入門』　（第４版）（日本評論社）
判例集：別冊ジュリスト『アメリカ法判例百選』（有斐閣)
田中英夫編集代表『Basic 英米法辞典』（東大出版会　1993(2800 円) ）
そのほか授業内で適宜紹介します。

【成績評価の方法と基準】
報告，授業参画などの平常点での採点します．配分は，報告４０％，授業での参画度合３５％，提出物２５％です．受講生の人数によっては，報告，授業参画は定期試験に一部ないし全部変更される場合がありますが，その場合は講義当初の参加人数が確定した段階でご説明します．

【学生の意見等からの気づき】
該当なし

【その他の重要事項】
授業の初回で、講義の進め方、試験についてなど説明しますので、初回から参加するようにしてください。なお、上記計画は適宜変更されることがあります。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this class, it will focus on the basic features of Anglo-American law such as the jury system, the case law system, and Federal system in the U.S. by using capital cases as examples.
【Learning Objectives】
The main purpose of this class is to better understand the basic structures of the legal system as a whole including its cultural aspects. It plan to look at recent U.S. Supreme Court decisions and video recordings of actual jury deliberation.
【Learning activities outside of classroom】
Students are expected to prepare each classes by reading assignments for each topic (assignment are mainly written in Japanese but might include English materials. Also, students are expected to print out each assignment and class handout by themselves from this class website. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
The Grading would be basically evaluated by presentation(40%), class participation (35%), assignment (25%) though depnding on the number of students, presentation and class participation may be changed by final exam partly or totally.

LAW500A2

法哲学

大野　達司

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
実定法の理論を理解し、解釈を行う前提として、法に関する、あるいは法の周辺にある問題を考えること。法哲学の基本的考え方を理解し、応用・利用可能にすること。法を対象化してみる視点をも身につけること。各人の現代的諸問題への関心について、一歩踏み込んだ理解を試みること。

【到達目標】
正義や自由に関する基本的な考え方とその論争状況を、現代の法的諸問題にあてはめて考え、自分の意見をまとめる手がかりとして用いることができるようにする。他方、今日、正義や自由・平等などについて何が問題になっているのかを理解する。
また法哲学に限らず、論点を的確に整理し、自分の見解をバランスよく説明し、さまざまな議論の射程とレヴェルをきちんと押さえられるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
少人数なので、分担を決めて、基本的には教科書をもとにそこに示されている論点をまとめ、関連すると思われる判例などを交えて、報告・質疑討論の形をとる。報告は事後に質疑を踏まえて修正してもらい、閲覧可能な状態にするので、それらをもとに、期末の試験に臨んでもらう。対面授業が難しい場合には zoom で実施する。提出課題については、学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	はじめに	授業の進め方の説明、法哲学の基本的考え方の紹介、報告素材の紹介。 ［準備学習等］ 教科書にざっと目を通し、報告第三希望まで選択しておく。
第 2 回	自由１	ドービングは禁止すべきか？ ［準備学習等］ 第１章
第 3 回	自由２	自分の臓器を売ることは許されるべきか？ ［準備学習等］ 第２章
第 4 回	自由３	犯罪者を薬物で改善してよいか？ ［準備学習等］ 第３章
第 5 回	自由４	ダフ屋を規制すべきか？ ［準備学習等］ 第４章
第 6 回	自由５	チンパンジーは監禁されない権利を持つか？ ［準備学習等］ 第５章
第 7 回	平等１	女性専用車両は男性差別か？ ［準備学習等］ 第６章
第 8 回	平等２	同性間の婚姻を法的に認めるべきか？ ［準備学習等］ 第７章
第 9 回	平等３	相続制度は廃止すべきか？ ［準備学習等］ 第８章
第 10 回	平等４	児童手当は独身者差別か？ ［準備学習等］ 第９章
第 11 回	平等５	年金は世代間の助け合いであるべきか？ ［準備学習等］ 第１０章
第 12 回	法と国家１	裁判員制度は廃止すべきか？ ［準備学習等］ 第１１章
第 13 回	法と国家２	女性議席を設けるべきか？ ［準備学習等］ 第１２章

第 14 回　法と国家３　　悪法に従う義務はあるか？
［準備学習等］
第１３章

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
報告者以外は、該当の教科書（など）の部分や、報告者が配布した資料をあらかじめ読み、自分の考え方と不明点をまとめる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
瀧川裕英編著『問いかける法哲学』（法律文化社、2016 年）
住吉雅美『あぶない法哲学』（講談社現代新書、2020 年）。重なる論点も多いのでメインをどちらにするかは初回に決めるが、一方にしかない論点を選んでもよい。上記シラバスは、『問いかける法哲学』をもとにしている。参加者の希望により、法的推論などを素材にした那須耕介・平井亮輔『レクチャー法哲学』法律文化社、2020 年に変更する可能性もあるが、その場合、開講時に指示する。

【参考書】
瀧川・宇佐美・大屋『法哲学』（2014 年、有斐閣）、亀本洋『法哲学』（成文堂）、田中成明『現代法理学』、井上達夫編『現代法哲学講義』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』（法律文化社）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　報告内容（レジュメの完成度、資料調査）　３０％
　報告に対する質問・意見 ２０％
期末における評価
　期末試験（ないしレポート）　５０％

【学生の意見等からの気づき】
該当なし

【学生が準備すべき機器他】
学習支援システムを利用します。報告はパワーポイントでおこない、修正の上アップしてもらいます。対面授業が難しい場合には、zoom を利用し、各自の報告と質疑をオンラインで行います。

【その他の重要事項】
とくにありません。学部で法哲学（あるいは関連する科目）を受講した経験のある人は、どのような授業であったか思い出して、初回に話してください。

【Outline (in English)】
[Course outline] The aim of this lecture is to get a basic understanding about modern theories of legal philosophy. On this understanding, each students choose her or his theme and make reports about topics in actual legal or social problems.
[Learning Objectives] Students can think, analyze and discuss not only legal problems but also social or political problems from the viewpoint of legal philosophy.
[Learning activities] Students other than reporters schould read the relevant literature in advance and clarify their views and questions regarding it.
[Grading Criteria/ Policy] Participants submit a term-end report and evaluate their grades based on normal scores and this report: Presentation:30%, contribution to the class:20%, term-end examination or report:50%

LAW500A2

ドイツ法

日野田　浩行

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
下記の「到達目標」に即して、本授業は、全体を大きく次の４つの部分に分けて講義を進めて行きます。
Ⅰ　統治の基本構造（３回）　憲法の統治機構論に該当する部分ですが、行政法の一般原則である「法律による行政」の原理についても検討します。なお、ドイツやドイツ法の歴史については、自学自習の対象とします。テキスト該当部分（Ⅰ～Ⅲ章）を読んでおいて下さい。
Ⅱ　基本権の保障（５回）　憲法の人権論に該当する部分のうち、自由権の保障を中心に検討します。
Ⅲ　私法と社会法の基本秩序（４回）　私的自治の諸相とその限界の基礎、およびドイツ労働法の特徴をなす共同決定を中心に検討します。
Ⅳ　憲法と刑事法の交錯（１回）　刑法の領域におけるテーマの中から、憲法との関係で注目される判例をピック・アップして検討します。
なお、授業内でインターネットを使用することがあります。

【到達目標】
(1) わが国の法曹をめざす法科大学院の学生諸君が、ドイツ法を学ぶことの意義はどこにあるでしょうか。
まず第一に、日本法の枠組みと論理自体ドイツ法に影響されているところが大きいことをふまえて、日本法の基本原理や理論的枠組み、あるいは個別の解釈論等につき、より深い知見を得られること。第二に、他方で、ドイツ法の制度には日本のそれと異なるものもたくさんあるので、そうした比較法的視座を得ることにより、日本法の特徴をより鋭く捉えることができるようになること。そして、第三に、日本の法律学が直面している課題につき、比較法的見地からの分析を加えることにより、法曹に必要なスキルのうち、特に「創造的・批判的検討能力」を高めること。訴訟代理人が、上告趣意書で原審の解釈等を批判する際などに外国の制度や解釈を援用することはけっこうありますが、たとえば「憲法上の権利」侵害が問題となる事案において、憲法裁判所制を採用するドイツの判例理論が採用している三段階審査の手法が憲法の学界のみならず、法科大学院生の間でもにわかに注目を集めてきていることを考えても、ドイツ法の全体像についての基礎的知識を獲得することの意味は、決して小さくはないと思います。
(2) 以上述べたドイツ法学習の意義を前提として、本授業の到達目標を次のように定めます。すなわち、基礎的な法分野についてのより深い理解や創造的検討能力の涵養に資するドイツ公法・私法の基礎につき、ドイツ連邦共和国基本法が要求する基本的秩序の観点から整理して概説することができるようになること、です。
ただ気をつけなければいけないのは、一国の基本的法秩序は確かに憲法において定められている部分が大きいのですが、法制度というものは、社会の自生的法の形成を通じても確立していくということです。その点については、私的自治の諸相とその限界という形で授業の中にとり入れていくつもりです。
　以上をふまえていえば、本授業のテーマは、ドイツ公法・私法の基礎を、私的自治（ Privatautonomie ）の原理にも配慮しながら、ドイツ基本法の定める基本的秩序の観点から検討していくことです。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、ドイツ連邦共和国基本法が定める統治機構の基本構造を概観する第１・２回授業を除き、各回毎のテーマとの関係で重要な連邦憲法裁判所の判例をとりあげ、具体的な事例との関係での制度の運用や解釈論を意識しながら、講義形式に質疑応答を織り交ぜながら進めてゆきます。テキスト該当部分や検討する判例の評釈等については、下記の「準備学習等」の指示のほか、事前に配布する Assignment sheet の指示に従って、しっかりと準備しておいて下さい。
また、各授業参加者には、指示する授業テーマに関して報告をお願いします。また、それとは別にレポートを作成していただきます（後記「成績評価の方法と基準」参照）。
授業内で行ってもらう研究報告については、他の授業参加を交えた議論もふまえ、教員がコメントを行い、また作成しもらうレポートにも評点のほかコメントを付けて返却することによりフィードバックを行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	Ⅰ　統治の基本構造<１>：政治部門の統治機構概論	EU との関係や連邦制を含むドイツ連邦共和国の政治部門の統治機構につき、基本法が定めるところを概観する。

第 2 回	Ⅰ　統治の基本構造 ＜２＞：司法権と憲法裁判所概論	ドイツにおける司法権の概念や裁判所制度について概説したうえで、連邦憲法裁判所による違憲審査や違憲政党禁止の制度につき、基本的な説明を行う。
第 3 回	Ⅰ　統治の基本構造 ＜３＞：行政法の一般理論	行政法の一般理論のうち、「法律による行政」の原理につき概説したうえで、「法律の留保」原則との関係で連邦憲法裁判所が展開した「本質性理論」について検討する。
第 4 回	Ⅱ　基本権の保障 ＜１＞：一般理論	基本権保障の総論部分のうち、とりわけ第三者効力に関するリュート判決（連邦憲法裁判所 1958 年 1 月 15 日判決）、および国家の基本権保護義務論や実効的権利保障論に関わる判例を検討する。
第 5 回	Ⅱ　基本権の保障 ＜２＞：信仰の自由	信仰の自由の保障につき、十字架決定（連邦憲法裁判所 1995 年 5 月 16 日決定）およびスカーフ判決（連邦憲法裁判所 2003 年 9 月 24 日判決）を中心に検討する。
第 6 回	Ⅱ　基本権の保障 ＜３＞：表現の自由	表現の自由の保障につき、報道の自由と人格権に関するレーバッハ判決（連邦憲法裁判所 1973 年 6 月 5 日判決）を中心に検討する。
第 7 回	Ⅱ　基本権の保障 ＜４＞：集会の自由	集会の自由の保障につき、ブロックドルフ決定（連邦憲法裁判所 1985 年 5 月 14 日決定）を中心に検討する。（同判例は、第１４回授業で扱う事例を検討する際にも前提として重要である。）
第 8 回	Ⅱ　基本権の保障 ＜５＞：職業選択の自由	職業選択の自由の保障につき、薬局判決（連邦憲法裁判所 1958 年 7 月 11 日判決）を中心に検討する。
第 9 回	中間研究報告	第１回～第８回の授業内容につき、各自テーマを決めて研究報告を行い、その内容につき議論を行う
第 10 回	Ⅲ　私法と社会法の基本秩序 ＜１＞：私的自治とその制約	契約の自由の位置づけや意義、およびドイツ民法におけるその制度化につき概観したうえで、連帯保証決定（連邦憲法裁判所 1993 年 10 月 19 日決定）について検討する。
第 11 回	Ⅲ　私法と社会法の基本秩序 ＜２＞：財産権保障とその制限	基本法における財産権保障やドイツ民法における物権法の特徴を概観したうえで、クラインガルテン決定（邦憲法裁判所 1979 年 6 月 12 日決定）、ハンブルク堤防整備法判決（邦憲法裁判所 1968 年 12 月 18 日判決）および砂利採取事件決定（邦憲法裁判所 1981 年 7 月 15 日決定）について検討する。
第 12 回	Ⅲ　私法と社会法の基本秩序 ＜３＞：家族法	ドイツ家族法の特徴を概観したうえで、婚姻名の選択に関する連邦憲法裁判所 2004 年 2 月 18 日判決、期限つき苛酷条項違憲決定（連邦憲法裁判所 1980 年 10 月 21 日決定）、非嫡出子判決（連邦憲法裁判所 1969 年 1 月 29 日判決）について検討する。
第 13 回	Ⅲ　私法と社会法の基本秩序 ＜４＞：労働法の基礎	ドイツ労働法の特徴を概観したうえで、労働者の共同決定権に関する共同決定判決（連邦憲法裁判所 1979 年３月１日判決）について検討する。
第 14 回	Ⅳ　憲法と刑事法の交錯	民衆扇動罪規定に関する NPD 政治集会決定（連邦憲法裁判所 2004 年 6 月 23 日決定）とヴンジーデル集会決定（連邦憲法裁判所 2009 年 11 月 4 日決定）、および堕胎罪に関する第一次堕胎判決（連邦憲法裁判所 1975 年 2 月 25 日判決）を検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１・２回：テキストⅣ章 §1・2、Ⅺ章 §2、Ⅻ章
第３回：テキストⅤ章 §1～3、BVerfGE 33, 303 （BVerfGE とは、Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts（連邦憲法裁判所判例集）の略で、その後の数字は、それぞれ巻と頁を示している。邦語文献として、後掲・『ドイツの憲法判例Ⅰ（第２版）』[以下「憲法判例Ⅰ」という。] 判例番号 46 ）、BVerfGE 49,89 （憲法判例Ⅰ・61 ）
第４回： BVerfGE 7, 198 （憲法判例Ⅰ 24）、BVerfGE 53, 30 （憲法判例Ⅰ・9 ）、
BVerfGE 81,242（後掲・『ドイツの憲法判例Ⅱ（第２版）』[以下「憲法判例Ⅱ」という。] 判例番号 40 ）
第５回：テキストトⅣ章 §3（p.61-68)、BVerfGE 93,1 （憲法判例Ⅱ・16 ）、BVerfGE 108, 282（後掲・『ドイツの憲法判例Ⅲ』[以下「憲法判例Ⅲ」という。] 判例番号 21)、小山剛「第二次スカーフ決定」自治研究 96 巻 1 号（2020）
第６回： BVerfGE 35,202 （憲法判例Ⅰ・29 ）
第７回： BVerfGE 69, 315（憲法判例Ⅰ・40 ）
第８回： BVerfGE 7, 377（憲法判例Ⅰ・44 ）
第１０回：テキストⅥ章 §1～3、BVerfGE 89, 214（憲法判例Ⅱ・6 ）
第１１回：テキストⅥ章 §4、BVerfGE 52,1（事前に資料配付）、BVerfGE 24, 367 （憲法判例Ⅰ・50 ）、BVerfGE 58, 300 （憲法判例Ⅰ・51 ）
第１２回：テキストⅥ章 §5・6、BVerfGE 109, 256 （憲法判例Ⅲ・10 ）、BVerfGE 55, 134 （憲法判例Ⅰ・34 ）、BVerfGE 25, 167（憲法判例Ⅰ・37 ）
第１３回：テキストⅨ章、BVerfGE 50,290 （憲法判例Ⅰ・49 ）
第１４回： BVerfGE 111, 147 （憲法判例Ⅲ・41）、BVerfGE 124, 300（後掲・『ドイツの憲法判例Ⅳ』判例番号 29）、BVerfGE 39,1 （憲法判例Ⅰ・8 ）
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
村上淳一＝守矢健一/ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門 [改訂第９版]』（有斐閣・2018 年）

【参考書】
ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅰ（第２版）』、『同Ⅱ（第２版）』、『同Ⅲ』、『同Ⅳ』（信山社・2003 年,2006 年,2008 年、2018 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　中間研究報告 50 ％
期末における評価
　レポート　 50 ％

【学生の意見等からの気づき】
報告やレポートについては、受講者の人数をも考慮して、課題の設定等、適切なものとなるよう工夫していきたいと思います。

【Outline (in English)】
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to have the knowledge of basic characteristics of German law.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and other materials. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2

法制史

中網　栄美子

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本近・現代法制史を、主として憲法、民法、商法、刑法など主要法典の制定過程を中心に学ぶ。授業の中心は幕末・明治維新以降～現代に至るまでの日本法制史だが、古代・中世・近世の法や裁判についても近・現代と比較する目的で適宜取り上げる。併せて、「司法制度改革」や「差別と法」の歴史についても学ぶ。

【到達目標】
未来の法曹として、過去と現在の関わりを時に客観的に時に批判的に問いながら、日本の法や裁判への理解を深化させ、法的思考力や分析力を培うことを目的とする。
この授業を通じて、
・主要法典の成立過程の概要を理解する
・前近代と近代の裁判の相違を理解する
・現代の法的諸課題を理解する
ことができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は講義を中心に質疑応答・討論を行う。
各回授業終了後はリアクションペーパーの提出を求める。
このほか授業後半の回では各自が 30 分程度の報告（プレゼンテーション）を 1 回行う。
授業内でインターネットを使用し、オンライン上の資料検索や資料紹介を行うことがある。
※ 2021 年は対面授業を予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況により教室での授業が困難となった場合は、ZOOM を利用してのリアルタイム型オンライン授業を実施する。
※提出されたリアクションペーパーに対して、添削・返却する。併せて、授業の初めに、前回の授業で提出されたリアクションペーパーからいくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	法制史入門	法制史とは　～最近の裁判事例から～ ［準備学修等］ 予習課題を別途指示
第 2 回	古代法特論	律令法の継受 ［準備学修等］ テキスト p28～31、 p56～63 及び 77～82
第 3 回	中世法特論	中世法の基本的特徴と裁判制度 ［準備学修等］ テキスト p107～117 及び p124～127
第 4 回	近世法特論	近世法の基本的特徴と裁判制度 ［準備学修等］ テキスト p175～182、 p212～219 及び p222～228
第 5 回	近代の法① （幕末維新）	幕藩体制から近代国家への移行 ［準備学修等］ テキスト p251～257
第 6 回	近代の法② （近代国家形成）	大日本帝国憲法の制定 ［準備学修等］ テキスト p257～268
第 7 回	近代の法③ （不平等条約）	領事裁判と条約改正 ［準備学修等］ テキスト p268～269 及び p281～285
第 8 回	近代の法④ （西欧法の継受）	旧民・商法の起草と法典論争 ［準備学修等］ テキスト p307～311
第 9 回	近代の法⑤ （刑法理論の争い）	旧刑法の制定と現行刑法の制定 ［準備学修等］ テキスト p288～294 及び p359～366
第 10 回	近代の法⑥ （内地延長主義）	植民地の法と法制度 ［準備学修等］ テキスト p335～337
第 11 回	近代の法⑦ （労働者の権利）	社会法の形成 〔準備学修等〕 テキスト p379～384
第 12 回	近・現代の法① （民主主義）	日本国憲法の制定と戦後改革 ［準備学修等］ テキスト p339～350
第 13 回	近・現代の法② （司法制度改革）	陪審裁判と裁判員裁判 法曹養成の歴史 ［準備学修等］ テキスト p353～356 及び p408～409
第 14 回	近・現代の法③ （差別と法）	差別と法 ハンセン病・新型コロナウイルス ［準備学修等］ テキスト p401～402 及び追加プリント

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回授業に該当するテキスト部分を予習する。事前配布資料がある場合はテキストと併せて予習を行う。特に読み方・意味などが不明の歴史・法律用語は各回の授業前に可能な限り調べてくること（調べ物の際の基本検索ツールについては初回授業で紹介する）。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
浅古弘・伊藤孝夫ほか編『日本法制史』青林書院、2010 年
このほか授業でレジュメ・資料を配布する。
※テキスト及び参考書については初回時に説明する（初回時に持参不要）。

【参考書】
川口由彦著『日本近代法制史』（第 2 版）新世社、2015 年
出口雄一ほか著『概説　日本法制史』弘文堂、2018 年
このほか適宜授業で紹介する。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
各回課題及びコメントペーパー 30 %
報告（プレゼンテーション）　20 %
期末における評価（レポート）　50 %

【学生の意見等からの気づき】
「歴史」の授業を「暗記物」ととらえ、覚えることばかり多くて「大変」とか「つまらない」と感じていた学生諸君に「歴史」は貴方の生きる国の、そして貴方自身の過去・現在・未来を「考える」ための授業であることを自覚してもらいたい。
この授業では貴方がこれまで「そういうものだ」と漠然と考えていた、あるいは、「それが常識だ」と信じていた既存の「歴史的事実」を一旦壊し、あるいは揺るがし、再構成する訓練を行うものである。

【学生が準備すべき機器他】
初回授業では各自貸与パソコンを持参し、インターネットに接続できるように準備しておくこと。

【その他の重要事項】
授業前後に質問を受け付けるほか、Ｅメールでの質問も受け付ける。
連絡用メールアドレス等は初回に案内する。

【Outline (in English)】
[Course outline]
This course is for learning the Japanese Modern Legal History, especially about the process of establishing major codes such as the Constitution, Civil Code, Commercial Code, Penal Code etc. The core part of the course is the history of Japanese legislation from the end of the Tokugawa period and the Meiji Restoration to the modern era, But the distinctive aspects of the laws and the legal systems in ancient times, medieval times and early-modern times are also discussed for the comparison with the modern and present times. In addition, we also learn about the history of the "Judicial system reform" and the "Discrimination and law" in Japan.
[Learning Objectives]
The goals of this course are to
[1] understand the outline of the process of establishment of the major codes
[2] understand the difference between pre-modern and modern trials, and
[3] understand present legal issues from those historical backgrounds.
[Learning activities outside of classroom]
Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
[Grading Criteria /Policy]
Your overall grade in the class will be decided based on the following
[1] Term-end Paper: 50%,
[2] Short Reports: 30%, and
[3] Short Presentation: 20%

LAW500A2

立法学

長谷川　彰一

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
現代社会では、時代の変遷に応じて国民の福祉を向上させ、複雑な国民の利害を調整するため、様々な法規範の定立（立法）が行われている。そして、そのように定立された法規範は国民によって遵守されなければならないが、一方で、社会経済情勢の変化に応じて必要な改廃は迅速的確に行われなければならない。このような、法規範の定立や改廃の、意義、内容、手続きなどを理解し、さらに進化させようという試みが立法学である。
本講義では、このような立法学およびその周辺事情を概観する。

【到達目標】
1）学生が、以下のことを理解できるようにする。
① 法とは何か、法令の体系、法令の効力
② 立法政策や立法内容の在り方、立法過程の現状
③ 法律の形式や構造、附則、一部改正、法令用語などの立法技術の要点
④ 地方自治立法や行政立法の仕組み、法令解釈の要点
2）学生が、実際の条例立案に取り組み、立法作業を体得する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
1）本年は、現時点で対面授業を前提とし、次の様な進め方を想定している。
① 各回のレジュメは、原則として授業日の概ね 1 週間前の月曜日までに、学習支援システムの教材欄に掲示するので、各受講生は、それを予習する。
② 各回の授業では、レジュメの講義、質疑、演習などを行う。講義は、レジュメを予習していることを前提とし、レジュメの内容をかいつまんで概説する。演習は、条例立案の演習とし、各人が行う演習と、グループ演習とを行う。
2）Covid-19 の関係でオンライン授業などとなった場合には、授業の変更がありうる。その場合には、その都度、学習支援システムにより提示するので、ご留意いただきたい。
3）一昨年及び昨年に提出を求めていたリアクションペーパーは、本年度は行わない。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回 (4/11)	1）立法学へのいざない 2）法令の効力	1）「法」とは何かや法令の秩序を考察しながら「立法学」の概要を把握する。あわせて、日本の法令の種類や法体系を概観する。 2）法令は、どのように効力を発揮するのか。法令の効力について、把握する。
第 2 回 (4/18)	1）立法事実 2）法律事項	1）法的な制度は、どのような動機で、どのような社会事実を踏まえて、形成されていくか。「立法事実」の理解を通じて立法政策の在り方を考察する。 2）「法律事項」などの立法の要件について考察する。
第 3 回 (4/25)	1）法律案の企画立案 2）演習①（50 分）	1）法律案はどのようにして作成されていくのであろうか。法律案の企画立案の手続きや過程を内閣立法と議員立法について概観し、法律の立案過程を理解する。 2）演習では、具体的な事例で、条例立案の取り組みを経験する。 まず、各人による立案演習シート（1）の作成、提出
第 4 回 (5/9)	1）立法内容 2）演習②（50 分）	1）法律の内容として、どのような事柄が規定されるのであろうか。法律の具体的な規定内容を考察する。 2）グループによる立案演習シート（1）の検討
第 5 回 (5/16)	1）法律の基本形式・構造（配字を含む。） 2）演習③（50 分）	1）そもそも法律はどのような形式で書かれているのであろうか。立法技術の基本として、公布文から署名に至るまでの法律の基本的な構造、配字などを理解する。 2）各人による立案演習シート（2）の作成、提出
第 6 回 (5/23)	1）条の基本形式・構造（文体・用字を含む。） 2）演習④（50 分）	1）条・項・号の基本的な形式、条文の構造、文体、用字などの立法技術を理解する。 2）グループによる立案演習シート（2）の検討
第 7 回 (5/30)	1）附則 2）地方自治立法 3）演習⑤（50 分）	1）立法技術の一環として、附則の規定内容を理解する。 2）地方公共団体の条例や規則を概観する。 3）各人による条例案の作成①
第 8 回 (6/6)	1）法令の制定過程 2）演習⑥（50 分）	1）法律案及び条例案の国会・地方議会提出から、審議、可決・成立、公布、施行までの一連の制定過程を把握する。 2）各人による条例案の作成②、提出
第 9 回 (6/13)	1）法律の一部改正・全部改正・廃止 2）演習⑦（50 分）	1）立法技術の一環として、一部改正・全部改正・廃止などの形式を把握する。 2）提出された条例案のうちいくつかをとりあげ、形式面の検討（全体討議）
第 10 回 (6/20)	1）法令用語① 2）演習⑧（50 分）	1）立法技術の一環として、法令用語を概観する。 2）グループによる条例案・説明資料・発表原稿の検討①
第 11 回 (6/27)	1）法令用語② 2）演習⑨（50 分）	1）法令用語（続き） 2）グループによる条例案・説明資料・発表原稿の検討②、提出
第 12 回 (7/4)	1）法令用語③ 2）演習⑩（50 分）	1）法令用語（続き） 2）各グループにおいて、他グループから提出された条例案などに対する質問の検討、提出
第 13 回 (7/11)	演習⑪	※）各グループから条例案を発表する（他グループからの質問に対する回答を含む。）。 その後、全員で吟味する。
第 14 回 (7/18)	1）行政立法 2）法令の解釈 3）全体の総括	1）法律以外の国の法令の立法内容や立法過程を概観する。 2）法令の読み方・解釈について理解する。 3）講義を総括し、これからの立法のあり方について考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各受講生は、事前にレジュメを予習する。なお、レジュメは、本文と参考資料からなっているが、基本的には、本文を予習することとする 。参考資料は、必要に応じて参照すればよい。講義は、レジュメを予習していることを前提とし、レジュメの内容をかいつまんで概説することとなる。
条例立案の演習のうち、各人によるシートや条例案の作成及びグループによる条例案・説明資料・発表原稿の作成については、適宜、提出を求めるので、授業時間中に終わらなかった場合には、宿題となる。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特にテキストは指定しない。必要に応じてレジュメや資料を準備する。

【参考書】
（実務の基本書）
「新訂　ワークブック法制執務」法制執務研究会　編（ぎょうせい・2007）
「法令用字用語必携」法令用字用語研究会　編（ぎょうせい・2011）
（教官著書）
「改訂　法令解釈の基礎」長谷川彰一　著（ぎょうせい・2008）
「自治立法」松永邦男／長谷川彰一／江村興治　著（ぎょうせい・2002）
（その他の基本的な書籍）
「立法学講義＜補遺＞」大森政輔／鎌田　薫　編（商事法務・2011）
「立法学―理論と実務」大島稔彦　著（第一法規・2013）

【成績評価の方法と基準】
1）成績評価の方法
○ 授業期間中における評価（授業における質疑応答・発言など、立案演習で提出された資料及びその発表）
○ 期末における評価（課題に対するレポート）
2） 成績評価の基準
① 授業における質疑応答・発言など ２０％
② 立案演習で提出された資料及びその発表 ５０％
（各人が作成した立案演習シート（1）・（2）・条例案などを個別評価し、グループで作成された条例案・説明資料・発表原稿などをグループ評価する。）
③ 課題に対するレポート ３０％

【学生の意見等からの気づき】
これまでの講義を踏まえ、知識の量よりも知識に対する理解度や知識を用いた実践的な力を重視する。なお、今年度は、リアクションペーパーは不要とするとともに、講義のスケジュールを一部変更する。

【学生が準備すべき機器他】
講義のレジュメ等は、学習支援システムへの掲示にてデータで配布する。また、授業内でインターネットを使用する場合がある。このため、貸与ＰＣその他のインターネットに接続できるデバイスを準備すること。

【Outline (in English)】
This course introduces the legislative studies to students taking this course. At the end of the course, students are expected to acquire legislative policy making, legislative contents, legislative techniques and legislative process.
Before each class meeting, students will be expected to have read the lecture resume materials. Your required study time to understand the course content is at least four hours before/after each class meeting.
Grading will be decided based on the follwing : in class contribution 20%, materials submitted in the class 50%, term-end reports 30%.

LAW500A2

行政学

西山　慶司

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**1～年（秋学期集中/Intensive(Fall)）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本授業では、国レベルにおける公共管理（パブリック・アドミニストレーション）の仕組みを理解し、行政と受講生の生活との接点を見出せる講義を目指しています。また、NPM などの公共経営（パブリック・マネジメント）がわが国に導入され、その影響は広範囲に及んでいます。本授業では、どのような NPM 型評価の実践や課題が発生しているかについて理解を深める授業を志向しています

【到達目標】
①公共管理に関する基本的な特徴・考え方を習得し、わが国で実践されている行政の現状や課題について理解を深めることができる
②公共経営に関するテーマの情報の収集、分析・考察、解決策をまとめて、発表・議論・総括することができる
③自らが積極的に政府と行政の動向について関心をもつことができる

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
初日と各日の初回は原則講義、残りは受講生による発表とディスカッションを想定しています。初日に発表の担当を決めますので、本テキストを軽く一読しておくことを勧めます。各日の最後に当日の振り返りを実施しフィードバックを行います。なお、進行やテーマは政治・行政の動向などに応じて、弾力的に運用することがあります。また必要に応じて、外部からのゲストを招くこともあり得ます

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	公務員制度	日本官僚制の特徴、キャリアとノンキャリアについて概説します
第 2 回	内閣制度	内閣の特徴、内閣の補佐機構について概説します
第 3 回	行政組織	中央省庁の位置づけ、内部部局について概説します
第 4 回	NPM と評価	NPM をめぐる 2 つの教義、公共部門における 3 つの評価について概説します
第 5 回	開発援助評価	受講生による発表とディスカッション
第 6 回	学校評価	受講生による発表とディスカッション
第 7 回	意思決定	トップダウンとボトムアップ、稟議制について概説します
第 8 回	独立行政法人評価	受講生による発表とディスカッション
第 9 回	自治体評価	受講生による発表とディスカッション
第 10 回	政府立法	国会提出までのプロセス、国会審議対応について概説します
第 11 回	指定管理者評価	受講生による発表とディスカッション
第 12 回	大学評価	受講生による発表とディスカッション
第 13 回	政策評価	受講生による発表とディスカッション
第 14 回	男女共同参画評価	受講生による発表とディスカッション

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
本授業では、論点が数多く存在するため、ディスカッションの時間を増やしたいと思っています。また、受講生は割り当てられたテーマについてまとめたうえで、その内容をアップデートすることを期待します。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします

【テキスト（教科書）】
山谷清志編『公共部門の評価と管理』（晃洋書房、2010 年）

【参考書】
東田親司『現代行政の論点』（芦書房、2012 年）
外山公美 他『日本の公共経営』（北樹出版、2014 年）
真渕勝『行政学 新版』（有斐閣、2020 年）

【成績評価の方法と基準】
授業における発表を 30 %、期末のレポートを 30 %、授業への参加意欲と適切な発言といった授業への貢献度を 40 %として評価します

【学生の意見等からの気づき】
ディスカッションの議論を活発化させることで、より双方向的なコミュニケーションを図っていきたいと思います

【その他の重要事項】
本授業では、公共部門で勤務経験がある教員が、公共管理と公共経営の知識だけでなく、実務上の課題についても講義します。なお、通年で学習する公共管理と公共経営を短期間で集中的に授業するため、授業計画上の一貫性は取れていないように見受けられるかもしれませんが、両者の概念などは融合できるようにしたいと思います

【Outline (in English)】
（Course outline）
This course will cover basic concepts, theories, principles, and practices of public administration/management for students to develop their interest in public issues. In particular, the class is designed as an introduction to the public administration in the central government and will discuss an evaluation of the theoretical and practical issues due to the impact of public management like NPM
（Learning objectives）
Students will deepen their understanding of public administration/management and learn practical applications to solve issues through the series of classes
（Learning activities outside of the classroom）
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours understanding the course content
（Grading criteria/policy）
The grades will be based on a combination of the following
presentation:30%, final essay:30% and in-class contribution:40%

LAW500A2

アメリカ政治論

中野　勝郎

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：**1～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
アメリカ政治の基本的特徴について解説する。合衆国憲法、大統領、連邦議会、裁判所連邦制などの制度的特徴や二大政党の性格について概説し、人種、移民問題、社会福祉政策など、現代アメリカ社会の装填について検討する。

【到達目標】
アメリカ合衆国の政治制度や政策争点について理解するとともに、日本の統治機構や多様な争点について比較考察する視点を獲得することができる。
The goal of this course is to enhance your understanding of the social and political life of the U.S.A.

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」に関連

【授業の進め方と方法】
対面授業でおこないます。
討論においては、教員が行うコメントを通じて、フィードバックをおこないます。
In-person lecture
After each lecture we will have the time for discussion about it.

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	アメリカ政治の現在	近年のアメリカ政治の動向について概説する。
第 2 回	合衆国憲法の構造	合衆国憲法の基本的構造について解説する。
第 3 回	合衆国憲法修正条項	修正条項について解説する。
第 4 回	大統領と連邦議会	大統領制の仕組み、大統領と連邦議会の権限について解説する。
第 5 回	裁判所	裁判所の政治的性格について解説する。
第 6 回	連邦制	連邦制と地方政府の役割について解説する。
第 7 回	二大政党制とイデオロギー	民主・共和両党の性格と、アメリカにおけるリベラル、保守の意味について解説する。
第 8 回	選挙と政策過程	アメリカの選挙制度と、政策決定過程について解説する。
第 9 回	宗教と社会的争点	アメリカにおける政治と宗教の関係について解説する。
第 10 回	ジェンダーとセクシュアリティ	アメリカ政治におけるジェンダーとセクシュアリティの位置づけ一いて解説する。
第 11 回	移民問題	合法移民、不法移民、難民などの問題について解説する。
第 12 回	人種問題	アメリカにおける人種問題と差別の問題について解説する。
第 13 回	市民的自由と社会秩序	銃規制、言論の自由、犯罪者の権利などの問題について解説する。
第 14 回	社会福祉政策	公的扶助、年金、医療保険などアメリカの社会福祉政策について解説する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
教科書の該当部分を読んでおくこと。
Before/after each class meeting, students will be expected to spend to spend 4 hours to understand the course content.

【テキスト（教科書）】
西山隆行『アメリカ政治入門』（東京大学出版会、2018 年）

【参考書】
授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】
期末試験（100%）
Term-end examination:100&

【学生の意見等からの気づき】
日本の政治と比較しながら解説することにしたいと思います。

【Outline (in English)】
This course provides an introduction to the academic study of American politics. We will cover a range of topics, including the institutional structures, such as Congress and the presidency; the activities of political elites; and contemporary debates over such important issues as economic inequality, partisan polarization, racism, and immigration.

LAW500A2

現代的契約関係法

高須　順一

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
現代契約社会において、契約関係法が有する重要性を十分に認識することが授業の内容となる。「民法の現代化」に関する授業である。①契約社会の基本構造、②履行障害法に代表される契約関係に関する一般的規律のあり方、③売買に関する契約、金融に関する契約、不動産に関する契約、現代型契約等の各契約類型ごとの問題点などを具体的に検討する。現代的な契約関係に関する新しい規律が改正債権法に設けられていることを理解する。現代社会における契約関係法理が有する社会的意義、影響を具体的に学ぶことができるようにすることがこの授業の目的である。

【到達目標】
現代契約社会において、契約関係法がどのような機能を有しているかを理解できるようにする。契約の拘束力が重視される現代社会の有り様を実感できるようにする。そのうえで、このような現代的契約関係法に関する、最新の解釈法理を習得して理解できるようにする。
１２１年ぶりの民法の抜本的改正となる改正債権法がすでに成立し、2020 年４月１日から施行されている。債権法改正の目的のひとつが、「民法の現代化」である。この点を十分に認識できるようにする。
なお、債権法の改正内容に関する基本的理解は、すでに民法の授業で行われているので、本授業では、テキストの具体的な例題を通して、債権法改正後の実務的課題について双方向、多方向で検討を加えることとする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
既に改正法が施行されているので、事例検討を通じて具体的な検討を行いたい。テキストを指定するので、そこに掲載される事例の検討を行う。改正債権法の規律を前提とすれば、どのような法律関係になるのかについて、予め検討して授業に臨んでもらいたい。授業では改正法案に基づく新しい契約法の規律が、現行法の規律とどのように異なることになるのかについて、しっかりとした理解をしてもらえるように解説したいと考えている。
テキストに示された課題については、授業の中でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	履行障害法の変容１	パクタ原則に基づく債務不履行損害賠償法理と解除の検討 ［準備学習等］ テキスト 55 頁から 80 頁及び事前配付資料の検討
第 2 回	履行障害法の変容２	危険負担制度の変容と解除との関係の検討 ［準備学習等］ テキスト 81 頁から 100 頁及び事前配付資料の検討

第 3 回	売買契約の現代化	売主の担保責任に関する規律の検討 ［準備学習等］ テキスト 298 頁から 321 頁及び事前配付資料の検討
第 4 回	役務提供契約の現代化	新しい請負契約の規律の検討 ［準備学習等］ テキスト 322 頁から 343 頁及び事前配付資料の検討
第 5 回	金融取引の現代化	差押えと相殺、債権譲渡と相殺に関する具体的事例の検討 ［準備学習等］ テキスト 203 頁から 224 頁及び事前配付資料の検討
第 6 回	法定利率制度の変容	法定利率制度の改正が実務に与える影響の検討 ［準備学習等］ テキスト 12 頁から 32 頁及び事前配付資料の検討
第 7 回	新しい保証法制の規律	根保証の規律の拡大、保証意思宣明公正証書、情報提供義務に関する規律の検討 ［準備学習等］ テキスト 172 頁から 202 頁及び事前配付資料の検討
第 8 回	契約の効力保全に関する法理１	新しい債権者代位権の規律の検討 ［準備学習等］ テキスト 101 頁から 125 頁及び事前配付資料の検討
第 9 回	契約の効力保全に関する法理２	新しい詐害行為取消権の規律の検討 ［準備学習等］ テキスト 126 頁から 151 頁及び事前配付資料の検討
第 10 回	債権譲渡取引の現代化１	新しい債権譲渡法制の検討 ［準備学習等］ テキスト 225 頁から 247 頁及び事前配付資料の検討
第 11 回	債権譲渡取引の現代化２	将来債権譲渡に関する規律の検討 ［準備学習等］ テキスト 248 頁から 269 頁及び事前配付資料の検討
第 12 回	定型約款の規律	定型約款の規律の内容及び取引社会に与える影響の検討 ［準備学習等］ テキスト 270 頁から 297 頁及び事前配付資料の検討
第 13 回	時の経過に関する規律の現代化	新しい消滅時効法制の検討 ［準備学習等］ テキスト 33 頁から 54 頁及び事前配付資料の検討
第 14 回	現代的契約関係の特徴とこれをめぐる議論	現代的契約関係論の紹介と改正債権法の残された課題［準備学習等］ テキスト 334 頁から 365 頁及び事前配付資料の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの該当頁及び毎回、事前配布する資料については、目を通しておく必要がある。とりわけ、テキストの当該部分の説例については解答の道筋を事前に検討しておくことが望ましい。また、授業を通じて関心が生じた事柄については、自ら文献にあたるなどすれば、より学習効果が向上する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

道垣内弘人・中井康之編著『債権法改正と実務上の課題』有斐閣、2019 年をテキストとして使用する。

さらに、理解の手助けとして事前配布資料を用意する予定である。

【参考書】

利用は任意であるが、改正債権法に関する以下の書籍を参考書とする。

１．筒井健夫・村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』商事法務、2018 年

２．潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』きんざい、2017 年

【成績評価の方法と基準】

①現代取引社会における契約の重要性に関する理解が正確か否か
②契約の拘束力に関する明確な認識を持ち得るか否か
③債権法改正に基づく影響を正確に理解しうるか否か
　等を評定の基準とする。

授業期間中における評価（平常点）
　授業中の質疑応答３０％
期末における評価
　定期試験 ７０％

【学生の意見等からの気づき】

現代的事象に関わる授業であるため、馴染みのない事柄も多いようである。平易かつ具体的な授業を心がけたい。また、改正債権法の理解の手助けとなる授業としたい。

【学生が準備すべき機器他】

特にない。

【その他の重要事項】

平成の大改正と言われ、多くの法律が改正されている。その中でも今回の債権法の改正は、１２１年ぶりの民法の抜本的改正であるというのみならず、民法の現代化という重要課題に直結する問題である。新しい契約法の要諦を学習するという意識をもって授業に臨んでほしい。

なお、担当教員は、2009 年から 2015 年まで開催された法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事として債権法改正作業に直接に関与した。また、改正債権法成立後は、司法研修所や全国の弁護士会等において数多くの研修講師を務めている。その経験を生かした授業を実施する予定である。

【Outline (in English)】

【Course outline】

In modern contract society, it becomes the contents of the class to have you recognize the importance that contract-related law has enough. It is a class about "the modernization of the civil law". At first, I examine the problems every each contract type such as type contracts concretely in a contract about the way, ③ buying and selling of the general rules about contract relations represented by, ① contract social fabric, ② observance of a contract obstacle law, a contract about the finance, a contract about the real estate, the present age. I understand that であり, the new rules about modern contract relations are established in a new law. It is a purpose to learn social significance, the influence that a contract-related principle of law in modern society has concretely.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to understand that it is characterized by the modern society where the binding force of the contract is focused on, the acquisition of the latest interpretation principle of law, and understanding of the meaning of the modernization of the civil law.

【Learning activities outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours understanding the course content

【Grading Criteria /Policies】

Grading will be decided based on Class manner, questions and answers (30%), and regular examination (70%).

LAW500A2

債権回収法

大中　有信

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：2～**年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民法上の金銭債権は，実体法上の権利として，請求力，掴取力，給付保持力を有する。したがって，債権者はこれらの権能のうち請求力と掴取力を行使して債権回収を図るが，請求に対する任意の弁済がえられず債務不履行状態に陥った場合の救済方法としては，手続法である民事執行法上の強制執行による回収を図ることになる。さらに進んで，債務者が支払不能に陥った場合は，倒産処理にかかる法制度によって回収を図ることになるが，このような状況下では，単独の債権者と債務者の関係でのみでは問題を処理することはできず，債権者集団の満足の最大化という観点を中心におくことになる。単なる債務不履行から，支払不能に至る諸段階の中で，実体法上の債権は，手続きと手続法による実体法規範の変更によって，様々な変容を被る。
手続法による実体法の変容の現象形態とその正当化原理がどのようなものであるか，個別の回収対象ごとに具体的な考察をおこなうことで，債権回収という観点から見た，実体法および手続法の総合的な理解を深めることがこの授業の目的である。

【到達目標】
この講義は，主として民法上の債権の物的・人的担保および債権の効力，債権の消滅並びに多数当事者の債権関係に関する諸規定のうち金銭債権の回収に関わる制度と関連する民事執行法，倒産処理法（破産法，会社更生法，民事再生法等）の諸制度における債権の処遇の比較を通じて，債権を回収するに際して生ずる法律問題群を明確に理解することが目標である。
このことを通じて，債権回収という機能的観点から見た，実体法と手続法のより立体的な理解に到達する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
一応講義形式ではあるが，比較的複雑な具体的事例を中心にして，与えられた設問に解答を与える中で，主要な判決例，民法，民事執行法，倒産処理法の制度の内容について理解を深めて行く。
第 1，2 回において，導入として債権回収法というコンセプト自体について解説するとともに，民法以外の関係諸制度の概要について概観する。
第 3 回以降は，個別の回収についての問題群を，債権回収対象ごとに大きく，I. 金銭債権を対象とする債権回収（第 3 回～第 6 回），II. 動産を対象とする債権回収（第 7 及び第 8 回），III. 不動産を対象とする債権回収（第 9 回～第 11 回），IV. 保証による債権回収（第 12 回～第 14 回）に分けて検討する。設問については，適宜質疑応答を行うから，事前に配布する教材の事案を，判例集，教科書等を参考にしながら，各自検討したうえで受講していただきたい。
また授業中に指示する課題等に対して，授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	債権回収法の意義と視角（その 1）	債権回収法の対象，債権回収における実体法と手続法の関係 ［準備学習等］ 教材の検討
第 2 回	債権回収法の意義と視角（その２）	民事執行法，倒産処理法の概要 手続法による実体法の変容とその分析視角 債権回収と「私的整理」および「私的整理ガイドライン」の意義
第 3 回	金銭債権執行による債権の回収	金銭債権執行の構造，金銭債権執行による債権の回収，金銭債権執行と債権者代位権による債権の回収
第 4 回	倒産手続きにおける否認と詐害行為取消権	否認と詐害行為取消権の対比，個別構成要件の比較，個別債権についての優先的債権回収とその正当化
第 5 回	債権譲渡	指名債権債権譲渡の対抗要件構造，特例法による登記，集合債権譲渡担保とその効力，倒産手続きにおける集合債権譲渡担保の効力
第 6 回	相殺	相殺による債権回収の概要，差押えと相殺についての債権回収的視角からする文責，相殺の担保的機能を巡る倒産処理法における処遇
第 7 回	集合動産譲渡担保	動産執行の手続き，集合動産譲渡担保の性質と意義，集合動産譲渡担保の実行手続，倒産処理における集合動産譲渡担保の処遇
第 8 回	動産売主の代金債権回収	売主の代金債権回収方法の概観，執行手続における代金債権回収，倒産処理における代金債権の処遇
第 9 回	占有による執行妨害	占有による執行妨害と執行法上の対応，執行妨害に対する実体法上の対応，執行妨害に対する倒産法上の処遇
第 10 回	不動産の果実を対象とする債権回収	賃貸不動産からの債権回収，抵当権による物上代位，不動産収益執行制度，賃貸不動産の倒産処理法における処遇
第 11 回	抵当不動産の任意売却	抵当不動産の売却，代価弁済と抵当権消滅請求，倒産手続きによる抵当不動産の譲渡
第 12 回	弁済による代位と共同抵当	弁済による代位の法的性質，共同抵当における負担の割り付け， 弁済による代位と法定代位権者の負担割合，一部弁済と個別執行の関係，一部弁済による代位と倒産処理法
第 13 回	主債務者の免責と保証	主債務者の免責と保証，付従性との関係，倒産処理法における主債務者の免責と保証，私的整理における主債務者の免責
第 14 回	機関保証と特約	協会保証の契約複合類型，保証人間の特約，保証人と債権者との特約

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に配布するプリント教材にあげられた問題について解答を検討する。本授業の準備学習・復習時間は各回予習 2 時間，復習に 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
事前に配布するプリント教材
高須・木納・大中編著『事案分析　要件事実―主張整理の基礎』（弘文堂，2015 年）

【参考書】
講義中に指示する

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
予習課題に即した授業内での質疑応答についての評価をおこなう　10 %
期末試験
期末に課す事例式問題を出題内容とする試験において，債権を回収するに際して生ずる法律問題についての理解度と表現力を評価する　90 %

【学生の意見等からの気づき】
法的文書の起案に際しての注意点についても，詳細な指示をおこなう。

【Outline (in English)】
Civil law receivables under the Civil Code have claiming power, grasping ability, benefit retention capability as substantial rights. Therefore, the obligee exercises the claiming power and the grasping ability of these authorities to collect the debts, but as a remedy method in the case of arbitrary repayment of the claim can not be obtained and falling into the defaulted state, the procedure law It is planned to collect by force enforcement under the civil execution enforcement law. If we go further and the obligor falls into insolvency, we will try to recover by the legal system concerning the bankruptcy process. Under such circumstances, however, under the circumstances of a single creditor and the debtor only the problem can not be processed and focuses on the viewpoint of maximizing the satisfaction of the creditors group. Under various stages leading from insolvent defaults to insolvency, substantive claims are subject to various transformations due to procedural and procedural law changes to substantive legal norms.
By analyzing the phenomenon form of the transformation of the substantive law by the Procedural Law and its justification principle and concrete consideration for each individual collection target, it is possible to analyze the substantive law and It is the purpose of this lesson to deepen the comprehensive understanding of the procedural law.
Work to be done outside of class (preparation, etc.)-
Students will examine the answers to the questions given in the printed materials distributed in advance. The standard preparation and review time for this class is 2 hours for preparation and 2 hours for review each time.
Grading criteria -
Evaluation during the class period (normal points)
Evaluation of question-and-answer session in class based on preparatory work 10%.
Final exam
A final exam will be given at the end of the semester to evaluate the students' understanding and ability to express themselves on the legal issues that arise in the collection of receivables. 90%

LAW500A2

現代家族の法と手続

野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
法律家のみならず、誰しもが身近に直面する問題として離婚と相続がある。家族法の問題は、金銭的な解決だけではなく、夫婦・親子の情が絡んでいるため、事件を複雑、深刻なものとしている。また、家庭裁判所で審理される少年事件（刑事事件）も講義する。
本講義では、家庭裁判所で審理される刑事事件、家事事件を対象として、それがどのように解決されているのか、を学習するすることを目的とする。

【到達目標】
本講義では、具体的題材をもとに、少年事件、家事事件に関する基本的な知識、具体的問題の解決方法、を体得することを目的とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
事前に示される課題、資料などを目を通し、関係する文献を読むなど準備をし、授業当日においては双方向で質問や議論をする形式で進める。
課題については、次回授業までに添削・返却し、次回授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	少年法概説	少年法の適用事件 少年審判の目的・機能・対象・基本原理
第 2 回	少年事件の受理・調査	事件の受理 事件の調査 当事者の役割
第 3 回	少年審判と弁護活動	観護措置 審判手続と弁護活動 試験観察
第 4 回	終局決定 不服申立	審判不開始・不処分 検察官送致 保護処分
第 5 回	家事調停手続	調停手続の概略 代理人としての活動
第 6 回	家事審判手続 人事訴訟手続	審判手続・人事訴訟手続の概略 代理人としての活動
第 7 回	親族（1）	婚姻関係（日常家事債務、婚姻費用）
第 8 回	親族（2）	離婚事件（離婚原因、財産分与、慰謝料）
第 9 回	親族（3）	離婚事件（親権、養育費）、親子関係
第 10 回	親族（4）	後見制度
第 11 回	相続（1）	相続の効力（相続回復請求権、相続と登記等）
第 12 回	相続（2）	相続の承認、放棄
第 13 回	相続（3）	遺産分割協議、調停、審判
第 14 回	相続（4）	遺言 遺留分

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に示されるテーマ、資料などを目を通し、関係する文献を読むなどして、授業当日において、質問や議論をすることができるように、相応の準備をしてくることが必要になる。本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
教科書は使用しない。
レジュメ・資料については、別途、配布する。

【参考書】
「少年法入門」裁判所職員総合研修所監修（司法協会）
「民法７親族・相続」高橋朋子他著（有斐閣アルマ）

【成績評価の方法と基準】
授業中における評価（平常点）
　授業での質疑応答　２０％
　課題の評価　　６０％
期末における評価
　レポート　　２０％

【学生の意見等からの気づき】
テーマ・授業の進め方などは、学生の意見を取り入れて、柔軟に対応することを心掛けたいと考えている。
実際に取り扱った少年事件、家事事件の苦労、面白さ、やりがいなどを話すことによって、実務に対する興味を持ってもらいたいと考えている。

【Outline (in English)】
There are a divorce and succession as the problem of everyone's facing it close. Feeling as well as money involves the family's problem. Students learn about the boy criminal case at a domestic relations court. The aim of this course is to acquire 1 the basic knowledge about a boy case, the housework case, 2 the solution of problem based on a concrete subject.
The student must prepare about a problem, a document, references. I push forward the class in the form of bi-directionally discuss. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Evaluation (1 questions and answers 20%, 2 evaluation of problems 60%, 3 reports 20%)

LAW500A2

労働法Ⅰ

浜村　彰

単位数：2 単位　｜　受講年次：2～年（春学期授業/Spring）
備考（履修条件等）：選択

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・労働契約法・労働基準法の法理論と実務的法知識および問題を解決する応用力の修得を目的する。各項目について最初に学説判例の概観をし、それを踏まえて事例問題を題材にケース・スタディ方式で労働法理論を学んでいく。とくに労働契約法・労働基準法の主要テーマについて、最高裁を中心とした判例動向を押さえながら、判例学説の議論を学習し、問題を適切に解決する能力を身につける。

【到達目標】
・本授業を受講した院生は、労働法総論として労働法全体の基本的仕組みや労働法の基本理念・原理を踏まえたうえで、昨今の労働法の改正動向を理解することができる。
・各論としては、労働契約法については、労働契約の締結から終了にいたる過程で発生する労働契約をめぐる法的問題を学習することを通じて、採用や配転・出向、就業規則による労働条件の決定と変更、解雇規制などの具体的問題を正確に理解することができる。
・また、労働基準法上の労働時間規制をめぐる問題として、具体的には労働時間の原則、労働時間の弾力化、休憩・休日・休暇に関する法律問題などを正確に理解することができる。
・本授業を受講した院生は、これらの学習を通じて、労働契約法や労働基準法の適用に関する具体的事例問題について、論点を正確に把握し、その点をめぐる裁判実務の現状を踏まえたうえで、適切な解答を記述できる力を身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
・各テーマについて判例学説の到達点を概観する。そして、各テーマに関する事例問題を提示し、その論点の析出と議論の整理を中心としたケース・スタディ方式の授業とする。
・各テーマごとに事例問題を宿題として出し、院生と応答しながら論点整理を行って、それを踏まえた答案を作成する。
・毎回授業で用いる事例問題や資料等は印刷物で配布する。
・提出された課題等に対して、添削・返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	労働法の基本原理と法源	労働法総論として労働法の理念と基本原理および労働法の全体を概観して、この授業の全体の組み立てを説明した後に、契約・就業規則・労働協約・労使慣行等の各種法源の相互関係を理解する。 ［準備学習等］ 授業前に学習支援システムにアップした資料を事前に読んでくること、授業で配布した事例問題の争点整理をしてくること。
第 2 回	労働基準法・労働契約法上の労働者とは	労働基準法・労働契約法上の労働者の概念をめぐる最近の議論の整理とそれを前提とした法適用のあり方を検討する。 ［準備学習等］ 同上
第 3 回	労働契約法上の使用者概念の拡張	労働契約法上の使用者をめぐる最近の議論を整理し、判例法理の到達点を学習する。 ［準備学習等］ 同上
第 4 回	労働契約の終了－解雇	労働契約法の様々な問題のかなめ石となる解雇法制と退職、解雇の金銭解決制度などの労働契約の終了をめぐる法的問題を検討する。 ［準備学習等］ 同上
第 5 回	労働契約の締結	労基法上の労働条件明示義務、採用内定、試用期間などの労働契約の締結をめぐる法的問題を理解する。 ［準備学習等］ 同上
第 6 回	労働契約の期間と有期労働契約の法的規制	労基法上の労働契約の期間に関する規定と有期労働契約をめぐる法的問題を労働契約法の規制を含めて講義する。 ［準備学習等］ 同上
第 7 回	就業規則による労働条件の決定と変更①	労基法上の就業規則法制を踏まえたうえで、労働契約上の労働条件を決定する就業規則の法的性質をめぐる議論と労働契約法上の就業規則に関する規定の意義・内容、その適用をめぐる問題について学ぶ。 ［準備学習等］ 同上
第 8 回	就業規則による労働条件の決定と変更②	就業規則による労働契約上の労働条件の不利益変更をめぐる問題について判例法理を整理し、労働契約法の仕組みを理解するとともに、その他の労働条件変更手段について学ぶ。 ［準備学習等］ 同上
第 9 回	労働契約上の権利・義務	労働契約の主たる権利・義務と個別的労働条件の決定と変更に関して配転・出向を素材に講義する。 ［準備学習等］ 同上
第 10 回	労働基準法上の賃金規制と成果主義的賃金をめぐる法的問題点	労基法上の賃金規制と成果主義的賃金制度などの最近の賃金制度の変容に伴う法律問題を検討する。 ［準備学習等］ 同上
第 11 回	法定労働時間と労働基準法上の労働時間の概念	労働基準法の法定労働時間の原則と例外（適用除外も含む）を整理し、労働時間の概念や起算点をめぐる法律問題を検討するとともに、ホワイトカラーエグゼンプションの導入論議を検討する。 ［準備学習等］ 同上
第 12 回	時間外・休日労働の法的規制と残業義務	時間外労働・休日労働の法的規制の仕組みと残業義務をめぐる学説判例の到達点を学ぶ。 ［準備学習等］ 同上
第 13 回	労働時間の弾力化とみなし労働時間制	変形労働時間制などの労働時間の弾力化措置と裁量労働制などの労働時間のみなし制を学ぶ。 ［準備学習等］ 同上
第 14 回	休憩・休日・休暇	休憩・休日・休暇をめぐる法的規制と判例法理の到達点を学ぶ。 ［準備学習等］ 同上

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・学生は事前に各テーマに関する基本テキストを読んでくること。
・学生は事前に学習支援システムにアップされたレジュメと資料を読んでおくこと。
・学生は宿題として出される事例問題の論点を整理すること。
・学生は事例問題の答案を作成し、提出すること。
・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・特に教科書は指定せず、授業中に配布するプリントと裁判資料を題材に授業を進める。

【参考書】
・労働判例百選（第 10 版）
・労働法の争点（2014 年）
・石田眞・豊川義明・浜村彰・山田省三編『ロースクール演習労働法（第 2 版）』（法学書院）
・なお、初めて労働法を学ぶものは、浜村彰・唐津博・青野覚・奥田香子『ベーシック労働法（第 8 版）』（有斐閣、2020 年）を読んでおくこと。

【成績評価の方法と基準】
・授業期間中における評価（平常点）
　－授業出席時の質疑応答－１５％、練習問題の答案の評価－２５％
・期末における評価
　－定期試験 ６０％

【学生の意見等からの気づき】
・できる限り、学生と討論する時間を確保したい。

【学生が準備すべき機器他】
特になし

【その他の重要事項】
・オフィスアワーについては、適宜応じることとする。

【専門領域と研究業績】
＜専門領域＞
労働法－労働者代表制、労働契約法、労働者派遣法など
＜研究業績＞
『クラウドワークの進展と社会法の近未来』（労働開発研究会、2021 年）、『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022 年）、『ベーシック労働法第 8 版』（有斐閣、2020 年）、『ライフステージと法（第 8 版）』（有斐閣、2020 年）、「脱退の自由」別冊ジュリスト労働判例百選＜第 10 版＞（2022 年）、「クラウドワークという働き方の課題」労働法学研究会報 2723 号（2021 年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和２年度重要判例解説（2021 年）

【Outline (in English)】
· This lecture aims at acquire legal theory and practical legal knowledge of Labor Contract Law/Labor Standards Law and application skill to solve problems. For each item, we first give an overview of the theoretical precedents and learn labor law theory in a case-study manner with the case problem. The goal is to acquire the ability to solve the problem appropriately, especially with regard to major themes of the Labor Contract Law and the Labor Standards Law.
· Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
· Grading will be decided based on seminar report(25%), the quality of performance in the seminar(15%) and examination(60%).

LAW500A2

労働法Ⅱ

浜村　彰

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
· 労働組合法の理論と実務的法知識の習得および問題解決する応用力を修得する。
· 労働組合法以外に、労働法Ⅰで取り上げることのできなかったその他の問題として、労働災害、企業組織の変動および労働者派遣法に関する理論と実務的知識および問題解決の応用力を修得する。

【到達目標】
· 本授業を受講した院生は、労働組合法の主要テーマについて、基本知識を身につけると同時に、具体的ケースについて、正確な論点を抽出し、論点ごとに学説判例の到達点を踏まえながら、最適な法的解決の道筋を導き出し、表現できる応用力を身につけることができる。
· 労働災害や労働者派遣法などの労働法上の特殊な問題についても、基本的知識を修得するとともに、その法制度の仕組みや適用上の問題点を把握し、具体的な事例について最適な解を導き出すことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
· 各テーマについて、学説判例の議論の状況を概観し、事例問題を素材としたケース・スタディ方式の授業とする。
· 事例問題の論点整理を学生と応答しながら整理したうえで、答案の起案についての指導を行う。
· 授業で用いるレジュメと資料は毎回配布する。
· 提出された課題等に対して、添削・返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	労働組合法総論	労働組合法の意義・目的および全体の仕組みを理解したうえで、基本的な事例問題について検討する。 ［準備学習等］ 授業で配布した事例問題の論点を整理し、次回までに解答例を作成してくること。
第 2 回	労働組合法上の労働者・使用者	労働組合法上の労働者の概念と使用者概念の拡張に関する判例法理を学ぶ ［準備学習等］ 同上
第 3 回	労働組合と統制処分	労働組合の組織と運営をめぐる法的問題を解説する。とくに労働組合法上の労働組合の要件である組合の自主性と民主性と労働組合の統制処分について検討する。 ［準備学習等］ 同上
第 4 回	労働組合の組織強制	労働組合の組織強制手段であるユニオン・ショップ協定の法的効力と限界およびチェック・オフについて学習する。 ［準備学習等］ 同上
第 5 回	不当労働行為制度の意義と不利益取扱い	労組法の労働組合保護の中心的制度である不当労働行為制度の意義と労組法 7 条 1 号の不利益取扱いをめぐる学説・判例の議論状況を理解する。 ［準備学習等］ 同上
第 6 回	支配加入	労組法 7 条 3 号の支配介入の成立要件と学説・判例の議論状況を講義する。 ［準備学習等］ 同上
第 7 回	組合活動	企業内組合活動の正当性について、労組法 7 条の不当労働行為と関連付けながら、学説判例の議論の状況を整理する。 ［準備学習等］ 同上

第 8 回	団体交渉	日本における労使協議制と団体交渉制度の法的仕組みおよび労組法 7 条 2 号の団交拒否と誠実交渉義務について検討する。 ［準備学習等］ 同上
第 9 回	争議行為	労働組合の行うストライキ等の争議行為の正当性と刑事・民事免責について学習する。 ［準備学習等］ 同上
第 10 回	使用者の争議対抗行為	使用者の行う争議行為であるロックアウトの正当性と民事免責、賃金請求権の行方について検討する。 ［準備学習等］ 同上
第 11 回	労働協約による労働条件の決定	労働条件決定の仕組みのうち、集団的労働条件決定としての労働協約の法的性質・規範的効力・一般的拘束力について学ぶ。 ［準備学習等］ 同上
第 12 回	労働協約による労働条件の変更	集団的労働条件の変更としての労働協約による労働条件の不利益変更について判例法理と学説の議論を整理する。 ［準備学習等］ 同上
第 13 回	労働災害	過労死などの労働災害とその補償制度、安全配慮義務に関する学説判例の到達点を学習する。 ［準備学習等］ 同上
第 14 回	企業組織の変動と労働契約	企業の合併・事業譲渡・分割にともなう労働契約の承継にあり方について学習する。 ［準備学習等］ 同上

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・各テーマについて参考書として上げた標準的な労働法のテキストを読んでくること。
・事前に学習支援システムにアップされたレジュメや資料を読んでおくこと。
・出題される事例問題の論点を整理してくること。
・事例問題の答案を作成してくること。
・本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・教科書はとくに指定せず、毎回配布されるプリントと裁判資料を題材に授業を進める。

【参考書】
・労働判例百選（第 10 版）
・労働法の争点（2014 年）
・石田眞・豊川義明・浜村彰・山田省三編『ロースクール演習労働法（第 2 版）』（法学書院）
・なお、初めて労働法を学ぶものは、浜村彰・唐津博・青野覚・奥田香子『ベーシック労働法（第 8 版）』（有斐閣）を読んでおくこと。

【成績評価の方法と基準】
・授業期間中における評価（平常点）
　－授業出席時の質疑応答－１５％、練習問題の答案作成－２５％
・期末における評価－定期試験 ６０％

【学生の意見等からの気づき】
・学生と応答する時間をできる限り確保する。

【専門領域と研究業績】
＜専門領域＞
労働法－労働者代表制、労働契約法、労働者派遣法など。
＜主要研究業績＞
『クラウドワークの進展と社会法の近未来』（労働開発研究会、2021 年）、『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022 年）、『ベーシック労働法第 8 版』（有斐閣、2020 年）、『ライフステージと法（第 8 版）』（有斐閣、2020 年）、「脱退の自由」別冊ジュリスト労働判例百選＜第 10 版＞（2022 年）、「クラウドワークという働き方の課題」労働法学研究会報 2723 号（2021 年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和２年度重要判例解説（2021 年）

【Outline (in English)】
・This lecture aims at acquiring the theory of trade union law and practical knowledge of law and acquiring applied skill to solve problem. In addition to the labor union law, as other problems which could not be picked up by Labor Law I, we acquire the theory and practical knowledge on labor accident and corporate organization, the worker dispatching law.
・Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
・Grading will be decided based on seminar report(25%), the quality of performance in the seminar(15%) and examination(60%).

LAW500A2

労働法演習

泉澤　章

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**3 年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
労働法が対象とする分野はとても広く（なにせ，労働者の一生，企業の存立に関わる問題ですから。），それだけに具体的な利害調整はとても複雑です。また，実際に生じた争いを解決する場面の法解釈は，社会情勢と極めて密接に関連しています。その意味で，労働法を学ぶには具体的事例の検討が最も重要だと思います。授業では，
「労働判例百選」を中心に，はじめに指定した重要判例（個別的労働関係，団体的労使関係に一応分けます。）を題材として，実際の労働現場でどのような利益対立があり，それに対して労働法がどのように解釈されて結論が導かれたのか，それは果たして妥当だったのか等々，学生の皆さんと討論しながら理解を深めたいと思います。

【到達目標】
基本的な労働判例における利害関係，争点，規範の定立，具体的処理とその妥当性の検討等を通じて，労働法解釈の実務における応用を学ぶことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
判例百選の該当番号の判例について担当を決め（通常は１人２判例程度），演習の前日までにＡ４版１枚ないし２枚程度のレジュメ（事案の概要，利害関係，争点，規範の定立，具体的処理及び妥当性を要領よくまとめたもの）を作成し，演習時順番に発表してもらいます。その後，学生間で質疑応答の時間をとり，適宜私からの講評を行います。なお、小テストなどの後は、全体の講評をするのと、個別に質問事項があれば個別にも講評します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	労働法演習のすすめ方	労働法分野における判例の意味と位置づけ，学習の方向性 ［準備学習等］ 判例百選（必須）及び基本書（各自使用のもの）を持参
第 2 回	個別的労働関係の重要判例①	個別的労働関係における労働者性と使用者性，採用時の問題 ［準備学習等］ 百選 No.1，2，7，9，10
第 3 回	個別的労働関係の重要判例②	労働者の人格保護・雇用平等，就業規則 ［準備学習等］ 15，17，20，21
第 4 回	個別的労働関係の重要判例③	労働契約上の権利義務 ［準備学習等］ 22，23，25，27
第 5 回	個別的労働関係の重要判例④	賃金に関する問題，労働時間の問題 ［準備学習等］ 29，30，31，33，34，36
第 6 回	個別的労働関係の重要判例⑤	労働時間の問題，労働災害 ［準備学習等］ 38，41，43，44，48
第 7 回	個別的労働関係の重要判例⑥	服務規律と懲戒 ［準備学習等］ 51，53，54，61，62
第 8 回	個別的労働関係の重要判例⑦	雇用関係終了時の問題，非典型雇用 ［準備学習等］ 70，72，75，78，79，81
第 9 回	その他，個別的労働関係における最新重要判例について	配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説 確認テストを行う予定
第 10 回	団体的労働関係の重要判例①	団体的労働関係における労働者性と使用者性，ユ・シ協定，チェックオフ協定 ［準備学習等］ 3，4，82，85
第 11 回	団体的労働関係の重要判例②	労働協約に関する問題 ［準備学習等］ 88，89，90，91

第 12 回	団体的労働関係の重要判例③	争議行為に関する問題 ［準備学習等］ 95，96，97，100，102
第 13 回	団体的労働関係の重要判例④	不当労働行為に関する問題 ［準備学習等］ 104，106，107，108
第 14 回	その他，団体的労働関係における最新重要判例について	配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
担当する判例のレジュメを作成するため，当該判例のみならず，当該判例の原審や原原審判例を調査し，類似判例や最新判例があればそれらについても調査してまとめておく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。
In order to create a resume of the case in charge, not only the case, but also the original case and the original case of the original case are investigated, and if there are similar cases or the latest case, they are also investigated and summarized. The standard preparatory study and review time for this class is 2 hours each.

【テキスト（教科書）】
『労働判例百選』有斐閣・第９版
石田・豊川・浜村・山田編『ロースクール演習労働法』法学書院・第２版

【参考書】
菅野和夫『労働法』第１２版
水町勇一郎『労働法』第６版

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　５０％
期末における評価
　期末試験ないしレポート　５０％
In class contribution:50%
Term-end examination or report:50%

【学生の意見等からの気づき】
２１年度も２０年度に引き続き、コロナ禍でできませんでしたが、演習書などで関連する部分について答案を書かせ，講評することにもう少し時間をとりたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
課題の担当レジュメについてはすべて前日までにメールで送付していただきます

【Outline (in English)】
The field covered by the Labor Law is very wide (because it is a matter related to the life of a worker, the existence of a company), so the specific interest adjustment is very complicated. Also, the legal interpretation of the scene to solve the conflict actually occurred is very closely related to the social situation. In that sense, I think that examining concrete cases is the most important to learn labor law. In the classes, we focus on mainly "labor judicial precedent", with regard to the important precedents (initially designated as individual labor relations and collective labor relations), with regard to what kind of profit conflict is present in the actual workplace , I would like to deepen my understanding while discussing with the students, etc., how the Labor Law was interpreted and how the conclusion was led, whether it was reasonable and so on.

LAW500A2

刑事政策

水野　智幸、野嶋　愼一郎

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
刑事政策は、刑法、刑事訴訟法の授業を補完する意義を有する科目である。教科書（川出敏裕・金光旭「刑事政策」第二版　良い教科書です）に沿って、前半は総論を後半は各論を取り扱う。またビデオ教材を多く用い、制度を具体的にイメージできるようになることを目的とする。
総論では、刑法総論の一部である「刑罰論」、受刑者の改善、社会復帰をめざす「刑事収容施設被収容者処遇法」を、各論では、少年法、医療観察法、組織犯罪処罰法を検討する。

【到達目標】
刑事政策が対象としてきた伝統的な分野である刑罰論と犯罪者の処遇を扱い、これらを支える法律を理解できるようになる。
目先の議論にとらわれ基本的な制度の骨格を見失わないように留意しつつ、これに関連する現代的なトピックにも触れ、また、知見を広めることも重視し、また、法科大学院の授業であることを考慮して、刑事司法制度を支える基本法令の理解を深めることも重視する。
なお、刑法総論では、重要であるにもかかわらず授業時間の関係で刑罰論がどうしても手薄になってしまうので、この刑事政策の授業では、刑法総論の理解にとって必要な部分（短答式試験でも聞かれている）もあわせてカバーする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、講義形式と質疑応答形式を併用する。刑事政策の世界の法律は、法律を見るだけでは運用の現実の姿についての実感が湧かないので、ビデオ教材を多く活用する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	刑事政策の意義と課題 犯罪の情勢	教科書序説、第１編
第 2 回	刑罰　現行制度の概観 死刑の意義と死刑制度をめぐる議論	教科書第３編第１章第１，２節
第 3 回	自由刑の意義	教科書第３編第１章第３節
第 4 回	罰金刑の意義、没収追徴の意義と両者の異同 資格制限・保安処分	教科書第３編第１章第４節
第 5 回	犯罪者の処遇　総論	教科書第３編第２章，３章第１，２節
第 6 回	司法的処遇・施設内処遇	教科書第３編第３章第３節
第 7 回	施設内処遇　総論	教科書第３編第３章第３節
第 8 回	施設内処遇　各論	教科書第３編第３章第３節
第 9 回	施設内処遇　各論	教科書第３編第３章第３節
第 10 回	社会内処遇	教科書第３編第３章第４節
第 11 回	少年の処遇と少年法制１	教科書第６編第１章
第 12 回	少年の処遇と少年法制２	教科書第６編第１章
第 13 回	精神障害者の処遇と医療観察法	教科書第６編第４章
第 14 回	組織犯罪と組織的犯罪処罰法	教科書第６編第２章

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第一回目に指示する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
川出敏裕・金光旭「刑事政策」第２版　成文堂　2018
六法は持参すること（関連法令は膨大で小さな六法に掲載されていないことが多いが、必要に応じて、法文を理解しやすいように加工した教材を用意する。

【参考書】
適宜配付予定。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価　質疑応答 50%
期末における評価　期末レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】
学生の意欲が高まるよう、授業内容を学生の関心にあわせて、適宜、変更することも含め、改善提案はできるだけ生かしたい。ビデオ教材を使うタイミングは難しいものの、具体的にイメージしやすく、理解には有用であることを確認したので、今後も活用したい。

学生に必要な予備知識が備わっていることを前提にして進めると、理解が不足しているためその先の理解も浅くなってしまうと感じているので、必要とされる予備知識についてもきっちりと確認しながら進めるようにしている。

【学生が準備すべき機器他】
特になし

【その他の重要事項】
野嶋も水野も刑事事件の豊富な実務経験を有している。その経験を元にして、具体例なども随時織り込みながら、分かりやすく解説していく。

【Outline (in English)】
This course Criminal Policy complements courses of criminal law and criminal procedure law.Using prescribed Textbook（Kawaide,Kin,Criminal Policy）,this course treats mainly (1) "punishment theory" which is also an essential part of the criminal law,rehabilitation of prisoners based on "Act on Penal Detention Facilities and the Treatment of Inmates and Detainees 2005", and(2) juvenile delinquency, crimes of mentally disabled and organized crime(including yakuza).
Since it is a course of graduate law school,we will focus on the meanings and functions of relevant codes of above mentioned areas(including Penal Code)
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
Grading will be decided based on in-class contribution(50%)and term-end report(50%).

LAW500A2

経済法Ⅰ

石岡　克俊

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義では、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。

【到達目標】
受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考や分析・理論構成ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
事前に公開・配布する講義案に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく。
なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。提出された課題については、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べる。また、イントロダクションとして現代経済における独占禁止法の意義について講義する。
第 2 回	目的と構成	独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。
第 3 回	エンフォースメント	排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限について解説する。
第 4 回	規制の対象・手法及び分析の枠組み	独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。
第 5 回	不公正な取引方法（1）	不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について説明する。
第 6 回	不公正な取引方法（2）	非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを説明する。
第 7 回	不公正な取引方法（3）	競争を望み得ない状況下において行われる不当な行為への法的接近と不当廉売規制について説明する。
第 8 回	不公正な取引方法（4）	不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。
第 9 回	私的独占の禁止	私的独占の行為態様の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。
第 10 回	企業集中行為の規制	合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。
第 11 回	不当な取引制限の禁止（1）	共同行為（不当な取引制限）の行為態様の検討を行う。
第 12 回	不当な取引制限の禁止（2）	諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。

第 13 回	事業者団体に対する活動規制	事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。
第 14 回	過度経済力の集中・高度寡占対策	いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
受講生諸氏は、事前に配布されるハンドアウトおよび図解資料を読み込んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
授業は、講師が事前に公開・配布する講義案を基づいて行う。詳細は初回講義で触れる。なお、舟田正之=金井貴嗣=泉水文雄編『経済法判例・審決百選〔第 2 版〕』（2017 年）及び公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）があれば今後有用便宜である。

【参考書】
予習には、菅久修一編著『独占禁止法』(商事法務)、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂）、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げておく。

【成績評価の方法と基準】
期末試験 80%と平常点（具体的には授業において展開される議論への寄与度）20%で評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】
肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実に努めたいと考えている。

【Outline (in English)】
In this lecture, the overview of the system of antitrust law which occupies the central position of Japanese economic law and the provisions making up it, and through understanding the main points of concern, understanding the fundamental theory of antitrust law and problem solving.
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%、in class contribution: 20%

LAW500A2

経済法Ⅱ

石岡　克俊

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実に生起した/生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く応用力の習得を目指している。

【到達目標】
受講生諸氏が、本講義において取り扱う素材（下記参照）を通して、経済法的な思考と応用可能な分析力や理論構成力を習得することが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
本年は、公正取引委員会が独占禁止法の解釈運用について公表しているガイドラインを素材として、その内容を検討して行く。「経済法 I」でもガイドラインの主要なものについては取り扱うが、ガイドラインそれ自体を検討の対象とすることで、ガイドラインが策定された意図や背景、参考となった判決・審決、策定後の判決等への影響など、今後も独占禁止法の理解に大いに役立つと考える。各素材については、担当者を決め、30-40 分程度の報告をしてもらう。その後、報告者及び講師から指摘された論点について受講者全員で議論する。提出された課題については、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	独占禁止法におけるガイドラインの意義について説明を加えたあと、担当者の割り振りを行う。
第 2 回	流通・取引慣行 GL の検討（パート 1）	テーマ：垂直的制限に関する考え方と違法性の判断基準（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」はじめに・第 1 部（1 ～ 3）〔pp.1-8〕）
第 3 回	流通・取引慣行 GL の検討（パート 2）	テーマ：再販売価格維持行為（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第 1 部第 1 〔pp.9-13〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・66 事件「再販売価格の「拘束」と公正競争阻害性」〔第一次育児用粉ミルク（和光堂）事件〕 ・67 事件「間接の取引先に対する拘束」〔日産化学工業事件〕 ・68 事件「再販売価格・値引き表示・並行輸入品取扱いの制限」〔ナイキジャパン事件〕 ・69 事件「再販売価格の拘束と「正当な理由」」〔ハマナカ毛糸事件〕
第 4 回	流通・取引慣行 GL の検討（パート 3）	テーマ：非価格制限行為（パート 1）（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第 1 部第 2（1 ～ 3）〔pp.14-18〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・65 事件「専売店制の公正競争阻害性」〔東洋精米機製作所事件〕 ・72 事件「販売地域の制限」〔富士写真フイルム事件〕 ・73 事件「全農による系当外ルートによる供給制限」〔全国農業協同組合連合会事件〕 ・74 事件「農協による直売用農産物の出荷先制限」〔大分大山町農業協同組合事件〕

第 5 回	流通・取引慣行 GL の検討（パート 4）	テーマ：非価格制限行為（パート 2）（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第 1 部第 2（4 ～ 6）〔pp.18-22〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・70 事件「横流し禁止・中古品取扱制限の公正競争阻害性」〔ソニー・コンピュータエンタテインメント（SCE）事件〕 ・71 事件「対面販売義務の公正競争阻害性」〔①資生堂東京販売事件，②花王化粧品販売事件〕 ・75 事件「広告における価格表示の制限」〔ジョンソン・エンド・ジョンソン事件〕
第 6 回	流通・取引慣行 GL の検討（パート 5）	テーマ：取引拒絶（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第 2 部第 2 及び第 3〔pp.30-36〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・51 事件「原盤権の利用許諾拒否と共同の取引拒絶の共同性」〔着うた事件〕 ・52 事件「特定工法からの排除と共同の取引拒絶」〔ロックマン工法施工業者事件〕 ・53 事件「低額運賃を抑制する共同の取引拒絶」〔新潟タクシー事件〕 ・54 事件「提携契約の解約と単独の取引拒絶」〔東京スター銀行事件〕 ・55 事件「安売り業者に対する間接の取引拒絶」〔松下電器産業事件〕
第 7 回	流通・取引慣行 GL の検討（パート 6）	テーマ：並行輸入の不当阻害（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第 3 部第 2〔pp.40-43〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・68 事件「再販売価格・値引き表示・並行輸入品取扱いの制限」〔ナイキジャパン事件〕 ・83 事件「輸入総代理店による並行輸入阻害」〔星商事事件〕 ・84 事件「輸入品取引の妨害」〔ヨネックス事件〕
第 8 回	排除型私的独占 GL の検討（パート 1）	テーマ：私的独占の排除行為（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」はじめに、第 1、第 2（「排他的取引」および「供給拒絶・差別的取扱い」）〔pp.1-7,pp.11-17,pp.21-26〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・7 事件「排除型私的独占の要件」〔NTT 東日本事件〕 ・8 事件「排除効果と人為性」〔JASRAC 事件〕 ・9 事件「乳業メーカーによる競争者の集乳活動の排除」〔雪印乳業・農林中金事件〕 ・10 事件「共同のライセンス拒絶による競争者排除」〔ぱちんこ機製造特許プール事件〕 ・12 事件「リベート提供の排除行為該当性」〔インテル事件〕
第 9 回	不当廉売 GL の検討	テーマ：不当廉売（「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」〔全〕、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第 2（「商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」）〔pp.7-11〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・11 事件「差別的廉売による競争者排除」〔有線ブロードネットワークス事件〕 ・59 事件「原価割れ料金と『正当な理由がないのに』の判断」〔都営芝浦と畜場事件〕 ・60 事件「業務提携関係がある場合の原価の算定」〔中部読売新聞社事件〕 ・61 事件「供給に要する費用を著しく下回る対価」〔①シンエネコーポレーション事件、②東日本宇佐美事件〕 ・62 事件「不当廉売における原価の基準」〔ヤマト運輸郵政公社事件〕
第 10 回	排除型私的独占 GL の検討（パート 2）	テーマ：抱き合わせ（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第 2（「抱き合わせ」）〔pp.11-21〕、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第 1 部第 2（7）〔pp.22-23〕） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・63 事件「表計算ソフトと他のソフトの抱合せ」〔日本マイクロソフト抱合せ事件〕 ・64 事件「アフターマーケットにおける抱合せ」〔東芝昇降機サービス事件〕
第 11 回	企業結合 GL の検討（パート 1）	テーマ：企業集中（企業結合）（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・44 事件「結合関係の認定」〔広島電鉄事件〕 ・45 事件「水平型企業結合（1）」〔新日鉄合併事件〕 ・46 事件「水平型企業結合（2）」〔新日鐵・住金合併事件〕 ・47 事件「水平型企業結合（3）」〔JAL・JAS 事業統合事件〕 ・48 事件「非水平型企業結合（1）」〔ASML・サイマー経営統合事例〕 ・49 事件「非水平型企業結合（2）」〔ヤフー・一休株式取得事例〕 ・50 事件「企業結合規制における経済分析の利用方法」〔ファミリーマート・ユニーグループ経営統合事例〕
第 12 回	排除型私的独占 GL（パート 3）および企業結合 GL の検討（パート 2）	テーマ：市場支配力の形成・維持・強化（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」：第 1 公正取引委員会の執行指針および第 3 一定の取引分野における競争の実質的制限および「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 ～第 6） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・2 事件「一定の取引分野」〔シール談合刑事事件〕 ・3 事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（1）」〔多摩談合（新井組）事件〕 ・4 事件「一定の取引分野、競争の実質的制限（2）」〔東宝スバル事件〕 ・5 事件「公共の利益」〔石油価格協定刑事事件〕 ・6 事件「正当化理由」〔日本遊戯銃協同組合事件〕

第 13 回	優越的地位の濫用 GL の検討	テーマ：優越的地位の濫用（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」） 検討事例：『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（2017 年 10 月）より ・76 事件「融資先に対する金融商品の購入強制」〔三井住友銀行事件〕 ・77 事件「納入業者に対する経済上の利益の強要」〔ローソン事件〕 ・78 事件「加盟店に対する見切り販売の制限」〔セブン-イレブン・ジャパン事件〕 ・79 事件「優越的地位の濫用に対する課徴金」〔日本トイザらス事件〕 ・80 事件「納入業者に対する押し付け販売・従業員の派遣要請等」〔山陽マルナカ事件〕
第 14 回	事業者団体 GL の検討	テーマ：事業者団体の禁止行為（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」 検討事例：エアーソフトガン事件【百選 45 事件】東京地裁平成 9 年 4 月 9 日判決、平成 5 年（ワ）第 7544 号損害賠償等請求事件、判例時報 1629 号 70 頁

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
ガイドラインの該当箇所の読み込みと事前に配布する論点ペーパーへの解答準備。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
テキストの解説によらず、どの回にあってもガイドラインの本文に直接当たってもらう。

【参考書】
予習には、菅久修一編著『独占禁止法』（商事法務）、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂）、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げ゛ておく。

【成績評価の方法と基準】
担当した報告の内容（30%）、授業における積極性・寄与度（20%）、試験期間中に実施する記述式試験（50%）によって採点・評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】
肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実に努めたいと考えている。

【Outline (in English)】
Based on the accurate understanding of the system of antitrust law currently occupying the central position of Japan's economic law and the various provisions constituting it.
In order to solve problems, we aim to acquire applied skills to guide practical and reasonable problem solving.
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
Grading and evaluation will be based on the content of the assigned report (30%), the degree of proactivity and contribution to the class (20%), and a written examination (50%) conducted during the examination period.

LAW500A2

民事執行・保全法

萩澤　達彦

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
民事執行及び民事保全制度は、民法などの実体法上の権利を現実社会で実現する手段であるから、実体法の理解と車の両輪の関係にある。特に当事者の意識は、裁判における勝敗だけでなく、そこで得られた結論の実現可能性や、実現に至るまでの時間、労力、費用等を含めた総体の中で形成されるのであるから、この権利実現過程に対する正確な理解がなければ、将来法律実務家になってから、社会の中で私法上の権利を適切に取り扱うことができない。
また、一般の民事訴訟手続が二当事者対立構造を前提として構築されるのに対し、実社会では複数当事者によるパイの奪い合いが行われるのであるから、複数当事者の競合関係に立つ他の当事者との法律関係がいかなる規律をうけるかについて手続的観点から把握することは、権利の実現可能性を理解するうえでもきわめて重要性が高い。
そこでこの講義では、単なる手続の説明にとどまることなく、実体法の理解を前提として、民事執行手続と民事保全手続が実体上の権利を実現するために、どのような助力を与えようとしているのか、その手続の進行中での手続保障や裁判所の後見的機能などがどのように機能しているのか、といった法社会の広がり・ダイナミズムの中で、私法上の権利の実現過程につき理解してもらうことを目的とする。

【到達目標】
本講義における目標は、民事執行手続・民事保全手続の基本構造、基本概念を理解することである。その上で、理論上・実務上問題となっている事項を中心に、実際の裁判例や実務での取扱いの検討を通じて、事案分析能力、法適用能力、個別具体的な事案に対する問題解決能力の獲得を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
講義は配布したプリントか PDF ファイルを基にして行う。なお、講義は通常の体系と異なる順序で実施される。
学期末試験についての解説・講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス 執行・保全の概論・強制履行の意義と方法	導入課題を利用してこの講座の目的を紹介した後、一般債権者が債務名義に基づいて不動産の強制競売を行う場合を概観する。
第 2 回	仮差押え・差押えの意義	差押の効力とその範囲について解説し、私権の実現過程における手続の役割を考察する。
第 3 回	執行機関と動産執行・債権執行の基本構造	まず、執行機関について概観する。次いで、執行文の種類を理解し、承継執行文の存在から既判力・執行力の拡張を位置付け、訴訟承継との関連付けにおいて仮処分の必要性を理解する。
第 4 回	不動産等の引渡し、明渡しの強制執行、動産の引渡の強制執行、意思表示義務の執行	不動産等の引渡し、明渡しの強制執行、動産の引渡の強制執行、意思表示義務の執行を概観する。 ・違法執行と不当執行の違いを理解する。責任財産について理解する。 教科書の第６章（pp ８８-92），第７章（pp93-95），第８章（pp96-102），第９章（pp103-119）を前もって読んでおく。
第 5 回	債務名義の意義と機能	債務名義の意義と機能を概観する。
第 6 回	執行力の主観的範囲、執行文の種類、執行文付与に関する救済	執行力の主観的範囲、執行文の種類、執行文付与に関する救済につき概観する。
第 7 回	担保権の実行の概要（不動産担保競売と担保不動産収益執行を中心として）	不動産担保競売と担保不動産収益執行を中心として、担保権の実行につき概観する。
第 8 回	形式的競売，財産開示制度	形式的競売，財産開示制度につき概観する。
第 9 回	不動産仮差押	不動産仮差押につき概観する。
第 10 回	係争物仮処分	係争物仮処分の各類型につき概観する。
第 11 回	仮の地位を定める仮処分	仮の地位を定める仮処分につき概観する。

第 12 回	民事保全解放金・民事保全手続に要する担保・費用、民事保全における不服申立	民事保全解放金・民事保全手続に要する担保・費用、民事保全における不服申立や取消手続につき概観する。
第 13 回	不動産強制競売・担保不動産競売による売却手続の諸問題	不動産強制競売・担保不動産競売による売却手続に関する実務上の問題を取り上げ検討する。
第 14 回	不動産強制競売・担保不動産競売による売却の効果・配当手続・不服申立	不動産強制競売・担保不動産競売による売却の効果、売得金の配当手続、不服申立手続について概観する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に配布するプリントを講義の前と後に読んでおくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
講義は配布したプリントか PDF ファイルを基にして行うので、特にテキストを指定しない。なお、講義は通常の体系と異なる順序で実施されるため、下記掲載の参考書を適宜参照することを推奨する。

【参考書】
平野哲郎『実践 民事執行法 民事保全法 [第 3 版]』（日本評論社，2020 年）
上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦編『民事執行・保全判例百選　第 6 版』（有斐閣，2020 年）

【成績評価の方法と基準】
期末試験の成績で 100 %評価します。

【学生の意見等からの気づき】
講義中の質疑応答をより活発にするように努力します。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Civil E xecution and Civil Provisional Remedies are the means to realize the real law rights. Without an accurate understanding of the rights realization process, it is impossible to appropriately deal with private law rights in society.
【Learning Objectives】
The goal of this course is for students to have an understanding of the Civil E xecution and Civil Provisional Remedies at the level of passing the bar exam.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least two hours for each class meeting.
【Grading Criteria /Policy】
Grading will be based 100% on the results of the final exam.

LAW500A2

経済法演習

若林　亜理砂

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：3 **年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本演習では、独占禁止法について基本的な内容を理解していることを前提として、独占禁止法について重要な論点を掘り下げた事例研究を行う。

【到達目標】
独占禁止法に対する総合的な理解を深め、具体的な事案の解決能力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
事前に指定した事案について各自が検討及び起案することを前提とする。各自がお互いの起案を読んだ上で授業に参加し、各論点につき議論、検討を行う。提出された課題等に対して、授業内で講評した上で、添削・返却する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	不当な取引制限①	不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（相互拘束）につき検討する。
第 2 回	不当な取引制限②	不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（事業者）について検討する。
第 3 回	不当な取引制限③	不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（競争の実質的制限）について検討する。
第 4 回	不当な取引制限④	不当な取引制限（非ハードコアカルテル）に関する事例（競争促進効果との衡量）について検討する。
第 5 回	不当な取引制限⑤	不当な取引制限（非ハードコアカルテル）に関する事例（公共目的のカルテル）について検討する。
第 6 回	事業者団体の禁止行為	事業者団体による 8 条違反行為に関する事例について検討する
第 7 回	企業結合	企業結合に関する事例につき検討する。
第 8 回	私的独占及び不公正な取引方法①	共同の取引拒絶等に関する事例につき検討する。
第 9 回	不公正な取引方法②	不当廉売に関する事例につき検討する。
第 10 回	不公正な取引方法③	抱き合わせに関する事例につき検討する。
第 11 回	不公正な取引方法④	拘束条件付取引に関する事例（地域制限）につき検討する。
第 12 回	不公正な取引方法⑤	拘束条件付取引に関する事例（販売方法の制限）につき検討する。
第 13 回	不公正な取引方法⑥	フランチャイズに関する事例につき検討する。
第 14 回	まとめ	全体のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に指定する事案につき、各自検討し起案を行う。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。授業開始後、参照文献については受講生と相談したい。

【参考書】
・金井貴嗣ほか編著『独占禁止法（第 6 版）』(弘文堂 2018)
・根岸哲＝舟田正之『独占禁止法概説（第 5 版）』(有斐閣 2015)
・金井貴嗣ほか編著『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号 (有斐閣 2017)
・金井貴嗣ほか編著『ケースブック独占禁止法（第 4 版）』(弘文堂 2019)

【成績評価の方法と基準】
基本は以下のように評価する予定であるが、状況に応じて、学生と相談の上変更する可能性もある。
1. 履修者が 3 名以下の場合
　平常点により評価する。
　(1) 起案の内容　60 %
　(2) 授業貢献度　40 %
2. 履修者が 4 名以上の場合
　(1) 平常点

・起案の内容　30 %
・授業貢献度　20 %
(2) 期末試験　50 %

【学生の意見等からの気づき】
現在の授業形態は学生の方から一応好評をいただいているので、今年度も修正を加えつつ、基本的には従来の方法を継続したい。

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course will explore important legal issues in Japanese Antimonopoly law through case study.　Basic understanding of the Antimonopoly Act required.
【到達目標（Learning Objectives）】
At the end of this course, students are expected to have profound understanding of Japanese Antitrust Act and an ability to prepare documents in practice.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Students are required to write a paper on selected issues for each class.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
In the case of having less than 4 students in a class;
(1) Preparatory paper. 60 %
(2) Class participation (not just attendance) 40 %
In the case of having more than 3 students in a class;
(1) Preparatory paper　30 %
(2) Class participation 20 %
(3) Final exam 50 %

LAW500A2

税法

石井　亮

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義は、租税法に共通する基礎的な事項を理解し、所得税法及び法人税法の構造を体系的に把握することによって、個別の事案において法令解釈を行って自身の頭で帰結を導けるようになることを目的としている。

【到達目標】
学生が、個別の事案において、所得税法及び法人税法の条文操作を行って帰結を導けるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
講義形式で進めることを予定している。講義時には実際の条文に当たることを想定しているので、各授業の該当箇所に関係する法令が掲載された六法を持参されたい。また、必要に応じて、適宜、質疑等を行う。
課題等に関するフィードバックは、毎回の授業においてその都度、行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	租税法の基礎	租税法律主義など、租税法に共通する事項について学習する。 【教科書の該当箇所】 第１編　第２章～第５章
第 2 回	所得の概念と納税義務者	所得税・法人税の基本概念である所得と納税義務者について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第１章、第２章
第 3 回	所得の帰属と所得税の計算構造	実務上も問題となりやすい所得の帰属と所得税の計算構造について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第３章、第４章 第１節
第 4 回	譲渡所得	譲渡所得について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第４章 第２節　８
第 5 回	給与所得と退職所得	給与所得、退職所得について学習する。 第３編　第４章 第２節　５、６
第 6 回	事業所得・不動産所得・山林所得	事業所得、不動産所得、山林所得について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第４章 第２節　３、４、７
第 7 回	利子所得・配当所得・一時所得・雑所得	利子所得、配当所得、一時所得、雑所得について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第４章 第２節　１、２、９、１０
第 8 回	収入金額と必要経費	収入金額と必要経費について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第４章 第３節、第４節
第 9 回	収入金額と必要経費の年度帰属、損益通算と損失の繰越控除、所得控除	収入金額と必要経費の年度帰属、損益通算と損失の繰越控除について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第４章 第５節～第７節
第 10 回	法人税の基本構造、資本等取引、公正処理基準	法人税の基本構造と重要な概念である資本等取引、公正処理基準について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第５章 第１節、第２節１(1)(2)、４
第 11 回	無償取引、寄附金、配当益金不算入	法人税の特徴的な取扱いである無償取引、寄附金、配当益金不算入について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第５章 第２節１(3) ～ (6)、第３節１、第４節４

第 12 回	減価償却・評価損益、役員給与、繰越欠損金	法人税の理解するために必要な減価償却、評価損益、役員給与、繰越欠損金について学習する。 【教科書の該当箇所】 第３編　第５章 第４節１～３、９
第 13 回	税額確定手続	実務上も重要な税額確定手続について学習する。 【教科書の該当箇所】 第２編　第２章
第 14 回	租税争訟手続	行政争訟の一分野である租税争訟手続について学習する。 【教科書の該当箇所】 第２編　第３章・第４章

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前にテキスト（教科書）の関連箇所を条文に当たりながら読んでおくこと。

【テキスト（教科書）】
谷口勢津夫『税法基本講義（第７版）』

【参考書】
金子宏『租税法（第 24 版）』

【成績評価の方法と基準】
平常点は３０％：各人の授業中の応答・発言等を通じた授業への参加などの受講態度を評価対象とする。なお、授業を欠席した場合には，1 回につき，平常点から 1 点減点する。
期末における定期試験７０％。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【Outline (in English)】
The purpose of this course is to enable students to understand the fundamentals common to tax law and to systematically grasp the structure of Income Tax Act and Corporate Tax Act so that they can interpret laws and regulations and draw conclusions in individual cases by themselves.
Students are expected to read the relevant sections of the textbook in advance while referring to the articles.
Ordinary points are 30%: Attitudes toward the class, such as participation in the class through responses and remarks during the class, will be evaluated. If a student is absent from class, one point will be deducted from the normal score for each absence.
Regular examination at the end of the term: 70%

LAW500A2

地方自治法

三好　規正

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
日本国憲法第８章によって保障されている地方自治を具体化するための基本法に相当する法律が「地方自治法」である。本講義においては、この法律を中心に、地方自治にかかわる基本的な法構造を講義する。できるだけ、自治体現場において実際に発生している政治行政の問題なども取り上げながら、理解を深めることとしたい。詳細については、授業計画を参照のこと。
授業は講義を中心に行うが、適宜、主要な裁判例や実例にかかる討議の形式でも進行したい。

【到達目標】
・憲法による地方自治保障の原理を理解することができる。
・地方自治法の基本理念と基本的仕組みを理解することができる。
・地方自治における住民の権利と義務を理解することができる。
・地方分権改革を経た、国・自治体関係の変化について理解することができる。
・国と自治体との紛争解決にかかる理論と判例を理解することができる。
・二元代表制に基づく自治体の統治機構の仕組みを理解することができる。
・自治立法権に関する理論と判例を理解することができる。
・住民訴訟などの自治体争訟の理論と判例を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
講義形式 (オンライン講義も同様) を基本とするが、できるだけ双方向の質疑応答の機会を持ち、授業内容の理解度を深めることができるようにする。重要箇所を空欄としたレジュメを、あらかじめ学修支援システムにアップするので、予習の際、各自で穴埋めをしておくこと。内容を授業内で解説する。授業後は、レジュメ末尾に掲載した理解度チェックの問題を解いて復習すること。次回の授業冒頭で講評・解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	地方自治の本旨と歴史	日本国憲法が保障する地方自治の本旨と歴史、憲法保障学説 ［準備学習等］ 教科書・参考書の該当箇所を読む。
第 2 回	地方公共団体の種類	地方公共団体の種類 ［準備学習等］ 教科書・参考書の該当箇所を読む。
第 3 回	地方公共団体の事務	地方公共団体内部の基本構造、組織、事務・権限配分 ［準備学習等］ 教科書・参考書の該当箇所を読む。
第 4 回	国の関与の仕組み（1）	国の関与の基本原則、基本類型など ［準備学習等］ 教科書・参考書の該当箇所を読む。
第 5 回	国の関与の仕組み（2）	地方自治法上および個別法上の具体の関与の仕組み ［準備学習等］ 同上。
第 6 回	国・自治体間争訟	国地方係争処理制度、地方自治法上の国・自治体間訴訟 ［準備学習等］ 教科書、『地方自治判例百選　第 4 版』該当判例、辺野古新基地建設をめぐる判例を読む。
第 7 回	地方公共団体の組織（1）（議会）	地方議会の仕組み ［準備学習等］ 教科書、『地方自治判例百選　第 4 版』該当判例を読む。
第 8 回	地方公共団体の組織（2）（執行機関）	執行機関 (長、委員会・委員) の仕組み ［準備学習等］ 教科書、『地方自治判例百選　第 4 版』該当判例を読む。
第 9 回	自治立法権（1）	条例制定権の仕組み ［準備学習等］ 教科書・参考書の該当箇所を読む。

第 10 回	自治立法権（2）	自治立法権をめぐる判例と学説 ［準備学習等］ 『地方自治判例百選　第 4 版』の該当判例を読む。
第 11 回	自治立法権（3）	実際に制定運用されている条例の実例と政策法務 ［準備学習等］ 教科書・参考書の該当箇所を読む。
第 12 回	自治財政権	地方財政の仕組み [準備学修等] 教科書・参考書の該当箇所を読む。
第 13 回	住民訴訟（1）	住民監査請求、住民訴訟の類型 ［準備学習等］ 教科書・参考書の該当箇所を読む。
第 14 回	住民訴訟（2）	第 4 号請求の諸問題 ［準備学習等］ 『地方自治判例百選　第 4 版』の該当判例を読む。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
地方自治に関する重要論点については、授業内でできるだけ完結的に理解できるように講義を進める予定であるが、授業時間内だけでは理解が難しい場合もあるため、授業で配布するプリント等 (学修支援システムに教材としてアップする資料) の内容を、毎回よく確認・復習すること。受講生の皆さんは、日頃から、行政や地方自治に関わる情報について、新聞記事やニュースなどを通じて感度を高めて欲しい。また、地方自治法は、行政法の行政組織法の一分野であり、行政法の基本的知識も不可欠であるため、行政法の復習もあわせて行い、知識を再点検してもらいたい。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・宇賀克也『地方自治法概説　第 9 版』（有斐閣、2021 年）、税別 3,200 円
・磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選　第 4 版』（有斐閣、2013 年）、税別 2,476 円
・令和 4 年版六法 (出版社不問。なお、地方自治法は頻繁に改正されるため、直近版の六法を用意しておくことが不可欠である。)

【参考書】
・村上順・人見剛・白藤博行編『新基本法コンメンタール　地方自治法』（日本評論社、2011 年）、税込 5,170 円
・総務省ホームページ
(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/index.html)

【成績評価の方法と基準】
評価割合は、以下のとおりである。期末試験の結果に基く評価を基本とし、授業における質疑応答況、小テスト等も加味した総合評価とする。ただし、オンライン授業を余儀なくされる場合には、代替レポートによる評価とする。
・期末試験又はレポートにおける評価　７０％
・授業における質疑応答等の評価　　３０％

【学生の意見等からの気づき】
今年度から初めて本学の授業を担当するため、学生意見等については不明であるが、以下の点に留意して授業を進めていきたい。
①法制度についての基本的論点を中心に講義しつつ、できるだけ主要判例や実際に発生した事例を示して、具体的に問題についても解説すること。
②時事的な問題等が新しく生じた場合には、できるだけこれを取り上げ、学習した内容を適用・応用して考えていくこと。

【学生が準備すべき機器他】
安定した受信環境を備えたパソコン。

【その他の重要事項】
【実務経験のある教員による授業】
県庁において 20 年間の勤務経験あり (総務部市町村課、土木部河川課、県教育委員会等に勤務)。自治体職員としての経験をふまえ、実務的な観点も交えて地方自治制度について講義していきたい。

【Outline (in English)】
The Constitution of Japan (JC) guarantees the local autonomy (CHAPTER VIII. LOCAL SELF-GOVERNMENT). This is a fundamental question concerning the governance structure of the state and basic human rights security of the people. According to the JC Article 92. “Regulations concerning organization and operations of local public entities shall be fixed by law in accordance with the principle of local autonomy.” In this lecture we study about “what is the principle of local autonomy ? ” from the point of administrative law.
I would like to deepen your understanding while taking up the actual problems. More See the lesson plans please.
Although classes are mainly focused on lectures, we will also make progress in discussion forms related to major cases or examples while confirming basic knowledge of administrative law as appropriate.
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be for hours for a class
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 70%、in class contribution: 30%

LAW500A2

知的財産法Ⅰ

武生　昌士

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
知的財産法は，近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では，知的財産法の中でも著作権法に焦点を当て，判例を中心にその基礎的な体系的理解を得ることを目的とする。

【到達目標】
著作権法について，制度全体についての一通りの体系的理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより，今後著作権法に関する問題に直面した際に，自分で調査し考えることができるだけの基礎的素養を涵養することを目標とする。
より具体的には，第一に，著作権法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し，その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。
第二に，著作権法が問題となる具体的な事例（紛争）について，著作権法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）こととなるのかを，判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
この授業では，知的財産法の中核を担う法律のひとつである著作権法について，文化の発展に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを，具体的な裁判例にも触れながら，講義形式で一通り説明していく。下記授業計画に示した形での講義を予定しているが，順序や内容については必要に応じ変更する可能性がある。特に，受講者が既に学部で著作権法を履修済みの場合，講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とする予定である。詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。
定期試験については，解説期間においてフィードバックを行う予定である。その他，メール・学習支援システムなども活用しつつ，フィードバックは必要に応じて随時行うようにしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・知的財産法の概要	本講義の概要説明，知的財産法の全体像 ［準備学習等］ テキスト第 1 編第 1 章・第 2 章（2～15 頁）
第 2 回	著作権法総説・権利の客体 (1)	著作権法の概要，著作物の定義（総説） ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 1 章・第 2 章（182～194 頁）
第 3 回	権利の客体 (2)	著作物の定義（創作性要件など） ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 2 章（194～201 頁）
第 4 回	権利の客体 (3)	著作物の具体例，特殊な問題など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 2 章（201～205 頁）
第 5 回	権利の主体	著作者の認定，職務著作，映画の場合など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 3 章（206～217 頁）
第 6 回	著作者人格権	公表権・氏名表示権・同一性保持権など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 5 章（260～272 頁）
第 7 回	著作権 (1)	各支分権について ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 4 章（218～233 頁）
第 8 回	著作権 (2)	著作権の制限 ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 4 章（234～254 頁

第 9 回	著作権 (3)	保護期間など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 4 章（255～259 頁）
第 10 回	著作権に関する取引	著作権の譲渡、利用許諾など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 8 章（301～315 頁）
第 11 回	著作隣接権	実演家の権利など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 6 章（273～281 頁）
第 12 回	侵害と救済 (1)	侵害成立のための要件（依拠性・類似性），みなし侵害など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 7 章（282 頁～293 頁）
第 13 回	侵害と救済 (2)	民事的救済（差止め・損害賠償など）及び刑事罰など ［準備学習等］ テキスト第 3 編第 7 章（293 頁～300 頁）
第 14 回	まとめ	講義全体の総括

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストの予習のほか，各回の終了時に次回までに予習すべき資料（論文・裁判例等）を指定する場合があるので，一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法』（有斐閣，2018）。

【参考書】
島並良ほか『著作権法入門〔第 3 版〕』（有斐閣，2021），田村善之『知的財産法〔第 5 版〕』（有斐閣，2010），中山信弘『著作権法〔第 3 版〕』（有斐閣，2020），小泉直樹ほか編「著作権判例百選〔第 6 版〕」（有斐閣，2019）など。
詳細は開講時に改めて，また授業中にも適宜，指示する。

【成績評価の方法と基準】
授業での質疑応答 30 %，期末試験 70 %。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
講義資料は各回の冒頭に配布するほか，学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードすることも検討している。

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course covers the basics of Copyright Law of Japan with attention to fundamental case law.
【到達目標（Learning Objectives）】
By the end of the course, students should be able to :
― Demonstrate knowledge and understanding of Copyright Law System
― Apply Copyright Law principles to real problems.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ：
Term-end examination (70%), in class contribution (30%).

LAW500A2

知的財産法Ⅱ

武生　昌士

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
知的財産法は，近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では，知的財産法の中でも特許法に焦点を当て，判例を中心にその基礎的な体系的理解を得ることを目的とする。

【到達目標】
特許法について，制度全体についての一通りの体系的理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより，今後特許法に関する問題に直面した際に，自分で調査し考えることができるだけの基礎的素養を涵養することを目標とする。
より具体的には，第一に，特許法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し，その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。
第二に，特許法が問題となる具体的な事例（紛争）について，特許法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）こととなるのかを，判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
この授業では，知的財産法の中核を担う法律のひとつである特許法について，産業の発達に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを，具体的な裁判例にも触れながら，講義形式で一通り説明していく。下記授業計画に示した形での講義を予定しているが，順序や内容については必要に応じ変更する可能性がある。特に，受講者が既に学部で特許法を履修済みの場合，講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とする予定である。詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。
定期試験については，解説期間においてフィードバックを行う予定である。その他，メール・学習支援システムなども活用しつつ，フィードバックは必要に応じて随時行うようにしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・知的財産法の概要	本講義の概要説明，知的財産法の全体像 ［準備学習等］ テキスト第 1 編第 1 章・第 2 章（2～15 頁）
第 2 回	特許法の概要・権利の客体 (1)	特許法の全体像，発明の定義（自然法則の利用要件） ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 1 章・第 2 章（18～31 頁）
第 3 回	権利の客体 (2)・特許の要件 (1)	発明の定義（その他の要件），特許要件（新規性・進歩性） ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 2 章（32～53 頁）
第 4 回	特許の要件 (2)	特許要件（先願・拡大先願など） ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 2 章（54～60 頁）
第 5 回	権利の主体 (1)	発明者，特許を受ける権利，共同発明，冒認出願に対する救済など
第 6 回	権利の主体 (2)	職務発明など ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 3 章（69～77 頁）
第 7 回	権利取得の手続	出願，出願公開，審査，補正など ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 4 章（78～91 頁）
第 8 回	審判・審決取消訴訟	各種審判及び審決取消訴訟の目的と概要 ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 5 章（92～106 頁）
第 9 回	特許権 (1)	特許権の内容・存続期間など ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 6 章（107～109 頁，140～143 頁）

第 10 回	特許権 (2)	特許権の制限，法定通常実施権など ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 6 章（127～140 頁）
第 11 回	特許権に関する取引	特許権の譲渡，専用実施権，通常実施権など ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 8 章（163～179 頁）
第 12 回	侵害と救済 (1)	文言侵害・均等侵害・間接侵害など ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 6 章（110～127 頁）
第 13 回	侵害と救済 (2)	抗弁事由，民事的救済など ［準備学習等］ テキスト第 2 編第 7 章（144～162 頁）
第 14 回	まとめ	講義全体の総括

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
テキストの予習のほか，各回の終了時に次回までに予習すべき資料（論文・裁判例等）を指定する場合があるので，一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法』（有斐閣，2018）。

【参考書】
田村善之『知的財産法〔第 5 版〕』（有斐閣，2010），小泉直樹『知的財産法』（弘文堂，2018），中山信弘『特許法〔第 4 版〕』（弘文堂，2019），島並良ほか『特許法入門〔第 2 版〕』（有斐閣，2021），小泉直樹・田村善之編「特許判例百選〔第 5 版〕」（有斐閣，2019）など。
詳細は開講時に改めて，また授業中にも適宜，指示する。

【成績評価の方法と基準】
授業での質疑応答 30 %，期末試験 70 %。

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【学生が準備すべき機器他】
講義資料は各回の冒頭に配布するほか，学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードすることも検討している。

【Outline (in English)】
【授業の概要（Course outline）】
This course covers the basics of Patent Law of Japan with attention to fundamental case law.
【到達目標（Learning Objectives）】
By the end of the course, students should be able to :
— Demonstrate knowledge and understanding of Patent Law System
— Apply Patent Law principles to real problems.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ：
Term-end examination (70%), in class contribution (30%).

LAW500A2

消費者法

桜井　健夫

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業の概要：　民法を消費者法の視点から捉え直したうえ、消費者取引形態の切り口（特定商取引法の対象取引、割賦販売法の対象取引、インターネット取引）、消費者取引対象の切り口（消費者信用、金融商品、動産、不動産、医療サービス）で構成された各回のテーマごとに、判例等を素材としたケースについて、そのテーマに必要な法知識を前提に、結論に至る道筋を考えていく。
授業の目的：　民法等の基本法の知識を土台として、消費者法（消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、その他多数の法律）についての知識を修得し、実務に応用する力を身につける。

【到達目標】
消費者問題の実情を把握し、消費者法の基本的な内容を理解したうえ、具体的ケースへの適用を通じて、法的思考力、法的判断力、法的批判力、法的展開力を身につける。同時に、民法の基礎知識（特に意思表示、契約、不法行為）を再確認し、その応用力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
消費者法の基礎知識については、教科書等による予習を求め、授業では、そのテーマの要点を講義した上、判例等を素材としたケースで、民法、消費者法の具体的な適用につき質疑、討議する方法をとる。毎回、授業の開始時に前回テーマについて小テストを行って理解と記憶の定着を確認し、必要なフィードバックを行う。（授業内でインターネットを使用することがある。）。弁護士としての実務経験を活かし、具体的問題解決に向けた視点も解説する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション・消費者法総論	①消費者問題とは何か／②消費者問題の歴史／③消費者法とは何か／④消費者基本法／⑤消費者庁関連３法／⑥事例：民商法の形式的適用では不当な結果となる事例 ［準備学習等］（参考書１の対応する章）第１章
第 2 回	消費者と契約１	①契約の拘束力についての民法の原則／②契約の存在・不存在／③契約の成立・不成立／④無効（公序良俗違反等）／⑤取消し（錯誤、詐欺、脅迫等）／⑥信義則による拘束力修正／⑦拘束力を問題とせずに損害賠償で解決（取引型不法行為）／⑧事例：原野商法事例 ［準備学習等］第２章、第３章
第 3 回	消費者と契約２（消費者契約法）	①取消し範囲の拡大（消費者契約法）／②無効条項の拡大（消費者契約法）／③事例１：誤認類型／④事例２：困惑類型／⑤事例３：無効条項（学納金返還訴訟）／⑥消費者団体訴訟制度の概要／⑦集団的消費者被害救済制度の概要／⑧差止め請求事例 ［準備学習等］第４章
第 4 回	消費者と契約３（取引型不法行為）	①契約でなぜ不法行為責任？ ／②不法行為の要件と取引型不法行為の特徴／③事例：外国為替証拠金取引事例 ［準備学習等］第５章
第 5 回	特殊取引（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、継続的役務提供契約、業務提供誘引販売、連鎖販売、訪問購入）	①特商法の概要解説／②訪問販売とクーリングオフ／③通信販売と広告規制／④継続的役務提供契約と中途解約／⑤事例：継続的役務提供契約中途解約事例 ［準備学習等］第６章
第 6 回	支払決済（販売信用も含む）	①資金決済法、割賦販売法の概要解説／②事例１：クレジットと訪問販売事例／③事例２：電子マネーとサクラサイト被害事例 ［準備学習等］第７章

第 7 回	消費者信用（多重債務）	①金利規制の考え方／②出資法、利息制限法、貸金業法、破産法、民事再生法等／③事例：多重債務事例（破産、個人再生、任意整理） ［準備学習等］第 13 章
第 8 回	金融商品の消費者問題	①金融商品取引法・金融サービス提供法の概要／②民法（不法行為・債務不履行（適合性の原則、説明義務等））／③事例１：証券取引事例／④事例２：デリバティブ取引事例 ［準備学習等］第 10 章
第 9 回	動産の消費者問題（商品の安全）	①商品の安全性と消費者／②製造物責任法／③事例：製造物責任事例 ［準備学習等］第 11 章
第 10 回	不動産の消費者問題	①欠陥住宅問題／②品確法の内容と適用範囲／③建築士との連携／④事例：欠陥住宅事例 ［準備学習等］第 12 章
第 11 回	身体の消費者問題（医療サービス、医療事故）	①医療サービスの消費者問題／②医療事件の特徴（証拠保全、医師との連携）／③事例：医療事故事例 ［準備学習等］第 14 章
第 12 回	インターネットの消費者問題（ネット取引、ネット自体の問題）	①プロバイダーとの契約問題／②ネット取引の法律問題（プラットフォーム関連法）／③個人情報の集積 (個人情報保護法)、発信者情報問題（プロバイダー責任制限法）／④事例：プラットフォーム事業者の責任が問題となる事例または出会い系サイト事例 ［準備学習等］第 15 章
第 13 回	紛争処理	①解決方法の選択／②ＡＤＲ、訴訟の実情／③消費者訴訟のポイント　④事例１：ワラント事例（法創造現象―説明義務の定着）／⑤事例２：変額保険事例（世間の常識と法常識の乖離―常識からの出発）
第 14 回	まとめとレポートの講評	①論点に対するアプローチ　②論理の流れ　③結論と理由の関係、論述の順序

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に教科書の次回の範囲等を読んで理解する。
事後に、授業中に行った小テストの解答やケースへの適用を意識して教科書等を読み復習する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
日弁連編『消費者法講義（第 5 版）』（日本評論社，2018，4644 円）

【参考書】
１　中田邦博・鹿野菜穂子編著『基本講義 消費者法（第 3 版）』（日本評論社，2018）
２　大村敦志『消費者法（第 4 版）』（有斐閣，2011）
３　河上正二・沖野眞己編『消費者法判例百選　第 2 版』（有斐閣，2020）
４　桜井健夫ほか『新・金融商品取引法ハンドブック（第４版）』（日本評論社，2018）

【成績評価の方法と基準】
授業時間における評価（平常点）：毎回行うミニテスト 30 点、質疑応答状況 20 点
期末における評価：期末レポート 50 点

【学生の意見等からの気づき】
変化の速い分野であるので、教科書が出版された 2018 年秋以降の実態変化、法改正、新法制定、裁判例をフォローする必要があり、それを整理してわかりやすく伝えるレジュメ等の資料が重要となる。毎年度、学生の反応や意見をもとに、相当時間をかけて資料を作成している。

【Outline (in English)】
Purpose of the lesson:　Based on the knowledge of the basic law such as the Civil Code, we acquire knowledge about the consumer law (Consumer Contract Law, Specified Commercial Transactions Law, Installment Sales Law, and many other laws) and ability to apply it to practice.
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
Grading will be decided based on lab reports (50%), Short examinations (30%), and the quality of the students' experimental performance in the lab (20%).

LAW500A2

環境法Ⅰ

筑紫　圭一

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義では、環境法総論、環境法政策、環境訴訟に関する導入講義を行う。環境法総論としては、日本における環境法の発展経緯とともに、環境法の目的や基本的な考え方を説明する。学生は、環境法政策や環境訴訟の基礎的知識を学ぶ。

【到達目標】
環境法政策や環境訴訟に関わる基本的な仕組みや概念について、自分で説明できるようになる。環境法政策については、規制的手法・経済的手法・情報的手法などの特徴や個別環境法の仕組みを説明できるようになる。環境訴訟については、四大公害訴訟などの重要判例を理解し、民事訴訟・行政訴訟に係る基本的な仕組み・概念について説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
講義スタイルを中心とする。ただし、授業資料に記載した質問や紛争事例について、受講生の見解を問う機会を設ける。また、授業の冒頭で、前回の授業で提出されたレポートや小テストについて、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	・環境法の発展経緯、規制の役割を説明する。 ・コモンズの悲劇、コースの定理など、環境経済学の議論を説明する。
第 2 回	環境法総論①	・日本の環境法体系について解説する。 ・公害対策基本法と環境基本法を対比しながら、環境法の目的や基本理念を説明する。 ・環境法の基本的考え方（汚染者支払原則、拡大生産者責任、予防原則など）の意義と内容について解説する。
第 3 回	環境法総論②	・国の環境法と自治体の環境条例との関係について説明する。環境条例に関する裁判例を解説する。 ・環境権・自然享有権・環境配慮義務の意義・内容について説明する。
第 4 回	環境法政策①	・環境法政策アプローチ（強制的アプローチ、経済的アプローチ、情報的アプローチなど）を概観し、それぞれの内容と特徴を説明する。 ・各アプローチの適用例を紹介するとともに、その理由を説明する。
第 5 回	環境法政策②	・強制的アプローチの基本的仕組みとして、環境基準と排出基準について説明する。 ・排出基準と総量規制との関係について説明する。
第 6 回	環境法政策③	・地球温暖化対策推進法を例に、情報的アプローチについて説明する。 ・今後活用が期待される経済的アプローチの具体的内容を説明する。
第 7 回	個別環境法①	・汚染防止法制（大気汚染防止法）の目的や仕組みを説明する。 ・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。
第 8 回	個別環境法②	・汚染防止法制（水質汚濁防止法）の目的や仕組みを説明する。 ・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。
第 9 回	個別環境法③	・汚染防止法制（土壌汚染対策法）の目的や仕組みを説明する。 ・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。

第 10 回	個別環境法④	・自然公園法や自然環境保全法の目的や仕組みを説明する。 ・主な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。
第 11 回	個別環境法⑤	・環境影響評価法の目的や仕組みを説明する。 ・主な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。
第 12 回	個別環境法⑥	・廃棄物・リサイクル法制（循基法、廃棄物処理法、容リ法）の目的や仕組みを説明する。 ・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。
第 13 回	環境訴訟①	・環境紛争の構図（二面関係・三面関係）について説明する。 ・四大公害訴訟の内容と意義について解説する。 ・環境民事訴訟の論点と主要判例について解説する。 ・環境民事訴訟の最新判例を具体的に検討する。
第 14 回	環境訴訟②	・環境行政訴訟の論点と主要判例について説明する。 ・環境行政訴訟の最新判例を具体的に検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
予習としては、毎回、事前に配布する資料を一読してくることが求められる。授業内で示される課題について、レポートの提出（1 回）を求める。また、事前の予告なく小テスト（1 回）を行うため、授業の復習が必要である。学生は、各回の授業について 2 時間の予習と 2 時間の復習が求められる。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。資料を適宜配布する。

【参考書】
交告尚史・臼杵知史・前田陽一・黒川哲志『環境法入門 第 4 版』（有斐閣）
北村喜宣『環境法　第 5 版』(弘文堂)
大塚直『環境法 BASIC　第 2 版』第 2 版（有斐閣）
大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選（第３版)』（有斐閣）
大塚・北村ほか『ベーシック環境六法 （第 9 訂)』（第一法規）

【成績評価の方法と基準】
授業中の評価（平常点）
　レポート 10 %、小テスト 10 %
期末における評価
　試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】
法制度や法理論について受講生の理解が深まるよう、具体例をできる限り多く示すようにする。受講生から受けた質問のうち、重要なものはクラスで共有し、追加の情報提供や説明を行って、受講生全体の理解が深まるようにする。

【学生が準備すべき機器他】
法令および判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
The main aim of this lecture is to let students have a great interest in environmental problems. Students will learn the historical background of some environmental law cases and the basics of environmental law and policy.
By the end of the course, students should be able to explain the structures of relevant statutes, the basic regulatory tools, and the key environmental cases.
Students will be expected to have completed the required assignments before and after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%、Short reports : 10%、quizzes: 10%

LAW500A2

環境法Ⅱ

筑紫　圭一

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
本講義では、具体的な紛争事例等を取り上げ、環境事件の分析方法を学ぶ。学生は、環境法Ｉで学んだ環境法政策と環境訴訟の基礎を踏まえつつ、さまざまな環境問題への分析・対応能力を高めることを目的とする。

【到達目標】
環境法政策と環境訴訟の基礎を踏まえ、さまざまな環境問題や環境紛争に対する分析・対応能力を高める。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、自然公園法、環境影響評価法、地球温暖化対策推進法などに関わる問題・事案を適切に分析し、的確な対応方法を説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
講義スタイルを中心とする。ただし、講義内で具体的事例を分析する機会や、提出課題レポートの内容について受講生の見解を問う機会を設ける。また、授業の冒頭で、前回の授業で提出されたレポートについて、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	大気汚染防止法①	大気汚染防止法の仕組みと改正経緯について学ぶ。
第 2 回	大気汚染防止法②	大気汚染防止法に係る紛争事例について学ぶ。
第 3 回	水質汚濁防止法①	水質汚濁防止法の仕組みと改正経緯について学ぶ。
第 4 回	水質汚濁防止法②	水質汚濁防止法に係る紛争事例について学ぶ。
第 5 回	土壌汚染対策法①	土壌汚染対策法の仕組みと改正経緯について学ぶ。
第 6 回	土壌汚染対策法②	土壌汚染対策法に係る紛争事例について学ぶ。
第 7 回	廃棄物処理法①	廃棄物処理法の仕組みと改正経緯について学ぶ。
第 8 回	廃棄物処理法②	廃棄物処理法に係る紛争事例について学ぶ。
第 9 回	循環型社会形成推進基本法	循環型社会形成推進基本法の理念と個別リサイクル法との関係を学ぶ。
第 10 回	容器包装リサイクル法	容器包装リサイクル法の仕組みと紛争事例を学ぶ。
第 11 回	自然公園法	自然公園法の仕組みと紛争事例を学ぶ。
第 12 回	環境影響評価法①	環境影響評価法の改正経緯を学ぶ。
第 13 回	環境影響評価法②	環境影響評価法に係る紛争事例を学ぶ。
第 14 回	地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策推進法の仕組みと改正経緯について学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
毎回、事前に配布する授業資料を予習する必要がある。また、課題レポートの提出を 2 度求める予定である。学生は、各回の授業について、2 時間の予習と 2 時間の復習が求められる。

【テキスト（教科書）】
越智敏裕『環境訴訟法　第 2 版』（日本評論社）。

【参考書】
北村喜宣『環境法　第 5 版』(弘文堂)
大塚直『環境法ＢＡＳＩＣ 第２版』（有斐閣）。
大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選 [第３版]』（有斐閣）。
大塚・北村ほか『ベーシック環境六法　第 9 訂』（第一法規）

【成績評価の方法と基準】
授業中の評価（平常点）
　レポート　20 %
期末における評価
　試験　80 %

【学生の意見等からの気づき】
法制度や法理論について受講生の理解が深まるよう、具体例をできる限り多く示すようにする。受講生から受けた質問のうち、重要なものはクラスで共有し、追加の情報提供や説明を行って、受講生全体の理解が深まるようにする。

【学生が準備すべき機器他】
法令および判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline (in English)】
This lecture aims to let students learn how to address environmental issues based on a clear understanding of the whole system of environmental regulation and environmental lawsuits.
By the end of the course, students should be able to explain how to cope with specific issues and controversies involved in environmental protection, based on the analysis of relevant statutes, case law, and legal principles.
Students will be expected to have completed the required assignments before and after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end examination: 80%、Short reports : 20%

LAW500A2

企業結合法Ⅰ

柴田　和史

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業では、学生がひととおり会社法および商法の必要的な知識を持ち合わせていることを前提とし、より高度な問題を検討するが、必要に応じて会社法等の基礎知識の説明も織り込む予定である。重要な判例については、事案の概要および判決の射程などを丁寧に検討する。企業価値の評価や株式価値の評価、新株予約権の評価では、相当に高度な専門的な知識の提供を行う。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。さらに、現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】
企業結合法Ⅰでは、学生がひととおり会社法および商法の必要な知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な発展的・応用的な授業を展開する。ただし、必要に応じて会社法等の基礎知識の説明も織り込む予定である。本授業は、友好的な関係にある企業どうしが結合する場合について、基礎的知識・基礎理論を理解し、さらには学習した知識・理論を活用する能力、判例を分析し判例の意義を理解し、さには批判的に検討することもできる能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的に問題についての適切な処理を行う能力の獲得を目指すものである。さまざまな法的テクニックを駆使する場合における長所・短所を、法律的側面から的確に検討する能力を涵養することも目的とする。知識の習得については講義形式、応用力・実践力の涵養については演習形式を採用する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	合併の基礎理論	合併に関する基礎理論の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 421 頁～423 頁と配付教材
第 2 回	吸収合併①	吸収合併における合併契約の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 423 頁～431 頁と配付教材
第 3 回	吸収合併②	吸収合併における事前情報開示および合併承認決議の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 431 頁～435 頁と配付教材

第 4 回	吸収合併③	吸収合併における少数株主保護の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 435 頁～439 頁と配付教材
第 5 回	吸収合併④	吸収合併における新株予約権者保護の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 439 頁～441 頁と配付教材
第 6 回	吸収合併⑤	吸収合併における債権者保護の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 441 頁～442 頁と配付教材
第 7 回	吸収合併⑥	吸収合併における合併効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 443 頁～449 頁と配付教材
第 8 回	吸収合併⑦	吸収合併における吸収合併無効の訴えの意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 449 頁～450 頁と配付教材
第 9 回	株式交換①	株式交換契約の意義と法構造の解説と問題点の検討、株式交換の手続および効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 469 頁～475 頁と配付教材。
第 10 回	株式移転	株式移転の計画・手続・効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 475 頁～482 頁と配付教材配付する教材を読むこと。
第 11 回	アメリカ会社法における株式交換と逆三角合併	アメリカ会社法における株式交換と逆三角合併の意義と機能の解説。 ［準備学習等］ 配付教材を読むこと。
第 12 回	企業評価・株式評価①	企業評価および株式評価の理論（資産価値法）の意義と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 122 頁～124 頁および配付する教材を読むこと。
第 13 回	企業評価・株式評価②	企業評価および株式評価の理論（資本還元法）の意義と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 125 頁～128 頁および配付する教材を読むこと。
第 14 回	アメリカ会社法おける合併の意義と問題点	アメリカ会社法おける合併の意義と問題点の解説。 ［準備学習等］ 配付教材を読むこと。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、事前に、教科書を一読し、配付資料に目を通して、考えるべき問題を考えてきてほしい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
柴田和史『会社法詳解（第３版）』（商事法務、2021 年）。
柴田和史『日経文庫ビジュアル・図でわかる会社法（第２版）』（日経 BP、2021 年）。
このほか、随時、教師がロースクール用の教材を作成し配付する。

【参考書】
授業の進行に合わせて、適時、ロースクール用の教材を作成し配付する。

【成績評価の方法と基準】
期末における評価
　定期試験　100 %

【学生の意見等からの気づき】
説明が時折早口になることがあるようなので、十分注意したい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, Students will study on theory of mergers. Students will study on protections of minority shareholders and creditors. Students will study on share exchange and how to estimate valuation of corporation.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to able to obtain advanced knowledge about the corporation law and M&A regulations.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ：
Term-end examination:100%.

LAW500A2

企業結合法Ⅱ

柴田　和史

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
授業では、学生がひととおり会社法および商法の必要的な知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。M＆Aにおける攻撃方法及び防禦方法の検討や新株予約権の評価では、相当に高度な専門的な知識の提供を行う。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。さらに、現実に生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】
企業結合法Ⅱでは、学生がひととおり会社法および商法の必要的な知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な発展的・応用的な授業を展開する。本授業は、友好的な関係にある企業どうしが結合する場合、および、敵対的な関係にある企業が結合する場合について、基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的に問題の適切な処理を行う能力の獲得を目指すものである。また、１個の株式会社が複数個の会社に分かれて複雑なコンツェルン関係を形成したり、複数個の株式会社が異なる形態のコンツェルン関係に組み直しをしたりする場合などにおいて、さまざまな法的テクニックを利用する場合の長所・短所を、法律的側面から的確に検討できる能力を涵養することも目的とする。知識の習得については講義形式、応用力・実践力の涵養については、演習形式を採用する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。提出された課題等に対して、授業内または学習支援システムで講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	会社分割の基礎理論	会社分割に関する基礎理論の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 454 頁～456 頁および配付する教材を読むこと。
第 2 回	新設分割	新設分割計画の意義と法構造の解説と問題点の検討、新設分割の手続および効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 462 頁～467 頁および配付する教材を読むこと。
第 3 回	吸収分割	吸収分割契約の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 456 頁～462 頁および配付する教材を読むこと。
第 4 回	吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転の総復習	吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転の手続および効果の意義と法構造の解説と問題点の総復習 ［準備学習等］ 教科書 421 頁～480 頁および配付する教材を読むこと。
第 5 回	労働契約承継法	労働契約承継法の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 467 頁～468 頁および配付する教材を読むこと。
第 6 回	事業譲渡	事業譲渡の契約・手続・効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 489 頁～499 頁および配付する教材を読むこと。
第 7 回	組織変更	組織変更の計画・手続・効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 500 頁～505 頁および配付する教材を読むこと。
第 8 回	M&A ①	企業買収の攻撃方法および防禦方法の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 配付する教材を読むこと。
第 9 回	M&A ②	アメリカにおける企業買収の攻撃方法および防禦方法の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 配付する教材を読むこと。
第 10 回	株式等売渡請求制度および株式交付制度	平成 26 年会社法改正によって新設された株式等売渡請求制度および令和元年会社法改正によって新設された株式交付制度の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 教科書 141 頁～144 頁、481 頁～488 頁および配付する教材を読むこと。
第 11 回	アメリカにおけるコンツェルン・トラストと日本の財閥	アメリカにおけるコンツェルン・トラストおよび日本の財閥等の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 配付する教材を読むこと。
第 12 回	純粋持株会社と独占禁止法 9 条	純粋持株会社と独占禁止法 9 条についての解説［準備学習等］ 配付する教材を読むこと。
第 13 回	親子会社の理論	親子会社の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 配付する教材を読むこと。
第 14 回	持株会社の理論・二段階代表訴訟の理論	持株会社の意義と法構造の解説と問題点の検討および平成 26 年会社法改正によって新設された二段階代表訴訟の意義と法構造の解説と問題点の検討 ［準備学習等］ 配付する教材を読むこと。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、事前に、教科書を一読し、配付資料に目を通して、考えるべき問題を考えてきてほしい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
柴田和史『会社法詳解（第３版）』（商事法務、2021 年）。
柴田和史『日経文庫ビジュアル・図でわかる会社法（第２版）』（日経 BP、2021 年）。
親子会社の問題、持株会社の問題、コンツェルンの問題については、柴田和史『類型別中小企業のための会社法（第２版）』（三省堂、2015 年）が重要となる。

このほか、随時、教師がロースクール用の教材を作成し配付する。

【参考書】
授業の進行に合わせて、適時、ロースクール用の教材を作成し配付する。

【成績評価の方法と基準】
期末における評価
　定期試験　100 %

【学生の意見等からの気づき】
説明が時折早口になるようなので、十分に注意したい。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, Students will study on Spin off and Split of corporation. Stuents will study on Leveraged Buy Out, Two Tier Tender Offer, Shark Repellent, Crown Jewel Option, Pacman Defense, Golden Parachute and Poison Pill.
【Learning Objectives】
The goals of this course are to able to obtain advanced knowledge about the corporation law and M&A regulations.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Final grade will be decided based on the following process ：
Term-end examination:100%.

LAW500A2

現代人権論

日野田　浩行

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
科学技術の飛躍的発展や、価値観の多様化、経済・社会の複雑化・グローバル化等の状況がみられる現代社会において、現代の法曹には、憲法上の権利が直面している新たな問題状況を鋭敏に把握し、その実効的保障を図るための実践的技能を身につけることが、ますます要求されるようになってきている。本授業では、日本弁護士連合会や弁護士会の中に設けられた人権擁護委員会に対する人権救済申立事件、あるいは近年の憲法裁判を手がかりに、現代社会における人権論の重要な課題をピックアップし、それらにつき、説得力ある法的推論や事実をふまえた地に足をつけた提言を展開できるようになることを目的として、各課題につき、実践的検討を行っていく。

【到達目標】
憲法上の権利に関するこれまでの判例や学説の理論状況をふまえて、現代社会における人権保障の新たな問題状況につき、立法論も含めて、適切な人権救済の方途を提言するための基礎的素養を獲得することを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
上記の到達目標を各受講生が達成できることを目指して、本授業では複数回の授業を１セットとして、①各テーマにつき、まず教員の側から問題状況の概説を行い、質応答等により全体的な理解を深めたうえで、②当該テーマに関わる具体的事例につき、裁判における法的主張のほか具体的な救済案の提言につき、担当者を決めて研究報告をおこなってもらい、その報告を手がかりに授業参加者全員で様々な角度からの検討をおこなうこととしたい。
　研究報告や他の授業参加者も交えた議論状況に関しては、教員の側からも積極的にコメントし、また、最終課題となるレポートについても、評点のほか、コメントを付すことを通じてフィードバックに努めたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	民主主義・国民主権と人権＜１＞	テキストで紹介されている海外在住日本国民の最高裁判所裁判官国民審査に関する人権救済申立事件や成年被後見人の選挙権喪失に関する人権救済申立事件等、日本国憲法の国民主権原理と選挙権に関わる人権問題の現代的課題につき、概説します。
第 2 回	民主主義・国民主権と人権＜２＞	国民主権原理と選挙権の現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
第 3 回	少数者の人権＜１＞ 性的少数者の人権（１）	テキストで紹介されている性同一性障がい者の取扱いに関する人権救済申立事件や性的少数者差別発言に関する人権救済申立事件等、ＬＧＢＴの人権保障に関わる現代的課題について概説します。
第 4 回	少数者の人権＜２＞ 性的少数者の人権（２）	ＬＧＢＴの人権保障をめぐる現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
第 5 回	少数者の人権＜３＞ ヘイト・スピーチ規制（１）	在日朝鮮人学校に対する示威活動による業務妨害および名誉毀損を予防するための差止請求を認容する判断を下した京都地判平成２５年１０月７日やその控訴審判決、あるいは国や地方レベルでのヘイト・スピーチ規制をめぐる動向（2002 年に国会に提出された人権擁護法案を含む）につき、概説します。
第 6 回	少数者の人権＜４＞ ヘイト・スピーチ規制（２）	ヘイト・スピーチ規制のあり方に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
第 7 回	刑事手続と人権＜１＞	テキストで紹介されている路上生活者人権侵害救済申立事件や足利事件に関する人権救済申立事件等、刑事手続をめぐる人権問題の現代的課題につき、概説します。

第 8 回	刑事手続と人権＜２＞	刑事手続をめぐる現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
第 9 回	医療と人権＜１＞	尊厳死・安楽死、臓器移植、あるいは生殖補助医療に対する規制など、医療をめぐる人権問題の現代的課題につき、概説します。
第 10 回	医療と人権＜２＞	医療をめぐるる現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
第 11 回	福祉・社会保障と人権＜１＞	テキストで紹介されている寡婦控除人権救済申立事件等、公的扶助・社会保障制度における人権問題の現代的課題につき、概説します。
第 12 回	福祉・社会保障と人権＜２＞	公的扶助・社会保障制度における人権問題の現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
第 13 回	国際社会と人権＜１＞	国際人権規約、難民条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約等、国際的な人権保障の枠組みや制度、あるいは国際化の進展に伴う現代的課題につき、概説します。
第 14 回	国際社会と人権＜２＞	国債的人権保障制度や国際化に伴う人権問題につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第１回および第２回：テキスト第１章
第３回および第４回：テキスト第２章
第５回および第６回：京都地判平成２５年１０月７日（判例時報２２０８号７４頁）、大阪地判令和２年１月１７日、川崎市奈須裕治「わが国におけるヘイト・スピーチの法規制の可能性」法学セミナー 2013 年 12 月号 p.25 以下
第７回および第８回：テキスト第３章
第９回および第１０回：最判平成２１年１２月７日・刑集 63 巻 11 号 1899 頁・日本学術会議・生殖補助医療のあり方検討委員会報告書：「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題－社会的合意に向けて－」（2008 年 4 月 8 日）
第１１回および第１２回：テキスト第４章
第１３回および第１４回：最判平成２７年３月１０日・民集 69 巻 2 号 265 頁、札幌地判平成９年３月２７日・判例時報号 1598 号 33 頁
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
日本弁護士連合会人権擁護委員会編・小山剛監修『人権擁護の最前線～日弁連人権擁護委員会による人権救済』（日本評論社・2015 年）

【参考書】
川人博編著『テキストブック現代の人権＜第４版＞』（日本評論社・2009 年）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　研究報告 50 %

期末における評価
　レポート 50 %

【学生の意見等からの気づき】
人数によっては、研究報告の負担が過度にならないよう、配慮したいと思います。

【Outline (in English)】
【Course outline】
This seminar will examine several emerging issues on human rights in contemporary society and explore how these issues can be solved not only by adjudications made by the court, but also through policies of state and local government.
【Learning Objectives】
At the end of the course, students are expected to properly analyze contemporary cases and controversies on human rights and to present proper way of legal and political solutions about those cases and controversies.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text and the relevant opinion papers by the Japan Federation of Bar Associations. Your required study time is at least four hours for each class meeting.
【Grading criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following
Term-end report:50% , mid-term reports and presentation:50%

LAW500A2

社会保障法

大原　利夫

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
学生は社会保障法の基礎的な知識を修得し、社会保障法の解釈に関する諸問題について学びます。

【到達目標】
この授業を受けることにより学生は、①各社会保障法の法的問題に関する高度な専門的知識を獲得し、②社会保障法の解釈上の論点等について高度な法的判断能力を習得します。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
この授業は原則として対面型の講義形式で行い、一部はオンライン（リアルタイム配信型授業）で行います。この授業では、法的問題に関して学生の見解を聞くなどして双方向的な手法を一部取り入れます。
レポートについては、授業の中で、または学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行います。
なお、学年暦の変更等により、オンライン授業の日程を一部変更する場合があります。また受講生の理解度等によって内容・方法等を一部修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	社会保障法総論	この授業のガイダンスを行う。また社会保障法の定義、法体系などについて解説する。
第 2 回	社会保障の現状１～少子高齢化	少子高齢化等について統計資料を用いて考察する。
第 3 回	社会保障の現状２～所得格差	現代の所得格差問題について考察する。
第 4 回	社会保障の現状３～社会保障財政	社会保障と財政の問題等について資料を用いて考察する。
第 5 回	生活保護法１～概要	生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
第 6 回	生活保護法２～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
第 7 回	生活保護法３～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
第 8 回	福祉関連法１～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
第 9 回	福祉関連法２～障がい者福祉、児童福祉・高齢者福祉	障害者関連法、児童福祉法、介護保険法などについて考察する。
第 10 回	年金法１～概要	年金法の概要について解説する。
第 11 回	年金法２～法的問題１	老齢年金と障害年金の法的問題について考察する。
第 12 回	年金法３～法的問題２	遺族年金の法的問題について更に考察する。
第 13 回	社会手当法	社会手当法の概要および法的問題について解説する。
第 14 回	現代的諸問題	社会保障法の現代的諸問題について考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業前に資料を読むことを指示された場合、学生は当該資料を必ず事前に読まなければなりません。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
テキストは使用しません。

【参考書】
本沢巳代子ほか『トピック社会保障法　第 15 版』（信山社、2021 年）
加藤智章ほか『社会保障法 第 7 版』（有斐閣、2019 年）
菊池馨実『社会保障法　第 2 版』（有斐閣、2018 年）
井上英夫・高野範城（編）『実務　社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）

【成績評価の方法と基準】
平常点 [質疑応答、受講態度]（50 %）とレポート [全 1 回]（50 %）により評価します。

【学生の意見等からの気づき】
資料の使い方を工夫したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
パソコンなど

【その他の重要事項】
質問は授業終了後またはメールにて受け付けます。

【Outline (in English)】
【Course outline】
Students acquire basic knowledge of social security law and learn about various issues related to the interpretation of social security law.
【Learning Objectives】
The goal of this class is to acquire a high degree of specialized knowledge on the legal issues of each social security law, and to acquire a high level of legal judgment on the interpretation issues of the social security law.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 50%, Reports 50%.

LAW500A2

金融商品取引法Ⅰ

明田川　昌幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、不公正取引規制と発行開示規制について概説する。金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】
学生が金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
金融商品取引法判例百選に掲載されている不公正取引規制と発行開示規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による不公正取引規制と発行開示規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。学習支援システムを使い、提出された課題等に対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	金融商品取引法総論	金融商品取引法の全体像についての概説
第 2 回	不公正取引規制１ 不正行為の禁止	157 条 1 号にいう「不正の手段」 損失補填と 157 条 1 号
第 3 回	不公正取引規制２ 風説の流布の禁止１	エイズワクチン開発事件 東天紅ＴＯＢ事件
第 4 回	不公正取引規制３ 風説の流布の禁止２	ライブドア事件 ペイントハウス事件
第 5 回	不公正取引規制４ 相場操縦の規制１	大証仮装オプション取引事件
第 6 回	不公正取引規制５ 相場操縦の規制２	協同飼料事件
第 7 回	不公正取引規制６ インサイダー取引規制１	インテック事件 日本織物加工事件
第 8 回	不公正取引規制７ インサイダー取引規制２	マクロス事件 日本商事事件
第 9 回	不公正取引規制８ インサイダー取引規制３	ジャパンライン事件 村上ファンド事件
第 10 回	不公正取引規制９ 短期売買利益の返還１	短期売買利益返還義務と憲法 29 条
第 11 回	不公正取引規制１０ 短期売買利益の返還２	短期売買利益返還義務を負う「主要株主」の意義
第 12 回	発行開示規制１ 発行開示規制の概要	金融商品取引法違反の行為の私法上の効力
第 13 回	発行開示規制２ 有価証券届出書、目論見書	目論見書の交付義務違反と損害賠償責任
第 14 回	発行開示規制３ 損害賠償責任	17 条の「有価証券を取得させた者」の意義

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】
金融商品取引法に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業中の質問等、積極的な発言を評価する。
授業期間中における評価 (平常点)

毎回の授業支援システムを使った小テストを 56 %、質疑応答等授業での学習状況を 4 %、合計 60 %とする。
期末における評価
レポート 40 %

【学生の意見等からの気づき】
理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
金融商品取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on the unfair transaction, offering disclosure, and so on.
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on unfair transaction, the offering disclosure, and so on..
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Mini tests (14 times) 56%, In-class contribution 4%, Term-end report 40%.

LAW500A2

金融商品取引法Ⅱ

明田川　昌幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制について概説する。金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】
学生が金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
金融商品取引法判例百選に掲載されている継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。授業支援システムを使い、提出された課題等に対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	継続開示規制１ 継続開示規制の概要	西武鉄道事件
第 2 回	継続開示規制２ 有価証券報告書の虚偽記載と発行会社の損害賠償責任	ライブドア機関投資家訴訟事件 アーバンコーポレーション事件
第 3 回	継続開示規制３ 有価証券報告書の虚偽記載と監査法人等の損害賠償責任	ライブドア一般投資家集団訴訟事件 山一証券事件
第 4 回	公開買付規制１ 公開買付規制の概要	公開買付の手続規制と開示規制
第 5 回	公開買付規制２ 公開買付と種類株式・ＴｏＳＴＮｅｔ取引	カネボウ少数株主損害賠償請求事件 ライブドア対日本放送事件
第 6 回	公開買付規制３ 公開買付と株式分割	夢真ホールディングス対日本技術開発事件
第 7 回	公開買付規制４ 公開買付とＭＢＯ	レックス事件 シャルレ事件
第 8 回	公開買付規制５ 公開買付と株式買取請求権	日興コーディアルグループ事件
第 9 回	金融商品取引業者１ 誠実公正義務 断定的判断の提供の禁止	誠実公正義務違反と不法行為 断定的判断の提供と不法行為責任
第 10 回	金融商品取引業者２ 適合性原則、説明義務	適合性原則違反と不法行為責任 金融商品取引と説明義務
第 11 回	金融商品取引業者３ 損失補塡の禁止	損失補塡の禁止と憲法 29 条 損失保証契約の効力
第 12 回	金融商品取引所 受託契約準則、誤発注	ジェイコム株式誤発注事件
第 13 回	投資者保護基金 企業会計・監査	投資者保護基金の補償対象 公正な会計慣行
第 14 回	委任状勧誘規制	委任状勧誘規制違反と会社法上の効果

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】
金融商品取引法に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業中の質問等、積極的な発言を評価する。
授業期間中における評価 (平常点)
毎回の授業支援システムを使った小テストを 56 %、質疑応答等授業での学習状況を 4 %、合計 60 %とする。
期末における評価
レポート 40 %

【学生の意見等からの気づき】
理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
金融商品取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on ongoing disclosure, takeover bid, securities broker, and so on,
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on ongoing disclosure, takeover bid, securities broker, and so on,
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Mini tests (14 times) 56%, In-class contribution 4%, Term-end report 40%.

LAW500A2

倒産法Ⅰ

杉本　和士

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：2～**年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・この講義では，倒産法（倒産処理法とも呼ばれる）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法に関する基礎的な概念，規律及び手続についての学修を行い，修得することを目的とする。なお，倒産法の「基礎」を扱うとはいえ，破産手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため，相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものだと理解されたい）。

【到達目標】
・破産手続の手続構造を理解し，かつ，個々の規律を条文に即して説明することができる。
・破産法における実体的規律について，条文に即して基本的な規律の趣旨，要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
・教材として一定の範囲毎に講義ノートを配布し，各回，受講生の十全な予習を前提に，「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて，適宜，事例や設問に関する質疑応答を行い，受講学生との双方向における議論を通じて，受講学生の理解を深める。
・各回の講義の初めに，前回の講義に関して学習支援システム上で提出されたリアクションペーパーの内容を採り上げて，全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	倒産法序論，破産手続・再生手続の概要	倒産法の基本的な考え方，倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続を含む。）の概要を検討する。
第 2 回	破産手続の開始	破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続，特に保全措置，破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。
第 3 回	破産者・裁判所・破産管財人と破産財団	破産手続において登場する利害関係人及び機関として，破産者，裁判所，破産管財人及び破産財団を扱う。
第 4 回	破産債権・財団債権，取戻権（1）：破産債権の要件	破産債権の概念とその要件，種類について扱う。
第 5 回	破産債権・財団債権，取戻権（2）	財団債権の概念とその処遇，種類，取戻権について扱う。
第 6 回	破産債権の届出・調査・確定；係属中の訴訟手続・強制執行等	破産債権の届出・調査・確定に関する手続について。さらに破産手続開始時において係属している各手続（訴訟手続，強制執行手続等）の処理に関する規律について扱う。

第 7 回	破産債権に対する配当，破産手続の終了；個人債務者の免責等の手続	破産債権に対する配当の種類や手続，破産手続の終了に関する規律について扱う。 個人債務者に関する免責制度の理念，免責手続に関する規律，復権制度について扱う。
第 8 回	物的担保（1）―破産手続における別除権の意義・範囲・行使	破産手続における物的担保の処遇に関する規律として，別除権の意義，範囲及びその行使の在り方について扱う。
第 9 回	物的担保（2）―破産手続における別除権行使に対する破産管財人の対処	破産手続における物的担保の処遇に関する規律として，別除権行使に対する破産管財人からの対処の在り方について扱う。
第 10 回	人的担保	主たる債務者が破産した場合の債権者及び保証人に関する規律につき，いわゆる開始時現存額主義を中心に扱う。
第 11 回	未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則	双方未履行双務契約の処遇に関する破産手続及び再生手続における一般原則と各種契約（賃貸借契約，雇用契約，請負契約等）におけるその特則について検討する。
第 12 回	相殺権	破産手続における相殺の位置付けについて確認した上で，破産手続における相殺権行使の要件，その方法等，相殺禁止の規律について扱う。
第 13 回	否認権（1）：否認権の意義と目的，基本型，否認権の行使	破産手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で，破産手続における否認権制度の意義と目的について検討し，基本型である詐害行為否認と偏頗行為否認の概要について，さらに否認権行使に関する規律について扱う。
第 14 回	否認権（2）：各種の否認類型，否認権の行使	詐害行為否認と偏頗行為否認を中心とする各種の否認類型に関する各規律について扱う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・授業時間外の学習（予習・復習のほか，発展学習）に関する一般的な指示は，初回講義冒頭のガイダンスで行うほか，適宜，各回の講義の進行に応じて行う。併せて，予習用教材を配布する。
・なお，本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・講義は，教員の配布する講義ノート及び予習復習用教材を用いて進める。
・使用する教材等は，全て「法政大学学習支援システム」において PDF ファイルとして配布する。必ず受講前に各自で教材を準備しておくこと。

【参考書】

・本格的な体系書又はコンメンタールとして，適宜，下記を参照することを推奨する。
　伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣，第 5 版，2022 年〔予定〕）
　伊藤眞ほか『条解破産法』（弘文堂，第 3 版，2020 年）
・判例集として，下記を指定する。
　松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣，2020 年）

【成績評価の方法と基準】

・期末試験 100 %により評価する。なお，成績評価に際しては，上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【学生が準備すべき機器他】

なし

【Outline (in English)】

-This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.
-The goals of this course are to
(1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.
(2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.
-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
-Your overall grade in the class will be decided based on the following ; Term-end examination: 100%.

LAW500A2

倒産法Ⅱ

杉本　和士

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：2～**年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
・この講義では，倒産法（倒産処理法とも呼ばれる）を学修する。特に再建型手続の基本法である民事再生法に関するに関する基礎的な概念，規律及び手続についての学修を行い，修得することを目的とする（倒産法Ⅰにおいて破産法をすでに学修していることを前提とする）。なお，倒産法の「基礎」を扱うとはいえ，再生手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため，相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものだと理解されたい）。

【到達目標】
・再生手続の手続構造を理解し，かつ，個々の規律を条文に即して説明することができる。
・民事再生法における実体的規律について，条文に即して基本的な規律の趣旨，要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
・教材として一定の範囲毎に講義ノートを配布し，各回，受講生の十全な予習を前提に，「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて，適宜，事例や設問に関する質疑応答を行い，受講学生との双方向における議論を通じて，受講学生の理解を深める。
・各回の講義の初めに，前回の講義に関して学習支援システム上で提出されたリアクションペーパーの内容を採り上げて，全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	民事再生法及び再生手続の概要	倒産法制全体における民事再生法の位置付け，再生手続全体の流れを，破産手続と比較しつつ概観する。
第 2 回	再生手続の開始	再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続を扱う。特に保全措置，再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について，破産手続と比較しつつ検討を行う。
第 3 回	再生債務者の地位・手続機関	再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律について検討する。併せて，再生手続における他の手続機関（管財人，保全管理人，監督委員）についても扱う。
第 4 回	再生債務者財産とその調査及び確保―財産評定，営業・事業譲渡，法人役員等の責任追及	再生債務者財産の概念を確認した上で，再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定，営業・事業譲渡に関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。
第 5 回	再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権	再生債権，共益債権，一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件，再生債権の届出・調査・確定の手続について，破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ検討する。
第 6 回	再生債権の届出・調査・確定，係属中の手続関係の処理	再生債権の届出・調査・確定の手続について，破産手続における破産債権と比較しつつ，検討する。再生手続開始時において係属中の手続関係の処理について，破産手続の場合と比較しつつ検討する。
第 7 回	再生計画の成立	再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討し，再生計画案の提出から再生計画の成立に至る手続規律を検討する。
第 8 回	再生計画の遂行，再生手続の終了，破産手続への移行；個人再生手続	再生計画の遂行過程を概観した上で，その変更又は取消しの規律について検討する。併せて再生手続の終了及び破産手続への移行に関する規律を扱う。 個人再生手続について，各手続の規律を扱う。
第 9 回	物的担保の処遇（1）：再生手続における別除権の意義・範囲・行使	再生手続における物的担保の処遇に関する規律として，別除権の意義，範囲及びその行使の在り方について検討する。
第 10 回	物的担保（2）：再生手続における別除権行使に対する再生債務者等の対処	再生手続における物的担保の処遇に関する規律として，再生手続における別除権行使に対する再生債務者等からの対処の在り方について検討する。
第 11 回	未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則	双方未履行双務契約の処遇に関する再生手続における一般原則と各種契約におけるその特則について破産手続と比較しつつ検討する。
第 12 回	相殺権（1）：再生手続における相殺権の規律	再生手続における相殺権行使に関する規律について破産手続と比較しつつ検討する。
第 13 回	相殺権（2）：賃貸人の再生手続における賃料債権，敷金返還請求権に関する特則，破産手続における規律との対比	賃貸人の再生手続における賃料債権及び敷金返還請求権に関する特則について，賃貸人破産の場合と比較しつつ，検討を行う。相殺権全般に関して，破産手続における規律との対比を整理する。
第 14 回	否認権	再生手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で，再生手続における否認権制度について検討し，否認権行使に関する規律について扱う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
・授業時間外の学習（予習・復習のほか，発展学習）に関する一般的な指示は，初回講義冒頭のガイダンスで行うほか，適宜，各回の講義の進行に応じて行う。併せて，予習用教材を配布する。
・なお，本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
・講義は，教員の配布する講義ノート及び予習復習用教材を用いて進める。
・使用する教材等は，全て「法政大学学習支援システム」において PDF ファイルとして配布する。必ず受講前に各自で教材を準備しておくこと。

【参考書】
・本格的な体系書又はコンメンタールとして，適宜，下記を参照することを推奨する。
　伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣，第 5 版，2022 年〔予定〕）
・判例集として，下記を指定する。
　松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣，2020 年）

【成績評価の方法と基準】
・期末試験 100 %により評価する。なお，成績評価に際しては，上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】
該当なし

【学生が準備すべき機器他】
なし

【その他の重要事項】
・この講義は，「倒産法 I」において破産法に関する基礎を習得していることを前提に行う。したがって，「倒産法 I」を履修していない者の履修は，原則として望ましくない（ただし，その場合の履修を妨げるものではなく，「倒産法 II」からの履修を希望する者は，履修時に教員から学習の指示を受けなければならない）。

【Outline (in English)】
-This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.
-The goals of this course are to
(1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.
(2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.
-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
-Your overall grade in the class will be decided based on the following ; Term-end examination: 100%.

LAW500A2

倒産法演習

髙田　千早

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：3 **年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この講義では，倒産法を演習形式で学習する。倒産事件を法律実務家として扱うために要求される，主として，破産法と民事再生法の基礎的な 概念，規律及び手続について修得することを目的とする。

【到達目標】
・破産手続及び再生手続の手続構造を理解し，かつ，個々の規律を条文に即して説明することができる。
・破産法及び民事再生法における実体的規律について，条文に即して基本的な規律の趣旨，要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
本授業は演習形式で実施する。
事例や設問に関する質疑応答を行い，受講 学生との双方向における議論を通じて，受講学生の理解を深める。
なお，課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	倒産手続における手続選択と手続相互間の関係	各倒産手続（私的整理も含む）の位置づけや、具体的な状況に応じて、どのように手続が選択されるかなどを概観する。
第 2 回	倒産手続の利害関係人と手続機関	倒産手続にはどのような利害関係人が存在するか。各種手続において、申立後どのような手続機関が存在し、どのような働きをするかを概観する
第 3 回	倒産手続の流れ。倒産手続の開始と保全処分	破産手続と民事再生手続の標準的な手続の流れ全体を概観する。倒産手続の開始や保全処分における問題点を検討する。
第 4 回	債権の種類と優先順位	破産手続及び民事再生法における債権の種類と優先順位を概観し、再生債権の弁済禁止の例外に関する問題を検討する。
第 5 回	担保権の取り扱い (1)	会社更生手続との比較 別除権と担保権の異同 担保権との協定による処理や担保権消滅請求について概観する
第 6 回	担保権の取り扱い (2)	抵当権や譲渡担保など担保権に応じた問題を検討する。
第 7 回	債権の確定手続	破産手続と民事再生手続の債権確定手続の流れを概観し、債権確定に関する問題を検討する。
第 8 回	破産財団管理・換価と配当・終結	破産手続における破産管財業務について概観し、具体的に生じる問題を検討する。
第 9 回	再生手続における、事業継続、財産評定と再生計画案の作成と成立	民事再生手続の申立以降再生計画の成立までの債務者（申立代理人）の業務を概観し、具体的に生じる問題を検討する。
第 10 回	相殺権	破産手続及び民事再生手続における相殺権の行使に関する規律を概観し、問題を検討する。
第 11 回	契約関係の取り扱い	双方未履行契約など、破産手続及び民事再生手続が開始された場合の各種契約関係の取り扱いに関する規律を概観し、問題を検討する。
第 12 回	賃貸借・雇用関係の取り扱い	破産手続及び民事再生手続における賃貸借及び雇用関係の取り扱いに関する規律を概観し、問題を検討する。
第 13 回	否認権	破産手続における否認権行使の問題を検討する。
第 14 回	個人の倒産処理	消費者や経営者保証の処理に関する各種手続を概観し、問題を検討する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業準備としては，テーマに関する「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」の内容を復習し、テキストや指定する事例等の問題について検討し、自らの結論とそれに至る過程を説明できるよう予習する。
なお、本授業の準備学習・復習時間は各２時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
三木浩一・山本和彦編『ロースクール倒産法〔第３版〕』（有斐閣，2014）

【参考書】
伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣，第 5 版，2022 〔予定〕）
山本和彦編著『倒産法演習ノート〔第３版〕』（弘文堂，2016）
松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣，2020 ）
中山孝雄，金澤秀樹編『破産管財の手引〔第 2 版〕』（金融財政事情，2015）
舘内比佐志，永谷典雄，堀田次郎，上拂大作編『民事再生の運用指針』（金融財政事情，2018）

【成績評価の方法と基準】
講義で扱う事例課題の起案内容によって評価する（100 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし

【その他の重要事項】
この講義は，「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」において破産法及び民事再生法に関する基礎を習得していることを前提に行う。

【Outline (in English)】
In this course, you will learn insolvency law in an exercise format.
-The goals of this course are to
(1)obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.
(2)be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.
-Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
-Your overall grade in the class will be decided based on the short reports : 100%.

LAW500A2

金融取引法

久保　淳一、野口　香織

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
金融に関する基礎知識・技術を理解するとともに、金融取引実務における法的な論点を検討し、金融と法がいかに密接な関わりを持っているか、また、金融取引実務が民事法の発展にどのように影響を与えてきたか、今後（債権法改正等）影響を与えていくかを学ぶ。

【到達目標】
金融取引に係る民事法における重要判例・法解釈を体得するとともに、金融取引に関わる事案において、どのような取引かを理解し、それに係る法的論点を見出し、かつ判例・通説を踏まえて自分の意見を展開できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
金融取引における法的な論点を具体的な事例・判例を挙げて説明し、金融取引と民法、民事訴訟法、民事執行法との関わりの例を挙げる。講義を基本に置きつつ、適宜ソクラティック・メソッドも取り入れる。なお、受講者の自主的な研鑽に期待しつつ、講座としては、受講者に負担を掛けない進行を心掛けるつもりである。提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	金融総論及び銀行取引	金融取引概観及び預金・為替・貸付取引（久保）
第 2 回	要件事実論	金融取引と代理（野口）
第 3 回	相殺	銀行による貸付金と預金との相殺に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保）
第 4 回	債権譲渡	債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷 (久保)
第 5 回	債権譲渡	将来債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷 (久保)
第 6 回	ヴィークル法制	ヴィークル法制概論と組合・匿名組合の特徴（久保）
第 7 回	信託	信託制度の沿革（久保）
第 8 回	信託	信託の基本的構造（久保）
第 9 回	信託	信託財産の独立（久保）
第 10 回	信託	信託受託者の義務（久保）
第 11 回	金融取引の論点Ⅰ	土地借地権付建物と抵当権の実行（野口）
第 12 回	金融取引の論点Ⅱ	土地借地権付建物を巡る確定判決の効力（野口）
第 13 回	金融取引の論点Ⅲ	定期預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保）
第 14 回	金融取引の論点Ⅳ	普通預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
シラバスの授業計画に沿って参考書等を読むなどして、予め授業内容に関わる法的な論点について確認しておくこと。金融及び金融取引については必要な範囲を授業で説明するが、新聞等を通じて関心・理解を深めておくと、より有意義なものになると思われる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
なし（授業後ごとに資料を配付する。）

【参考書】
＜参考文献＞
樋口範雄『入門 信託と信託法 第 2 版』（弘文堂，2014）
松本貞夫『改訂 銀行取引法概論』（経済法令研究会，2007）
神田秀樹・神作裕之『金融法講義　新版』(岩波書店，2017）

【成績評価の方法と基準】
期末における評価
　最終試験 １００％

【学生の意見等からの気づき】
重要判例や最新判例の検討においては、講師からの問いかけの機会を増やし、なるべく双方向の授業を目指す。

【その他の重要事項】
【野口香織】平成 19 年に弁護士登録以降、主に金融法務を担当。近時は FinTech に関連する業務に携わっており、最新の社会動向を踏まえた金融と法との関わりあいを説明する。
【久保淳一】大手信託銀行や外資系金融機関、大手法律事務所で 30 年余にわたり法務・コンプライアンスを担当し、現在はベンチャー企業に CLO として勤務。金融取引に幅広く関わった経験をもとに、金融に関する基礎知識・技術や金融と法との関わりあいを説明する。ｃぉち

【Outline (in English)】
【授業の概要 (Course Outline)】
The purpose of this course is two-folded; (a) to learn and understand the basic knowledge and techniques of financial transactions, and (b) to analyze legal issues related to financial transactions and appreciate close interaction between finance and law.
【到達目標 (Learning Objectives)】
The goals of this course are to learn important decisions and law interpretations in the finance area, and to become able to understand financial transactions, detect legal issues regarding the transactions and provide an opinion about each transaction based on the precedents and/or the prevailing orthodoxy.
【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】
Before each class meeting, students will be expected to prepare themselves for the legal issues to be discussed in the class. Students are encouraged to become familiar with financial transactions by, for example, reading newspaper and other media.
【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】
Grading will be decided based on the term-end examination.

LAW500A2

信託法

堂園　昇平

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
信託は、金融取引の基盤として商事に広く活用されているとともに、相続対策、高齢者財産管理など民事においてもその活用が期待されている。
英米法起源であるため難解とされる「信託」について、概念や構造、適用法令、信託当事者の法的関係を基礎から学び、信託の取引に対応できることを目標とする。

【到達目標】
学生が、信託の構造、信託財産の法的な性質、当事者の権利・義務等、信託の基本的な概念と各制度の趣旨、ならびに民法原則と信託法理の整合と相違を正しく理解し、さらに、信託の取引を行い、あるいは活用するうえで適用される信託業法、金融商品取引法など関連法令ならびに信託契約実務も含めた信託に関する法の適用について全体的に理解すること、および、これらの知識を基に、民事信託の活用や、金融手段、投資手段としての商事信託の運営など各種信託における法的問題を解決するための法律構成および論理を表現できることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
基本的には、資料を配布し、講義形式で法令等の解説を行う
取引における適用関係ならびに信託の法律関係が交錯する場面について、具体的な設例を検討する
提出された課題等に対して、授業内で講評する

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	信託の基礎	概念
		基本的構造
		歴史
		現況
第 2 回	信託の設定	信託行為
		信託の目的、受益の内容
第 3 回	信託の過程	信託の成立
		詐害信託
		信託の変更
		信託の終了、清算
第 4 回	信託財産	概要
		範囲
		信託の対抗要件
第 5 回	受託者と信託財産	受託者の概要
		受託者の権限
第 6 回	信託財産の独立	強制執行の制限
		法的整理手続
		相殺
第 7 回	信託財産の責任	概要
		費用負担
		償還
第 8 回	受託者の変更	受託者の任務終了
	複数受託者	新受託者の選任
		複数受託者の合有と分掌

第 9 回	受託者の義務（1）	受託者の義務の概要 善管注意義務 忠実義務
第 10 回	受託者の義務（2）	分別管理義務 自己執行義務（信託事務の委託） 義務違反の責任
第 11 回	受益者	概要 受益者の指定・変更 遺言代用信託
第 12 回	受益権（1）	受益権の性質 受益債権
第 13 回	受益権（2）	受益債権を確保する権利 委託者、信託管理人等 信託税制
第 14 回	信託の展望と課題	信託の監督

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
配布する資料を事前に読む。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
教科書は指定しない

【参考書】
「信託法」（現代民法　別巻）道垣内弘人著　有斐閣

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答　１０％
中間における評価
　レポート　３０％
期末における評価
　レポート　６０％

【学生の意見等からの気づき】
信託の理解を信託への興味・関心に繋ぐために、実務的課題の検討を取り入れる

【学生が準備すべき機器他】
資料配布、質疑は学習支援システムを通じて行う

【その他の重要事項】
なし

【Outline (in English)】
【Course outline】
Trust is the infrastructure of financial transactions for various area of businesses, and is expected to play roles in private sectors, such as estate planning and property management for the aged.
【Learning Objectives】
This course introduces perceptions, structures, rights and obligations of trust, relevant laws and business practices to students taking this course. At the end of this course, students are expected to understand trust, which is a unique legal system originated in Angle-American law, and make trust transactions.
【Learning activities outside of classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant handout distributed through HPPPII previously. Before / after each class meeting, students will be expected to spend two hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policy】
Grading will be decided based on mid-term report (30%), end-term report (60%) and in-class contribution (10%).

LAW500A2

企業取引法Ⅰ

明田川　昌幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
企業取引に関する判例のうち、主に企業主体に着目した法規制についての判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】
実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例などを素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例についての学生の理解と経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることを目標に授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する範囲にとどまるものは少なく、商法・民法以外の法律分野の問題にも及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、保険法、不正競争防止法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、民事訴訟法、労働関係諸法、倒産関係諸法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。授業支援システムを使い、提出された課題等に対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	企業取引における慣習と約款に関する諸問題	企業取引における慣習法 普通保険約款の拘束力 ［準備学習等］ 損害保険判例百選［2 版］170 頁 保険法判例百選 6-11 頁
第 2 回	商人資格の取得と信用協同組合に関する諸問題	商人資格の取得時期 信用協同組合に関する諸問題
第 3 回	企業取引における商業登記と民事訴訟法に関する諸問題	商業登記の第三者相互間における効力 民事訴訟法と商業登記に関する諸問題 ［準備学習等］ 商業登記先例判例百選 198 頁
第 4 回	企業取引における商業登記と民法に関する諸問題	代理権消滅に関する表見代理規定と商業登記に関する諸問題 ［準備学習等］ 商業登記先例判例百選 200 頁
第 5 回	企業取引における商業登記の効力に関する諸問題	不実登記に関する諸問題 登記官の審査権限
第 6 回	企業取引における不正競争の防止に関する諸問題	不正競争防止法に関する諸問題 不正の目的による商号の使用 ［準備学習等］ 商標・意匠・不正競争判例百選 142 頁
第 7 回	企業取引におけるブランドと商号等の諸問題	ブランド・商標・商号・意匠などに関する諸問題 スーパー・テナント関係の諸問題 ［準備学習等］ 消費者法判例百選 76 頁
第 8 回	事業譲渡と労働契約・商号の諸問題	事業譲渡と労働契約関係 事業譲渡と商号
第 9 回	事業譲渡とゴルフクラブ会員権、事業譲渡の広告	ゴルフクラブ会員権に関する問題 挨拶状と広告
第 10 回	企業取引行為に関する文書提出命令の問題	企業取引行為に関する文書提出命令の問題、民事裁判における文書提出命令の対象
第 11 回	企業取引の代理に関する諸問題 1	保険会社支社長 建設会社営業所長代理 ［準備学習等］ 生命保険判例百選［増補版］190 頁
第 12 回	企業取引の代理に関する諸問題 2	信用金庫支店長 服飾会社洋装品係長の権限

第 13 回	企業取引における有価証券の活用	有価証券金額記載の誤り、有価証券の盗難に関する諸問題
第 14 回	企業取引の代理・代表と有価証券	権限のない者による有価証券の振出しとその企業取引における効力

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】
企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業中の質問等、積極的な発言を評価する。
授業期間中における評価 (平常点)
毎回の授業支援システムを使った小テストを 56 %、質疑応答等授業での学習状況を 4 %、合計 60 %とする。
期末における評価
レポート 40 %

【学生の意見等からの気づき】
理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
企業取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to merchants.
【Learning Objectives】
Learning Objectives of this course is to help students understand the legal issues in the court cases related to merchants.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Mini tests (14 times) 56%, In-class contribution 4%, Term-end report 40%.

LAW500A2

企業取引法Ⅱ

明田川　昌幸

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業**/Fall）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
企業取引に関する判例のうち、主に企業が締結する具体的な取引契約に着目した法規制に関する判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】
実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例を素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例についての学生の理解と経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることを目標に授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する問題にとどまるものは少なく、商法・民法以外の分野の問題に及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、出資法、質屋営業法、宅地建物取引業法、非訟事件手続法、破産法、民事再生法、会社更生法、消費者契約法、特定商取引に関する法律、割賦販売法、消費者安全法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。授業支援システムを使い、提出された課題等に対して、添削・返却を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	企業取引と法規制	投機売却や白地手形などに関する法規制 ［準備学習等］ 手形小切手判例百選［7 版］80、82、88、92 頁
第 2 回	企業取引に特有の法効果 1	本人の名を示さない代理行為の効果
第 3 回	企業取引に特有の法効果 2	承諾の意思表示なしの契約成立 建設工事共同企業体の事業上の債務の連帯性に関する問題 ［準備学習等］ 倒産判例百選［4 版］88 頁 平成１０年度重要判例解説 135 頁
第 4 回	企業取引と報酬請求権	宅地建物取引業者の報酬請求権の問題
第 5 回	ゴルフ倶楽部入会証書の有価証券性	ゴルフ倶楽部入会証書と公示催告申立ての可否
第 6 回	企業取引における法定担保の成立	建築請負人の占有敷地に対する商事留置権の成否 債務者の破産手続開始と商事留置権の効力 ［準備学習等］ 民事執行判例・実務フロンティア 2012 年版 232 頁 民事執行判例・実務フロンティア 2013 年版 362 頁 倒産判例百選［4 版］106 頁 倒産判例百選［5 版］108、130 頁 手形小切手判例百選［7 版］118、190 頁
第 7 回	企業取引としての売買	確定期売買、不特定物売買、売買の目的物についての検査通知義務などに関する諸問題 ［準備学習等］ 最高裁・時の判例〔2〕178 頁
第 8 回	契約の締結交渉 貿易取引	契約準備段階における当事者の義務 信用状に基づく荷為替手形の買戻義務
第 9 回	債権債務の一括処理 出資契約	交互計算に組み入れられた債権に対する差押え 匿名組合の営業者の義務

第 10 回	宅地建物取引業 証券業	排除された宅地建物取引業者の報酬請求権 証券会社が破産した場合の顧客の権利 ［準備学習等］ 不動産取引判例百選［3 版］176 頁 倒産判例百選［5 版］100 頁
第 11 回	運送企業の責任 運送に使われる有価証券	運送品の引渡しに関する運送業者の責任 運送証券に関する諸問題 ［準備学習等］ 消費者法判例百選 86 頁 民法判例百選〔2〕債権［6 版］202
第 12 回	保管に関する企業責任	倉庫業者やホテル業者の責任 ［準備学習等］ 消費者法判例百選 224 頁
第 13 回	金融機関への手形の取立委任	手形の取立委任に関する諸問題
第 14 回	保証目的での手形の裏書き	隠れた手形保証に関する諸問題

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】
企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】
授業中の質問等、積極的な発言を評価する。
授業期間中における評価 (平常点)
毎回の授業支援システムを使った小テストを 56 %、質疑応答等授業での学習状況を 4 %、合計 60 %とする。
期末における評価
レポート 40 %

【学生の意見等からの気づき】
理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】
企業取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline (in English)】
【Course outline】
In this course, commentary will be made on the court cases related to commercial transactions.
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to understand the legal issues in the court cases related to commercial transactions.
【Learning activities outside of classroom】
Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.
【Grading Criteria/Policies】
Your overall grade in the class will be decided based on the following ： Mini tests (14 times) 56%, In-class contribution 4%, Term-end report 40%.

LAW500A2

経済刑法

今井　猛嘉

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
経済刑法は、とても興味深い法領域で、履修すると幅広い法知識と広い視野が得られ、実務の世界でもとても役に立つ知見です。いかんせん、少し手強い。理解を容易にするため、授業では、「総論」として、(1) 財産犯と経済刑法の関係、(2) 法人処罰の役割、(3) 支払手段・信用手段の刑法による保護について検討し、次に「各論」として、(1) 市場機能を保護する刑罰法規（独禁法、金商法）、(2) 会社を保護する刑罰法規（会社法、背任罪を含む）、(3) 消費者を保護する刑罰法規を中心に扱う。新聞紙上を賑わし人々の注意を惹く犯罪の多くはこの経済刑法の授業で扱われる犯罪である。独禁法、金商法、会社法等の構成を踏まえて刑罰法規の意義を検討するので、これらの法律の理解にも資する。

【到達目標】
本授業は、1 年で履修した刑法総論、刑法各論、財産法、商法などの法律基礎科目の応用編でもある。世の中にある様々な経済取引活動などにつき、その私法上の法律関係も踏まえた上で、経済刑法がカバーすべき特別法の罰則部分について基本的な理解を得ることが目的である。刑法と民商事法、行政法が交錯する領域なので、諸法規の基本的な制度目的を実現するため、刑罰法令に今日求められる役割に関心をもって法規を解釈することができるようになる。対象とする素材はどれも手強いが、取り組むことを通じて、「考える力」、「調べる力」（法曹にとっては、極めて重要な資質である。判例をすべて暗記している必要はなく、調査により必要な判例にアクセスできればよい。）、「議論する力」が身につく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
授業計画に従って、講義をし、受講生との質疑応答にあわせて、理解を深めて行くという方法を採用する。オンラインの授業になる場合でも、教材に即して検討を進める。
課題等に対するフィードバック方法
課題に対してレポート提出を求める。レポートは講評を付けて返却する。
講評は、それまでの講義の理解度に対する評価である。学生諸君は、この Feed back を利用して、次の講義の予習を深めることが期待されている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	総論 1 財産犯と経済刑法	財産犯と経済刑法の関係　理論と歴史
第 2 回	財産犯と経済刑法	財産犯と経済刑法の関係 交錯
第 3 回	財産犯と経済刑法	財産犯と経済刑法の関係 解釈
第 4 回	総論 2 法人処罰	法人処罰の諸問題
第 5 回	総論 3 支払手段・信用手段の保護	有価証券、振替制度の役割とその保護
第 6 回	支払手段・信用手段の保護	カード犯罪、誤振り込み等をめぐる諸問題
第 7 回	各論 1 市場機能の保護	独禁法罰則　不当な取引制限
第 8 回	市場機能の保護	独禁法罰則　独禁法罰則と犯罪論上の諸問題
第 9 回	市場機能の保護	金商法罰則　相場操縦
第 10 回	市場機能の保護	金商法罰則　インサイダー取引・損失補てん
第 11 回	各論 2 会社の保護	会社法罰則　歴史と特別背任罪
第 12 回	会社の保護	会社法罰則　会社財産を危うくする罪
第 13 回	会社の保護・倒産犯罪	会社法罰則　賄賂罪、利益供与罪 倒産刑法
第 14 回	各論 3 消費者の保護	出資法

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
事前に教材を配付するので、これにざっと目を通しておく程度のことは必要だが、予習よりは復習が大切な科目なので、予習については大きな負担にならない程度の予習でかまわない。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。この科目では、とくに復習に重点を置いて欲しい（予習しようにも歯が立たない領域というのはある。）。

【テキスト（教科書）】
教材はこちらで用意したもの（教科書形式の教材　統合すると数百ページになるだろう）を配付するので、特に教科書は指定しない。

【参考書】
芝原・西田・佐伯・橋爪編『ケースブック経済刑法（第３版）』有斐閣２０１０年）
自習用に使うと格段に実力がつくものの、少し高度。授業で利用する場合には該当部分を配付したうえで解説する。

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価　質疑応答 50%
期末における評価　期末レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】
学生の意欲が高まるよう、改善提案はできるだけ生かしたい。授業で扱う法律の骨格の説明は役に立つようなので、今年も理解しやすいものを用意する。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【その他の重要事項】
特になし

【Outline (in English)】
In this Economic Criminal Law course, we treat the following two parts. In the first part,general part,we examine (1)the relationship between the property crime and the economic criminal law, (2) the meaning and function of corporate punishment and (3) the protection of payment card, such as a credit card or debit card, with criminal sanction. In the second part,special part, we examine (1) Crimes in Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act to protect market, (2) Crimes in Companies Act(including breach of trust in Penal Law) to protect company, (3) Consumer Criminal Law. Many crimes appearing in the newspaper and attracting people's attention are nowadays crimes treated in this course of economic criminal law. This course will also help understanding of Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act and Companies Act, as basic structures of these Acts are analysed to comprehend the role of criminal sanction.
Learning Objectives of this course.
Acquiring the basic understanding of the general part of the criminal law.
Learning activities outside of classroom of this course.
Reading the materials assiged for the respective lecture.
After the lecture,reviewing the discussion in the class.
Grading Criteria /Policies
Contribution to the respective lecture accounts for 30 % of the grade.
The result of the term-end exam accounts for 50 % of the grade.
Attendance is compulsory.
Learning activities outside of classroom.Read the materials and textbook that are suggested for self learinng.
Grading Criteria /Policies.Contribution to the lecture such as having your says,50 persents. the term-end exam grading,50 persents.

LAW500A2

国際関係法（公法系分野）Ⅰ

森田　章夫

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際関係法（公法系分野）Ⅰにおいては、以下を中心的なテーマとして取り扱う。
(1)　総論的問題
(2)　国家の基本的な実体的権利義務
これにより、実定国際法の基本的な構造を理解することを目的とする。

【到達目標】
学生が、将来、国内裁判で国際法を解釈適用する際、国際裁判を担当する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際に、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。それを前提として、授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。
授業は、オンラインを予定している。詳細は、学習支援システムをその都度参照すること。
提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	国際法を学ぶ法曹実務上の意義、授業計画の概要説明、文献紹介 [準備学習等] テキストの確認
第 2 回	国際法の法源 (1)	国際法の法源にはどのようなものがあるか・慣習国際法 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 3 回	国際法の法源 (2)(条約法)	条約と条約法 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 4 回	国際法の法源 (3)	それ以外の法源 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 5 回	国際法と国内法 (概論)	国際法と国内法に関する総論的考察 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 6 回	国際法と国内法 (日本の実行)	日本の実行を中心とした国際法と国内法の関係 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 7 回	国際法と国内法（直接適用）	直接適用問題の考察 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 8 回	国家管轄権 (1)	国家管轄権の基本的説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 9 回	国家管轄権 (2)	日本の国家実行 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 10 回	国家管轄権 (3)	国家管轄権の牴触と調整 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 11 回	国家機関と特権・免除	国家機関の国際法上の地位と特権・免除 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 12 回	主権免除	主権免除の歴史的展開と法的問題点 [準備学習等] テキストの該当部分の予習
第 13 回	国家領域	国家領域の総論的問題 日本の領土問題 [準備学習等] テキストの該当部分の予習

第 14 回	まとめ	国際法の基本的特徴と機能に関する理解の確認 ［準備学習等］ 従前回の復習

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、各回ごとに指定された文献を事前に予習すること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
『国際条約集 2022』（有斐閣）、『国際法判例百選【第 3 版】』（有斐閣）を、現時点では予定している。それ以外の必須資料は、配布する。

【参考書】
参考文献は、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
予習の有無　５％
議論への積極的な参加　１０％
質疑応答　５％
期末における評価
レポート又は定期試験　８０％
（どちらで評価するかについては、授業開始時に、受講生人数や受講生の習熟度を判断した上で決定する）

【学生の意見等からの気づき】
間違うことを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【Outline (in English)】
This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: general theory; fundamental substantive rights and obligations of states.
Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination or report:80%、preparation and in class contribution: 20%

LAW500A2

国際関係法（公法系分野）Ⅱ

森田　章夫

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際関係法（公法系分野）Ⅱにおいては、国際関係法（公法系分野）Ⅰを受けて、国際公域における国家の実体的権利義務の諸問題と、手続的諸問題、国際社会の平和と安全の維持に関わる主要問題をテーマとして取り扱う。
これにより、実定国際法の基本的構造を理解することを目的とする。

【到達目標】
学生が、将来、国内裁判で国際法を解釈適用する際、国際裁判を担当する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際に、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。それを前提として、授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。
授業は、オンラインを予定している。詳細は、学習支援システムをその都度参照すること。
提出された課題等に対して、授業内で講評する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業計画の概要説明、文献紹介 ［準備学習等］ テキストの確認
第 2 回	海洋 (1)	沿岸海域を中心とした説明 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 3 回	海洋 (2)	国際公域としての海洋を中心とした説明 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 4 回	海洋 (3)	機能的側面から見た海洋の利用 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 5 回	空・宇宙	領空・公空・宇宙空間の国際法上の地位と規制 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 6 回	個人	個人の法的地位と規制の概説 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 7 回	人権	国際社会における人権の保護 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 8 回	国家責任 (1)	国家責任総論 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 9 回	国家責任 (2)	違法性阻却事由、外交的保護 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 10 回	紛争の平和的解決 (概説)	紛争の平和的解決の位置づけ・方法選択等の概説 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 11 回	司法的解決	国際司法裁判所等の説明 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 12 回	国際安全保障 (概説)	集団安全保障と武力不行使原則 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習
第 13 回	武力不行使原則の例外事由	個別的・集団的自衛権等の説明 ［準備学習等］ テキストの該当部分の予習

第 14 回	まとめ	国際法各論における国際法総論との関連性 ［準備学習等］ 従前回の復習

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
学生は、事前に予習すべき範囲内の教科書の記述と関連判例の予習が要求される。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
『国際条約集 2022』（有斐閣）、『国際法判例百選【第 3 版】』（有斐閣）を、現時点では予定している。それ以外の必須資料は、配布する。

【参考書】
参考文献は、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】
【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
予習の有無　５％
議論への積極的な参加　１０％
質疑応答　５％
期末における評価
レポート又は定期試験　８０％
（どちらで評価するかについては、授業開始時に、受講生人数や受講生の習熟度を判断したうえ決定する）

【学生の意見等からの気づき】
間違うことを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【Outline (in English)】
This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: general theory; fundamental substantive rights and obligations of states.
Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.
Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.
Your overall grade in the class will be decided based on the following Term-end examination or report:80%、preparation and in class contribution: 20%

LAW500A2

国際関係法（私法系分野）Ⅰ

道垣内　正人

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：2～**年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際社会では国家や地域ごとに法・司法制度はばらばらな状態であるところ、その中で営まれている国際家族や国際ビジネスに安定的な秩序を確保することを任務とするのが国際私法である。すべての法を統一することは現実的ではないため、国際私法では、法律関係ごとに最も密接に関係する地の法を適用するという方法を採用している。この講義では、国際私法について、総論 (法の適用に関する通則法 38 条から 42 条) とともに、親族・相続に関する各論 (同法 24 条から 37 条) を扱う。総論では、第 1 段階：「法律関係の性質決定」、第 2 段階：「連結点の確定」、第 3 段階：「準拠法の特定」、第 4 段階：「準拠法の適用」という 4 つの段階に分けて、準拠法の決定・適用というプロセスを把握する。

【到達目標】
国際私法のうち、準拠法決定・適用に関する総論及び家族法分野の各論問題とともに、家族法分野における国際裁判管轄、外国判決の承認・執行等の国際民事手続法上の問題を扱う。私法の分野、特に家族法の分野では、宗教・文化伝統等により各国の法は異なり、裁判制度も国ごとに存在する。そのような中で、いかに法的秩序を構築・維持するかが国際私法の課題であり、準拠法の決定という方法を用いる国際私法の基本的な考え方を理解し、また、手続法上の問題も踏まえて、家族法分野の問題の処理ができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
原則として、テキストとして指定している『国際私法入門 (第 8 版)』に沿って、その第 1 章、第 2 章、第 4 章及び第 6 章の内容について講義を進める。講義形式になるものの、できる限りインタラクティヴにしたいので、講義途中でも分からない点等を積極的に質問していただければ、丁寧に応えるつもりである。
講義を通じて理解し、身に付けてもらいたい点について、試験問題の解説（答案例をもとにしたもの）を行う際に併せて講義全体についてのフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	総論 1	国際私法の構造・考え方：［準備学習等］ 第 1 章
第 2 回	総論 2	単位法律関係 ［準備学習等］ 第 2 章 I、II
第 3 回	総論 3	連結点 ［準備学習等］ 第 2 章 III
第 4 回	総論 4	不統一法国 ［準備学習等］ 第 2 章 IV
第 5 回	総論 5	反致 ［準備学習等］ 第 2 章 IV
第 6 回	総論 6	公序 ［準備学習等］ 第 2 章 V
第 7 回	総論 7	総論のまとめと各論の全体像 ［準備学習等］ 第 4 章 I
第 8 回	家族法各論 1	婚姻 ［準備学習等］ 第 4 章 II
第 9 回	家族法各論 2	離婚 ［準備学習等］ 第 4 章 II
第 10 回	家族法各論 3	実親子関係 ［準備学習等］ 第 4 章 II
第 11 回	家族法各論 4	養子縁組 ［準備学習等］ 第 4 章 II

第 12 回	家族法各論 5	親子間の法律関係、扶養義務 ［準備学習等］ 第 4 章 II
第 13 回	家族法各論 6	相続・遺言 ［準備学習等］ 第 4 章 III
第 14 回	国際民訴	渉外事件の国際裁判管轄 ［準備学習等］ 第 6 章 I

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門 (第 8 版)』を読み、一定の理解と疑問点を持った上で講義に臨むこと。これに加えて、『国際私法判例百選 (第 3 版)』のほか、重要論点について理解を深めるため、道垣内正人『ポイント国際私法・総論 (第 2 版)』・同『ポイント国際私法・各論 (第 2 版)』を読むことをお勧めする。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門 (第 8 版)』(有斐閣、2018)

【参考書】
・道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選［第 3 版］』（有斐閣，2021）
・道垣内正人『ポイント国際私法・総論 (第 2 版)』)』(有斐閣、2007)
・道垣内正人『ポイント国際私法・各論 (第 2 版)』(有斐閣、2014)

【成績評価の方法と基準】
期末における評価
最終試験 100 %
試験は問題について一定期間内に作成した解答を email に添付して道垣内宛てに送付するという形で行う。 過去の試験問題及びその実施の際のルール等については、http://www.f.waseda.jp/dogauchi/ を参照のこと。
なお、受講人数等により、上記基準・割合は変更となることがある。また、試験の方法の変更もあり得る。

【学生の意見等からの気づき】
やや早口になる傾向があるとの意見をかつて頂いたことがあるので、この点は常に気をつけて、分かりやすい語り口を心がけたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
オンライン講義になる場合には、情報機器等が必要となる。

【その他の重要事項】
なし。

【Outline (in English)】
Course outline: This course aims the basic understanding of conflict of laws in the field of family law.
Learning Objectives: The most significant objective of this lecture is to consider legal issues from a view point of an international lawyer instead of a domestic lawyer.
Learning activities outside of classroom: Reading judgments on international civil or commercial disputes is important.
Grading Criteria: Grading is done in accordance with the understanding the core idea of the conflict of laws.

LAW500A2

国際関係法（私法系分野）Ⅱ

上村　直子

単位数：**2 単位**　｜　受講年次：**2～年（秋学期授業/Fall）**
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
具体的な事案についてどのような点が法的な問題となるのかを分析し、法の適用関係を理解することをめざします。学術的な議論及び実務上の運用等を理解することにより、国際的な私的法律関係や国際私法により一層の興味をもってもらうことを期待します。

【到達目標】
国際私法（財産分野）について、基礎的な理解を得ることを目標とします。
具体的な到達目標は以下のとおり。
①該当条文の理解
②基礎的な解説書の内容の理解
③関連する主要な判例の理解
その際、判例に加えて、できるだけ実際におこった事案を紹介します。それによって、実務上どのような形で国際私法が問題となり、また、どのように解決の手段として利用されるかについて、実感できるようになります。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、講義形式とソクラテスメソッドの混合とします。できるだけソクラテスメソッドに基づき、テキストを素材にして講義担当者が問題点を提起し院生が相互に議論をする形式で行います。あらかじめ指定された教材を読んだうえで授業に出席してください。課題等に対するフィードバックは、基本的に、授業中の議論や説明の際に行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業計画について概説すると共に、総則を簡単に復習し、国際私法の基本概念を確認します。 ［準備学習等］ 法の適用に関する通則法を通読して下さい。
第 2 回	従属法	自然人及び法人の従属法について学習します。 ［準備学習等］ Unit13
第 3 回	代理	代理（法定代理・任意代理）の準拠法について学習します。 ［準備学習等］ Unit14
第 4 回	契約 I	契約準拠法の指定・変更及び分割指定等、契約の準拠法の一般原則について概観します。 ［準備学習等］ Unit15-1
第 5 回	契約 II	契約の準拠法に関する客観的連結について学習します。 ［準備学習等］ Unit15-2

第 6 回	契約 III	消費者契約・労働契約の特例について学習します。 ［準備学習等］ Unit15-3
第 7 回	契約 IV	法律行為の方式について学習します。 ［準備学習等］ Unit15-4
第 8 回	法定債権 I	不法行為・事務管理・不当利得の準拠法について学習します。 ［準備学習等］ Unit16-1
第 9 回	法定債権 II	生産物責任の準拠法について学習します。 ［準備学習等］ Unit16-2
第 10 回	法定債権 III	名誉・信用毀損の準拠法について学習します。 ［準備学習等］ Unit16-2
第 11 回	債権譲渡等	債権譲渡の準拠法について学習した後、代位や債務引受等、債権譲渡の考え方を応用可能な法律関係について学習します。 ［準備学習等］ Unit17
第 12 回	物権	物権・担保物権・証券の準拠法について学習します。 ［準備学習等］ Unit18
第 13 回	知的財産権	特許権や知的財産権及び職務発明の準拠法について学習します。 ［準備学習等］ Unit19
第 14 回	適用範囲	これまでの総括として、国際私法と公法的法律関係・外国国家行為について概観し、国際私法の外延（適用範囲）につき理解を深めます。 ［準備学習等］ Unit 20

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
準備学習：テキストの指定された範囲、及び、各自基本書（参考書として挙げた「入門」に限らず、各自好きなもので結構です）で該当箇所を読んでから授業に臨んで下さい。授業では、受講生が予め該当箇所を読んできていることを前提として、テキストの判例及び設問を中心に議論します。
復習：最終的には条文をみて、論点が思い浮かぶようになる必要があります。テキストの各 Unit の冒頭の Outline は短くまとまっていますので、全体を見直す際にも有効と思います。記憶にとどめるためには、短い時間でも良いので、何度も見直すことを心がけましょう。効率よく反復するために、基本書やノート等どこかに情報を集約することも有効です。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 [第 3 版]』（有斐閣，2012）

【参考書】
澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門 [第 8 版]』（有斐閣，2012）
櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選（別冊ジュリスト）[第 3 版]』（有斐閣，2012）

【成績評価の方法と基準】
授業における討論への貢献の度合いと、授業終了後の書面による試験の評価により評定します。授業の準備をよくしていることが期待されますが、自ら考えついた論点の指摘が授業での議論を深めるものであれば授業における討論に貢献するものとして評価します。
授業期間中における評価（平常点）
　質疑応答や発表による授業への貢献度 20 %
期末における評価
　定期試験 80 %
（なお、受講人数等により、上記基準・割合は変更となることがあります。）

【学生の意見等からの気づき】
選択科目になかなか勉強時間を割くのは難しいと思いますので、効率的な予習・復習を一緒に考えていきたいと思います。　受講人数等により、判例の担当や授業での発表等も方法や範囲を検討したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】
特になし。

【Outline (in English)】
【Course Outline】
We will learn the rules of conflict of laws by analyzing legal issues and will understand which laws of jurisdiction should be applied to each case. By referring to both academic discussions and practical application, we will try to deepen our understanding on global legal issues and the rules of conflict of laws.
【Learning Objectives】
By the end of the course, students should be able to (i) understand the Japanese statutory rules of conflict of laws, i.e., the "Act on General Rules for Application of Laws," (ii) analyze legal issues of cross-boarder civil cases and (ii) apply appropriate laws to each case.
【Learning Activities Outside of Classroom】
Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter from the text. Your required study time is about one hour for each class meeting.
【Grading Criteria/Policy】
Your overall grade will be decided based on the following
Term-end examination: 80%、in class contribution: 20%

LAW500A2

国際取引法

清水　幸明

単位数：2 **単位**　｜　受講年次：2～**年（春学期授業**/Spring）
備考（履修条件等）：**選択**

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
国際取引に関する規律及び法律問題を概観し、それに続いて国際民事紛争の解決のための国際民事手続法について理解を得ることを目的とします。

【到達目標】
国際取引をめぐる規律及び法律問題につき、実務を取扱う上で必要な基礎的な知識と理解を得ることを目標とします。
学生は、基本的な国際取引の流れを自らの言葉で説明することができるようになるとともに、取引の各段階において問題となる法的な問題点と対応策を理解することを目標とします。また、国際民事手続法については、判例を通じて国内民事手続法との相違点を理解し、その実務について理解することを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は、講義形式とソクラテスメソッドの混合としますが、判例その他の事案については、できる限りソクラテスメソッドに基づき、講義担当者が問題点を提起し学生と議論する形式で理解を深めます。また、第 2 回以降の講義では、講義の冒頭で前回までの講義で扱った内容の要約を行うことで、国際取引の全体像を俯瞰しながら個々の論点を学びます。提出されたレポート課題については、個別にフィードバック面談を行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
あり / Yes

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	国際取引法概観	・国際取引法の意義と特色 ［準備学習等］ ・久保田 42 頁-72 頁
第 2 回	国際売買	・インコタームス ・ウィーン売買条約 ［準備学習等］ ・久保田 73 頁-142 頁
第 3 回	国際運送・保険	・海上運送を中心に ［準備学習等］ ・久保田 143 頁-176 頁
第 4 回	国際的支払	・信用状取引 ［準備学習等］ ・久保田 177 頁-206 頁
第 5 回	国際的企業活動	・販売店・代理店 ・知的財産権・技術移転 ・投資及び共同事業 ・金融取引 ［準備学習等］ ・マテリアルズ 138 頁-144 頁、192-233 頁
第 6 回	国際取引の枠組み	・国際商取引に対する国家法による管理 ［準備学習等］ ・マテリアルズ 12 頁-50 頁
第 7 回	裁判権免除及び国際裁判管轄総論	・国家に対する裁判権免除 ・国際裁判管轄の重要性 ［準備学習等］ ・C&M の Unit21 及び 22
第 8 回	財産関係事件の国際裁判管轄	・財産関係事件の国際裁判管轄 ［準備学習等］ ・C&M の Unit 23
第 9 回	家族関係事件の国際裁判管轄	・家族関係事件の国際裁判管轄 ［準備学習等］ ・C&M の Unit 24
第 10 回	当事者及び送達・証拠調べ	・当事者適格・国際的司法共助 ［準備学習等］ ・C&M の UNIT 25 及び 26
第 11 回	外国判決の承認・執行	・財産・家族関係事件の外国判決の承認・執行 ［準備学習等］ ・C&M の UNIT 27
第 12 回	国際訴訟競合	・国際訴訟競合に関する判例研究 ［準備学習等］ ・C&M の UNIT 28
第 13 回	保全処分及び外国法の適用	・保全処分 ・外国法の適用 ［準備学習等］ ・C&M の UNIT 29 及び 30
第 14 回	国際商事仲裁・国際倒産	・仲裁法、ニューヨーク条約 ・国際倒産処理手続 ［準備学習等］ ・C&M の UNIT 31 及び 32

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
各回授業計画の内容欄に指定の教材を読んだうえでご出席下さい。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】
久保田：久保田隆著『国際取引法講義［第 3 版］』（中央経済社,2021）
C&M ： 櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法［第 3 版］』（有斐閣,2012）
マテリアルズ：澤田・柏木・杉浦ほか『マテリアルス国際取引法 [第 3 版]』（有斐閣,2014）

【参考書】
櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選 [第 3 版]』（有斐閣,2021）

【成績評価の方法と基準】
授業期間中における評価（平常点）
　授業中の質疑応答を通じた授業への貢献度 ３０％
期末における評価
　レポート ７０％

【学生の意見等からの気づき】
法律問題の講義にとどまることなく、その前提としての事実関係や国際取引の仕組み等についても理解が得られるように留意して講義を行う予定です。

【学生が準備すべき機器他】
特にありません。ただし、オンライン講義となる場合にはパソコン等が必要となります。

【その他の重要事項】
国際金融取引や買収対象に海外子会社を含むＭ＆Ａファイナンスの実務経験がありますので、講義内容に関係する範囲で、実務ではどのような形で問題提起がなされ、どのようなアプローチで解決しているかについてもご紹介します。

【Outline (in English)】
Course outline; This course is to overview the rules and legal issues arising at international business transactions and to understand the civil procedures to resolve the international disputes.
Learning Objectives; By the end of this course, students should be able to understand and explain basic process of international transactions and the legal issues, and to understand the difference between the civil dispute resolution process of international disputes and those of domestic disputes.
Leaning activities outside of classroom; Before/after each class meeting, students will be expected to spent two hours to understand the course content.
Grading Policies; Term-end report 70%, class contribution 30%

LAW500A2

法と心理学

高木　光太郎

単位数：2 単位　｜　受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）
備考（履修条件等）：選択

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】
この授業では法の現場にかかわる心理現象を「記憶」「コミュニケーション」「意志決定」「カウンセリング」「パーソナリティ」の各領域に分けて解説する。授業全体を通して特に強調するのは人間の心理過程がもつ Vulnerability (脆弱さ) である。人間の心は一般に考えられているよりも誤りやすく傷つきやすい。それはたとえば記憶のゆがみ、推論のエラー、差別的態度、コミュニケーションの失敗、トラウマといった現象として法に関わる様々な場面にあらわれてくる。授業では、各領域の基礎的な心理学的知見について理解をしたうえで、それを法の現場で生じる諸問題と関係づけて、より具体的・現実的に理解することを目指す。

【到達目標】
この授業では法をめぐる諸現象を人間行動の高次の形態としてとらえ、そこで生じる諸問題に関する心理学的研究の成果について解説する。これを通して、法の現場で生じる心理的な諸問題を、法実務・研究の立場だけではなく、人間科学的な立場とも結び付けて、より多角的に把握できるようになることが到達目標となる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】
ディプロマポリシーのうち、「ＤＰ５」と「ＤＰ６」に関連

【授業の進め方と方法】
授業は基本的に講義形式で行う。
授業期間内に数回程度リアクションペーパーの提出を求めるが、そこで出た疑問点や着眼点のうち重要なものについては、次回の授業内で紹介・解説し、クラス内での共有をはかる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	講義のねらい、概要などについて説明する。 [準備学習等] シラバスの内容を十分に検討しておくこと。
第 2 回	記憶（1）記憶心理学の基礎	人間の記憶に関する心理学的研究の基本的な成果について、目撃証言の信用性の問題を視野に入れながら解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 3 回	記憶（2）目撃証言における記憶の変容	目撃証言の信用性をめぐる諸問題について、具体的な事例を提示しながら解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 4 回	記憶（3）目撃供述聴取の技法	目撃証言を適切に聴取することを目的に開発された捜査面接技法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 5 回	コミュニケーション（1）自白の生成過程	被疑者取調べにおける自白の生成過程について、特に虚偽自白の生成に注目して解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 6 回	コミュニケーション（2）被疑者取調べの技法	適切な被疑者取調べを行うために開発された捜査面接技法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 7 回	コミュニケーション（3）供述信用性評価	供述信用性評価技法のうち、人間の一般的心理特性を基準として利用する技法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 8 回	コミュニケーション（4）供述信用性評価（つづき）	供述信用性評価技法のうち、供述の内容的側面および形式的側面に注目する技法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 9 回	コミュニケーション（5）供述信用性評価（つづき）	供述信用性評価技法のうち特に供述の形式的側面に注目する技法を用いた鑑定事例を紹介する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 10 回	意志決定（1）共同的意志決定過程の基礎	複数の人が関与する意志決定過程の基本的な特徴について、裁判員裁判における評議を視野に入れながら解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 11 回	意志決定（2）裁判員裁判における意志決定支援	裁判員裁判の評議における意志決定を支援する「コミュニケーションデザイン」について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 12 回	カウンセリング（1）臨床心理学的介入の基礎	心理的なカウンセリングの基礎理論と基本的手法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 13 回	カウンセリング（2）犯罪被害者等への心理的支援	犯罪被害者など心に深い傷を負った人々のコミュニケーションにおいて考慮すべき心理的要因について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
第 14 回	パーソナリティ（1）パーソナリティ心理学の基礎	個人の性格特性の理解に関する基本的な理論と、それらの法実務の関連について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献を各パートの終了後に読むことで、より深い理解を得ることができる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】
特に指定しない。

【参考書】
第 1 回の授業で参考文献リストを配布する。

【成績評価の方法と基準】
法実務の視点から講義内容にコメントをするレポートを学期末に提出してもらい評価の主要材料とする（80%）。これと平常点（20%）をあわせて評価を決定する。
授業期間中における評価（平常点）
授業内での質疑や討論への参加状況 20 %
期末における評価
　レポート 80 %

【学生の意見等からの気づき】
2020 年度、2021 年度はオンラインでの授業実施であったため、受講者とのコミュニケーションを十分にとることが難しい状況であった。今年度の授業では、本授業の内容に関連する受講生の他授業における取り組みなどについても機会を設けて情報収集し、授業内容に反映できる事項を積極的に取り入れていくようにしたい。

【Outline (in English)】
This course will provide students with an introduction to forensic psychology for lawyers. Students will learn about eyewitness testimony, forensic interview, statement credibility assessment, group decision making in citizen judge (saiban-in) system, counseling and crisis intervention for victims, and personality assessment. Special attention will be given to understanding of vulnerable nature of human mental processes such as memory distortion in eyewitness testimony, suspect's suggestibility, biases in legal decision making, and PTSD.
The goal of this course is to enable students to understand psychological issues that arise in the field of law from a more multifaceted perspective, not only from the standpoint of legal practice and research but also from the standpoint of human science. Students are expected to read the relevant literature in the list of references distributed in the first class after completing each part of the course to gain a deeper understanding of the topic.
Students are required to submit a report at the end of the semester in which they comment on the lecture content from the perspective of legal practice, which will be used as the main material for evaluation (80%). The evaluation will be determined by a combination of this and ordinary points (20%).

法政大学
HOSEI University